

令和2年第6回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和2年10月16日（金曜日）
開会 午前10時1分
散会 午後5時24分
場所 第4委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和2年 令和元年度沖縄県一般会計決算
第6回議会 の認定について（企画部、出納
認定第1号 事務局、監査委員事務局、人
事委員会事務局及び議会事務
局所管分）
- 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長	又吉清義君		
副委員長	島尻忠明君		
委員	仲村家治君	花城大輔君	
	仲田弘毅君	当山勝利君	
	仲宗根悟君	西銘純恵さん	
	渡久地修君	國仲昌二君	
	山里将雄君	平良昭一君	
	當間盛夫君		

説明のため出席した者の職、氏名

企画部長	宮城力君
企画部参事	宮平尚君
企画調整課長	喜舎場健太君
交通政策課長	金城康司君
交通政策課 公共交通推進室長	寺本美幸さん
交通政策課副参事	大嶺寛君
統計課長	糸数勝君
科学技術振興課長	金城克也君
総合情報政策課長	加賀谷陽平君
地域・離島課長	森田賢君
市町村課副参事	山内明良君
会計管理者	伊川秀樹君
監査委員事務局長	渡嘉敷道夫君
人事委員会事務局長	大城直人君
議会事務局長	勝連盛博君

○又吉清義委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和2年第6回議会認定第1号及び決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、企画部長、会計管理者、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、企画部長から企画部関係決算の概要説明を求めます。

宮城力企画部長。

○宮城力企画部長 おはようございます。

それでは、企画部の令和元年度歳入歳出決算説明資料により御説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

企画部は一般会計のみとなっており、所管の歳入決算総額は、予算現額（A欄）379億4876万4712円に対し、調定額（B欄）309億647万1692円、収入済額（C欄）309億564万1592円、不納欠損額（D欄）0円、収入未済額（E欄）83万100円となっております。

款ごとに御説明いたします。（款）使用料及び手数料は、予算現額524万2000円、調定額181万7628円で同額収入済みであります。これは主に行政財産使用許可に係る使用料収入であります。

（款）国庫支出金は、予算現額365億1066万712円、調定額294億6884万2330円で同額収入済みであります。これは主に（項）国庫補助金の沖縄振興特別推進交付金や、（項）委託金の参議院議員通常選挙費であります。

（款）財産収入は、予算現額1億8985万4000円、調定額3億2249万4984円で同額収入済みであります。財産収入の主なものは、（項）財産運用収入（目）財産貸付収入における沖縄県特定駐留軍用地内土地貸付料であります。

資料2ページをお願いいたします。

（款）寄附金は、予算現額583万6000円、調定額363万6000円で同額収入済みであります。これは知的・産業クラスター形成推進寄附金としての受入れであります。

(款) 繰入金は、予算現額 3 億 3749 万 8000 円、調定額 3 億 1593 万 9765 円で同額収入済みであります。これは主に沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金からの繰入れであります。

(款) 諸収入は、予算現額 6 億 4547 万 4000 円、調定額 6 億 984 万 6385 円で、収入済額 6 億 901 万 6285 円、収入未済額 83 万 100 円となっております。諸収入の主なものは、(目) 総務貸付金元利収入の地域総合整備資金貸付金元利収入であります。収入未済は、(項) 雑入 (目) 雑入の沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業の交付決定取消しに係る返還金であります。

(款) 県債は、予算現額 2 億 5420 万円、調定額 1 億 8390 万円で同額収入済みであります。これは主に沖縄振興特別推進交付金事業の大東地区情報通信基盤整備促進事業に係る起債であります。

3 ページをお願いいたします。

令和元年度一般会計歳出決算について御説明申し上げます。企画部の予算は (款) 総務費に計上されております。

歳出決算総額は、予算現額 (A 欄) 448 億 244 万 4390 円に対し支出済額 (B 欄) 370 億 2108 万 7175 円、翌年度繰越額 (C 欄) 64 億 1508 万 6000 円、不用額 (D 欄) 13 億 6627 万 1215 円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は 82.6%、繰越額の割合である繰越率は 14.3% となっております。

翌年度繰越額 (C 欄) について御説明申し上げます。(項) 企画費の繰越額 2 億 1814 万 6000 円のうち (目) 総務企画費 293 万 7000 円は、通信施設維持管理費における事業期間の見直しに伴う繰越しであります。(目) 計画調査費 2 億 1520 万 9000 円は、超高速ブロードバンド環境整備促進事業における整備計画変更によるもの、テレビ放送運営事業費における計画変更等に伴う繰越し等であります。

(項) 市町村振興費の繰越しは、(目) 沖縄振興特別推進交付金 61 億 9694 万円となっており、主な要因としては、資材や労務者の手配困難、入札不調等に伴う事業期間の見直し、工事の実施に伴い生じた状況変化への対応等によるものであります。

不用額 (D 欄) の主なものについて御説明申し上げます。(項) 総務管理費の不用額 2401 万 1470 円は、主に特定駐留軍用地土地取得事業において、駐留軍用地内の土地取得が当初見込みより少なかったことに伴う公有財産購入費の執行残によるものであります。

(項) 企画費の不用額 5 億 6168 万 4912 円のうち、(目) 企画総務費に係る主なものは、通信施設維持管理費における委託料の執行残によるものであります。

(目) 計画調査費に係る主なものは、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業における 3 月の実績が減少したことに伴う負担金の執行残、石油製品輸送等補助事業費における石油輸送量が当初見込みより少なかったことに伴う補助金の執行残によるものであります。

(項) 市町村振興費の不用額 6 億 9478 万 6120 円は、主に (目) 沖縄振興特別推進交付金において、市町村事業に係る入札残及び事業計画の変更等による交付金の執行残であります。

(項) 選挙費の不用額 844 万 1240 円は、主に参議院議員通常選挙費の公費負担経費の執行残であります。

(項) 統計調査費の不用額 7734 万 7473 円は、主に全国家計構造調査費の市町村に対する交付金の執行残であります。

以上で、企画部所管の令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○又吉清義委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、会計管理者から出納事務局関係決算の概要説明を求めます。

伊川秀樹会計管理者。

○伊川秀樹会計管理者 おはようございます。

それでは、続きまして出納事務局所管の令和元年度歳入歳出決算の概要につきまして、サイドブックに掲載されております令和元年度歳入歳出決算説明資料出納事務局に基づきまして御説明をいたします。

資料 1 ページをお願いいたします。

初めに、歳入について御説明をいたします。

予算現額の計 A 欄は、(款) 使用料及び手数料、(款) 財産収入、(款) 諸収入の合計で 2302 万 5000 円となっております。

調定額 B 欄は 19 億 8521 万 778 円で、収入済額 C 欄も同額となっております。

(款) 使用料及び手数料 (項) 証紙収入については、各部局で予算を計上していることから予算現額の計 A 欄は 0 円となっております。

証紙収入の調定額及び収入済額については、出納事務局会計課で行っている証紙売りさばき分になります。

続きまして、資料の 2 ページを御覧いただきたいと思います。

次に、歳出について御説明をいたします。

(款) 総務費 (項) 総務管理費の予算現額計 A 欄は、繰越額、予算予備費充当及び流用増減額を含め 6 億 2375 万 2200 円となっております。

支出済額B欄は6億480万8652円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は97%となっております。

不用額は1894万3548円で、その主なものは、委託料の執行残となっております。

以上で、出納事務局の令和元年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、監査委員事務局長から監査委員事務局関係決算の概要説明を求めます。

渡嘉敷道夫監査委員事務局長。

○渡嘉敷道夫監査委員事務局長 おはようございます。

それでは、監査委員事務局所管の令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、サイドブックに掲載されております令和元年度歳入歳出決算説明資料により御説明をさせていただきます。

ただいま青いメッセージで通知いたしました令和元年度歳入歳出決算説明資料のタップをお願いいたします。

それでは、画面をスクロールしていただき、説明資料の1ページを御表示ください。

歳入の決算について御説明をいたします。

監査委員事務局の歳入総額は、(款) 諸収入でC欄になりますが収入済額が5196円となっております。その内容は、非常勤職員に係る雇用保険料となっております。調定額に対する収入済額の割合は100%となっております。

画面をスクロールしていただき、資料の2ページを御表示ください。

歳出の決算について御説明いたします。

歳出の合計は、(款) 総務費(項) 監査委員費の予算現額A欄になりますが、1億8403万7000円に対しまして支出済額はB欄の1億7973万3450円で、執行率は97.7%となっております。

不用額は430万3550円で、その主なものは、旅費、報酬及び職員手当等の執行残によるものであります。

以上で、監査委員事務局所管の決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 監査委員事務局長の説明は終わりました。

次に、人事委員会事務局長から人事委員会事務局関係決算の概要説明を求めます。

大城直人人事委員会事務局長。

○大城直人人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局所管の令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

ただいま青いメッセージで通知しました令和元年度歳入歳出決算説明資料をタップしてください。

それでは、画面をスクロールしていただき、説明資料の1ページを御表示ください。

歳入決算状況について御説明いたします。

人事委員会事務局の歳入総額は、(款) 諸収入の収入済額(C)欄が197万3266円となっております。その内容につきましては、公平審査・苦情相談業務の受託経費、警察官採用共同試験の実施に係る経費と非常勤職員等に係る雇用保険料であります。なお、調定額に対する収入済額の割合は、100%となっております。

説明資料の2ページをお願いします。

歳出決算状況について御説明いたします。

(款) 総務費(項) 人事委員会の歳出総額は、予算現額(A)欄1億7714万6000円に対し、支出済額(B)欄1億6975万8990円、不用額738万7010円となっております。執行率は95.8%となっております。

不用額の主な内容は、職員費及び職員採用試験費の執行残等であります。

以上で、人事委員会事務局所管の歳入歳出決算の概要を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から議会事務局関係決算の概要説明を求めます。

勝連盛博議会事務局長。

○勝連盛博議会事務局長 おはようございます。

それでは、議会事務局所管の令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットへ通知いたしました令和元年度歳入歳出決算説明資料(県議会事務局)をタップし、御覧ください。

それでは、画面に表示されております表紙、目次をスクロールしていただき、1ページを御表示ください。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

議会事務局の歳入総額は、予算現額の231万円に対し、調定額が229万2770円、収入済額が229万2770円、収入済額の割合は100%となっております。

収入済額のうち、(款) 使用料及び手数料38万474円は、議会棟1階ラウンジ等の建物使用料であります。

(款) 諸収入の191万2296円は、1階ラウンジ等の電気代等の雑入であります。

次に、2ページをお開きください。

歳出決算について御説明申し上げます。

議会事務局の歳出総額は、予算現額の14億1621万4000円に対し、支出済額が13億7753万6462円、不用額が3867万7538円で、執行率は97.3%となっております。

不用額の内容を(目)別に御説明しますと、

(目) 議会費の不用額2627万1765円は、旅費等の執行残となっております。次に、(目) 事務局費の不用額1240万5773円は、旅費、職員費等の執行残となっております。

以上が、議会事務局所管の歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、当該ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うようお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 おはようございます。

では、質疑をさせていただきます。ただいま送られたと思っておりますけれども、まず、成果報告書の17ペー

ジ、鉄軌道導入促進に向けた取組について伺います。これまで皆様方、いろいろなことでやっていらっしゃる、導入に向けて頑張っている、県の方針も、ここにも書いてありますように、県の行っている費用便益比というのは1を超えることを確認したと書いてはありますけれども、基本的には上下分離方式が前提になっているかと思っております。これは法令等の関係があつて、なかなかここが壁になっていると思うんですけども、国との調整について伺います。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 お答えいたします。

県の全体的な調査につきましてですが、事業採算性、こちらにつきましては、全国新幹線鉄道整備法を参考とした上下分離方式による事業スキームを想定して検討を行っております。また、費用便益比につきましては、将来の観光客数について平成30年度までの実績を踏まえ1200万人から1400万人を設定し、また、貨物車に係る便益等を見込むというような形で検討を行っております。こういった県の費用便益比に係る検討結果につきまして、国のほうからは前提条件や算定手法については根拠を持って検討されたものと理解している。一方、国においても、これまで自らの調査について、適切な手法等を用いて検討を行ってきたところである。県においては、今後新たな沖縄振興に向けた議論の中で、県自らが実施した検討結果等に基づき、県としての考え方をしっかり示していただければよいとして、国は県の考え方を受け止めて、国におけるこれまでの調査結果や国の総点検結果を踏まえて、今後の方向性を検討、判断していく考えであるという見解を示しております。また、県としましては、事業採算性確保の観点からは、全国新幹線鉄道法を参考とした公設民営型の上下分離方式による特例制度の創設が必要と考えておりますので、今後は、国と鉄軌道導入に向けて特例制度の創設も含めた具体的な議論を行ってまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 そこがいつも議論になっているんですけども、その上下分離方式、国がもうある程度一定の理解をされているのかなど、今の御答弁だとそういうふうには聞こえますけれども、今後ですね、ここをクリアしないと費用便益比が1を超えないわけですから、そうすると鉄道も導入できないということになるので、どう取り組んでいかれるのかを伺います。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 県におきましては、今後、国の総点検作業が終了します10月

下旬頃に、新たな沖縄振興に必要な制度についての中間報告を行うこととしております。鉄軌道につきましてもその中にしっかり盛り込んで、国との議論を加速させていくこととしておりますので、その中でしっかりとですね、前に進められるように議論を進めてまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 ぜひ、これはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、ページめぐりまして21ページです。

沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業について伺います。まず、具体的な成果について伺います。

○金城克也科学技術振興課長 この事業は県内大学等の研究成果を産業利用へつなげるイノベーションシステムを構築するものであり、これにより沖縄県における知的・産業クラスターの形成を促進することとしております。令和元年度における主な成果については、企業が有する素材と沖縄高専の有する技術を組み合わせ、人間の健康に寄与する機能性商品の研究開発を支援しているところです。具体的には、炎症性腸疾患の炎症抑制効果を通じた生活の質の改善を目指した商品の開発などを目指しております。今後とも、研究段階に応じて得られた成果を発展させる産学連携の共同研究を支援することで、知的・産業クラスターの形成を推進していきたいと考えております。

○当山勝利委員 その中でですね、令和元年、実用化に向けた共同研究ということで補助金制度を使ってやられているものが2事業あるかと思えます。これは令和元年で終了したということですが、現在どのような状況なのか、令和2年度以降どのような状況なのか伺います。

○金城克也科学技術振興課長 沖縄高専との研究については、具体的に新聞報道にもあるんですが、ベータ・グルカンを使った技術開発をしていて、その記事が沖縄タイムスのほうに出ておりますが、免疫向上の商品開発にこの事業を通して期待できるということです。このベータ・グルカンというのは、泡盛蒸留粕などを用いて、先ほども申し上げましたけれども、免疫向上作用があるとされるこのベータ・グルカンを培養する方法とか、それから機能性などに関する、沖縄高専と一これは愛知県メーカーなんですけれども、伊藤忠製糖との共同研究が実施されておりまして、それを使った商品がいずれ出てくるものではないかというふうに考えているところです。

○当山勝利委員 県の補助金を使ったものは令和元年度で終わって、今この状況の話だと、引き続き企

業側と研究所側で研究をやられているということになっているかと思えます。いずれも企業が本土企業なんですよね、この2つの補助金で使っていたものは。本土企業との共同研究、そして地元の研究機関との共同研究ということになると、結局、沖縄のシーズと本土の企業のマッチングによって研究はここでやられるかもしれないですけども、製造自体はもう本土のほうでやられてしまうということになる可能性が高いんですよね。そうした場合に、沖縄の利益になるのかどうなのかというのがなかなか見えてこないんですが、そこら辺どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○金城克也科学技術振興課長 確かに、委員おっしゃるように、県内の研究機関、高専とか琉大も含めてなんですけれども、そういったところと県外の企業が一緒に研究すると、先ほど委員がおっしゃられたように県下にとという話もあるんですけども、県外の企業のノウハウを沖縄でもまた活用できるのではないかと我々考えておりまして、そういったノウハウを県内の企業に還元できればなというふうに考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

県内企業の現在の開発や製造技術レベルというのはそんなに高くないのかもしれないので、そういう難しい問題等はあるんですが、今のような形で技術を向上させていただくということと、あと、どの企業であっても沖縄県の研究機関と県がつなぐということであれば、やはり沖縄県の利益につなげなければいけないということが使命だと思えますけども、そこら辺は何とか工夫できないか、お考えはないでしょうか。

○金城克也科学技術振興課長 今回はですね、県内の研究機関と本土の企業さんが組んで事業を展開していただきましたが、次の段階では、県内の研究機関、それから県外のそういったノウハウを持っている企業のプラスアルファで一県内の企業はノウハウが低いところも高いところもあるんですけども、そういった企業を組み合わせると事業ができるようなスキームを考えていきたいと思っております。

○当山勝利委員 この事業をまだ引き続きやられていて、今1件、その県内企業とジョイントされているものもあるというふうに聞いておりますので、そこら辺は県内の技術レベルとか、利益になればなと思っております。

隣のページ、22ページに行きます。成長分野リーディングプロジェクト創出事業について伺います。こちらのほうの具体的な成果をお聞かせください。

○金城克也科学技術振興課長 この事業では、沖縄21世紀ビジョン基本計画で成長分野に位置づけている健康医療、環境エネルギー分野において新たな産業の核となるリーディングプロジェクトを創出するための共同研究を支援しております。成果として、例えば琉球大学と北里大学による沖縄生物資源由来の創薬を目指す研究では、県内の植物、海洋生物及び微生物から抽出した物質を分析し、マラリア等の感染症に期待できる化合物を見いだしたなどの成果や、OISTによる県産微生物を用いた養豚配水の窒素・リン処理技術の研究開発では、研究室レベルではございますけれども、窒素の一般排出基準、リットル当たり100ミリグラムを達成し、80%のリン除去を達成したなどの成果報告を受けております。当該事業による基礎的な研究成果を基に、化合物の安全性や製造コスト等の技術的課題を研究しつつ応用研究につなげてもらうことで、今後の実用化産業創出に寄与するものと考えております。

○当山勝利委員 この事業は、健康医療分野で2事業、それから環境エネルギーで2事業がそれぞれやられていて、平成29年から令和元年までの3年間やられている事業だと思います。基礎研究的なところを実用化するということで、なかなか時間がかかってですね、この3年間では厳しいかと思うんですけども、今の事業が終わって、その次、令和2年以降どのような状況になっているか伺います。

○金城克也科学技術振興課長 今回、先ほど私が紹介いたしました琉球大学と北里大学の生物由来の創薬を目指す研究というのは、まだ応用研究の段階で、次のステップが必要と考えます。

それから、OISTによる県産微生物の養豚排水の窒素・リンの研究開発は、今は研究室レベルでございますけれども、次は実証に向けて多分走り出すと思いますので、OISTの県産微生物を用いた養豚排水については今後、一、二年とはいかないかもしれないですけども、近いうちに成果が出ると我々は考えているところでございます。

○当山勝利委員 4つのテーマをやられていて、3年間、先ほど言われたようになかなか進まないというか、基礎研究に近いのですぐには成果が現れないと思いますけれども、これを、また引き続き県として事業を進めるための手だてというのはあるのでしょうか。

○金城克也科学技術振興課長 引き続き、それぞれの事業がまだあと1年近く残っているものがございますので、その中で次のステップに進む研究があるとなれば、それはそこで採択をして事業を続けても

raitaitaiと考えているところです。

○当山勝利委員 ぜひよろしく申し上げます。

次のページに移ります。23ページですね、沖縄感染症研究成果活用推進事業について伺います。まずこの事業についての、令和元年の成果について伺います。

○金城克也科学技術振興課長 本事業では、大学等における感染症分野の研究成果を産業利用等につなげるため、平成30年度から企業等が行う研究開発を支援しているところでございます。具体的には、 Dengue熱ウイルス等の感染を判別するキットの研究開発、それから、環境中の感染症病原体をモニタリング、監視する装置の研究開発の2テーマに対して支援をしているところです。これらの研究開発は、令和3年度末に試作品の開発に向け取り組んでいるところだと聞いております。

以上です。

○当山勝利委員 今、新型コロナウイルス感染症が世界中で拡大しているという中で、感染症対策というのが、関心が高くなっていると思うんですね。今後もコロナに限らず、感染症の研究が重要になってくるとは思いますけれども、そこら辺はどのように認識されていますでしょうか。

○金城克也科学技術振興課長 これまで沖縄県—企画部においては、特に沖縄振興特別推進交付金が設立された平成20年度以降、感染症分野における研究を積極的に支援しているところでございます。本県においては、創薬の原料となる生物資源が豊富であり、感染症分野の研究を行うに当たり高いポテンシャルを有していると思っております。感染症分野の研究開発等を支援することは、研究成果を産業利用等につなげることのみならず、本県の感染症対策、ひいては県民の健康増進や医療技術の向上につながるものと期待しているところでございます。

○当山勝利委員 もう一点、沖縄でやられていることには、東南アジアに近いからということも含めてやられていると伺っておりますけれども、この感染症研究を進めることは東南アジアに近い沖縄でもよいと思いますけれども、そこら辺も含めて今後の展開について伺います。

○金城克也科学技術振興課長 東南アジアということですね、 Dengue熱ウイルスの感染を判別するキットがアジアに向けて研究開発を進めていて、その成果が出るとですね、ターゲットは東南アジアになるということになります。

それから、先ほどお話ししました感染症病原体のモニタリングについては、これは世界共通、それか

ら日本もそうなんですけども、日本でも使えるようなモニタリング装置になると思いますので、ぜひこれはですね、研究開発は令和3年度末には試作品ができると聞いておりますので、そういった研究をされる方々についてはどんどん取り組んでほしいなというふうに考えております。

○当山勝利委員 コロナにかかわらず、今後、新しい感染症がどんどん出てくる可能性があるということは専門家も指摘しているところなので、ぜひ沖縄県でもこういうことを積極的にされているということですから、しっかり今後とも取り組んでいただきたいと思います。

次、24ページ、隣のページに行きます。

先端医療技術実用化促進事業について伺います。

この事業の具体的な令和元年の成果を伺います。

○金城克也科学技術振興課長 本事業は先端医療技術である再生医療分野、それから疾患機能分野における共同研究を支援しているところです。具体的な成果の例として、再生医療分野では、体の中で溶けてなくなり人体に移植できる医療用不織布シートを作成し、シート上で複数の組織に変化できる脂肪幹細胞を効率的に増やす技術を開発しました。本成果は、肝硬変などの新たな治療法につなげることができると考えております。また、疾患機能分野においては、生活習慣病の発症及び進展に関与するゲノム情報を明らかにするため、2639人分の沖縄県民のゲノムDNA、血漿、それから臨床情報を取得しました。本成果は、生活習慣病の進行などを予測する仕組みの開発などにつなげることができると考えております。これらの成果を基に引き続き研究を進め、先端医療技術の実用化、事業化については県民への成果還元につなげるべく努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○当山勝利委員 今、2つの分野の説明がありましたけども、細胞シートというものの実用化の促進だというふうになっているわけですが、商工さんのほうでも再生医療の取組もされていると思いますが、そこら辺との、商工との連携というのはどうなっていますでしょうか。

○金城克也科学技術振興課長 県では産学官が連携し、新事業、新産業を創出する知的・産業クラスターの形成を目指しております。現在、企画部では、主に研究の比較的入り口段階に対する支援をしております。例えば、事業化を見据えた大学と企業との共同研究に取り組んでいます。その一方、商工労働部では主に比較的研究の出口に近い、産業に近い段階、

例えば企業が行う製品化に向けた研究開発に対する支援を行っております。企画部において共同研究等を重ねることで、その成果が商工労働部の施策につながっていくものと考えていますので、引き続き商工労働部と意見交換を密に行い連携しながら、沖縄県における知的・産業クラスターの形成に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○当山勝利委員 それぞれ持ち場、役割があると思っておりますので、そこら辺はしっかり連携していただけたらと思います。

それとですね、一連の今まで聞いた事業というのは科学技術振興予算の中に入っている事業かと思っております。これまでの一連の事業というのは、一括交付金で実施されていきました。ですので、その一括交付金、ソフト交付金の予算が増えたり減ったりすることによって、事業予算もこれまで増減してきたわけですね。そのため安定した事業が実施できなかったかと思っておりますが、そこら辺を伺います。

○金城克也科学技術振興課長 科学技術振興予算については、今年度の総点検や次年度の新たな振興計画の議論を踏まえて必要な予算を確保できるように取り組むとともに、沖縄振興特別推進交付金以外の国庫補助の活用についても情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 部長にお伺いしますけれども、次期振計でも科学技術振興というのはしっかりと取り組んでいけるかどうか伺います。

○宮城力企画部長 新たな沖縄振興制度の提言を今回10月に行うこととしております。これについて、制度の拡充あるいは新設について求めていくこととしております。一括交付金は基本的に継続という方向で内閣府と調整をしたいと思っております。基本的には補助率も高い、財政的にも有利、この財源を活用して科学技術振興予算の確保に努めていきたいと考えております。総点検の結果の中では、ベンチャー企業は集積してきたけれども、それぞれの段階で総合的な支援を図る必要があるというふうに検証されておりますので、それを踏まえて新たな新興計画の中においてもその取組を進めていきたいと思っております。

○当山勝利委員 続けられるということですので、それはそれでいいなと思っておりますけれども、企画部でやっていらっしゃるような科学技術、これからの沖縄県のいわゆる飯の種をつくっていくところだと私は思っております。このところの予算がですね、これまで本当に増減していて、減られることによ

てこの科学技術振興予算も減ってきたというのが実情だと思うんです。いろいろ工夫されて大変だったと思うんですよ。だから先ほど答弁した国庫補助金とか、いろいろあるかと思います。国の科学技術の方向性に合っていれば、そういう予算もきっちり取れると思いますので。あとは補助率の関係ですか、あるとは思いますが、しっかりとした安定的な予算を取るということは必要だと思いますので、そこら辺はどのようにお考えですか。

○宮城力企画部長 先ほど課長から答弁がありましたように、一括交付金以外の国庫補助金についても情報収集に努めて、安定的な予算の確保、それから円滑な事業の執行に向けて努めていきたいと思えます。

○当山勝利委員 ぜひ、沖縄県が、先ほどやっているような感染症とか再生医療というのは、日本の科学技術を振興させる方向性に合致している施策だと思いますので、そこら辺も含めて予算を考えていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

次、隣のページの25ページですね、大規模駐留軍用地跡地利用推進費について伺います。まずですね、普天間基地の跡地利用というのが書かれておりますけれども、ここについての御説明をお願いします。

○宮平尚企画部参事 お答えいたします。

普天間飛行場の跡地利用計画につきましては、平成15年度から宜野湾市と共同で調査、検討を進めております。平成18年2月には跡地利用基本方針、平成25年3月には跡地利用計画策定に向けた全体計画の中間取りまとめというものを策定しております。現在は、文化財や自然環境などの既存の文献調査を実施するとともに、有識者や地主会、それからまちづくり活動をしている市民団体などで構成された検討会議、ここの意見を聞きながら土地利用のゾーニングとかの検討を加えながら、計画内容の具体化に向けた取組を進めているところでございます。

○当山勝利委員 もう一つ、普天間基地以外の返還跡地利用の県の対応について伺います。

○宮平尚企画部参事 県は、今後返還が予定されております嘉手納飛行場より南の6施設を対象としまして、関係市町村、地主会、有識者等の協力の下、県全体の発展を見据えた広域的な観点から、跡地利用の方向性を示した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を平成25年1月に作成しております。現在は、各市町村におきまして広域構想策定後の社会情勢の変化等に柔軟に対応するとともに、それぞれの施設の返還時期を見据えながら、跡地利用計画の策定に向けて地権者との勉強会や合意形成活動など

に取り組んでいるところでございます。県としましては、各市町村の跡地利用計画の策定に向けて取組状況や周辺の開発動向などについて意見交換を行い、課題の整理や情報共有に努め連携を図っているところでございます。

○当山勝利委員 ちょっと歴史的な背景を教えてください。ただきたいんですけども、普天間基地とそれ以外の嘉手納以南の基地の跡地利用というのは対応が違うわけですよね。これはどういう議論によってこのようになったか、教えてください。

○宮平尚企画部参事 普天間飛行場につきましては、返還が示された中南部の6施設のうち最も大規模であるということと、それから地理的にもほぼ中央に位置しており、沖縄全体の振興に影響が大きいと考えられることから、平成15年から地元の宜野湾市の自主性を尊重しつつ、市と共同で取り組んでいるところでございます。その他の施設につきましては、基本的にはまちづくりの主体は市町村ということでございまして、市町村が跡地利用計画をつくって、県はそれをしっかり連携していくというようところでございます。

○当山勝利委員 分かりました。

中南部都市圏駐留軍用地跡地利用というのが計画としてありますよね。それも確認させていただきましたけれども、結局、基本的には市町村が主体的にやるべきと言いつつも、そこら辺の県の関わりもあるということなんですけれども、今後ですね、どういうふうに関わっていくのか。主体的には市町村、これは宜野湾も一緒だと思うんですけども、県はどういうふうに関わっていくのか、ちょっと御説明ください。

○宮平尚企画部参事 先ほども申しましたが、各市町村においては、広域構想策定後の社会情勢の変化も柔軟に対応するとともに、返還時期を見据えながら跡地利用計画は策定されるというふうを考えております。県としましては、広域構想で示した跡地利用の基本方針ですね、それを踏まえた各市町村の跡地利用計画が適切に作成されていくかというようところで連携していきたいというふうを考えております。

○当山勝利委員 この跡地利用、県のほうでやられているやつというのは、見直しは逐次されていますでしょうか。

○宮平尚企画部参事 現在のところまだ見直しはされておられません。ただ、今後その社会情勢の変化とか周辺の動向とかを含めてですね、見直す必要があるとすれば、そういう時期が来れば見直しも検討を

していきたいというふうに考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

いろいろ社会的というか、環境的に変わってきた場合は見直しも含めてと。たしか、これは結構古い一策定が結構前だったのかな、いつでしたか。

○宮平尚企画部参事 平成25年でございます。

○当山勝利委員 もう7年もたっているわけですから、またそろそろ見直し時期かと思っておりますので、そこら辺は取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしく申し上げます。

主要成果の30ページの移住定住促進事業について伺いたいと思いますが、元年度の決算額が5986万9000円でございますけれども、この内容を御説明いただけますか。

○森田賢地域・離島課長 移住定住促進事業の内容でございますけれども、本事業におきましては、移住者受入れの取組を進める市町村と連携いたしまして、県外での移住相談会でありますとか移住体験ツアーを実施しているほか、沖縄への移住に必要な情報発信等を行っているところでございます。また、あわせて、市町村と連携して移住相談や情報発信を担う中間支援組織というものも支援しております、その機能拡充に向け専門的知識を有する者によるコンサルティング業務というのも行っているところでございます。

○仲宗根悟委員 この独自というんでしょうか、この情報を発信する、これは案外、委託事業だと思うんですけれども。この委託を受ける皆さんのことを中間支援組織と呼んでいるのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 中間支援組織というのは、通常であれば市町村の職員の方が中心となって移住相談とかを受けるという形が一般的でございますけれども、より地域と、円滑な受入れ等を担うであったりとか、よりきめ細かな相談を行うという意味での中間支援組織というところでございまして、委託事業者とは別でございます。

○仲宗根悟委員 こういう事業がありますという案内というんでしょうかね、この情報の発信の仕方というのはどういうふうな方法で行っているんですか。

○森田賢地域・離島課長 まず、移住に係る情報でございますけれども、おきなわ島ぐらしというホームページを構築しております、その中に沖縄での住まいでありますとか仕事、そして沖縄の気候がどうかですね、そのような詳細な情報を載せまして、

実際に移住をしようかという方向けに広報活動をしております。また、あわせて、各ツアーとか相談会でありますとかについては、県のSNS等でも発信しておりますところでございます。

○仲宗根悟委員 この体験ツアーというのものも、県の職員が独自で募って執行しているということでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 体験ツアーにつきましては、受入先の市町村と連携をいたしまして、例えば1泊2日とか2泊3日とか、一定の行程を委託事業者と考えながらつくっているというものでございます。

○仲宗根悟委員 皆さんのこの成果の中で、発信など環境づくりを行うことができたというのが今のお話だと思うんですが、あと、課題の中に市町村が主体的に取り組む必要があるというようにくだりがあるんですけれども、以前、私たち委員会で石垣市へ行ったことがあるんですが、石垣市は石垣市で、施策の中に移住を取り組むという施策を進めているというような内容でした。それで、県内にこういった石垣市並みというんでしょうか、石垣市のような施策で移住をしっかり市町村の取組としてですね、発信しているというような市町村ってありますか。

○森田賢地域・離島課長 先ほど中間支援組織のお話もさせていただきましたけれども、うるま市はより先進的に、中間支援組織であるプロモーションうるまという団体がございまして、そこと連携をいたしまして移住者の受入れを精力的に行っているという実態がございまして、また、あわせて、久米島町でも地域おこし協力隊を活用した移住コンシェルジュというものを設けている例とかもございまして。

○仲宗根悟委員 これは過疎対策の取組の一つだと、促進事業だというような認識をしているんですけれども、実際にこの事業が始まるのが平成28年度ですよ。それから、どうなんでしょう、これは移住して来られた実績の把握というのは、県で把握できますか。こういう事業が始まってからどれぐらい入ってきたというような、これはつかみ切れませんか。

○森田賢地域・離島課長 県で実施している移住体験ツアーに参加された方のうち、当該年度に移住された方の実績を把握しているところでございまして、例えば本事業は平成28年度から開催しておりますけれども、平成28年度は3組5名、平成29年度は5組7名、平成30年度は9組18名、令和元年度は10組13名がその体験ツアーを実施した年度中に移住をされたというところでございまして、一定の成果を把握し

ておるところでございます。

○仲宗根悟委員 この体験ツアーに参加というんでしょかね、これ、事業にかかわらず移住してこられる方々って結構いらっしやると思うんですよ。ホームページも見ていらっしやると思うんですが、私たちが住んでいる周辺でも、知らないうちにいろいろ—今はネット社会でチラシを作らなくても結構お客さんが訪ねてくるというような内容も見られるような状況ではあるんですけども。今、実績を挙げられたんですけども、結構な数が沖縄に移住してきてると、私はそういう認識でいるんですが、県の皆さんはどう見ていらっしやるんですか。

○森田賢地域・離島課長 まず、その方が移住されたかどうかというのは一応個人情報でございますので、具体的に移住目的で来たかどうかというのはなかなか判断することが難しいんですけども、例えば国の住民基本台帳に基づく人口移動報告というものがございますけれども、令和元年度において沖縄県外から転入されたと、これは転勤等も含むというふうには思っておりますけれども、これが大体2万8917人でございます。その観点で申し上げますと、かなり多い方が沖縄に来られているという実態はあるかなと思います。

○仲宗根悟委員 最近、マスコミで知ったのが、香港からのアーティストが、法整備されてしまって自由な活動ができないということで沖縄を選んだというような記事の内容もよく—よくと申しますか見かけたことがあるんですが、こういった海外からの移住者というんでしょうかね、そういった沖縄のこちら側の受入れもあるんでしょうけれども、来やすい環境なのかなとも思うんですけども、海外からの移住者については、皆さんどの程度把握されているか。それとウエルカムなのかですね、その辺のところはいかがでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 そのあたりについてはなんですが、もともと国内に在住されていた外国人の移住に関しては過去に相談対応をしたケースもあるところがございますけれども、海外から直接的に移住されたケースについては、まずは出入国の在留管理局が窓口となっているものというふうに承知しております、外国人がどれだけとかいうことについては把握していないところでございます。

○仲宗根悟委員 拒まないわけですよ、ウエルカムですよ。それはそれでいいんですけども、こういった事業の中で、過疎対策取組ですから、自然やあるいは人とのつながりがいいという触れ込みで

いらっしやると思いますので、ぜひ進めていただきたい。これは3年で終わるんですよ。それ以降の事業の継続というのはどうお考えなんでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 この事業につきましては、地方創生交付金というものを活用しております、その創生交付金の活用については、地方創生計画というものを調べる必要がございます、その計画期間が一応3年という縛りがございますので、周期3年という形で打たせていただいております。ただ、この事業期間の中でですね、実際KPIがどう上がったかということも踏まえまして、それ以降の事業をどう進めていくかを検討していきたいというふうに考えております。

○仲宗根悟委員 分かりました。

私の申告したのはこれ1件なんです、大変申し訳ないのですが、人事委員会に1つ聞きたいことがあるんですが、よろしいでしょうか。

これは答えられるかどうか、ここで聞ける話なのかよく分からないんですが、人事委員会へ申立てをするとかですね、労使でトラブルがあったのかというような内容かなと思うんですけども、人事委員会で相談というんでしょうか、申立てが持ち込まれる件数というんですか、こういった内容が持ち込まれるのか、そして、どう解決を図っていかれたのかということを知りたいですか。大丈夫ですか。お願いします。

○大城直人人事委員会事務局長 お答えします。

まず、職員が不利益処分を受けた場合に、それに係る審査請求について人事委員会が受理をして判断をします。そのほか、勤務条件に関するものについて措置を講ずるという場合も受理をします。そのほかにも、職員からの苦情について受付をしております。3本柱でございます。

○仲宗根悟委員 元年度の検査ですけれども、これまでどのぐらいの件数が持ち込まれているか、件数だけでも教えていただけますか。

○大城直人人事委員会事務局長 本年度の今継続しているものが5件ございます—不利益処分に関して、今審査しているのが5件。苦情に関しては二、三十件ぐらいの案件があると、年間ですね。そして、先ほど言いました勤務条件に関する措置の案件については、現在、市町村の委託を受けておりますから、市町村から3件の案件を今、受理して審査中でございます。

○仲宗根悟委員 この審査後の結果というんでしょうかね、審査されて、結果というんでしょうか、これ、裁断というんですか、一応結論を出すんですよ

ね。

その場合に、双方に一どう言うんだらうね、やはり受けた側はそれに従わないといけないというのがあるのでしょうか。

○大城直人人事委員会事務局長 まず、不利益処分に関しては、懲戒なりいろいろ処分が出て、それを審査し、委員会で容認したり、場合によっては覆したりという場合があります。覆した場合は再度訴えることができないということでございます。

○仲宗根悟委員 ありがとうございます。

以上です、結構です。

○又吉清義委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 成果の報告からお尋ねをします。最初に32ページ、離島力の向上ということで、離島住民交通コスト負担軽減事業。次年度までということで、平成24年度からやっているということですが、まず内容についてお尋ねをします。

○金城康司交通政策課長 お答えします。

県では離島住民の定住条件の整備を図るため、離島住民向け運賃について、船賃で約3割から約7割、航空運賃で約4割を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施しております。当事業を利用した延べ人数につきましては、平成24年度の83万4000人に対しまして、令和元年度、昨年度は31万人増の114万5000人となり、離島住民の利用が着実に広がったものと考えております。

○西銘純恵委員 一気に答えてもらったんですけど、1つは航路、船の補助ということと、もう一つは航空便だということなんですけど、そこら辺をもう少し。離島も、どれだけの離島、そして、その人数が最初にやった年度と令和元年度、どう変わったのかお尋ねします。

○金城康司交通政策課長 お答えします。

まず、この事業なんですけれども航路と航空路がありまして、航空路におきましては沖縄県内の離島航空路を有する事業者で、それから航路につきましても沖縄本島から離島、それから離島間の移動に際して運航している事業者については対象になります。事業実施年度から昨年度までの状況ですけれども、先ほどもちょっと説明してしまったんですけれども、24年度の航路が45万9000人、航空路が37万5000人の計約83万3000人に対しまして、昨年度は航路が61万2000人、航空路が53万2000人、計114万人が利用しております。

○西銘純恵委員 離島の皆さんが、やっぱりそういう交通費を補助してもらって結構本島に出てくるとか、移動が自由になったということだと思っ

けれども、航路が24航路で、24年度当初約46万人が令和元年60万人に増えたと。そして、航空路が10路線で、24年度37万人から53万人ということは、やっぱり離島です、なかなか移動ができない皆さんにとっては、本当にとっても重要な補助制度ではないかと思うんですよ。これはほかの都道府県も同じような補助をやっているのでしょうか。

○宮城力企画部長 沖縄県が輸送コスト、交通コストの負担軽減事業を行った後に、有人国境離島法が策定されまして、国境に位置する離島にあっては移動費の補助ができるということになりました。ただし、補助率等については差があるというところがございます。一部地域にあっては全国制度になっているというところですよ。

○西銘純恵委員 町村の負担というのはあるのでしょうか。

○金城康司交通政策課長 沖縄の事例ということなんですけれども、今、市町村の負担というお話だったんですけれども、これは基本的に一括交付金を活用しておりまして市町村の負担はないんですけれども、ただ一部上乗せ一竹富町が町内の離島間を結ぶ路線については一部上乗せ補助をしております。

○西銘純恵委員 やっぱり町村財政はなかなか厳しいので、沖縄県が助成をするということはとても重要だと思います。そして病院、離島のがん患者とか妊産婦ですか、これも交通費補助があると思うんですが、これはこの事業にプラスされるということでしょうか。

○金城康司交通政策課長 お答えします。

まずは、がん患者を含めて離島住民は沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の対象となっております。加えて、がん患者等への島外の移動施設への通院による経済的負担の軽減につきましては、保健医療部が実施している離島患者等支援事業を活用して実施していると聞いております。

○西銘純恵委員 顕著な伸びといいますか、利用者が増えた航路、航空路を答えていただけますか。

○金城康司交通政策課長 今、顕著な伸びというお話だったんですけれども、例えば航路につきましては、久高一安座真間が約1万6000人から2万1000人に伸びていると。それから、栗国一泊が8500人から1万1000人に伸びています。それから、大神一島尻間が1000人から1800人、竹富一石垣が2万人から4万2000人、小浜一石垣が2万8000人から5万2000人等となっております。

航空路につきましては、一番伸びが大きいのが宮古です。宮古は24年のデータがないんですけれども

一と言いますのは、宮古は当時スカイマークさんが飛んでおられて、そこで変更できない割安運賃が設定されておったものですから、ここは当該事業の適用保留を受けておりました。それで24年のデータはないんですけども。ちなみに27年度に那覇—宮古が9万4000人だったのが、令和元年度は18万9000人となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 この制度は、本当に利用されている離島の皆さんの声もですね、ぜひ聞いて、またまとめていただきたいなと思います。次年度までということになっていますが、これは継続が必要ではないかと思うのですが、どのような考えでしょうか。

○金城康司交通政策課長 当該事業ですね、離島住民の定住条件を図るという観点が非常に大事な事業だと思いますので、今後とも継続した実施が重要だと考えております。

○西銘純恵委員 次、34ページの同じ離島の航路補助事業の説明をお願いいたします。

○金城康司交通政策課長 離島航路補助事業なんですけれども、離島住民のライフラインである離島船舶を確保維持することによって離島の定住条件の整備を図るために、航路事業者が離島航路事業により生じた欠損額を国、市町村と協調して補助するものであります。

○西銘純恵委員 13航路を予定して、決算で10航路になった理由をお尋ねします。

○金城康司交通政策課長 当初の計画より実績が減ったということなんですけれども、まず費用面でなんですけれども、船の燃料単価が見込みより低くなったこと、その他に、受託数が伸びて実質的に経営が改善されたということになりまして、計画額より実績航路が減っております。

○西銘純恵委員 離島航路を安定的に継続させる大事な事業だと思うんですけども、これはオールジャパンの事業なんですか。そして、補助の財源といますか、どのようになっているんでしょうか。

○金城康司交通政策課長 この事業はオールジャパンの事業として、補助額については国が欠損見込額の約2分の1、それから県が実質的な欠損額から国の補助金を差し引いた額の3分の2、市町村が実績欠損額から国及び県補助金額を差し引いた額となっております。

○西銘純恵委員 欠損金で町村が持つのが3分の1と。国が半分持って、残りですが6分の1になりますか—ということで、これは沖縄県と、ほかの離島県は同じような町村の持分になっているんでは

うか。

○金城康司交通政策課長 国補助事業でオールジャパンの事業ですので、市町村の持分の割合というのは同じになっております。

○西銘純恵委員 沖縄県が3分の2、離島が3分の1ということですが、ほかの県も同じような割合でしょうか。

○金城康司交通政策課長 同じ割合となっております。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から都道府県によって補助率は異なるのではないかと指摘があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

金城康司交通政策課長。

○金城康司交通政策課長 失礼しました。ちょっと答弁を訂正いたします。

都道府県によって負担割合は違うようでして、都道府県によっては2分の1というところもあるようです。

○西銘純恵委員 沖縄県がとりわけ離島のほうにやっぱり支援を厚くしているということ、この制度でも本当に離島支援は大きいなと思っています。これも継続に向けて頑張ってもらいたいと思います。

次は35ページをお願いします。今度は、航路運航安定化支援事業ですけども、予算額とそして決算、内容について伺います。

○金城康司交通政策課長 お答えします。

離島航路運航安定化支援事業なんですけれども、予算額は21億9311万6000円に對しまして、決算額が21億9230万1000円となっております。

○西銘純恵委員 令和元年度の建造実績を伺います。

○金城康司交通政策課長 令和元年度は対象線路が粟国航路、それから渡名喜—久米島航路の2航路となっており、補助額が21億9200万円となっております。

○西銘純恵委員 これも平成24年度から次年度までの事業になっていますけど、当初計画、その全体計画のうち令和元年度まで予定どおり進んだのか。そして、どれだけの航路、船舶を補助したのか。

○金城康司交通政策課長 離島航路船舶更新支援計画に基づき、24年度から令和3年度までということで進めております。計画に基づきますと14航路15隻の建造及び買取り支援を予定することになっています。それで、令和2年—今年ですね、7月までに10航路11隻の支援を行っておりまして、残り4航路が今後支援する対象となっております。

○西銘純恵委員 残りの航路名をお願いします。
○金城康司交通政策課長 伊江、多良間、津堅、大神航路でございます。

○西銘純恵委員 これは計画どおりぜひ実施していただきたいと思います。

次、36ページ。同じ離島の件ですが、体験交流促進事業。これは離島のほうに生徒を送ってという、やっぱり離島を知らしめるということで、いろんな意味で大きな成果が出るものではないかと思うんですけれども、実績について伺います。

○森田賢地域・離島課長 離島体験交流事業でございますけれども、令和元年度の選考の校数及び人数でございますけれども、49校3801名を派遣対象という形にしております。

○西銘純恵委員 計画実績についてはありますので、これも平成22年度からやったということで、事業の内容そのものも説明をしていただけませんか。

○森田賢地域・離島課長 当該事業につきましては、本島版と離島版というものがございまして、本島版につきましては、本島の小学5年生を離島に派遣いたしまして、そこで体験学習であるとか民宿に泊まることによって、離島の魅力、そして特殊性等を実感する中で、しっかり沖縄県全体として離島を支えていくというふうな意識を深めるということが事業目的でございます。そしてまた、離島版というものもございまして、こちらは離島の児童をほかの離島へ派遣するというものでございまして、こちらは先ほど申し上げた内容も当然加味はしておりますけれども、併せて生まれ育った島の魅力を再認識してもらいまして、地域に誇りを持った人材の育成を図っていただくということを目的にしております。

○西銘純恵委員 小学校5年生とおっしゃいましたが、22年度からやっているのです、沖縄県内の小学校数といえますか、どれだけありますか。そして、この事業の中で全ての市町村が本島から行った形になるのか。

○森田賢地域・離島課長 現状、把握しているところで申し上げますと、県内小学校268校あるというふうに認識しております、平成22年度から昨年度まで派遣した県内小学校の数というのは168校でございます、これまで県内の約63%の小学校について本事業に参画いただいているものと考えております。

○西銘純恵委員 市町村は全て網羅されてますか。

○森田賢地域・離島課長 我々は当然、県教育委員会、市町村の教育委員会を通じまして全体公募をかけておるところでございますけれども、これまで小

学校から応募がない市町村につきましては、7市町村でございます。

○西銘純恵委員 活用されていないのが7市町村あるというのは、これは費用負担というのは市町村もあるんでしょうか。生徒負担もあるんでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 基本的には、この当該事業の中で負担をしておるものでございますけれども、一定のお土産代等々について小学生が負担してもらえるというものはあるかと思えます。

○西銘純恵委員 離島に行って体験学習、同じ学年の子らが交流をするというのはとても重要な、教育的にも重要だと思えますが、7市町村が参加されていないという一市町村の経費負担もないし子供たちも保護者もないというところで、何でなのかなと思えますが、そこら辺は事情を聞いていますか。

○森田賢地域・離島課長 こちらも事情を一定把握しておるところでございます、授業時間をしっかり確保したいでありますとか、授業カリキュラムとの兼ね合いで日程が整わない。

○西銘純恵委員 これは学校の主体的な行事になりますから、強制するというものではないと思えますけど、やっぱり重要な事業だと思えますので、ぜひ拡充をするということで、継続も同じようにやっていただきたいなと思えます。

次です、22ページの成長分野リーディングプロジェクトの事業について、先ほど少し質疑がありましたけれども、環境エネルギーについても、この事業では29年度からあるということですが、具体的にエネルギーの関係ではあったでしょうか。

○金城克也科学技術振興課長 お答えします。

この事業では、沖縄21世紀ビジョン基本計画で成長分野に位置づけている健康医療、それから環境エネルギー分野において新たな産業の基となるリーディングプロジェクトを創出するための共同研究を支援しているところでございます。当該事業は平成29年度から令和3年度までの5か年計画になっており、公募により4件の共同研究を最長3年間支援する事業です。31年度までの支援として、琉球大学と北里大学による沖縄生物資源由来の創薬を目指す研究、それから琉球大学と製薬企業等による微生物ライブラリーの充実と県内微生物の遺伝子活用技術の開発、OISTによる県産微生物を用いた養豚排水の窒素・リン処理の研究、OISTと高専による県産微生物を活用した低価格な土壌浄化の研究、以上の4件の共同研究を実施しました。ただいま委員がおっしゃられたように、エネルギーについては県内の科学技術振興と産業間連携を促進していく中で、低炭素島

しよ社会の実現に向けた目標を背景とし、環境エネルギーを今後成長が見込まれる分野として位置づけているところ。当該事業においても、自然再生エネルギー分野の技術革新、産業化につながることを期待される基礎研究、それから共同研究を公募対象に含めておりましたが、現段階では関連する応募が今はない状況でございます。そのため、企画部としては環境部、それから商工労働部と連携して関連情報を収集しながら、産学連携の各関連機関に働きかけを行い、自然再生エネルギーの応募につなげたいと考えているところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員 この事業ではないけれども、ほかのところエネルギーの研究事業というのはあるんでしょうか。

○金城克也科学技術振興課長 お答えします。

確かに、本事業の成長分野リーディングプロジェクト創出事業においては、残念ながら応募者はいらっしゃいませんでしたけれども、他の事業で再生医療技術活用によるエネルギー基盤研究事業というのがありまして、その中でエネルギーの応募は幾つかございました。

以上です。

○西銘純恵委員 再生可能エネルギー、とても重要で、本当にCO₂削減が実効性あるものにできるかということは、沖縄県でもとりわけ研究を急ぐところだと私は思っているんですよね。もう一つの事業と今おっしゃいましたが、具体的にやられている研究というのは報告できますか。

○金城克也科学技術振興課長 再生可能エネルギーの研究事例として、平成29年度に採択した再生可能エネルギー源をスマートグリッド化した自立型発電システムによる浄水供給、海水浄化システムの構築と、その最適化運用研究開発の研究テーマがございました。

以上です。

○西銘純恵委員 それについては、継続してなされているんでしょうか。

○金城克也科学技術振興課長 このテーマは30年度に終わっておりますが、このテーマを利用してですね、この自立型発電システムの浄水供給、海水浄化システムの構築と、その最適化運用研究開発のこの研究成果を活用して、太陽光発電による自立型発電システムつき防災用備蓄倉庫を開発した事例がございます。

以上です。

○西銘純恵委員 エネルギー基礎研究、ぜひ企画の

ほうで進めていただきたいと思います。

それでは、17ページの鉄軌道の関係でお尋ねをします。

鉄軌道導入に向けて、これから具体的に計画が入ったにしても、数十年後に完成をするというもので、でも県民がですね、私たちがずっと長い間この沖縄の交通格差というもので、交通渋滞もどんどん厳しくなっていると、道路を造れば交通渋滞がひどくなるという状況の中で、実現に向けて県が頑張っていく分野ではないかと思うんですけど、県が進めている計画についてですね、内閣府は県に協力していく立場だと思うんですけども、先ほども県の要望に対して国が応えているということがありましたけれども、具体的にもう一度お尋ねをいたします。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 お答えいたします。

鉄軌道に関しましては、国も県もですね、今現在の沖縄振興特別措置法の第91条第2項に基づいて、国及び地方公共団体が鉄軌道等のその整備の在り方についての調査、検討を行うよう努めるものとする記載されておりますので、これに基づいて国も県も取組を進めているというところが基本的でございます。その中で、国はですね、過去にやった調査の中で、やはり沖縄に鉄軌道を導入しようとした場合、かなり課題があるということで、国はその課題解決に向けてどういった形で課題がクリアされていくのかということで、この課題について検討をこれまで進めてきたというところでございます。そのため、一番課題となっておりましたのがやはり事業採算性、費用便益比の観点でコスト縮減というのがやはり必要だろうということで、コスト縮減を基本に検討を行ってきたというところでございます。また一方、県におきましては、沖縄に鉄軌道を入れようとした場合に、一般的な整備スキームでやろうとした場合は、民間事業者が3分の1を負担しなければならないと。こういった場合だと、なかなか今、既成市街地が形成された沖縄に鉄軌道を導入しようとした場合は、やはり膨大な事業費を要するということがございます。そういった形で入れようとした場合は、なかなか通常のスキームではできないということから、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設を国に対して求めているというところでございます。そういった中で県としましては国のコスト縮減方策等の検討結果も踏まえつつビー・バイ・シーの検討も行ってきたところ、昨年度1を超えるような結果も得られたというところでございます。こういった県の検討結果、国の調査結果を含めて国とい

ろいろ意見交換する中で、やはりそれぞれでやってきたことを、今後、県が秋頃に、10月下旬に特例制度の要望をさせていただきますけども、その中でしっかり議論をしていきますということになっていますので、そういった中で、これまでの検討結果を踏まえて、国と具体的な議論を進めてまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 内閣府が、去年調査した結果を出されていますよね。それは、特徴的なものは費用便益というのも違うと思うんですけども、特徴的なものはどんなものでしょうか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 お答えいたします。

まずですね、国と県の調査の違いなんですけども、まず基本的に交通システムが、国は鉄道とトラムトレイン・トラムトレインというのは路面電車と鉄道が組み合わさったものというふうに御理解いただければと思いますが、それを基本に検討を進められております。県は、一方で小型鉄道規模ということですね、それをベースにやっております。また、大きく異なるのがルートになります。内閣府におきましては、糸満一名護という空港接続の形で検討されていますが、県におきましては那覇一名護というところがございます。そういったところが大きく異なると。また、先ほど申し上げたようにですね、沖縄県は今特例制度ということで全国新幹線鉄道整備法を参考としたものじゃないとなかなか採算が取れないというふうに国に対して要望させていただいておりますが、国は一般的な整備手法、民間が3分の1を負担するというような仕組み—この上下一体方式といいますけども、これをベースに検討されています。

そういった形で、国と県で大きく結果に違いが生じておきまして、県は事業採算性につきましては開業1年で黒字化されるということで、上下分離方式ですね、全国新幹線鉄道整備法を参考とした場合はそういった1年で黒字化できるというふうに申し上げますけども、調査結果が出ていますが、国の上下一体方式を適用して検討した場合は、開業40年後においても採算が取れないという結果が出ています。また、費用便益比についても検討手法、前提条件等が異なることがありますので、県は1を超えるという結果が得られていますが、国においては鉄道が0.71、トラムトレインが0.88というような検討結果になっているというところでございます。

○西銘純恵委員 沖縄振興特別措置法の、先ほど91条の2項で双方が調査しているとありましたけども、この91条には海上航行及び陸上の交通の総合的かつ

安定的な確保、その充実に特別な配慮をするものと定められています。だから、先ほどおっしゃった特別制度の創設、ここをですね、ぜひ実現していくという立場で、10月に話合いもあるといいますが、よろしく願いいたします。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 10月にですね、これから県としての制度提言、中間報告を行っていきます。その中でこれまでの県の調査結果、また県民と作り上げてきました県の計画書もございません。そういった県民から寄せられた意見なども踏まえながらですね、国と、県としての思いをしっかりと伝えながら前に進められるよう頑張っていきたいと思っております。

○又吉清義委員長 渡久地修委員。

○渡久地修委員 まず、離島問題から。沖縄の離島自治体の数を教えてください。

○宮城力企画部長 15市町村になります。

○渡久地修委員 個別の問題に入る前に、この前、過疎法の一県議会で全会一致で意見書を上げましたけれども、国への要望で上げたけれども、最近新聞で非常に厳しいような中身のものがあるけれども、県としてはどのような見通しを持っているのか、どう対応しようとしているのか、ちょっとお願いします。

○森田賢地域・離島課長 先日9月末にですね、過疎法に関する基本的な考え方というのが国政与党から示されたところでございます。その中においては、まだ実際の指定要件については引き続き検討事項になっておるという状況でございまして、これについては、年内には新法の大綱案というものが取りまとめられるということと併せてうたわれておるところでございまして、県としては改めての要請が必要であろうというふうに考えておるところでございまして、近々、県内過疎市町村も含めた過疎地域活性化研究会というものが開催される予定でございまして、要請内容等について協議をする予定という形を考えておるところでございまして。

○渡久地修委員 部長、これは皆さん危機感を持っているのか、それともやっぱり何とかなると楽観的に見ているのか。

○宮城力企画部長 過疎法が来年限切れを迎える、新たな過疎法の制定に向けた動きがあるというのは昨年来、三役はじめ、それから過疎協議会の面々も一緒に、国といいますが、国政与党等に要請してきたところでございます。3月に基本的な考え方が示されて、それを基に試算すると適用除外になる、適用を外れる団体が出てくるということもあって、今

年度に入ってもコロナ禍の直後ですか、7月末に知事が過疎協議会の会長の座間味村長と一緒に回ってきて、非常に危機感を持っているところです。沖縄は人口の減少幅が低いとはいっても、報道にもありますとおり財政力の低い団体が多数ある。そういう面では非常に影響が大きいという点を御説明してきたところで、御理解がいただけるように、また、先ほど答弁にあったようにもう一回要請に参りますので、財政力指数等の問題ですね、これらをしっかり説明していきたいと思えます。

○渡久地修委員 ぜひこれは、全県みんな力を合わせて頑張ると同時に、議会にも情報を共有していただいて、ぜひみんなで取り組んでいく必要があると思えます。

それで、この15の離島自治体ですけど、私前期の委員会で全部訪問しようということで計画しました。残念ながら、粟国村と渡名喜村は、何度も計画したけれども台風が来た、波が荒れたということで、もう行けなかったんですよ、この2つの自治体。だから、それぐらい離島というのは大変だなというのを実感したところなんです。それで、行ったらいろんな課題がいっぱいあるのよね。個別の課題と共通課題。そこで共通課題としていつも出されるのが、33ページのガソリン代。これ、皆さんの目的は本島並みの価格安定にすることなんだけど、今、現時点で本島は幾らで、離島は幾らですか。

○森田賢地域・離島課長 令和元年度の状況でお伝えいたしますと、本島の1リットル当たりの価格で申し上げますと147円でございます、本島平均でございます。離島平均が164.7円ということでございまして、価格差は17.7円というふうになっております。

○渡久地修委員 皆さんの、この33ページの効果を見たら、計画どおり取組の効果が出ているとあるんですけど、この補助をもししなかったら、補助がなかったらこの離島の値段は幾らになるんでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 様々な要因がありますけれども、まず、補助をしているところがなくなったらということでございますが、補助をすることによっておおむね3円から30円程度の補助ができていくというふうに考えておりますので、仮になくなるとしたらその分が小売価格に乗ってくる可能性があるという状況でございます。

○渡久地修委員 皆さんのところで、これは効果が出ているとあるんですけど、私たちが離島を回ったら、住民とかいろんな人たちはとにかく高いと、何とかしてくれと。僕が総務企画委員会に来てからだけど、ずっと同じ課題なのよね。だから住民目線と行政が

やったというこの差よ、差。それはやっぱり住民目線からすると高いということなので、何とかしてほしい。何とかならないね。

○森田賢地域・離島課長 価格差の状況につきましてはですね、主に固定費の差が価格に反映されているものという形で調査上は分析をしております、主に人件費や輸送経費に用いるコンテナの検査費用—これは離島特有のコンテナの輸送というものがございまして、そういった費用とコスト負担が大きくなっている点でございますとか、認可販売量が少ないため1リットル当たりの固定費がどうしても高くなってしまおうというような実態もございまして。そういった実態を踏まえると、そういう状況が継続されているという状況もございまして。

○渡久地修委員 これは何度も聞いてきているんだけどね、毎回。私たちが調査に行ったときに、どこの離島とは言いませんけど、総務企画委員会が行ったその日は本島並みにばんと下がっていたのよ。本当にみんなでさ、びっくりしていたわけよ。だから、総務企画委員会が毎回来ないといけないのかという話も出るぐらいだったわけよ。何でそうなったのか分からないけれども。部長、住民目線から見たら高いというのははっきりしているさ。だから、今のようない固定費とかいろんな輸送費とかあるんだけど、もしあれだったら制度を抜本的に考え直すとか、いろんなところまでやって下げないといけないんじゃないかなと思うんだけど、どんなね。

○宮城力企画部長 価格の決定に直接関与することになりますと、公正な取引、独占禁止法の趣旨からしても問題があるかと思えます。では、どのような策が講じられるかという、例えば復帰前であれば今の電力と同じように本島も離島も1社独占といえますか、一元的な供給体制があつて、いわゆる粗利の部分もですね、本島も離島も含めて設定していくという、一元的に行えればそれは統一的な料金設定も可能になるかと思えますけれども、現状の補助の仕組みが一番効果的で効率的というふうに考えております。ただし、価格競争が生まれるような、特に1つの島で複数販売所があつて、そこに合った価格競争が生まれるように、適正な競争が生まれるように市町村の広報誌にそちらの島と本島ではどのぐらい価格差があるというのを掲載しているところです。さらに加えて、もう少し情報を提供してどのぐらいの水準が妥当かははっきり申し上げられませんが、この事業によって輸送費が補助されているところも併せて広報に努めたいと考えているところです。

○渡久地修委員 この問題は、とにかく抜本的な、新たな制度を内閣含めて検討しないと。例えば水道は公共料金だからあれなんだけど、一元化ということで離島も安くするという方式を今進めているんだけど、とにかく今までの枠組み、それ以外の枠組みもないかを含めて、やっぱり住民目線で、皆さんが言う本島並みにするという点で頑張ってみてください。

それと、粟国よ、粟国。粟国の飛行機、航空路の現状はどうなっていますか。

○大嶺寛交通政策課副参事 お答えします。

那覇－粟国路線につきましては、県としても運航再開が重要であると認識しておりますので、今現在、航空機材を所有しています第一航空様のほうで就航の意向を示されているということもございまして、機材の有効活用の観点からも第一航空による就航が早期の運航再開につながるのではないかなと考えております。このため、国と連携しまして、今後第一航空のほうから提出される事業計画書、これを一緒に確認させていただきながら、粟国村に対しても地元のほうにも段階に応じて丁寧な説明を行うなどですね、地元の理解を得ながら就航に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

○渡久地修委員 部長、この粟国路線の再開については、これまで裁判とかいろいろあったよね。同じ方向に一県も第一航空も、同じように行ったということで理解いいのか、まだ行き違いはあるのか。

○宮城力企画部長 一昨日ですね、第一航空の代表取締役が三役と面談しました。その中で先方から、路線が持続でき、現地のお役に立てるように努めていきたいという御発言があって、対応した副知事も那覇－粟国路線の再開に向けては地元の信頼も得ながら進めていきたいということで話合いがされました。

ただし、路線の再開に当たっては、運航計画、事業計画を立てなければなりません。人材の確保も含めてですね、あるいは安全性も担保した上で事業計画を策定する必要があるということで、県としてはこの事業策定を今注視しているというところがございます。

○渡久地修委員 ぜひ早めに再開できるようにしてください。

そして37ページ、島あっちい事業よ。これは僕らも離島を回って非常に評価もされていたんだけど、多分これは来年度までだけど、今年はどうなっているのかね、今コロナとの関係で。

○森田賢地域・離島課長 お答えいたします。

令和2年度の状況というところがございますけれども、9月5日に緊急事態宣言が解除されたことから、各離島市町村の御意向を踏まえまして、9月15日からツアーを実施している状況でございまして、10月15日時点での総客数は69名となっている状況でございます。

○渡久地修委員 これは、県がこういったプログラムをやって実績をつくって、こういうふうになればいいんじゃないかということをやった、この事業が終わった後も民間でこういったのができるという方式だったと思うんだよね。これが去年までは順調にいていたのが、コロナが来た。これからコロナ後の島あっちい事業は、来年度、これからはずっとやっていく、今までのもの、去年までのものとはやり方が違ってくると思うんだよ。だからそれも含めて、県が主導的にどういった島あっちい事業みたいなものがあるかというのを、僕は改めてプログラムし直さないといけないと思うんだけど、その辺は検討していますか。

○森田賢地域・離島課長 委員御指摘のとおり、今回コロナの影響等によってですね、かなり従来と比べて総客数が落ち込んでいるという実態がございます。

今後のウィズコロナ、アフターコロナのことを考えたときにはですね、先般の6月補正でもお認めいただきましたオンライン体験交流というものを合わせてやっております、オンライン上で離島の各体験プログラムを体験するという取組も今始めようとしておる状況でございまして、ウィズコロナ、アフターコロナの状況においては、実際に行かなくても離島の魅力を経験するというような取組を県内外の方に御堪能いただきたいということもございまして、併せて、実際にオンライン上での体験をされた方がですね、またその魅力を実感して、再度、実際に来られるというようなことも考えておりますので、そういった取組が重要なことと思っております。

○渡久地修委員 部長、これは皆さんが長年つけてきて来年度までなんだけど、今言ったコロナとの関係で思い切って変えないといけないのも出てくると思うので、引き続きこの事業を継続するというのも必要だと思うんだけど、今の時点でどうなのか教えてください。

○宮城力企画部長 島あっちい事業の魅力というんですか、島の人との交流、それで島を分かち合えるというんですか、理解度が深まるという点にあったかと思います。単なるツアーの造成ではなくてですね、交流するという視点でぜひ存続させていきたい、

それによって離島振興の在り方という本島側の理解も深まりますし、この事業をぜひ続けていきたいというふうに思っております。

○渡久地修委員 頑張ってください。

あと20ページ、奄美との交流。私たちは去年、総務企画委員会で奄美に行ってきました。向こうを調査してきました。対馬丸記念館も対馬丸の慰霊碑も行ってきただけ、この交流、奄美は特別に沖縄と、やっぱり歴史、文化も近いので、とても大事だと思うんですけど、皆さんはどうお考えですか。

○森田賢地域・離島課長 沖縄・奄美連携交流促進事業というものもやっておる状況でございます、これは今、委員おっしゃるとおり、これまでの歴史的経緯というであるとか、文化的な交流も含めて大変重要なものと考えております。

○渡久地修委員 向こうへ行ったときに、奄美の職員が私たちのところに来て、実は私、沖縄県に出向していましたと言われてね、物すごいびっくりしたのよ。でも逆にまたうれしくてさ、どうだったかといういろいろ聞いたんだけど。この事業は今も続いているというんだけど、向こうからの派遣かな、研修制度というのか、派遣制度というのか、これは今も続いていますか。この経緯を教えてください。

○森田賢地域・離島課長 奄美からの職員というのは、これまで平成8年から受け入れておまして、現在当課にいる者も含めまして11人目というような状況でございます。地域・離島課だけではなくて、観光の部署であるとか、様々なところにこれまで在職された経験があるというふうに聞いております。

○渡久地修委員 これは、効果は出ているんですか。

○森田賢地域・離島課長 これまで当課では奄美との交流事業というものも行っておりますし、また、離島フェアでも奄美の産品を発信いただくという機会もつくっておりますので、そういった観点からでもですね、貢献いただいているものと考えております。

○渡久地修委員 ちなみに、今、離島課にこの職員がいらっしゃるといふんだけど、今、出席していますか。

○森田賢地域・離島課長 今は来ておりません。

○渡久地修委員 せっかくだったのに、感想聞きたい。いないですか。今、離島課にいるんですか。

○森田賢地域・離島課長 今、課におると思います。

○渡久地修委員 あと、鉄軌道、先ほどありましたけれども、鉄軌道のね——生懸命答弁していましたけれども、費用便益の問題で。沖縄21世紀ビジョン基本計画で、いわゆる戦後、壊滅的な打撃を受けた沖縄での鉄軌道の復旧というのはとても大事な問題

というのがあるんだけど、そこをちょっと紹介してもらえますか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 それでは、お答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画の中の固有課題として示されておりますけれども、戦後、沖縄ではですね、米軍統治下にあった沖縄では、沖縄戦により壊滅した県営鉄道の復旧は行われず、さらに、広大な米軍基地の存在、基地周辺での無秩序な市街地の形成、広域道路網の整備の遅れ及び急激な自動車交通の増大などの歴史的・社会的事情により、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退など、様々な問題が生じているというふうに記載されております。

○渡久地修委員 戦争で壊滅させられて、昔は鉄道も、軽便鉄道が走っていたのも壊滅させられて、その後、本土では国鉄でどんどん全国の交通網が築かれたんだけど、沖縄では国鉄の恩恵を受けられなかったわけよね。皆さん、それで全国新幹線のこれを出しているんだけど、この戦後の国鉄整備と今のこの新幹線の整備の違いは何ですか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 国鉄は当然、国のほうで整備から運行までをやるという当時のそういったスタイルになっております。こちらはやはりなかなか利用者がもう増えなかったということと、様々な課題があって、最終的には民間に移管されていますけれども、その後ですね、やはり鉄道というものの、特に高速鉄道というものは、日本経済を支えるような大きな社会基盤であるということから、全国新幹線鉄道整備法というのがございまして、その中でですね、国が主体的に新幹線整備を行うと、鉄道の整備を行うということが位置づけられておまして、その中では基本的に国が3分の2を事業費負担、地元の都道府県が3分の1を負担するというような仕組みがつけられて、全国で様々な取組がなされているというところでございます。

○渡久地修委員 部長、考え方だけども、さっき言った、皆さんのこれで、戦争で壊滅的な打撃を受けた、戦後27年のものがあるよね。だから、この鉄軌道の場合も、戦後、本土も同じように被害を受けたがこれは国鉄で整備してきたわけよ、国鉄、国が。だから、やっぱり沖縄もね、それできなかつた、これをやるべきだと。新幹線で今来ているけれども、それは民営化した後だから、やっぱり国鉄並みの整備手法は必要じゃないかという考え方は構築できないですか。

○宮城力企画部長 確かに、沖縄にあっては国鉄、それから新幹線の恩恵を受けてこなかったという事

情がございますが、全国ではこの新幹線等によって地域振興が図られている。そういう観点から、新たな特例的な制度を求めていくということについてはですね、過大なものではないというふうに認識しております、これらも踏まえて説明していきたいというふうに思います。

○渡久地修委員 あと、皆さん方のこの費用便益の5ページの人口についてなんだけど、現在の沖縄県の人口、そして、現在の本島の人口は幾らですか。

○系数勝統計課長 よろしくお願ひします。

総人口はですね、9月1日現在で145万8730人です。本島の人口というのは、今ちょっと、数字としては出しておりません。

○渡久地修委員 ぜひ後でまた教えてください。

それと、この先ほどの便益が1を上回るケースがあったというんだけど、これ、いろいろ見たけれども、私たちが那覇でモノレールの問題をやったときにね、単体での便益、大体、単体で赤字、黒字とやるんだけど、それは違うよと。モノレールも鉄道も単体だけではなくて、その沿線の経済的な発展、開発、時間の問題、県内産業、全体のもので便益を出さないといけないよというのをモノレールのときもずっと言ってきたんだけどね。モノレールも最初はね、ずっと赤字だったよ、赤字。しかし、全体的に見たらこれは大きな利点があるということで導入に踏み切ったと思うんだよ。だから鉄道も、この単体の便益だけじゃなくて、それをやることによって居住人口が向こうに増えるのか、そして沿線の開発がどう進む、交通コストが削減される、それからCO₂が削減されるとかね、そういったものの便益を出す必要があるんじゃないですかと思うんですが、いかがですか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 委員のおっしゃるとおりだと思います。国の鉄道プロジェクトの評価指標マニュアルというものがございます。こちらのほうでは、鉄道整備に当たりまして、移動時間の短縮等、利用者に関する便益のほか、委員がおっしゃるような中心市街地の活性化、また、それに伴った観光客の誘客等、様々な経済効果が期待されると。社会全体に関するものなど様々な効果が期待されるというふうにあります、ただですね、費用便益分析で、実際、実務的に計測しようとした場合は、そういったものの中で貨幣換算手法がほぼ確立されている効果と、貨幣換算が現時点ではなかなか客観的にお示しすることが難しい部分というものに分かれております。そういったことが、技術的な観点で問題があるということで、今現在はあくまで

も技術手法が確立されている時間短縮便益等々だけを入れ込んで、今回、我々の検討でも1を何とか超えたという結果でございます。ただ、委員がおっしゃるとおりに、鉄道ができることによって、町全体の活性化も含めて様々な効果が期待されますので、こういったものも実際の計画段階というところではまちづくり計画等々も議論していきますので、そういった中で様々な効果も、入れられるものは入れて、また、入れられない場合においても当然、定性的に示しながらしっかりと評価をしていくものと考えております。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時33分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

交通政策課公共交通推進室長が答弁の補足について申出がありますので、発言を許します。

寺本美幸交通政策課公共交通推進室長。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 午前の渡久地委員からの御質問について、沖縄県内の人口と本島と離島との内訳について、今お答えさせていただければと思います。

令和2年9月1日時点でございますが、県の人口が145万8730名になっております。そのうち、本島のほうが133万2472名、離島が12万6258名となっております。

以上でございます。

○又吉清義委員長 國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 こんにちは、よろしくお願ひします。

主要施策の成果報告のほうで質問をしたいと思ひます。32ページ、お願ひします。沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業についてお伺いをいたします。これは先ほども質問がありまして、答弁のほうを受けましたけれども、財源は一括交付金だということで航路、いわゆる船と飛行機のほうで補助をしているということです。決算額が26億円余ですけれども、それは航路—いわゆる船の分、それから航空路の分、この26億円のそれぞれ内訳を聞かせてください。

○金城康司交通政策課長 まず、令和元年の実績なんですけれども、航空路については利用者数が62万1096人、船が52万3499人の合計で114万4595人となっております。実績額なんですけれども、航空路が2億6873万円、航路が2億9372万7000円となっております。

○國仲昌二委員 そうですね、やっぱり航空路のほうはかなりあるということですね。この事業は、い

わゆる離島の市町村に住民票がある住民が対象だと思わなければならない、そういう考えでよろしいでしょうか。航空路の場合ですね。

○金城康司交通政策課長 航空路、それから船も含めて離島住民となっております。

○國仲昌二委員 その場合、例えば宮古ですと、宮古島市に住民票がある人は宮古一那覇、あるいは宮古一石垣、宮古一多良間というのが該当すると思うんですけど、そういう考えでよろしいでしょうか。

○金城康司交通政策課長 そのとおりでございます。

○國仲昌二委員 その場合、多良間村の住民は、例えば宮古空港と那覇空港、あるいは石垣についての割引というのはどうなるのでしょうか。

○金城康司交通政策課長 今のお話ですね、全ての路線で対象となります。

○國仲昌二委員 これは宮古圏域という話であれですけど、例えば宮古島市のその住民、あるいは多良間村の住民の対象航空路というのは、例えば宮古一那覇間、あるいは宮古一石垣間、それ以外にも該当するというようなことはありますか。

○金城康司交通政策課長 離島住民であればその他の離島路線についても対象となります。

○國仲昌二委員 宮古の場合ですね、今月25日からですか、スカイマークが今度入ってきます。下地島空港と那覇を結ぶ路線となりますけれども、それについても対象ということでよろしいでしょうか。

○金城康司交通政策課長 スカイマークが、10月25日にたしか那覇一下地を飛ぶというお話を聞いておまして、事前に今回の県の離島住民等コスト負担軽減事業に御希望しますかというふうな照会しましたところ、スカイマークさんのほうからぜひ申請したいというお話がありましたので、今向こうが出してきたそういった回答を、様式に基づいて、実際に今回の事業の適用条件に当たるのかどうかを今審査している最中でございます。

○國仲昌二委員 あと、それとですね、この軽減の設定として航空運賃で約4割、これは新幹線並みということらしいんですけども、この約4割の運賃低減というのがあるんですけども、これは基準となる航空運賃とかはあるのかどうか。というのはですね、先ほども答弁あったんですけども、平成24年度あたりにスカイマークが入ってきて、航空運賃を3000円台にしたんですね。当然、離島割引より安い運賃となって、ほかの航空会社もそれに見合って5000円ぐらいまで下げたんですよ。

そうになったらもう離島割引より安いんで、離島割引使わないという状況があったんですけども、今4割

下げて新幹線並みにしているとすると、この4割の基準額というんですかね、航空運賃というのはあるんですかね、何か決まりというのか。

○金城康司交通政策課長 制度の最初の24年度の設立当初から申しますと、まず航空運賃につきましては新幹線運賃並みにするというふうなことがありましてですね、その当時、JTAさんですとか全日空さんですとか琉球エアコミューターもそうなんですけど、既に離島に路線を有しておりました。そういったところが離島割引運賃というのを当初設定してあったんですけども、それからどれぐらい引いたら新幹線並みになるかというふうなものを計算し直したところ、それが約4割ということでした。

○國仲昌二委員 分かりました。

それでは今度、船のほうですけども、これも航空運賃と同じ考えで、この離島割引カードがあれば、県内の離島航路は全て割引くという考えでよろしいですか。

○金城康司交通政策課長 すみません、この件ですね、ちょっと大至急調べますのでちょっと保留にさせていただきますのと、先ほどの航空機についても同じようにちょっと保留にさせていただきたいと思っております。

○國仲昌二委員 じゃあ、また後でよろしくお願ひします。

この事業については、もう離島の住民にとっては非常に助かっている本当に大事な事業なので、先ほども答弁があったんですけど、もうぜひ、令和3年度という事業期間があるんですけども、継続して離島住民のためにしっかりやっていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

次は、33ページに移ります。

33ページ、石油製品輸送等補助事業ですけども、これも先ほど質問がありましたが、これは真ん中の表の実績のほうを見るとですね、県内離島に輸送される石油製品について補助を実施したということですけど、先ほど3円から30円というような幅のある答弁があったんですけど、この補助額というのはどうやって決まるのでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 それぞれの輸送形態等によって変わるものございまして、例えば輸送形態がコンテナであるのかドラム缶であるのか等々、様々離島によって運搬方法は異なると思っておりますけれども、そういったものについて必要な単価を設定いたしまして、補助しているという中身でございます。

○國仲昌二委員 そのそれぞれの形態で、それぞれの補助率というのかな、それが決まってくるという

ことでよろしいですか。

○森田賢地域・離島課長 そういう理解で大丈夫だと思います。

○國仲昌二委員 それですね、これは地域・離島課のほうで出している小売価格報告書というのがあるんですけども、1か月ごとの1リットル当たりの価格が出ているものですね。これ、それぞれの離島でももちろん単価が違ってきます。ただ、ちょっと不思議なのが、宮古島と多良間村を比較した場合に宮古島のほうが単価が高いんですけども、これはどういうコストの出し方でそういうふうになるんでしょうかね。

○森田賢地域・離島課長 ちょっとすみません。今その資料を持ち合わせていないんですけど、今手元にある1リットル当たりの補助額ということで申し上げますと、宮古島が4.8円で、多良間島が19.8円というふうになっております。

○國仲昌二委員 これはじゃあ、後でちょっと習いたいと思います。

すみません、じゃあ次ですね、ちょっと戻って30ページのほうですけども、移住定住促進事業ですね。これも先ほど質問があったんですけども、この事業の中で中間支援組織養成講座というのがあります。これは先ほどちょっと説明がありましたけど、この中間支援組織養成講座の対象者というのは、どういった方たちが対象になるんですか。

○森田賢地域・離島課長 これは様々な形態があるかと思うんですけども、市によっては一般社団法人の形態とか、地域おこし協力隊のグループというパターンもいろいろありますけれども、まさに市町村と地域の間に立って、移住相談でありますとか、移住に関する情報発信、そしてその地域の地域づくりを推進していきたいという団体が希望されて、講座を受けていただいているという状況でございます。

○國仲昌二委員 この事業は、移住を促進して県全体で人口の維持・増加を目指すということですけども、この中で出てくる離島フェアへの出展というのは、中身はどういうものでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 おのおのの市町村の移住に係るPR、資料等の展示かと思っております。

○國仲昌二委員 これ、移住フェアというのはどこが主催してやるんですか。

○森田賢地域・離島課長 これはですね、いろいろな形態があるんですけども、JOINという移住をあっせんする一般社団法人が開催するということもございますね、地域活性化センターというところが主催をして全国的に移住フェアという形

で実施するものもあります。

○國仲昌二委員 それと、この沖縄県移住受入協議会というのが出てくるんですけども、この協議会というのはどういう協議会なんでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 これは、沖縄県と沖縄県内の市町村全て集まり、移住についての先進事例や課題についても共有いたしまして、今後の課題解決を図っていくというような集まりでございます。

○國仲昌二委員 これは構成員というか、構成団体というか、それはどんな。

○森田賢地域・離島課長 県と市役所の職員が集まる場というところで考えていただければと思います。

○國仲昌二委員 これもさっき質問で出ていたんですけども、このおきなわ島ぐらしというホームページ、あるいは県のSNSで発信しているよということですけども、これ広報の仕方というのは十分ですかね。

○森田賢地域・離島課長 一つの例でございますけれども、一応この移住定住促進事業のKPIの中でウェブサイトのアクセス数というところも設けておりまして、令和3年度の目標として7万件というのを設定しておりますが、今現在、令和元年度実績でも10万件以上のアクセスがあるという状況でございます。

○國仲昌二委員 じゃあ、次行きたいと思います。37ページですね。離島観光・交流促進事業です、島あっちいモニターツアー。これは私も初めて聞くんですけども、これはどういった事業なのかというのをちょっと説明をお願いします。

○森田賢地域・離島課長 離島観光・交流促進事業の中身でございますけれども、沖縄県民を対象といたしまして、モニターツアーという形で離島への派遣を実施いたしまして、離島の歴史や文化等に触れる体験プログラムの経験を通しまして、離島への関心度の向上を図っていただくとともに、離島側においては、受入れ体制の整備や体験プログラムの開発、改善等を行って、離島の活性化を図るというような事業の内容でございます。

○國仲昌二委員 実績で1854人という派遣人数、それで20離島というのがありますけども、このモニターツアーというのは、旅費とかそういったのは一例えば個人負担についてはどういうふうになっているんですかね。

○森田賢地域・離島課長 これは一定額を補助するというスキームでございまして、当初事業、平成28年度からはもともと8割ぐらい補助があったんですけども、今年度で申し上げますと5割の補助まで段

階的に落としております。

これは当然補助するんですけれども、今後の離島事業者の自走化も念頭に置いておりますので、補助率は段階的に下げながら取り組んでいるというものでございます。

○**國仲昌二委員** このモニターツアーの募集というのは、どういう形でやっているんですか。

○**森田賢地域・離島課長** 令和元年度におきましては、新聞広告でありますとかホームページ、そしてパンフレット等の配布等々を行っております、アクセスをいただいております。

○**國仲昌二委員** 先ほどの答弁一答弁というか質問かな、それでこのモニターツアーを実施した体験プログラム、それを事業が終わった後も地元でそのプログラムを発展させて、観光につなげていくということだという説明があったんですけども、これ例えば、具体的な事例等があればちょっと教えていただけますか。

○**森田賢地域・離島課長** 一つ事例を御紹介いたしますと、例えば、漁港等の漁業組合さんなんかです、もともとは何も体験プログラムがなかったんですけども、こういう島あっちい事業があるということで、魚さばき体験であるとかを試行的に始めようということで始められたケースがありまして、これは島あっちい事業とは関係なく、ふだんから一般の方も体験できるような取組が成立しております。

○**國仲昌二委員** この実施地域の中に、宮古あるいは多良間村が入っているのかどうかはわかりますか。

○**森田賢地域・離島課長** 宮古も多良間も入っているというところでございます。

○**國仲昌二委員** 宮古、多良間ではどういったプログラムというんですかね、それは。

○**森田賢地域・離島課長** すみません。ちょっと今把握している範囲で恐縮でございますが、宮古がまさに先ほど申し上げた伊良部漁港等での体験プログラムが行われたというふう聞いております。

○**國仲昌二委員** ありがとうございます。

これもなかなか離島にとってはいい事業だと思うので、継続していただけたらと思います。

次ですね、ちょっとページ戻りまして、27ページです、地域づくりイノベーション事業ということでこれは新規ということになってはいますが、目的として先導モデルの創出、その横展開を図ることですけれども、ちょっと具体的な中身の説明をお願いできますか。

○**森田賢地域・離島課長** お答えいたします。

例えばですけれども、地域活性化を推進したいというモデル団体を対象としておまして、例えば、鍾乳洞でエコツアーを開きたいというところの地域に対しまして、エコツアーガイドの先生を御紹介して正しい知識を得ていただくというような講座であったりとかですね、また、その地域の方が誰でも案内できるようなガイドマニュアルを作成する取組であるとか、そういった観点で、当該地域の観光を振興していこうというような取組が、一つ例として行われているところでございます。

○**國仲昌二委員** これは今、実績の事業内容の中で、地域住民等が自主的・主体的に取り組む団体—こういう団体に対して県のほうで呼びかけてこの事業を行う、というふうな仕組みになっているんですかね。

○**森田賢地域・離島課長** 募集を行うとともにですね、また、実際、ハンズオン支援を行う専門家もおりまして、なかなか事業計画を提出できないというところについては一定のサポートも行いながら、このモデル団体というものをチョイスしているという実態がでございます。

○**國仲昌二委員** ですから、その団体をいわゆる—例えば市町村からの推薦であるとか、そういったところで選択しているかという点は。

○**森田賢地域・離島課長** これは、受託先が地域振興協会でございます、まさに地域づくり団体に対する助成等々を行っているわけでございます、そういった中で、まさにこの当該事業に対してより適切だというようなところを、様々な方の御意見等も踏まえて選んでいるというようなところでございます。

○**又吉清義委員長** 山里将雄委員。

○**山里将雄委員** それでは、私のほうからも少し質疑をさせていただきます。主要施策の成果に関する報告書の中から、幾つか質問をします。

まず、20ページの沖縄・奄美連携交流促進事業についてでありますけれども、これは、本当は世界自然遺産登録のそういった見直しなどについて聞いたんですけども、通告をしましたらそこは環境部に聞いてくれということでしたので、今回はこの交流事業についてだけになりますけれども、聞いていきたいと思っております。まずは、理解を深める意味で、事業の内容について説明をお願いします。

○**森田賢地域・離島課長** 沖縄・奄美連携交流促進事業でございますけれども、この事業についてはですね、沖縄と奄美群島の交流を促進いたしまして、また、世界自然遺産登録に向けた両地域間の移動しやすい環境づくりというものを進めるために、航空

路及び航路事業者に対しまして、沖縄県と鹿児島県の折半によりまして割引運賃の支援を行って、運賃の低減を図っているというような事業でございます。

○森田賢地域・離島課長 すみません。

○山里将雄委員 補助というか、低減しているのは4つの航空路と8つの航路ということなのですが、それを今ここで言えますか。

○森田賢地域・離島課長 まず、航空路でございませぬけれども、那覇－奄美間、那覇－与論間、そして那覇－沖永良部間、そして那覇－徳之島という4つでございます。航路については、那覇－奄美間、那覇－与論間、那覇－沖永良部間、那覇－徳之島間、本部－奄美間、本部－与論間、本部－沖永良部間、本部－徳之島間となっております。

○山里将雄委員 ちょっと確認です。これは那覇－奄美、それと本部－奄美とあるんですけども、これは別の航路なんですか。那覇から出て、本部に寄って奄美に行くということではなくて。

○森田賢地域・離島課長 航路自体は当然、本部に寄っていくということになっておるんですけども、補助対象はですね、那覇から乗った方も本部から乗った方も対象にするという意味で、先ほど8航路と申し上げたところでございます。

○山里将雄委員 分かりました。

低減する一いわゆる割引ですよね、補助するんですかね、その額というのは幾らなのか。これ全部挙げると大変ですから、代表的なもので那覇－奄美で結構ですが、航空路、それから航路のその額ですね、低減の額というのは幾らなのか教えていただけますか。

○森田賢地域・離島課長 例えばというところで申し上げますけれども、航空路で申し上げますと、那覇－奄美間が4150円軽減をしております。また、那覇－与論間は2550円低減を図っております。

航路で申し上げますと、おおむね1500円、2000円程度の軽減というふうな状況でございます。

○山里将雄委員 じゃあその低減した分を、鹿児島県と沖縄県で半分ずつ負担して低減しているということなんですか。例えば、奄美の住民と沖縄県民だけなのか、それともこの航路に乗る全ての人を対象なのかですか。

○森田賢地域・離島課長 これは当然、住民の方ももちろんですけども、併せて観光客等とも対象になっております。

○山里将雄委員 全てですね。次ですが、これまでの事業、これは28年度から令和2年まで終わったんですね。その間の累計のいわゆる額、低減した額。

簡単に言えば、補助した額というのは幾らになるか上がっていますか、数字は。

○森田賢地域・離島課長 すみません。

おおむねということで恐縮でございますが、例えば、本格的に実施した平成28年度から令和元年度までの決算額は、おおむね各年度7500万円程度で推移しておるというところでございますので、おおむね4年間で3億円かなと思っております。

○山里将雄委員 これは、沖縄県だけの負担分、決算で言うということだと、沖縄県だけの負担額。そうすると、鹿児島を含めればその2倍の補助をしているということになるんですかね。

○森田賢地域・離島課長 今、申し上げたのは、沖縄県の決算額ということでございます。

○山里将雄委員 かなり結構大きな数字ですね。その効果といいますかね、27年度から2万6752人、率にして24.8%増加したと言っているんですけども、効果としてはどうでしょう。この数字は—2万6752人ですね、これ元年度の単年度の数字になるんですか。それとも27年度からの累計か。

○森田賢地域・離島課長 あくまでも単年度ということでございまして、令和元年度の全旅客者数が13万6000人というふうになっておりまして、平成27年度と比較して約2万7000人増加しているという状況でございます。

○山里将雄委員 この数字は、毎年、毎年増加している、大きくなっていつているんでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 令和元年度までの実績を、ここ5年間ぐらい確認しますと、全て増加というふうな状況でございます。

○山里将雄委員 着実に効果を上げているという理解でよろしいですね。じゃあちょっと皆さん、ちょっとこれ通知してからネットで皆さんのホームページを見させていただいたら、アンケート調査を行っているんですけども。まずですね、ちょっと皆さんあれではよく分からなくて。期間がですね、9月29日よりというふうに記載しているんですけども、別の表でいう期間は29日までになっているんですよ。どっちが正しいんですか。からですか、までですか。

○森田賢地域・離島課長 ちょっと正確には確認をいたしますけれども、基本的に夏7月から8月、9月とかですね、夏期の人口移動と冬場の人口移動というのを両方把握しているアンケートでございまして一ちょっとすみません、期間については確認をさせていただければと思います。

○山里将雄委員 結構です。終わっているかどうか

だけなんで。もう既に行っているということでもよろしいですね。その内容なんですけれども、このアンケートは沖縄県だけが行っていますか。それとも、鹿児島県と共同で行っているのでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 これは、沖縄県がまさにその実際に使われている方の旅行者等も含めてですね、実態を把握するための調査でございます。

○山里将雄委員 沖縄県で。分かりました。

その方法について、どんなやり方でやっているのか教えてください。

○森田賢地域・離島課長 令和元年度の調査ではですね、例えば那覇空港で奄美行き飛行機に乗られそうな方に調査員がお声掛けいたしまして、どういう目的で行かれるんですかとか、この補助事業を御存じですかとか、そういうふうな実地の検査をしておる状況でございます。また一方で、奄美空港側でもですね、同じような調査を行っているものがございます。これは航路も同じという状況でございます。

○山里将雄委員 それは鹿児島のほうでも奄美で同じような調査を行っている。共同でやっているわけではないけれども、それぞれで行っていることなんです。今、令和元年度についてはというふうにおっしゃっていたんですけども、このアンケートはこれまでも毎年というか、やってきているんですか。

○森田賢地域・離島課長 すみません、先ほどちょっと令和元年度と申し上げましたが、調査は2年に1回でございます。平成30年度の誤りでございます。

今年度も2年に1回なので、平成30年度に続いて調査を行うんですけども、コロナウイルスでなかなか調査員が濃厚接触する可能性等も踏まえて、ネットでのアンケートであるとか、実際にQRコードを提示させていただいて、そのQRコードで御自身でやってくださいという形で、直接的な対面での調査は控えるように見直しているというところは若干ございます。

○山里将雄委員 そうすると、これまでも今年度も含めて2回行っているということですので、そのアンケートのある程度のサンプルも収集できていると思いますのでね。これは、実際にその分析をして、どんなことに、どういうふうに生かしていこうとお考えなんでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 実際にこの事業を行うことで一例え買物とかで旅行で、要は交通運賃が軽減されておりますので、それ以外のところで多く使

われましたかという調査内容であったりとか、そういう経済効果の分析であったりとか、実際にこの事業についてきちんと周知が図られているかということも含めてアンケートを取ってもらってございます。

○山里将雄委員 事業の期間は、この報告書では平成28年度から令和3年、これは5年で区切っていると思うんですけども、その後も要するにいつまでその事業は継続していくお考えですか。

○森田賢地域・離島課長 これについては、当然、鹿児島県とも協議は行っておく必要があるかと思えますけれども、これから、まさに世界自然遺産への登録というような国内外の注目が集まるような話もございまして、基本的には引き続き行っていくものなのかなと思っております。

○山里将雄委員 その世界遺産がどうなるか分かりませんが、その結論が出るまでということですね。本来のこの事業の目的は、さっき今言った世界遺産ですね、世界自然遺産の登録。奄美大島、徳之島、沖縄本島北部及び西表島ですか、その世界遺産の登録を目的としているということですので、ぜひですね、鹿児島県と連携しながらしっかりと取り組んでいただいて、登録ができるように、実現できるように御努力いただければと思います。よろしくお願ひします。この件については以上とします。

じゃあ次ですけれども、31ページのバス路線補助事業費についてちょっとお伺ひいたします。まず、補助形態の件なんですけれども、事業者、市町村、県、国の負担で赤字路線を補助するという事になっているはずなんです。これは2つの事業があるんですね。沖縄県地域公共交通（陸上交通）確保維持改善事業費補助金、それともう一つは、沖縄県生活バス路線確保対策補助金というふうに2つあるんですけれども、この2つの補助事業の補助金の違いを教えてください。

○金城康司交通政策課長 お答えします。

まずですね、このバス路線の補助事業については2種類ありまして、1つが国、県、市町村の協調補助。それから、県単独でやる補助があるんですけども、その要件の違いなんですけれども、国協調補助であれば、運行区域が複数市町村にまたがる路線ですとか、県単補助については単独市町村でも可能ですということ。それから、国協調補助については、例えば対象となる距離が何キロ以上でなければならないというふうな縛りはないんですけども、県単補助でいえば10キロ以上であるですとか、1日当たりの輸送量について国協調補助であれば15人以上150人未満、それを県単補助でやれば3人以上150人

未満等ですね、おのおのの要件で、国協調補助の事業と県単補助の事業で内容が異なっております。

○山里将雄委員 この事業は一私も名護市ですので、この事業には関わってきたのである程度把握はしているんですけども、県の事業決算額がこれ1億5000万円ぐらいの数値になっていますけれども、市町村の負担分もあるわけですよね。市町村一要するにこの事業の対象となっている負担をしなければならない市町村の数は幾つなのか。それと、令和元年度で結構ですけども、その市町村が負担した額というのは分かりますか。

○金城康司交通政策課長 お答えします。

今、補助のある市町村ということなんですけれども、19市町村でございます。それから、市町村の持ち出した負担額の合計が、昨年度で約2億5900万円となっております。

○山里将雄委員 2億5900万円、19市町村で割ってということではあるんですけども、やっぱりかなり大きな数字だと思います。小さな町村にとってはですね、大変な負担になっているということで、国保でもそういうことがありましたので、やっぱり市町村の負担をなるべく小さくできないものかと思っただけなんですけども、その辺どうでしょうか。

○金城康司交通政策課長 市町村負担についてなんですけれども、そのうちの約8割が特別交付税で補填される形になっておりますので。そういうことでございます。

○山里将雄委員 分かりました。

この事業は本当に過疎地域というかですね、人口の少ない市町村にとっては非常に住民の生活のために必要な事業ですので、バス路線はですね。今後もずっと継続していただきたいと思っているんですけども。今、補助している、対象となっている路線で廃止を検討しているとかいうような路線はございますか。

○金城康司交通政策課長 今のところ、そういう話は聞いておりません。

○山里将雄委員 そうですか。

あともう一つ、こういうことがあったんですね。名護から那覇までの長い路線の場合ですね、いわゆる名護から中部辺りまではいわゆる赤字の状態、そこから黒字で、トータルするとそんなに赤字額が大きいということで、バス事業者のほうではこの路線を2つに割って、赤字の部分だけ補助金を受け取るというようなことが一実際それはできなかったんですけども、やっていないんですけども、そういう話があったんです。そういったことをされ

ると市町村によって負担がどんとまた大きくなってしまいますのでね、その辺についてはぜひ、皆さんのほうでも監視といいますかね、していただいて、ぜひ事業者の皆さんにも協力をお願いしていただきたいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 朝からいろいろ聞かれておりますけど、この沖縄・奄美連携の交流促進事業、先ほど山里委員のほうでちょっと気になるのがありましたので。移動コストの低減を図る部分のその実績は分かりましたけど、令和3年まで事業ということですよ。その後はどうなるんですかということであれば、今後、鹿児島県と調整をすと言いましたけど、この世界自然登録が決定すればなしという意味になるのか。どうですか。

○森田賢地域・離島課長 いえ、先ほどそういう観点で申し上げたのではなくて、世界自然遺産登録も今後年頭に控えておるので、さらなる交流人口の促進が見込まれるので、この事業を継続すべきだというように中身で申し上げたつもりでございます。

以上でございます。

○平良昭一委員 あくまでも世界自然遺産登録を一つの要として、その事業をやっていくという一つの提言ですよ。今後、その地域に関しては、これからは鹿児島県と連携を取りながら移動コストを安くするという事で理解してよろしいんですよ。

○森田賢地域・離島課長 そういう理解で大丈夫かと思えます。

○平良昭一委員 先ほど2150円から4100円ということでありましたけど、確認したいんですけど、実際1人1つの航路に関して、下限上限それぐらいで合っているのかな。

○森田賢地域・離島課長 航空路については、搭乗日の7日前に購入可能な割引のものと、28日前までに購入可能な運賃の割引とそれぞれありまして、それぞれに応じた軽減の額というふうになっておりまして、航空路については、先ほど4150円と一つ例をお出ししましたがけれども、これは内容とか区間によって、2000円台から4000円台までの軽減状況になっているところがございます。

○平良昭一委員 これは予約のみでの対象ですか。

○森田賢地域・離島課長 これは鹿児島県で以前から航空運賃の割引が行われていたものについて、先得割引という28日前まで購入可能なものと、特便割引という7日前まで購入可能なものというところに補助されていたというような経緯がございまして、

それに沖縄県も協働するという形で行われているものでございまして、ここに対象が限定されているというところがございます。

○平良昭一委員 船舶の場合もそうですか。

○森田賢地域・離島課長 今申し上げたのは航空路だけでございますので、船舶は通常どおりの、先ほど申し上げた1500円から2000円の軽減がされているというところがございます。

○平良昭一委員 8つの航路があると言っていましたけど、一番安いところで片道どれぐらいですか。多分、本部一与論だと思っただけ。

○森田賢地域・離島課長 本部一与論がおっしゃるとおり距離が一番短いものでございますので、普通運賃が2930円というふうになっております。

○平良昭一委員 半額近く補助になるということは大変いいことですのでありますので、分かりました。

次に33ページ、石油製品輸送等補助事業ですけど、輸送経費の補助ですよ。離島でも同じ価格にならないといけないわけですよ、当然。その価格差のですね、要因分析を進めるというふうに過去に言っておりましたけど、その原因究明はどうなっていますか。

○森田賢地域・離島課長 平成30年度について実施した調査の中身でいうと、先ほど申し上げたようにですね、まさに人件費や離島輸送に用いるコンテナの検査費用等のコストであるとか、年間販売量が少ないために1リットル当たりの固定費が高くなるというような実態があったところがございます。これについて、今年度も実際の各販売所等の経営状況も聞きながら、さらに分析を深めてまいりたいと思っております。

○平良昭一委員 午前中の答弁で、公正な取引、独占禁止法、それは当たり前。これは当たり前の話なんですよね。要は、離島の方々が本島の方々と同じ料金のガソリンを買えるという、そこが一番ポイントであるわけですから、同じ価格になるための施策を考えないといけないのがこの分野でしょ。それに対して、長年かかってもまだそれと同じような状況になっていない、価格が一緒になっていないというのは、どこかでおかしいわけですよ。その辺、感じていませんか。

○宮城力企画部長 本島価格といっても島内統一的な価格ではなくて、やはり価格差はあるわけです。離島にあっても、離島の規模に応じて市場の大きい、小さいがありますので、やはり価格差は生ずるものと思っています。どの水準までを目標にするかというのは非常に難しいんですが、我々が従来から行っ

ている石油製品補助は、本島並みの価格を目指すということで一例え蔵入れ料ですね、そのあたりも実態に合わせた補助単価の見直し等を行ってまいりますし、全ての離島が本島と同じになるというのは非常に難しいと考えておりますけれども、その本島並みを目指していくということは今後も変わらないという考えで行ってまいります。

○平良昭一委員 確かにそうです。沖縄本島内でも高いところ、安いところ、これは本島内の情報が行き交うんですよ。どこのスタンドが一番安い、沖縄県内で一番安いよとか。やっぱりある程度のその価格の開きはあると思いますけれど、しかし、それ以上に開いているのが離島の今の価格ですので、せめてここまで持ってくるという状況をつくってあげないといけない。これは長年かかっていますよ。本会議のたびにいろんな会派の中から出てきますし、毎回出てきている問題ですし、まだ結果が出ないというのがですね、何かほかに原因があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。公正な取引の中、いわゆる独占禁止法の中で、それに違反している部分なんかがあるのであれば、これは大変なことです。我々はそのに抵触する部分があるからできないものなのかなと思ったりもするんですけど、どうですか、部長。

○宮城力企画部長 すみません、先ほど私が申し上げた独占禁止法の趣旨に反するというのは、県がこの価格にしなさいとかですね、それぞれの販売店の小売価格に関与するというのが、公正な取引を阻害するという意味で申し上げたところがございます。

県としては、今、離島の輸送製品の補助事業を行っていて、それぞれの島で本島とどのぐらいの価格差があつてということの透明化を、今、目指しているところですけども、この情報の在り方についてももう一工夫できないかですね、このあたりも検討していきたいと思っております。

○平良昭一委員 輸送経費の補助というのは、かなりの大ざっぱな言い方かもしれませんが、もっと細かい作業が必要になってくると思いますので、一日でも早い適正な価格でやっていただきたいと思っています。

38と40ページに関連しますけど、ちょっと関わりがありますので聞きたいです。このブロードバンドとか光通信、ケーブルなどの高度な利活用の環境の形成を求めることは非常に重要だと思いますけど、しかしですね、いまだにテレビの受信ができない地域が存在するんですよ、沖縄県には。共聴組合をつくり、実費を支払い、施設を維持管理運営し

ている地域があります。県内にどれくらいその地域と組合があるか分かりますか、教えていただきたい。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 県内のテレビの共同受信施設の状況でございますが、我々から市町村に照会をいたしました。その結果としてはですね、92施設ということで把握をしております。

○平良昭一委員 この92の地域の方々は公共放送の受信料も支払って、それ以外に月1000円以上の出費があるのも事実なんです。最近、地域災害の緊急速報もテレビで確認する時代です。自動的にテレビがついて、それを放送をするということ。この情報通信が高度化する中で、まさにもう取り残されている方々、地域じゃないかなと思うんです。それこそ不公平な状況でありますので、ここを改善していくことがまず僕は先じゃないかなと思う。

幾ら高度なものをですね、ブロードバンドを引っ張った、光通信をやったとしても、生活の一番拠点であるテレビさえも映らないところ。そこをまず、皆さんがしっかりサポートしてあげることが大事だと思いますけど、どうですか。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 県のほうでも、毎年、市町村に照会をしたり各市役所とも意見交換をしながら、難視聴の解消に向けて取り組んでいるところではございます。地域の要望も踏まえながら、放送事業者、地元市町村と連携して、さらなる解消に向けて取り組んでいきたいというふうに考えています。

○平良昭一委員 以前に、国と調整すると一これ総務省かな、調整しているということがありましたけど、国の方針の中で先進的なデジタルを入れて、それをやったがゆえに、余計映らなくなっている地域が出てきているという。これは反比例するわけですよね、こういうのは。であれば、当然この共聴組合とかで月に余分に1000円以上払っている、1200円、1500円もあると思いますけど、その維持管理費等はですね、県や市町村がある程度助成をしていくのが筋じゃないかなと思いますけど、その辺、国と調整したような状況がございましたか。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 個人で負担している、世帯で負担されている点について、国と調整をしたことはございませんが、この共同受信施設の維持管理、更新の負担というのは、県内に限らず、これは全国の中山間地等も含めて問題になっているところからですね、全国知事会と連携をして国のほうにこういった部分についての支援もお願いをしたいということを経営的に要望をしているところでございます。

○平良昭一委員 私がなぜこれを言うかという、皆さんはこの大東とか、そういう大きな莫大な資金を入れてですね、ブロードバンド、これは光通信を引っ張っていくわけですよね。そういうことをするのに、なぜ生活のもう一番のとりでになるテレビが映らないことに対して、これだけ奥手になっているのかなと非常に不思議でたまらないんですよ。そういう面で光を当てることが、本来の皆さんの仕事じゃないかなと思いますよ。改めてもう一回聞きたい。この共聴地域、要するにテレビが映らない地域に対する皆さんの努力を示していただきたい。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 まずは、そのテレビの難視聴については、見えている、見えていないということではありますと、一応総務省によりますと受信環境の整備・対策が完了したと。ただ、各世帯ごとで負担が生じたり、地域に負担が生じたりしている実態があるということで、そういった負担が可能な限り縮減できる方法がないか、様々な方向を我々としても模索をしていきたいというふうには考えています。

○平良昭一委員 これは本会議の中でも何名かの議員が継続してやっていくはずですけど、本当に重要な事項だと思いますので、その辺、これからまた一緒に努力していきたいなと思っています。

平成31年度の重点施策の中でですね、小さな拠点づくりの支援事業というのがありますけど、沖縄らしい優しい社会の構築ということでもありますけど、離島や過疎地域などにおいて、生活圏の中でコミュニティの要となり、一定の生活サービスを集約する小さな拠点づくりに係る取組を支援する形で、地域の集落の維持、再生を図ることを目的とするような状況の中です。ちょっと聞きたいんですけど、これは本会議でも言いましたけど、今、過疎地域などで管理に苦慮している共同売店を支援していることなどに、そういう事業は使えませんか。どうでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 共同売店という観点でいくと、まさに集落の生活基盤の要というふうになるかと思っておりますので、この事業の対象にはなり得るかなと思っております。

○平良昭一委員 9月議会でしたかね、それをお話ししたら、すぐさま、皆さんこの調査に入ってきていることは非常に感謝したいと思っているんですよ。この過疎地域のこの共同売店というのは、本当に生活圏の中でのコミュニティの要になっているんですよ。県内にも北部だけではなくて、いろんな地域にそういう共同売店の維持管理を運営するの

に非常に苦慮しているところがあるということでありましたので、この調査は入っているということはいいいことでもありますけど、ぜひですね、お年寄り、いわゆる足がない方々は売店がなくなると、もうこれ生活ができなくなるわけですよ。自然にこの集落は過疎化につながっていきます。都市部に出て行くような状況になりますので、せっかくこれだけ地域の中で共同運営してきた売店があるわけですので、コミュニティーの場として、どうにか支援をしていけるような状況をつくっていただきたいと思いますので、それは今後も検討をしていただきたいと思っています。

あとですね、地域づくりのイノベーション事業ですけど、これについて、もう一度説明をお願いできますか。

○森田賢地域・離島課長 地域づくりイノベーション事業の内容でございますけれども、本事業につきましては地方創生交付金を活用いたしまして、多様な主体の参画と連携による地域づくりを支援するものでございます。令和元年度は4つの先導モデル団体に対して、専門家等によるハンズオン支援でありますとか、必要な補助事業を実施してきた、そして、支援体制を整えてきたというところでございます。

○平良昭一委員 具体的な事業として、どういうものやってきたかということだけ教えていただければ。

○森田賢地域・離島課長 先ほど1つ例を紹介させていただきましたが、例えば、鍾乳洞をエコツアーという形で展開したいという地域がございまして、その地域に対して、エコツアーガイドに精通されている大学の先生を招集させていただいたりとかですね、その地域の住民の方が、誰でもその地域の魅力である鍾乳洞を案内できるようなマニュアルづくりを支援しているというような例が一つございます。

○又吉清義委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 まず、歳出決算状況からお聞かせいただきたいんですけど。この不用額なんですけど、13億円余りの不用額が今回もあるということで、もう少し内訳を教えてください。この計画調査費で約5億円、その振興交付で6億8000万円というのがあるんですけど。

○喜舎場健太企画調整課長 企画部不用額全体が13億6600万円ですけども、その内訳として主なものが3つございます。まず1つ目が沖縄振興特別推進交付金、これは市町村のものでですけども、6億492万1000円。2つ目に、沖縄振興特別推進交付金町村支援事業、これが7973万7000円。3つ目に、沖縄離島

住民等交通コスト負担軽減事業、これが6134万8000円となっております。

○當間盛夫委員 部長、この振興費を使う部分で、よく国のほうから、不用額を出すのに、皆さんまた要求をするのかと。不用額をしっかりと改善するというのが県の課題だとかいうかね、いろいろ指摘を受けているんですけど、このことは国からどういような指摘を受けているんですか。

○山内明良市町村課副参事 お答えします。

不用額の一括交付金の不用額については、国のほうから特に何か意見等々はございません。

以上です。

○宮城力企画部長 以前に、一括交付金が減額されたその要因として、一括交付金の繰越しがどの程度ある、あるいは不用がどの程度あるという要因を持ってやっぱり減額されたことがありました。県にあっては一括交付金の繰越しの縮減、あるいは不用額の低減化ということで努めてまいりました。しかしながら、やはりどうしても一定規模の不用が出るということで、残る今年度それから次年度に向けてですね、繰越額の圧縮—残念ながら令和元年度増えてしまいましたが、今年度の執行、あるいは次年度に向けて市町村と連携しながら、縮減、圧縮に取り組んでいきたいと思っております。

○當間盛夫委員 僕は、担当が国から何も言われていないという認識を持っていることの答弁自体がどうなのかなと思うけど。ちなみにお伺いするんですけど、不用額全体で今回177億円という不用額を出しているんですけど、この振興策の部分からするとどれだけになってくるんですか。この177億円のうち。

○宮城力企画部長 企画部としては把握しておりません。

○當間盛夫委員 ぜひ部長、この辺は皆さん国とそういう予算折衝を、振興の分を含めてやる部署でもあるはずでしょうから、その辺はやっぱり把握しているほうがいいでしょうし、皆さんの話では何か状況の変化だとか、入札の不落だとかいろんなことが挙げられるということがあったにしても、この事業的に乗せて、結果的にそれが生かされなかったということは見通しが甘かった、計画が甘かったということになるはずでしょうから、ぜひその辺はですね、予算と、せっかくこういう形で計画した予算ということですので、しっかり対応していただければと思います。

これから、成果報告からいろいろとお話をさせてもらうんですけど、鉄軌道だとか、離島力だとかいろいろありますので聞かせてください。その前に、

このことをやるためには、どうしても新たな振興計画を取らないといけないということも前提になってくると思うんですね。これは令和3年までの事業ではあるんですけど、これをこれから継続するために新たな振興計画ということになろうかというふうに思うんですけど、見通しはどうですか。

○宮城力企画部長 現行の沖縄振興計画の継続、一括交付金も含めてなんですが、これは全ての市町村の総意でもあります。県としては現行制度、さらに加えて拡充等については、近々、国に対して要望することとしております。その中で、どのような制度ができるのか、また、拡充できるのかですね、国と調整を進めていくこととしております。

○當間盛夫委員 もう10月中旬、もう11月になってきます。ある程度国の方向性、国も今度、政権も変わりましたので、担当大臣も変わりました。それからすると、私は今度の河野沖縄担当大臣というのは、質問でも言わせてもらったんですけど、効率だと、やった事業がどのような効果が出ているのかということも、その担当大臣就任のときによく言われます。コストカッターだというふうにも言われている人です。先ほどから離島の石油のものにしても、僕は、彼は実績がなければどうあるべきかというようなものが出てくるはずでしょうから、その辺も皆さん真剣になって、この対応をどうしていくのかと。高率補助に関しても、皆さん、この高率補助というのが沖縄にとっては必要だということであれば、この高率補助が何で必要なのかということも踏まえながらこの振興計画をやらないと、なかなか中央は沖縄に対するこの新たな振興計画というのは、冷ややかに見ているというふうな認識を私は持っているんですけど、皆さんの感触はどうですか。

○宮城力企画部長 新たな沖縄振興計画の必要性についての資料を、各党派等お配りして御説明したところです。これまで沖縄振興特別措置法の立法目的としましては、沖縄が置かれた特殊事情、歴史的事情、地理的事情、それから社会的な事情ですね。これらに基づく各種課題、生ずる課題、この課題を整理するためには特別の措置が必要であるという、いわゆる地域振興法的な性格があるというふうに我々も認識しております。これらの特殊事情から生ずる課題はまだ解決されていない、そのことから今後とも特別措置が必要であるということを説明してきているところです。

○當間盛夫委員 じゃあ中身に入りまして、その鉄軌道。これまでもう何年も調査をしてきているんですけど、国と県でやった調査の総額、国、県別々に

ちょっと教えてください。調査の予算額。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 すみません、国の分についてはちょっと持ち合わせていないんですが、県のものについて御説明させていただきます。県は、平成24年度から事業を着手しておりますが、令和元年度までの8年間におきまして、決算ベースで調査費に関して、委託関係に関しましては4億4300万円をかけて取組をさせていただいたというところでございます。その間ですね、24年度から25年度までは、どのようにすれば鉄軌道の導入が可能になるかという観点から、全国新幹線鉄道整備法を参考とした上下分離方式の採用により採算が取れることを調査で確認したというところと、26年度から29年度にかけては、県民の皆様と情報共有を図りながら、構想段階における計画案づくりに取り組みました。その結果、平成30年5月に県としての計画書ですね、構想段階における計画書を策定したというところでございます。その後、平成30年度から令和元年度にかけては、国から課題として示されている費用便益比について検討を行ってきた結果、ケースによっては1を超えるということを確認したというところでございます。

○當間盛夫委員 県は1を超えた、国はまだ0.7、0.8だというのが。この違いは、今度11月にヤンバルでのテーマパークの計画があるというふうにあるんですけど、このテーマパークの需要というのはどのような形で国、県が入っているんですか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 お答えします。

北部のテーマパークの件につきましては、国の令和元年度の調査においても反映されておりますし、県が昨年度検討しました費用便益比の検討に当たりましたが、そういった新たな施設ができることも考慮して需要等々がはじかれたというところでございます。

○當間盛夫委員 私たちが生きている間に引いてください。よろしくお願いします。

次に、公共交通利用環境改善。バス路線。やっぱりね、今、鉄軌道をいろんな形で国とやっているんですけど、やっぱり沖縄で公共交通と言えばもうバス、タクシーということがあって、この路線バスも一今度、東京バスがまた新規になったんですけど、基本的に赤字が続いて、減便が続いているという状況なんですけど、この路線バスの状況って今どうなんですか。

○金城康司交通政策課長 県内の乗合バスの輸送人員なんですけれども、平成元年が6871万人から平成

16年には2766万人まで減少を続け、その後は下げ止まり傾向が続いております。

○**當間盛夫委員** どう改善するんですか。

○**金城康司交通政策課長** お答えします。

今、県のほうで取り組んでおりますのは、まず、那覇から沖縄市に至る基幹バスを昨年の10月から導入しているんですけども、それを骨格として地域に至るフィーダー交通を充実させていくことによって、移動利便性の向上を図るということで、バスの乗客の向上につなげたいと。加えて、県のほうでも利便性向上ということでノンステップバスの導入事業ですとか、バスにおける多言語対応機能等の導入事業を行ってございまして、そういった幅広い施策を講じることによって、バス利用者の増加につなげたいと考えております。

○**當間盛夫委員** もう根本的に考え方を改めて、この路線バスに関して、公共交通という在り方からすると、もう統合したほうがいいんじゃないかということで、前々からそのお話をさせてもらっているんですが、その路線バスの統合という考え方を県はどのように考えますか。

○**金城康司交通政策課長** まず、乗合バス会社の統合につきましては、基本的にはバス事業者が自らの経営判断により行われるものと認識しております。一方で、国において、乗合バスの経営統合を独占禁止法の適用除外とする内容の特例法が令和2年、今年の5月に制定されたことから、引き続き事業者の意向を踏まえて、他県の先行事例等について情報収集に努めながら、今後も県内バス事業者と意見交換を図ってまいりたいと考えております。

○**當間盛夫委員** これね、部長。その路線バスを今運営している側も、きついと思うんですよ。結局、県がいや民間だからという話をしてね、結果的にバス業者の皆さんは減便をしていくわけですよ。結果それが何を招くかと言ったら、やっぱり住民がその分での不便を来しているということになっているわけですから、皆さんその辺は、もう国がそういう方向性に持ってきているわけだから、真剣になってどう考えていくかと、統合のことを含めてね。僕は、もう皆さんその辺のテーブルはつくるべきだというふうに思っています。昨今、旭町のほうでの沖縄バスさんも、あの用地を売却されたというような記事も出ているわけですから、結構この路線バス業界というのかな、民間会社というのは、その分では決して経営的に充実しているということはないはずでしょうから、そのテーブルをつくるということは、部長どうでしょうか。

○**宮城力企画部長** 先ほど、基幹バスシステムの構築を目指すという話を答弁させていただきました。支線については、間違いなく路線の再編が必要になると思っています。現行の状況でも那覇に全ての路線が一全てではないんですけど、数多くの路線が始点、終点として設定されております。先ほど、独占禁止法の改正があったということで、料金プール制などの対応も取れるということになっておりますので、そのあたりも含めてバス会社さんと、まずどういことができるのかというのを意見交換していきたいと思っています。

○**當間盛夫委員** 次、移らせてもらいます。

空港整備。この那覇空港、3月に2本目の滑走路が開設されたんですが、この那覇空港においての—コロナは別にしても、その間、新規路線というのは獲得できていたんでしょうか。

○**大嶺寛交通政策課副参事** 国土交通省の那覇空港事務所に確認したところ、国際線のほうでは、今年の4月までは海外の航空会社から新規就航に関する問合せはあったということですが、路線の開設には至っていないということでした。また、県の観光部局においては、新型コロナウイルスの影響が出る前は、東アジアを中心に複数の海外の航空会社から路線就航の意向が示されていたということです。国内線につきましては、スカイマークのほうで那覇—下地島路線、ピーチ・アビエーションのほうで那覇—仙台路線、那覇—新千歳路線の3路線が、来る10月25日から新規に就航する予定となっております。

○**當間盛夫委員** 2本目の平行滑走路ができる中で、問合せがあったとかということではなくて、やっぱりこの開設をする前には、いろんな枠組み、羽田だとかいろんなところ枠組みあるんでしょうけど、やっぱり新規路線の獲得というのは、もう開設と同時に僕はそのものが並行してあるべきだったというふうにも思っておりますので、幸いにもこのコロナで航空事業いろんな影響を受けているというところもあるんですけど、我々、観光がリーディングですので、この那覇空港の新規就航の分をです、しっかりとまたこれからも頑張っていたいただければと思っております。

沖縄科学技術イノベーションなんですけど、OISTが中心になっているとは思っていないんですけど、琉大だとか高専だとか、いろんなものがこの事業に絡んでいる分があるんですけど。OISTが果たしている役割って、どう皆さん考えられているんですか。

○**金城克也科学技術振興課長** お答えします。

この事業ですね、沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業はですね、県内大学との研究成果を産業利用へつなげるイノベーションシステムを構築するものであり、これにより沖縄県における知的・産業クラスターの形成を促進することのための事業でございます。具体的には産学連携の共同研究に対し支援を行っており、県内大学との共同研究について、平成27年度から令和2年度の累計で58件を支援しているところです。内訳としては、委員のおっしゃるとおり琉球大学が54件、それから沖縄高専が12件、名桜大学が1件となっております、メインの研究をすることは全て県内の琉球大学とか沖縄高専、名桜大学が中心となっております。そのうち、OISTが共同研究として絡んでいる、参画している共同研究は3件となっております。

以上です。

○當間盛夫委員 部長ね、2200、2300億円もかけてOISTを今やっています。200億円余りの年間予算をかけているこのOISTが、我々のこの沖縄のベンチャー、そのイノベーションを含めた部分に対して、この皆さんの事業に対しても3件しか参画をしていないというこの現状をどう見ますか。

○宮城力企画部長 共同研究については3件というところですが、特に昨今のこのコロナ禍にあっては、OISTのほうでPCR検査も実施しておりますし、抗体検査も今実施しているところで、非常に今、連携が取れた取組をしていると感じています。ただし、今後のOISTとの連携については、今あるベンチャー系の企業とのマッチングを図る必要があります。OISTにあってはアクセラレーター・プログラムも今実施して、起業家支援も行っておりますので、本来、コロナでなければ今年度2件の外国の企業家支援ができるはずでした。少しずつではありますが、県内の企業が定着するような取組をどんどん、どんどん進めていく。この取組にあっては、県も県単で補助事業を実施しております、少しずつではありますが、裾野を広げていきたいというふうに考えております。

○當間盛夫委員 今、ベンチャーというお話がありましたので、今までOIST絡みのベンチャーは何社あるんですか。

○金城克也科学技術振興課長 お答えします。

ベンチャー数は2社。会社名まで申し上げますと、沖縄プロテイントモグラフィ株式会社さんと、それからBioAlchemy株式会社さんです。それから、先ほど部長からもお話があったアクセラレーター・プログラムによるOISTに絡むベンチャー

さんではないんですけど、OISTと県の事業で出てきたベンチャーさんがですね、株式会社REPSとか、それからEF Polymer株式会社さんという2社の会社も存在します。

以上です。

○當間盛夫委員 沖縄振興予算で200億円余りも予算を取って、十何年たつのにベンチャーまだ2社。このPCR検査というの、那覇で民間の医療機関がもうPCR検査のセンターをつくるぐらいですから、そこがそれをやっているという自慢にも何もなくて、このことはもう、ちょっと後でまた苦言を言うんですが。

次、離島の部分で行きましょうね。移住、定住いろいろと先ほどからあるんですけど、答弁いろいろと出ているからなんだけど、僕はね、外国人相談センターというのが北海道だとか福岡だとかいろんな形があるんですけど、外国人の対応はこれはもう入管でいろいろあるということに対応していないということなんですけど、この外国人の相談センターというものの考え方をどうお持ちでしょうか。

○宮城力企画部長 コロナ禍の前には、人手不足による外国人材を確保するというところで在留資格の緩和等が行われ、県内に外国人の高度人材等が流入してきたわけです。これらの定着を図っていく、あるいはさらなる高度人材を沖縄に呼び寄せるには、一定の受入れ体制を整えないといけないというのは感じております。このあたりの課題については、新たな沖縄振興計画の中で取り組めるのか、ちょっと検討を進めていきたいと思っております。

○當間盛夫委員 航路安定化支援事業なんですけども、簡潔にお話させてもらおうと、座間味、渡嘉敷はもう就航している。座間味の高速船の2隻目の部分は、早めに国に要求すべきだと思うんですけど、いかがですか。どう取り組まれていますか。

○金城康司交通政策課長 まず、この離島航路運航安定化支援事業なんですけれども、フェリーを対象として平成24年度から令和3年度まで14航路、15隻の船舶更新支援計画を策定して、令和2年8月末までに10航路、11隻の船舶更新が完了しております。渡嘉敷一座間味航路のフェリーの更新については、渡嘉敷航路は平成25年度に、座間味航路は27年度から28年度にかけて支援を行いました。渡嘉敷村及び座間味村につきましては、航路が唯一の移動手段であるため、高速船についても離島住民の生活に不可欠で重要なものと認識しております。県としましては、今後更新予定の4航路の船舶更新を着実に実施しつつ、渡嘉敷一座間味航路の2隻目となる高速船

の支援については、次期振興計画での支援も含め、検討をしていきたいと考えております。

○當間盛夫委員 今、次期振計もというようなお話もあるんですけど、次期振計があるのかないのかも分からないわけだから、来年皆さんの予定では大体8億円ですよ。多いときには22億円だとかね、今年度、令和2年は22億円の予算規模なんです。それからすると、令和3年の分でもその座間味、渡嘉敷にということ、これがもう最後だというような形のことも含めながら一やっぱり買取りですね、今つくっていますから、座間味にしても渡嘉敷にしても、もう就航しているということ、この買取りのことになるわけですから、しっかりと次年度にはそれが対応できるという方向性を、ぜひ持っていただきたいなというふうにも思っております。

もう時間は終わりですけど、委員長、今日いろいろと鉄軌道のお話とか、このOISTの部分とか、最初、前段で振興計画のお話もさせてもらったんですけど、やはりその辺は知事がどのような形でこれからのこの在り方ね、離島の在り方だとかいうことを含めても、知事にそのことをやっぱり聞くべきだというふうにも思っておりますので、ぜひまた要調査事項でですね、調査に上げていただければというふうに思っておりますので、よろしく取り計らいをお願いします。

以上です。

○又吉清義委員長 先ほどの當間盛夫委員の質疑に対する答弁で科学技術振興課長から答弁の訂正をしたいとの申出がありますので発言を許可します。

金城克也科学技術振興課長。

○金城克也科学技術振興課長 先ほど、當間盛夫委員の質問の中で、58件の支援をどの大学が何件やるかという御質問に、私、琉球大学が54件とお答えしましたけれども、45件の間違いでしたので訂正させていただきます。すみませんでした。

以上です。

○又吉清義委員長 ただいま當間盛夫委員から提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の委員会の終了後において協議いたします。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時27分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

先ほど、國仲委員の質疑に対する答弁について交通政策課長から答弁の訂正の申出がありますので、発言を許します。

金城康司交通政策課長。

○金城康司交通政策課長 先ほど國仲委員からの質問の際に、離島住民コスト負担軽減事業について、例えば、そこで住民登録されている方であれば今回の交通コスト負担軽減事業の全ての路線を使えるというふうに誤った答弁をしてしまったんですけども、現実には、そこに住所のある方、そこを発着する路線が基本となっております。例えば、多良間村でいえば、多良間村に住民登録されている方であれば、航路については多良間―平良間のみ。それから航空路でいえば、多良間から宮古、それからその先の宮古から石垣、宮古から那覇が対象となっております。それ以外は対象外となっております。

おわびして訂正させていただきます。

○又吉清義委員長 島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 すみません。通告したのは過疎地域自立促進特別措置法ということ職員にお話をしたんですけど、その前にですね、今通知しました令和元年度一般会計歳出決算の中です、(款)総務費の(項)市町村振興費の中の沖縄振興特別推進交付金の不用額がありまして、説明の中で入札とかいう話がありましたので、その内容をお聞かせいただきたいと思っております。

○山内明良市町村課副参事 お答えいたします。

不用が生じた要因としましては、年度末における入札残や雇用人員の不足による入札不調、また、事業費積算の見直し、工法の変更、事業箇所の縮小による事業計画の見直しに伴う事業費の減などによるものでございます。不用が生じた事例について御紹介いたしますと、例えば、工事の入札を3回にわたり実施したものの、公共工事の増加に伴う業者の手配困難などが要因で入札が不調に終わり、期間内に執行が困難となったため不用が生じている事例がございます。また、用地購入に当たり、地権者の相続手続に不測の日数を要したことから、計画していた一部の河川工事等を翌年度以降に見送ったため不用が生じた事例など、そのほかの不用の事例についても、そのような事情により不用が生じているところでございます。

以上です。

○島尻忠明委員 これ、先ほどから説明をいただいて理解はしているんですけど、細かい部分はいいですが、大きな部分でどういう事業が延びたのか、そして執行できなかったのか。まずこれをお聞かせください。

○山内明良市町村課副参事 不用が生じた事例について幾つか御紹介いたしますと、与那国町で実施しております与那国町観光施設整備、こちらが先

ほどの工事の入札が3回にわたる不調・不落によるものでございます。また、不用が生じている事業としましては、大宜味村のふるさと河川環境再生・活用整備事業というものでして、こちら先ほどの用地購入に当たり相続手続に不測の日数を要したということで、不用になってございます。

以上です。

○島尻忠明委員 ちなみに、この与那国の施設が遅れたことによって、島の人たちの影響というのはいかがですか。与那国の事業が遅れたことについて。要するに、与那国の皆さん、町民に対する影響というのはどういふのがありますか。

○山内明良市町村課副参事 お答えいたします。

現在、この施設については一旦、今見直しており、その代わりですね、その施設の周辺整備について、今、事業のほうを推進しているというところがございます。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島尻委員から事業が完了していないことによる影響が出ていないかの確認があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

山内明良市町村課副参事。

○山内明良市町村課副参事 お答えいたします。

この事業でございますが、景勝地に展望台でありますとか、トイレ、そういったものを設置する事業であります。現在は既存の施設を活用しており、特に影響があるということは聞いてございません。

○島尻忠明委員 分かりました。

あと1点ですね。ちょっと戻りまして、(項)の企画費の中の(目)の計画調査費で、先ほど、交通体系の何か施策とか計画という答弁がありましたけど、この中身をお聞かせいただきたいと思っております。要するに不用額が4億9700万円。この事業はどういう事業ですかということだよ。

○喜舎場健太企画調整課長 お答えします。

(目)計画調査費の不用額4億9700万円の内訳の主なものです。沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業、これが6100万円余り。次に、石油製品輸送等補助事業4600万円余り。

あと、大東地区情報通信基盤整備推進事業4200万円。さらに、離島観光・交流促進事業3700万円。あと、振興推進事業費3200万円。最後に、沖縄・奄美連携交流促進事業2500万円余りということで、幾つかの事業の積み重ねで4億9000万円となっております。

○島尻忠明委員 この不用となった原因をお聞かせ

ください。

○金城康司交通政策課長 まず、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業において不用額が約6000万円出ているんですけども、この理由がですね、この事業自体が離島住民の割高な船賃、航空運賃を低減するというものなんですけれども、3月に新型コロナウイルスの影響で大分利用客が減りまして、それが一番、今回不用額の大きなものとなっております。

○森田賢地域・離島課長 石油輸送費補助の不用の理由でございますけれども、もともと消費税増税に伴う輸送運賃の増加でありますとか、それまで年度途中まで把握していた輸送実績の増等を踏まえて、実績が伸びるものというふうに考えていたわけでございますけれども、事業者から最終年度の最終で出てきた事業実績が減となっていたものですから、不用額が出たというところがございます。

○島尻忠明委員 ありがとうございます。

しっかりと、ほかの委員からもいろんなこの件については離島の問題、質疑がありましたので、その予算関係でお聞きしました。

それでは次にですね、10年目を今度迎える過疎地域自立促進特別措置法があつてですね、これにいろいろとまた過疎法の目的とかありますけど、皆様方にお聞きしたいんですけど、この特別措置法が果たしてきた役割、そしてこの約10年間でこの措置法が果たしている役割についての皆さんの考え方、そしてどういふふうにこれからそれを基にして取り組んでいくのかをお聞かせください。

○森田賢地域・離島課長 過疎対策法につきましては、昭和45年から議員立法によりまして制定されてきた時限的な特別措置法でございます。これまでに4つの法律が制定されてきているところがございます。現行の過疎地域自立促進特別措置法につきましては、人口の著しい減少に伴って活力が低下している地域について、必要な特別措置を講ずることにより自立促進を図ることを目的という形で、法律の制定があつたところがございます。これにつきまして、本県においても、過疎地域におきましては、小中学校や市町村道の整備といったハード事業、そして診療所の運営や地場産業の振興の補助などのソフト事業までですね、様々な事業に活動がなされてきたものというふうに考えております。今後につきましても、この過疎法、そして過疎法に基づく過疎債というものは極めて財政上有利な制度というふうになっておりますので、引き続き継続を求めていきたいと、このように考えております。

○島尻忠明委員 この措置法に対しては、皆さんは

しっかりと評価をしているということで認識してよろしいですか。

○宮城力企画部長 過疎債を活用して、いろいろな社会基盤の整備も進んだと考えております。この法律について、引き続き適用を受けるべきだというふうに考えているところです。

○島尻忠明委員 部長、この辺は大事ですよ。これは皆さんもお分かりの、これ議員立法でできていますので、しっかりとやはり受ける側というか、皆さんも評価していなければですね、やはりなかなか厳しい問題というふうに思っております。先ほど答弁でありましたように、過去4回、緊急措置法、振興特別措置法、活性化特例措置法、今回の自立促進というふうに、いろいろと名称を変えておりますが、しっかりと対応をしていっておるというふうに思っております。そこでですね、皆さんはこの延長をするに当たって、これまでどのような行動を取ってきたのかお聞かせください。

○森田賢地域・離島課長 これまでの取組というところでございますけれども、昨年度から、過疎団体の中で、とりわけ10年目を迎えるに当たって、人口減少が緩やかだ等の理由で過疎地域から外れそうだという市町村と連携いたしまして、研究会という形で様々な勉強会、そして勉強会に基づく要請活動というものも昨年度も行ってきたところでございます。そして、今年度も、3月に国政与党のほうから新過疎法に係る素案というものが示されたことも踏まえて、7月末に知事そして過疎市町村で構成されます過疎協議会と連携いたしまして、国政与党の関係要路のほうに要請活動を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○島尻忠明委員 我々、先般、自民党の県議会で東京のほうに行きまして、菅総理、加藤官房長官にもこの件についてもしっかりと要請をいたしたところでありますけど、ただ、厳しいところもあるというふうに聞かされております。その中で、離島振興法というのが昭和25年ですか、7月22日のその法もありまして、いろんな話があるんですけど、それはこの離島振興法は、我が沖縄、奄美、小笠原は入っておりません。しかし、いろんな振興法も、沖縄振興新法もありますし、いろんな絡みで厳しいところがある中でありましたが、先ほど皆さんからの説明がほかの委員にありました、知事と座間味の宮里村長と一どなただったかな、上京をして要請をしたということでありましたが、その中身が分かればお答えいただきたいと思っております。

○森田賢地域・離島課長 要請活動の内容でございますけれども、まず沖縄県については、これまで過疎法の適用が10年遅れてきたとあるとか、過疎法について、人口減少率というところがポイントになるかと思っておりますけれども、それが緩やかではある一方で、財政力指数が乏しいというような離島の事情も含めて、一定の御理解を得られたものというふうに考えております。一方で、過疎法については全国法でございますので、今後、沖縄の事情、そして財政力、先ほど申し上げましたけれども、そういった事情の範囲には一定の理屈が必要であるというふうな御意見も賜ったところでございます。

○島尻忠明委員 確かにいろんな要求がありますけど、人口要件あるいは財政力要件とか、大きな2つの柱があるわけですね。しかし、皆さん御案内のとおり、要請はしたものの、昨日来、新聞報道に大変厳しいということが報道されております。この件についてはいかが感じていらっしゃいますか。

○宮城力企画部長 過疎法については全国制度で、先般、県それから過疎協議会で上京した際も、先ほど答弁ありましたように、沖縄が確かにその財政基盤が非常に脆弱な団体、離島町村が多いと。それから、高齢者の割合もある一定の階層で非常に少ない、よって高齢者比率が高くないという沖縄の特殊事情は分かるんですけども、これは全国制度として、他の地域にも説明がし得る理屈が必要だということで、いろいろ御意見をいただいております。県としては、厳しい状況ではありますけれども、これらの特殊事情を、また改めて、この要件が固まる前に要請していきたいというふうに考えているところです。

○島尻忠明委員 皆さんの答弁で全国的な問題と言いますが、やはり沖縄は10年間遅れてこの措置法も適用されております。その中でいろんな、我々県として要請がある中でも、やはり沖縄のいろんな諸般の事情の話をして、しっかりと取り組んでおります。今、部長の答弁では全国的な取組でありますから、やっぱり厳しいときには諦めてもいいような答弁ですけど、いいんですか。

○宮城力企画部長 諦めているわけではなくてですね、沖縄の特殊事情について宿題をいただいたので、沖縄の特殊事情について、また改めて要件が固まる前に丁寧に御説明に行くというスタンスでございます。

○島尻忠明委員 先般の知事と座間味の村長さんが上京したときには、どなたか職員が同行されてそのお話の内容まで熟知しているのかどうか、お聞きいたします。

○森田賢地域・離島課長 先日、知事と企画部の統括監と、そして私も同行をしているところでございます。内容は当然、熟知した上で、知事そして座間味村長とも連携いたしましたして、きちんと沖縄の思いというのをお伝えさせていただいたところでございます。

○島尻忠明委員 僕はちょっと違うと思うんですよね。これ議員立法ですので、やはり最初は知事、政治家がしっかりと交渉をしないといけないと思っていますけど。本当に自信を持って熟知していると、そしてこれは必ず決着がつけられると、事務方として認識していますか。これ大事なことですよ。

○森田賢地域・離島課長 一緒にその場に帯同しておりますして、きちんと内容については熟知しているものというふうに考えております。

○島尻忠明委員 じゃあどうですか、厳しいことは言われませんでしたか。

○森田賢地域・離島課長 先ほども答弁させていただいたところでありますけれども、沖縄の過疎法の適用の状況でありますとか、財政力についての御理解を賜ったものというふうに考えておりますけれども、全国法ということも併せておっしゃられたという状況でございます。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島尻委員から国に理解を得られたのであれば、なぜ、昨今の報道にあるように厳しい見通しが示されているのかとの指摘があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 やはり最終的にどういうふう知事サイドから、いろんな働きかけをしながら、やっぱり最初は知事本人が行って、いろんな形で最後は決着をつけなければいけないと思っておりますが、皆さんはどう思いますか。

○宮城力企画部長 7月にも一コロナがちょっと落ち着いた頃でしたので、知事それから過疎協の座間味村長御一緒に要請を行いました。来る11月あるいは12月、どの日程になるのか今調整中ですが、できるだけ知事をとを考えております。ただし、他の日程もございます。できる限り知事で対応をしたいというふうには考えているところです。

○島尻忠明委員 これ、他の日程を優先したら、これはままならないと思っておりますけど、いかがですか。

○宮城力企画部長 まだ具体的な要請の日程が固まっておりますので、今後、調整していきたいというふうに考えております。

○島尻忠明委員 やはりですね、知事も離島が一丁目一番だということでもありますし、私もまたこの過疎法をしっかりと対応していかなければならないという思いであります。ですから、やはり最終的には知事自らが一議員立法でもありますから、しっかりと上京をして説明していかなければいけないという、思いは一つです。ただ、やはりこれ以上はやっぱり知事がどのような行動を起こして、どういうふうに向こうにしっかりと誠意を伝えるのか、その辺の話もですね、やはり私は知事本人から聞くべきだと思いますので、ぜひ知事に対して要調査事項でこの件について、これまでの経緯と、そしてこれからどのような取組をするのか、大事なことでありますからね、これ10年間のスパンの一つですから。

ぜひそれを要求したいと思っております。

○又吉清義委員長 ただいま島尻委員から提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

○島尻忠明委員 これは自民党の過疎化対策特別委員会の素案であります、いろんなことが書かれております。その中でですね、現行の中でも、これは夏頃までに素案をとというのがありましたが、ちょっと遅れているようではあるんですけど、皆さんさっき答弁ありましたように、7月に知事と座間味の村長一協議会の会長ですか、上京をしているいろんなことを聞いております。いま一度聞きますけど、この新聞報道を見て一もう一度聞きますよ、この感触というのがやっぱりしっかりとあったということの認識を、最後に一言だけ聞かせてください、感触。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島尻委員から国への要請の感触と今般の報道内容に対する受け止め方を聞きたいとの補足があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

宮城力企画部長。

○宮城力企画部長 沖縄の財政基盤が脆弱であるということを示したわけですね。確かに、沖縄の特殊事情は分かるんですけども、全国制度ということもあるからというお話が7月にされた。そういうことも踏まえて、今回記事が出たと思っております。まだ固まっていない段階で、また改めて沖縄の置かれた事情を一先ほど委員がおっしゃった、10年適用が遅れたというような事情もございまして。このあたりも、また改めて説明に行くというところでございます。

○島尻忠明委員 しっかりとこれは取り組んで一緒にいかなければいけないと思っておりますが、先ほど残念

だったのは、部長のほうで、これ市町村が主体ですという話を聞いて、ちょっとがっかりしましたね。だったら皆さん最初から要請に行かなければいいんですよ。この辺はやはり離島に対する思いというのは、私は、ちょっと今日は残念でたまりませんが、いかがですか。

○宮城力企画部長 先ほど申し上げたのは、予算決算の範囲内ではということで申し上げたところで、過疎法にあっては、沖縄県は全然関係ないということではなくてですね、あくまでも予算決算の範囲内でのお話として申し上げたところです。

○島尻忠明委員 これですね、部長、もしこれが適用ならなければ、いろんな一皆さんが言っている道路状況、診療所とかいろんな財源、県は出さないといなくなるわけですよ、離島の財政基盤が弱いところで。そういうところまで来るわけですよ。脆弱な、厳しい財政状況の中では。そこまで考えているのは、県の考え方じゃないですか。しっかりとこの過疎債とか、いろんな問題でカバーしてあげなければ、結局は県のほうでもしっかりと支えないといけなくなるわけですよ。その措置法があって、その中でカバーをしているわけですから、その辺も大きな考えでしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○宮城力企画部長 今、まずは現行の過疎市町村がですね、引き続き過疎市町村に適用を受けるように取り組むことがまず一番というふうに考えているところでございます。

○島尻忠明委員 ですから、ここが全部、対象が除外されなきゃいいんですけど、また対象外というのが出てくる場合に、やはり県としてもしっかりと対応をしてあげなければいけないわけですから、その辺も含めて、私は対応していただきたいなというふうに思っています。県の対応が、ちょっと私は一丁目一番が一丁目五番ぐらいになったんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○宮城力企画部長 今の素案といいますか、基本的な考え方の中で、仮に過疎市町村から適用除外を受けた場合であっても、経過措置が講ぜられるということとなっております。この経過措置が受けられなくなった後ですね、どのような対応が取り得るのかというところは、今後の検討課題として考えているところです。

○島尻忠明委員 確かにここには経過措置もあるというんですけど、今はしっかりとそれを、今までの従来のものを維持するというです。ですから、そんなことを言ったら僕はおかしいと思いますよ。しっか

りと今、それに取り組むので一緒に頑張ってくださいいいんですよ、我々も頑張りますから。そういう答弁をしてくればありがたいですけど。

○宮城力企画部長 それは先ほどですね、申し上げたところで、現行の市町村が引き続き適用を受けられるように取り組んでいきたいというところが、まず一番でございます。

○島尻忠明委員 時間ないからあれですけど、さっきのように予算決算が云々としてしっかり関わりがあるわけですから、その辺は一緒になって頑張っていてくださいという意味ですよ。言っている意味分かりますね。よろしくお願いします。

以上です。

○又吉清義委員長 仲村家治委員。

○仲村家治委員 私もですね、全部離島関係の質疑をしようと思ったんですけども、朝からずっと離島関係、全く私が聞きたいことを聞かれた委員が多くてですね、ネタがなくなってしまうかなと思いつているときに、島尻委員が離島、過疎法の話をしたんですけども、これを質問する前にぜひお話ししたいのはですね、この過疎法は議員立法で自民党のその委員会ですらされるんですけども、いろんな情報が入ってきてですね。オールジャパンの法律の中で、どうやったら沖縄の—この過疎法の新法をつくるときの人口が増えたりって、いろんな項目があって、何で沖縄の離島が厳しくなっているかという、伸びてきているんですよ。成長しているという証拠なんですよ。マイナスな考えではないんですけども、ただ、他府県の離島は大変厳しくなっているところがあるということで、そういう差をつけていこうというのが今の考え方にあるので、大変厳しい状況に置かれているという情報は入っています。ただ、簡単に再交付というか、再度やるというのは大変厳しいということだけは離島関係の職員の皆さん—これは死に物狂いでやらないとはじかれる可能性があるということをお島尻委員が言っていますので、ぜひ厳しい状況の中で—逆に他府県の方たちは沖振法に対して沖縄はいいなと言っているんですよ。だからこれは逆なんですよ、今は。私たちが何でこの過疎法の適用受けないといけないか、どうやって理論武装をしていくかということ、今、試されているということだけは肝に銘じておかないと、簡単に考えたらすぐ蹴られますよ。まさしくそのぐらいの瀬戸際にいるということを知事本人も自覚していただかないと、大変な事態になることだけは—私、自民党の者ですからそういった情報を受けているので、これはもう全員同じ認識でありますので、私たちも一生

懸命やります。だけど、知事を先頭にやらないといけないということだけは今、島尻委員は言っているので、ぜひ御理解していただかないといけません。

それでは質疑に入ります。まず、32ページの沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業に関して、ほかの委員からもありましたけども、大変いい実績を上げているなど。また、離島の皆様にとっても大変いい事業だなど思っています。また、継続を考えているという発言もありましたので、ぜひそれも併せてお願いをしたいなと思っていますけども、実は、この事業を受けられるのは、離島に住民票がある方だけでしょうか。

○金城康司交通政策課長 当該事業の対象者となるのは、離島に住所を有する方のみでございます。失礼しました。それプラスですね、小規模離島については一小規模、割と小さな島々ですね、例えば多良間とかですね、大東とかの小さな島々については、交流人口ということで住民票を持っている方以外も対象となります。

○仲村家治委員 たまに久米島とか行くんですけど、久米島は那覇にあまりにも近いもんですからなかなか一要は、久米島にいるおじいちゃん、おばあちゃんとか、お父さん、お母さんになかなか島に帰らないで逆に那覇に来てもらってという感じのことをしている。一つの課題がこれなんです。久米島に住んでいる方はこの減額を受けられるけど、那覇から実家に戻ろうとする子供たち、孫たちは、正規の値段で行く。でもね、僕、これは、先ほど部長かな、ほかの事業で対話、交流が必要だというお話ししたんですけど、離島の出身者が島に帰るといことも、これは一つの親戚の交流とかになると思うんです。だから、この事業じゃなくて、例えば、里帰り事業とかですね、帰省事業とか、あと旧盆もあります、正月もありますけど、大体そういう形で里帰りするという。無条件にやったらまずいと思うんですけども、何らかの形で自分の本籍地は宮古島にあるので、里帰りしたい、帰省したいという方に関して、年1回とかですね、同じような補助事業で島出身の方が定期的に島に帰る。特に宮古島は、旧十六日は必ずと言っていいほど帰るんですよ。帰れない方はミーグスク行って、宮古のほうにやって手を合わせているという、こういう話があって、帰りたくても帰れない方がいるんですよ。経済的にも仕事も休めないからってあるんですけども。例えば部長、こういう帰省するとか、そういうふるさとに渡るとか、孫たちを連れて自分の先祖のお墓に手を合わすとかという、こういった事業を考える一つの時期に来て

いると思うんですけど、どうでしょうか。

○金城康司交通政策課長 お答えします。

先ほど久米島のちょっとお話があったかと思うんですけども、小規模離島以外に久米島のみは通常航空運賃であればほかの島々は4割減なんですけれども、久米島のみ2割減ということで、一応、助成制度があります。これは島に住所がある者のみならず、交流人口ということで例えば観光客、それからあと島出身者も含む方々については2割の補助があります。今、それ以外の例えば宮古の今お話しがあったんですけども、今ですね、当該事業を拡充する要望、意見があるということはこちらも承知しております。県としましても、この沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業をまず安定的に、継続的に実施することは重要であると考えております。そういった状況を踏まえまして、必要となる予算規模等も勘案しつつ、現在取り組んでいる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総点検の結果ですとか、新沖縄発展戦略を踏まえて慎重に検討をしまいたいと考えております。

○仲村家治委員 長々とお話をしたんですけども、そういう事業を改めて新規事業として、里帰り事業という形で離島出身者だけでいいですよ、そういう事業を来年度に向けてやる気持ちはありますか。

○宮城力企画部長 事業を仮に仕込むとしてですね、どの範囲までを出身者として捉まえるか。島から出て那覇にいて、那覇でまた家族ができて、孫ができて、またその広がっていくと思うんですけど、どこまでを捉まえるかというところでまず難しい部分もあるかと思えます。郷友会もぜひこの対象にさせていただきたいという声は前から多々聞いておりますけれども、同じような理由で対象市町村がどこまでをこの島の出身者として捉え切れるかという部分も、これは技術的な部分でなかなか難しい部分があるところでございます。

○仲村家治委員 この辺は、各島の市町村の皆さんとまた相談して、そういう島出身者のほうで帰れるような何か、これを各市町村に任せてですね、この人たちを認定しますという方を選考してもらって、それで申請するとかいろいろやり方があると思うので、確かに部長がおっしゃるみたいにどこまでかというのは難しい点はあるんですけども、一番大切なのは出身の方が、ふるさとのこういう島に帰ってきていろんな行事に携わることによって、那覇育ちの子供たち、孫たちが、自分の島は、宮古なら宮古のすばらしいところがあるんだなということをやれば、ずっとふるさとになるんですよ。もう那覇育ち、

生まれ育ちの人は、逆に言ったら、宮古の出身じゃなく那覇出身だという方もいるし、これはほかの離島も一緒なんですよね。だから、そういう島を大切にすることをですね、県民にもつくっていかないと、やっぱり離島は人が交流することによって大切な伝統文化もやるというのがありますから、ぜひ、難しい話をしているわけじゃなくて、離島の伝統文化をまた皆さんが喜ぶ事業をぜひやってほしいとお願いをしているんですけど、どうでしょうか。

○金城康司交通政策課長 この沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業なんですけれども、予算、決算額でも今、年間約26億円というふうな額で持っていて、毎年大体利用者が増えることによって一非常にいいことなんですけれども、予算額が今は増加している状況であります。そういった状況も予算規模も踏まえつつ、市町村のほうともちょっと意見交換をしていきたいと考えております。

○仲村家治委員 ぜひ、次年度以降、この事業ができることを私は楽しみにしておりますので、よろしくをお願いします。

次にですね、36ページの離島力の向上のほうですが、先ほどほかの委員の報告にもありましたけども、大変いい事業だと思っているんですけど、ただ、多分このコロナの関係で、この事業も募集してもなかなか手を挙げないかもしれないことが出てきていると思うんですけども、逆に、ウィズコロナという形で、例えば数を減らして、行かれる方を逆にPCR検査をして行かすという考え方もあるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 今のは離島観光・交流促進事業についてかと思っておりますけれども、コロナウイルス対策といたしまして、感染拡大防止を念頭に適切にガイドラインの作成をしまして、何かあっても対処できるようにしている点でありますとか、当然適宜の消毒対応とか、各離島のコーディネーター、そして委託事業者にもコロナウイルス対策を万全にというようなところで今、現状、手を講じているところでございます。また、先ほどいただいた御意見については予算等の関係もございまして、今、今は、少なくともコロナウイルス感染対策としては、先ほどの例で行っているというふうな状況でございます。

○仲村家治委員 分かりました。

ぜひいい事業ですので、継続してよろしく申し上げます。

すみません、ちょっと間違ったな。34ページだな、離島力の向上の部分ですね。これもですね、各委員

から質問がありましたけども、実は私の祖父が1961か2年のときに粟国村の村長から感謝状をいただいた経緯がありまして、実は、粟国村の船を購入するときにはちょっとうちの祖父がお手伝いをした経緯がありまして、ぜひこのね、やっぱり離島の航路は大変重要ですので、県も離島の皆さんとまた調整しながら継続してやっていただきたいなと思っておりますけど、部長のほうからその辺の熱意をお聞かせください。

○金城康司交通政策課長 粟国航路は、今年更新して離島航路安定化支援事業を活用いたしました。その他の航路についても、今、計画に上げられてまだ未実施の航路が4航路ありますので、この4航路も引き続き実施することによって、離島住民の定住性の確保に努めたいと考えております。

○仲村家治委員 ぜひですね、離島の人の足、また航路も空路もですね、ぜひ継続して県のほうでしっかりと予算を立てていただきたいなと思っております。

以上です。

○又吉清義委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 ちょっと監査のほうに、1つだけ確認をしたいというふうに思っています。

決算委員会の中でも質疑が複数名からありましたけども、万国津梁会議の概算払いの件とかもろもろありましたけれども、やはり我々の質問に答えられる限界というものがあるのかなというふうにも感じましたけども、手続のところだけちょっと確認をしたいと思っております。まず5月24日に万国津梁会議契約をして、6月10日、8月6日、9月4日に720万円ずつ3回にわたって支払われたと。そして、一般質問やいろいろな議論の中では何も問題がない。そして、事業も問題なく行われたというふうな内容でしたけど、その後3月31日に精算額、要は150万円相当のものを返還しなさいというもの、県から事業受託者に出されて、5月21日には返納がなされているんですけど、ここで何が確認したいかという、3月31日に精算額と返納額が確定したわけですよね、3月31日に。なのに、5月20日にしか返済の通知が出されていないわけですよ。これは何か手続上に問題はないですか。

○渡嘉敷道夫監査委員事務局長 今委員からございましたとおり、3月31日に額の確定をして、それから一すみません、ちょっと細かい今資料を持っておりませんので正確なお答えはできませんが、150万円の返納が確定したということは確認しております。その返納の通知等については、ちょっと今お答えできる資料を持ち合わせておりません。すみません。

今回の事案につきましては、細かい何ていいます

か、手元に記録がございませんので申し上げられないんですけども、一般的に出納整理期間において整理をするということはあると思います。

○花城大輔委員 この辺について、もし規約等何かあるのであれば、できれば資料提供をしていただきたいなと思っています。

そして、あと1点だけ確認をしたいのがですね、出納事務局会計課からの資料によると、このように一度支払ったものを返金させる案件が66件あります。この66件の中でですね、最短で返済の通知を出したのが何日なのか。そして、今回50日でしたけど、先ほどの質問では、最長で通知を出したのが何日なのか。これもですね、併せて資料を出していただきたいなというふうに思っています。この資料はですね、委員長、この件についても私、第三者、これを監査する立場であっても非常に答弁が難しいということが実際に決算委員会を通して分かりましたので、この辺の事のあらましについてもですね、知事に直接確認をしたいというふうに思っております。なので、要調査事項として提起をさせていただきますので、お取り計らいをお願いします。

実は、この件についてはですね、決算委員会の中でも個人のミスとか管理不足という意味ではなくて、組織的な関与があったんじゃないかと。例えば、上司からの指導を受けてこのようなやり方をやったんじゃないかということもお話ししましたけれども、その辺が監査や会計者のところからは答弁をもらえるはずもなく、本人にさせていただきたいということなんです。なので、これは今まで一般質問の中や各会議の中でも答弁はありましたけれども、一連の疑惑の開始から続く全ての疑惑が、何ら解消されていないということに併せて、今回決算の中でしっかりと後始末をつけたいなというふうに思っております。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、又吉委員長から、ただいまの万国津梁会議に係る内容については総務企画委員会の審査の範囲を超えているため、要調査事項としては取り扱えない旨の説明があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 大変お騒がせしました。監査の方も大変失礼いたしました。

では、次の質問に移りたいと思います。主要施策の報告書の中の18ページですね。バスなんですけども、これは数年、私が議員になってからよくバスに

乗るようになって、この予算が何に使われているのかということを実際に見ることが楽しくてですね、注目しておりましたけども、最近どの方向に向かっているのかがちょっと分からなくなってしまいました。例えば、全てのバス停留所に屋根つきのものを造ろうとかですね、そういうふうになんか決まって、それを手がけているんですしたら分かりやすいとは思いますが、例えば、比嘉西原—ライカムのところのバス停ですね。向こうはもう冷たいミストが上から降ってくるとか、電光の掲示板がついていたりとか、反対側の比嘉西原のところは何もないとかですね、非常にこの予算のかけ方とか、どうなっているのかなというのが疑問になっています。その辺、年間ですね、今年度は何をやるのか、ここまで仕上げていこうとか、どのような計画の下でやられているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○金城康司交通政策課長 今、バス停のお話だと思うんですけども、まずですね、路線バス事業者が、バス停留所に事業所及び停留所の名称や運行系統、発車時刻などの情報を掲示する義務があることから、バス停標識は基本的にバス事業所により設置されているものであります。一方、県では、国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの基幹区間に定時速達性が高く、高頻度で運行する基幹バスシステムの導入を目指し、公共交通利用改善事業として、バスの利用改善、環境改善に向けた様々な施策に取り組んでまいります。バス停留所についても、基幹バス導入に向けて、平成26年度から大きく見やすい時刻表を提示するバス停標識や、バス待ち環境を改善させる上屋の設置について、沖縄県バス協会に対し補助を実施しております。令和元年度までに、バス停上屋19か所を含む57か所について設置を完了したところであり、埋設物等の支障物件によりバス停を設置できない箇所を除く、全ての箇所において令和3年度までに設置を完了する見込みとなっております。

○花城大輔委員 今、答弁にあった57か所の改良に係る予算が幾らかかったのか。そして、先ほど話した比嘉西原だけの予算は幾らかかったのか、ちょっと今分かりますか。

○金城康司交通政策課長 今ですね、57か所について完了したというお話ししたんですけども、これはもともと設置されたバス停もありまして、実際、この事業につきましてはバス協会等に補助しておりますので、今、ちょっと手元に実際どれぐらいかかっているか数字がありませんので。すみません、これは数字の精査が必要ですので、今ちょっとお話しすることができないんですけども、比嘉西原は、こ

これは国の総合事務局のほうで行っている事業ですので、そこについては金額的にも我々も把握しておりません。

○花城大輔委員 それと、バスの減少傾向には歯止めがかかったというふうに書かれています。これは、どのようなことが減少傾向に歯止めをかけることができたのかということが1つと、もう一つ、最近やはりこのコロナ禍の中でバスを遠慮する人も増えているというふうに、私の仲間内では聞こえています。この辺について、今後の対策等があれば聞かせていただきたいと思います。

○金城康司交通政策課長 今、バス利用者の下げ止まりの傾向に関する理由ということなんですけれども、主に県のほうも、利用環境改善ということで、ノンステップバスをこれまで218台導入しておりますし、バスやモノレールにもIC乗車券が導入されております。それから、バス停標識の整備ですとか多言語の車内案内表示器の導入等に取り組みつつ、バスレーンの延長も行いつつ、わった～バス党による車から公共交通機関への移動手段の移管についても取り組んだ結果、現在、バス利用者については下げ止まりの傾向が続いているというふうに理解しております。コロナについてなんですけれども、新型コロナウイルスの影響に伴う路線バス事業の減少については、まず本県に限らず全国的に深刻な状況となっていることから、県としては全国共通の課題として国に対して必要な支援を求めたところであります。これは知事会等も通して、公共交通機関の維持確保に必要な予算の確保についてということで、これまでも要望しております。

○花城大輔委員 いろいろとこの利便性の向上という観点から工夫がなされているとは思いますが、私は一番バスに乗るときに思うのは、最大の利便性というのは何かというと、非常に簡単だと思っているのは、時間どおりにバスが来るか来ないかだと思っているんです。例えば、県庁北口で北向きに待っているときに、バスターミナルから1駅しか離れていないのに、時間どおりに来ないんですよ。10分ぐらい遅れることもありますよ。なので、その辺も併せてですね、もう一回、今のこの時間のものをつくるときの交通量と今の交通量がどうなっているかは分かりませんが、本当にバスに乗る人の一番の問題はそこだと思っています。特に暑いときや寒いとき、雨のとき、一秒でも待ちたくないというときがありますから、まずこの辺を、ぜひ根本的なところから見直していただければなというふうに思っております。

終わります。

○又吉清義委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 もう、大変お疲れのところすみません。最後でございますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、部長ですね、先ほどうちの島尻忠明委員からも指摘がありましたけれども、歳入歳出の決算の中でですね、不用額の件がありました。予算額に対する支出済額の割合、いわゆる執行率が82.6%、そして、繰越額も率にして14.3%。これは、そのことについては私ももうちょっと努力義務があるということをお指摘しておきたいと思います。決算、監査は予算がしっかり執行されているかどうかということが問われます。私たちも、そういったことに気をつけながら頑張っているわけですが、昨日もお願いしたとおりですね、行政がやるべきことは行政サービスをしっかりやる。そのためには、決められた予算をしっかりと執行することが行政サービスにつながっていくというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

主要施策の17ページ、鉄軌道を含む新たな交通システムについて質問いたします。まず最初に、費用対効果等を含めて、交通ネットワーク等の構築に向けて検討しているということでありまして、具体的な内容について伺います。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 お答えします。

県のほうでは、沖縄県総合交通体系基本計画に基づきまして、那覇と名護ですね、交流拠点である那覇とまた各圏域、宮古、石垣、北部の名護を含めてですが、そういった圏域拠点を1時間で移動させるような圏域構造を構築するという目標を掲げて、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組んでいるところです。その中で、那覇と名護を1時間で結ぶ鉄軌道の導入ということで、これまで取組を進めてきたというところでございます。昨年度におきましては、そういった検討、これまで国から示されていた課題について、鉄軌道につきましても費用便益比について検討を行ってきた結果、ケースによっては1を超えることを確認したというところでございます。

以上でございます。

○仲田弘毅委員 一般質問でも部長をお願いをいたしましたけれども、国と県との費用対効果の検証の仕方が、何か基準が全然違うという感じを受けています。ですから、国は0.78、1を切っているわけですね。ですから、県の査定の仕方と若干違いますが

で、そのところはしっかりとやっていただきたいなど。私もですね、鉄軌道に対して反対しているわけではない。ただ、一般質問の中で部長にお伺いしたのは、鉄軌道を交渉しながらも、南北を縦断する鉄軌道を走らせることも大いに結構だけれども、今現在の交通体系もしっかりこの現状を把握する必要があるんじゃないかということで、第2高速道路の件を質問いたしましたけれども、そのことについて部長、答弁をお願いできますか。

○宮城力企画部長 道路については、道路網の整備も必要だというふうに考えております。今現在、3本の南北軸に東西に連結するハシゴ道路ネットワークの整備が進められております。今後、必要に応じて道路網の拡充がなされていくものと考えております。企画部としましては、先ほど来、話が出ております基幹バスシステム、これの支線—フィーダーまで含めた構築を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○仲田弘毅委員 南部の名嘉地から名護まで、今現在の沖縄自動車道が果たしてきた貢献度というのは大変大きいものがあると思うんですね。ただ、残念ながらですね、沖縄県の第2、第3の都市である沖縄市、うるま市、特に東海岸、中城湾港を含めてですね、物流の拠点でありながら沖縄北の自動車道からIT津梁パークを含めてですね、貿易特区まで相当の時間がかかる。そういったロスをどうするかということで、今中部は一生懸命考えているわけですが、そのことについて部長、どういうふうに考えていますか。

○宮城力企画部長 今現在の高速道路、沖縄北からの道路整備ですね、この辺りについては、土木部のほうといろいろ意見交換をしたいと思います。そういう御意見があったということも含めてです。

○仲田弘毅委員 沖縄北はですね、高速道路の中でも大変料金所から県道までの距離が短くて、一番の渋滞地域なんです。そこを物流の大型トラックが中城湾港まで向かうというのは、大変至難の業なんです。ですから、この東海岸沿いから国道329を利用して、土地の用地買収をなくしてでも、国道の上に架橋を造って高速を走らせていただきたいと、こういった要望もあることを、ぜひ部長は御理解していただきたいなと思います。

次の質問に移ります。19ページ、那覇空港の整備推進事業についてであります。第2滑走路が今年の3月26日に供用開始されました。事業期間が平成25年からまだこの事業が続いているわけですが、この内容は、いつまでこの事業は続くんですか。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲田委員から来年度も継続して予算が計上されているが、その事業内容とあと何年計画が予定されているのかを聞きたいとの補足があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

大嶺寛交通政策課副参事。

○大嶺寛交通政策課副参事 この那覇空港整備促進事業につきましては、那覇空港における空港機能強化に係る国の整備計画に対しまして、国と連携、協力して、着実に空港機能の強化が図れるようにこの側方を支援することや、さらなる航空需要の拡大が見込まれる将来の空港の在り方について、エリアの拡張、空港機能の拡充に係る課題の整理、調査、検討などを推進する事業として計上しております。また、滑走路増設事業の周辺整備としまして実施しております一那覇市が事業主体になっているんですけども、船だまり整備事業に対して支援することを目的としておりまして、具体的には、那覇空港の機能拡張に向けた要請活動等、そういったものとか、空港機能拡張に係る調査、那覇市が事業主体となって整備する船だまり整備事業の補助、こういったものを実施しているところでございます。

○仲田弘毅委員 これだけ立派な第2滑走路もできて、今後、大きな運営、すばらしい活動が期待されているわけですが、その新滑走路も完成して、運営の中身が今後大きな課題だと思います。その課題の中でですね、私どものほうに要請陳情で来られた方々の御意見をまとめますと、今現在、沖縄県的那覇空港と路線を組んでいる箇所が40か所の路線があるというふうに言われておりますけれども、その40か所、空港が完成してですね、3月26日以降、新型コロナで相当ダメージを受けてその成果がまだはつきり出てこないわけですが、これが両滑走路完成してフル活動いたしますと、大体離発着は年間どれぐらいになるというふうに企画部では考えていらっしゃいますか。

○大嶺寛交通政策課副参事 県が実施しました需要予測結果によりますと一令和元年度に実施したんですけども、この需要予測の結果は、これまでの那覇空港での実績を踏まえた経年変化モデルで、これまでの実績の伸び率等を参考にして数字を出したところ、2030年頃には約3000万人の方たちが利用するだろうということで、そのときの発着回数は約21万回。さらにそれを超えていくと、2050年頃までは想定したんですけども、約3300万人、発着回数だと23万回というふうな数字になってございます。

○仲田弘毅委員 これは観光、商工労働部とも関連してくると思うんですが、今現在、那覇空港と路線を組んでいる会社がですね、もうこれ以上機材を増やすことができないというふうな報告があったということも聞いておりますけれども、企画部の担当としてはそういった情報も入っていらっしゃいますでしょうか。

○大嶺寛交通政策課副参事 現時点ではそのような情報は伺っていないんですけども、第2滑走路が供用開始しまして、今後、需要が伸びていくだろうというふうな予測はされていますが、現在は、特に駐機場が足りていないとかということではなくて、徐々に徐々に増えていく中でそういうふうなことも考えられますが、これにつきましては、国とも連携しまして、スポットを整備していくというふうなターミナル整備計画の中で、今後、対応をしていくというふうなことでございます。

○仲田弘毅委員 コロナ禍で、観光業界含めて航空会社もですね、大変な正念場だというふうに思っています。ようやくハワイが14日間の規制を解いて、10月1日から国対国の観光団、あるいはビジネスを含めて緩和に動くということではありますが、これは先が読めないような状況ですので、県は県としてあらゆることを想定しながらですね、ぜひ頑張っていたいただきたいなど、そのように思います。

次に、30ページ、移住定住促進についてですが、これは仲宗根悟委員からもまたほかの委員からもありましたけれども、移住体験ツアーとか中間支援組織等の説明がありましたけれども、取組は主体的に市町村がやるべきだというふうな答弁もありましたけれども、実際、その連絡とか対応等については、具体的にどういうふうにされておりますでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 現行、県の移住定住促進事業におきましても、移住者受入れの取組を進める市町村と連携を図っているという実態がございます。また、あわせて、沖縄県と県内全市町村で構成する沖縄県移住受入協議会におきまして、様々な先進事例であるとか、現状置かれた課題等を共有して、課題解決に向けた取組を進めておるといふような状況でございます。

○仲田弘毅委員 企画部としてですね、県内の僻地あるいは島嶼圏における人口減少とか空き家問題について、どのように認識していらっしゃるか。あるいはどういう資料になっているのか、お聞かせいただきたいと思うんですけど。

○森田賢地域・離島課長 空き家問題につきましては、先ほど申し上げました沖縄県移住受入協議会に

おいても、一定、議論をしているところでございまして、まさに移住を進めるためには住む場所の確保というようなものが重要でございますけれども、一定、空き家をリノベーションして使えるというところは使えるんですけども、そもそもリノベーションしても使えないような、ある種ぼろぼろになったようなところもあるというふうに聞いております。その点、空き家のリノベーションが重要であるのか、あるいは市町村によっては、実際問題、受入れの数というよりも、その地域づくりに貢献するような質の部分での移住を図りたいということもございまして、それはおのおの実情に合った形で、引き続き意見交換をしていきたいと思っております。

○仲田弘毅委員 僕が今、真剣に聞きたいことはですね、例えば宮古地区、八重山地区で、過去10年間で人口減少がどういった状況で、空き家がどういった状況で推移をしているかと。そういったところをお聞きしたかったわけですが、もう一度答弁をお願いできますか。

○森田賢地域・離島課長 直近で申し上げますと、石垣市としては人口が増えておるといふ状況でございまして、宮古島はここ5年で見ると人口が減少しておるといふような実態もございまして。ちょっと今、具体的に空き家が石垣と宮古に何軒あるのかというのは承知しておりません。

○仲田弘毅委員 八重山、石垣市で人口が増えていても、そのまた離島はどうであるかということ、県はやっぱり認識すべきだと僕は思います。ちなみに、我々うるま市に関しては人口は毎年増えているんですよ。だがしかし、うるま市の中の2市2町が合併した島嶼地域、うるま市の中の旧与勝地域、両町は旧離島が5つもあったわけですね。今、うるま市の津堅島以外は僻地ではあるけれども、もう離島ではない、橋が架かって。だがしかし、その人口はこの10か年間で20%人口が減っているんですよ。そして、280軒もの空き家が報告されているんです。ですから、そういったことを県はしっかりと把握して、各市町村と対応すべきだと思うんです。全体的な人口の推移ではなくて、この末端においてどうであるかということ、各市町村と連携を密にしてしっかりやるべきだと、このように考えています。ぜひ、市町村とタイアップしながらですね、末端の現状を把握して、現場対応をしていただきたい、これは要請、要望で終わります。

ありがとうございました。

○又吉清義委員長 以上で、企画部、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局

関係決算に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。事務局から要調査事項の取扱いについて説明があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項を提起しようとする委員から、改めて提起する理由の御説明をお願いいたします。

なお、説明の順番につきましては、お手元に配付しております要調査事項の順番でお願いいたします。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 消防・防災ヘリ導入に向けた市町村との調整、連携の在り方について知事に改めて聞く必要があると思いますので、要調査事項を要求しました。

○又吉清義委員長 次に、花城大輔委員。

○花城大輔委員 まず2番ですけれども、報告書もそうですけど、答弁の中で、成果について明確に得られていないというところが問題だというふうに思っております。また、翁長前知事のつくったワシントン事務所への評価、そして、今後どのような成果を求めていくかというのを明確にしていきたいというふうに思っております。また、3番については対話による解決と言いながらも訴訟が繰り返されている。このような中、どのような方法で普天間基地の負担軽減を行うのか。また、問題解決に向けた国民的議論の醸成を図るとあるが、どのような議論を求めていくのかということを知りたいと思っております。

○又吉清義委員長 次に、仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 ワシントン駐在員事務所について、これだけ多額な県民の税金が使われている以上、それなりの効果がなければならぬ。そのための費用対効果について質問をいたしましたけれども、これまで明確な答弁がない。そのことについて、ワシントン駐在員並びに知事の訪米等を含めて、米本国に対して、米軍に対して沖縄県の実情を訴えたというふうにありますけれども、米軍による事件、事故等が具体的にどのあたりで減ったのか、また、辺野古、普天間代替施設建設への影響がどれぐらい出たのか明確でない。そのことを知事から明確な答弁をいただきたい。そういった事情です。

○又吉清義委員長 次に、當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 振興計画ということで、今度、主要成果報告でいろいろとさせてもらったんですが、

まず鉄軌道を含むその公共交通関係。さっき、その鉄軌道も予算的に県の部分でも調査だけで4億円を使う。国も多分10億円以上、国も予算をかけているんですが、全く見通しが立っていないというふうに思っております。そしてまた、路線バス等を含めた部分での公共交通の全体の在り方を知事としてどう考えるのかということもですね、これは今日の答弁だけでは十分ではありませんでしたので、そのことをぜひ知事にお聞かせいただきたいという部分。沖縄科学技術、これだけ予算的な規模をOISTで我々は振興予算であるわけですから、そういったことも含めてOISTの在り方、OISTの実績等を知事がどう評価をしているのかを、ぜひ聞かせていただきたいなというふうにも思っております。そして最後、離島の部分で、離島力の向上ということで船舶の運賃の軽減やらその航路の安定支援等、また移住計画の人口増ということであるんですが、この離島力の向上に関して、公約の一丁目一番地という割には人口の増加ということも全く見えていないというところですね、しっかりとこの離島のその予算の在り方等々含めながら、ぜひ知事にですね、見解を伺いたいというふうに思っております。

○又吉清義委員長 次に、新過疎法に対する取組の在り方について。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 先ほど質疑をさせていただきまして、やはりこれはですね、事務方ではなくてやはり知事がしっかりと先頭に立って、今対象となっている特措法の各首長の皆様方と、しっかりと方向性を一つにして、またみんなで、議員立法でもありますので、その思いはしっかりと知事本人からしか私は聞けないと思っておりますので、その辺もしっかりと知事本人から聞いていただいて、しっかりと戦略を立てて、この措置法がしっかりとまた延長できるように取り組んでいただきたいという思いから、知事に対してこの在り方についてぜひ要調査事項をお願いをしたいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 以上で要調査事項を提起しようとする委員の説明は終わりました。

次に、要調査事項として報告することについて反対の意見がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 基本的には1から6までの間は、これはもう代表質問、それから一般質問を通してきたものだというふうに思っておりますので、基本的

には要調査事項としては当たらないのではないかと
いうことで、反対をまず私はしたいなと思います。

1つ、5番目の當間委員のOISTの活用なんで
すけれども、OISTができて、確かにイノベーション
事業でしたっけ、県が関わっている事業があるこ
とはあるんですが、OISTそのものの運営とかい
うものについては、国が結局は沖縄に誘致した部分
で、本来はもちろん振興予算から別枠で来るべきも
のじゃないのかなと私たちもそう思っているんで
すが、これに組み込まれたという部分も解せないな
と思いはするんですけれども、活用の部分というの
はイノベーションかなとは思ってはいたんですがね。
その分についても、説明はなされていないかなとい
うふうな思いです。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに意見はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 1番から6番まで、知事と呼ぶ必
要はないと思います。まず、1番の消防・防災ヘリ
に向けてですけどね、導入は。これ、市町村との調
整、連携については、質問の中で明確に執行部のほ
うが答えていると思います。2番について、ワシン
トン駐在員の活動。2番と4番、同じ内容ですけれ
ども、すごい大きな成果が逆に出ているというこ
とを答弁の中で明らかになっている。わざわざ知事
を呼んで聞かなければいけないというものにはなっ
ていないと思います。あと、3番について。知事のト
ークキャラバンについては、コロナで今度はまだ行
けていないということですけども、やっぱり全国に沖
縄の状況を知らせるという努力がね、結構大きな世
論をつくってきたと思うし、それも答弁の中では、
知事がやってきたことについてもね、明確に答弁な
されたと思いますので、あえて呼ぶ必要はない。5番
については、鉄軌道について。本当に見通しが一県
民アンケートなんかも取っていつている状況があっ
て、県民の中にやっぱり公共交通鉄軌道を導入して
いくんだなと。委員の方からも、実現が目の前に、
何年後にはできるようということ言われているよ
うにね、具体的に動いていると思います。

そして、離島振興についても、今日はとりわけ離
島支援の内容がたくさん事業として報告がありましたの
で、それもあえて知事から聞く必要はないと思
います。新過疎法に対するものについても、7月に
知事は6月議会が終わってすぐ上京していると、市
町村の皆さんと行ったと。そして、11月、12月も
また政府にね、要請に行くということもちゃんと答
弁があったし、知事がやっていることを職員がしっか

りと議会にも答弁で答えていると思いますので、知
事と呼ぶ必要はありません。

○又吉清義委員長 ほかに意見はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 意見なしと認めます。

以上で要調査事項として報告することへの反対意
見の表明を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、要調査事項の必要性及び整理等
について協議した結果、6項目全てについ
て報告することで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては、休憩中に御協議いた
しましたとおり報告することといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から特記事項について説
明があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

まず、特記事項について御提案等がありますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 意見なしと認めます。

以上で、特記事項についての提案を終結いたしま
す。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を
含む決算調査報告書の作成等につきましては、委員
長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月21日 水曜日 午
前9時までに決算特別委員に配付されることになっ
ています。

また、決算特別委員が調査報告書に関して常任委
員長に対し質疑を行う場合には、21日 水曜日の午
後3時までに政務調査課に通告することになってお
ります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義

令和2年第6回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

経済労働委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和2年10月16日（金曜日）
開会 午前10時0分
散会 午後5時6分
場所 第1委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和2年第6回議会認定第1号 令和元年度沖縄県一般会計決算の認定について（商工労働部及び文化観光スポーツ部所管分）
- 令和2年第6回議会認定第3号 令和元年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 令和2年第6回議会認定第4号 令和元年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 令和2年第6回議会認定第12号 令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 令和2年第6回議会認定第14号 令和元年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 令和2年第6回議会認定第15号 令和元年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 決算調査報告書記載内容等について

説明のため出席した者の職、氏名

知事公室基地対策課班長	玉元 宏一朗君
企画部企画調整課班長	平良 秀春君
商工労働部長	嘉数 登君
産業政策課長	谷合 誠君
アジア経済戦略課長	嘉数 裕幸君
マーケティング戦略推進課長	比嘉 淳君
ものづくり振興課長	古波蔵 寿勝君
中小企業支援課長	知念 百代さん
企業立地推進課長	久保田 圭君
情報産業振興課長	山里 永悟君
雇用政策課長	金村 禎和君
労働政策課長	金城 睦也君
文化観光スポーツ部長	渡久地 一浩君
観光政策課長	山川 哲男君
観光振興課長	雉鼻 章郎君
MICE推進課長	山田 みさよさん
文化振興課長	島尻 和美さん
空手振興課長	佐和田 勇人君
スポーツ振興課長	高宮城 邦子さん
交流推進課長	前本 博之君
県立芸術大学事務局長	仲村 到君
県立博物館・美術館 博物館副館長	上原 毅君

出席委員

委員長 西 銘 啓史郎君
副委員長 大 城 憲 幸君
委員 新 垣 新君 大 浜 一 郎君
島 袋 大君 中 川 京 貴君
仲 村 未 央さん 崎 山 嗣 幸君
玉 城 武 光君 翁 長 雄 治君
赤 嶺 昇君

欠席委員

山内末子さん

※ 決算議案の審査等に関する基本的事項
4（6）に基づき、監査委員である山内末
子さんは調査に加わらない。

○西銘啓史郎委員長 ただいまから経済労働委員会
を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務
に係る決算事項の調査について」に係る令和2年第
6回議会認定第1号、同認定第3号、同認定第4号、
同認定第12号、同認定第14号及び同認定第15号の決
算6件の調査並びに決算調査報告書記載内容等につ
いてを一括して議題といたします。

本日は説明員として、商工労働部長及び文化観光
スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、商工労働部長から商工労働部関係決
算の概要説明を求めます。

嘉数登商工労働部長。

○嘉数登商工労働部長 おはようございます。

商工労働部所管の令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

それでは、商工労働部において、令和元年度は、これまで実施した沖縄振興計画に基づく各種施策等の課題や対策について総点検を行い、新沖縄発展戦略を踏まえ、新たな沖縄振興計画の検討に着手し、令和3年度末で終期となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け、各種施策に取り組んでまいりました。

情報通信関連産業の立地促進、国際物流拠点の形成及び先端医療・健康・バイオ関連産業等の創出による新たな産業の柱を構築するとともに、県内既存産業の着実な成長を図るため、先進的なIT技術の導入促進、産業人材育成、国内外への販路拡大やブランド力の強化等を推進してまいりました。

令和元年10月には、本県工芸産業の振興のため、技術や技法の高度化、市場ニーズに対応した製品開発、工芸分野の企業家の育成などを推進するため、沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）の整備に着手いたしました。

また、令和2年2月に開催しましたResort Okinawaおきなわ国際IT見本市では、海外24社を含む135社の出展、主催者発表で延べ8800人の参加があり、Resort Okinawaブランドを国内外に発信してまいりました。

今年度も10月29日から11月1日の4日間、ツーリズムEXPOジャパン旅の祭典in沖縄との同時会場開催と併せ、新たな展示会の開催の在り方として、約1か月間のオンライン展示会開催を予定しております。

これらの産業振興施策の機会の拡大と併せて、正規雇用化や非正規労働者の処遇改善等に取り組んできたところであり、令和元年の完全失業率は2.7%で、前年3.4%と比べて0.7ポイントの低下、改善ですね。9年連続の改善となるなど、雇用情勢についても着実に改善してまいりました。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う県民や事業者の活動自粛によりまして、県内の経済活動は停滞し、非常に厳しい状況に置かれております。

商工労働部としましては、安全・安心の島沖縄の構築と、県民の事業と生活を維持し、将来を先取りした経済の礎を築く取組を軸に、既存の予算の組替えに加え、国の緊急対策に係る各種交付金等を活用しながら、あらゆる領域において切れ目なく施策を展開し、県経済の回復に向けて全力で取り組んでまいります。

それでは歳入歳出決算の概要について、お手元にお配りしております令和元年度歳入歳出決算説明資料により御説明いたします。

ただいま通知いたしました、1ページを御覧ください。

こちらは一般会計及び特別会計の歳入決算状況の総括表となっております。

また、通知いたしました2ページを御覧ください。こちらは同じく歳出決算状況の総括表となっております。

それぞれの詳細については、通知いたしました3ページ以降で御説明いたします。

まず初めに、一般会計の歳入決算につきましては、予算現額合計が259億4323万8000円、調定額が246億8930万6896円、収入済額が245億5878万2700円、不納欠損額が5786万8693円、収入未済額が7265万5503円で、調定額に対する収入済額の割合は99.5%となっております。

目ごとの明細についての説明は割愛させていただきます。

通知しました5ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算につきましては、予算現額が320億6894万7760円、支出済額が298億9296万2694円、翌年度繰越額が9億6740万527円、不用額が12億858万4539円で、執行率は93%となっております。

翌年度繰越額の主なものは、アジアITビジネスセンター、これはまだ仮称でございますけれども、その整備事業において、建設資材及び人件費の高騰による単価の見直しや、資材の変更に伴う建築基準法に係るうるま市との調整に時間を要し、年度内の完了が困難となったことによるものでございます。

次に、不用額の主なものについて、(項)別に御説明いたします。

(項) 労政費の不用額1億305万886円の主なものは、若年者ジョブトレーニング事業の訓練生の減に伴う委託料の執行残によるものでございます。

次に、(項) 職業訓練費の不用額1億3797万2733円の主なものは、離職者等再就職訓練事業の訓練受講者定員割れ等による委託料の執行残によるものであります。

(項) 商業費の不用額2億9684万1284円の主なものは、全国特産品流通拠点化推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により、物流機能が停滞し、輸送費支援対象貨物の輸出量が想定以下となったことによるものであります。

(項) 工鉦業費、不用額6億7071万9636円の主なものは、中小企業基盤強化プロジェクト推進事業に

おきまして、補助金の実績確定において減額が生じたことによるものであります。

以上で、一般会計歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

次に、特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

通知いたしました7ページを御覧ください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が11億6808万9000円、調定額が50億1651万6338円、収入済額が21億7830万5394円、収入未済額が28億3821万944円で、調定額に対する収入済額の割合は43.4%となっております。

収入未済額は、貸付先企業、それから組合等の業績不振や倒産などによりまして、設備近代化資金及び高度化資金の貸付金返済が遅延していることによるものであります。

通知しました8ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が11億6808万9000円、支出済額が11億3428万4761円、不用額が3380万4239円で、執行率は97%となっております。

不用額の主なものは、公債費でございます。

これは、資金貸付先から県に対する償還額を、当該公債費として独立行政法人中小企業基盤整備機構宛てに償還するものとなっており、貸付先からの償還金延滞に伴い、県から同機構への償還分が減少していることによるものでございます。

次に、通知しました9ページを御覧ください。

中小企業振興資金特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が4億16万5000円、調定額及び収入済額が10億7629万7727円となっております。

通知しました10ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が4億16万5000円、支出済額が3億4350万760円、不用額が5666万4240円で、こちら執行率は85.8%となっております。

不用額は機械類貸与資金貸付金の執行残によるものでございます。

次に、通知しました11ページを御覧ください。

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計について御説明をいたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が5億1529万6000円、調定額及び収入済額が13億8046万3759円となっております。

通知しました13ページを御覧ください。

歳出予算につきましては、予算現額合計が5億1529万6000円、支出済額が4億9334万6409円、不用額が2194万9591円で、こちら執行率は95.7%となっております。

不用額は主に工事請負費における執行残でございます。

次に、通知しました14ページを御覧ください。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が4億3912万8000円、調定額が7億8564万9011円、収入済額が7億2929万6559円、不納欠損額が498万7238円、収入未済額が5136万5214円で、調定額に対する収入済額の割合は92.8%となっております。

不納欠損額ですけれども、過去に入居していた企業の破産手続終結によるものでございます。

それから、収入未済額は、主に経営破綻した企業の光熱水費等の滞納によるものでございます。

次に、通知しました15ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が4億3912万8000円、支出済額が3億9859万8615円、不用額が4052万9385円。こちらの執行率は90.8%となっております。

不用額は、主に入居企業の光熱費の実績減等によるものでございます。

通知しました16ページを御覧ください。

産業振興基金特別会計について御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が1億8705万円、調定額及び収入済額が2億1885万6378円でございます。

通知しました17ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計が1億8705万円、支出済額が1億3279万5717円、不用額が5425万4283円で、こちら執行率は71.0%となっております。

不用額は、主に産業振興基金事業費において、補助事業の事業実績減等による執行残でございます。

以上で、商工労働部所管の令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

よろしく御審査のほどお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

次に、文化観光スポーツ部長から文化観光スポーツ部関係決算の概要説明を求めます。

渡久地一浩文化観光スポーツ部長。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 皆さんおはようございます。

それでは、文化観光スポーツ部所管の令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要について御説明させていただきます。

文化観光スポーツ部において令和元年度は、戦略的な観光誘客と沖縄観光ブランドの発信強化を行うとともに、外国人観光客の受入対策に係る事業などを展開してまいりました。

また、しまくとぅばの普及や伝統文化の継承・発展、沖縄を発祥の地とする空手の保存・継承・発展、スポーツコンベンションの推進や県出身スポーツ選手の育成・強化、ウチナーネットワークの継承・発展・強化に係る国内・海外との各種交流事業などについて展開してまいりました。

令和元年度の入域観光客数は、年度後半における新型コロナウイルス感染症の影響などを受け、平成30年度の1000万4300人から946万9200人へとなり、前年度比マイナス5.3%の減少となりました。

今後は、県経済の回復に向け、水際対策等の感染症防止対策に努めるとともに、県外からの観光客の誘客に取り組み、観光需要の回復を図ってまいります。

それでは、令和元年度一般会計の歳入歳出決算額について、タブレットの令和元年度歳入歳出決算説明資料（一般会計）差し替えと書いてあるものによって御説明申し上げたいと思います。

通知いたしました、1ページをお開きください。

こちらは、一般会計歳入決算の状況となっております。

大変申し訳ないのですが、紙の資料のほうに訂正がございます。

表の右から数えて2列目の収入比率（C/B）について、分母のBに当たる調定額が、紙の資料では誤って、予算現額の計（A）で算定をされておりました。

タブレットの1ページ及び2ページにまたがる表におきましては、正しく算定し直しており、紙の資料と比較できるように、網掛けにて表示をさせていただいております。

お見苦しい資料となり、大変申し訳ございません。今後はこのようなことがないよう、配付前にしっかり確認させていただきたいと思います。

それでは、説明に戻ります。

表の一番上の文化観光スポーツ部の合計欄を御覧ください。

令和元年度歳入決算として、予算現額の合計（A欄）41億3114万円に対し、調定額（B欄）39億6501万

6044円、収入済額（C欄）39億6149万3944円で、調定額（B欄）に対する収入済額（C欄）の割合は99.9%となっております。

なお、不納欠損額（D欄）はございません。

収入未済額（E欄）は352万2100円となっております。

次に、款ごとに御説明いたします。

収入済額（C欄）を御覧ください。

（款）使用料及び手数料は3億4006万2851円で、その主な内容は、県立芸術大学の授業料及び入学料等であります。

なお、収入未済額（E欄）は352万2000円で、県立芸術大学の授業料及び入学料の未収分であります。

次に、（款）国庫支出金の収入済額（C欄）を御覧ください。

国庫支出金は33億3308万2704円で、その主な内容は、沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）であります。

それでは、右から左にスクロールしていただき、2ページをお開きください。

こちらと同じく、歳入の決算状況となっております。

先ほど申し上げましたが、収入比率（C/B）について訂正を行っております。

説明に戻ります。

（款）財産収入ですが、収入済額（C欄）は6566万671円で、その主な内容は、JICA沖縄国際センター敷地の土地貸付料等であります。

次に、（款）諸収入の収入済額（C欄）は4388万7718円で、その主な内容は、博物館・美術館の工事入札談合に係る違約金等となっております。

次に、（款）県債の収入済額（C欄）は1億7880万円で、その主な内容は、奥武山総合運動場庭球場に係る工事によるものなどであります。

以上が、一般会計歳入決算の概要となります。

続きまして、右から左にスクロールしていただき、3ページをお開きください。

3ページは、一般会計歳出決算の状況となっております。

表の一番上、文化観光スポーツ部の合計欄を御覧ください。

令和元年度歳出決算は、予算現額の合計（A欄）102億295万9797円に対し、支出済額（B欄）97億9803万1879円、執行率96.0%、翌年度繰越額（C欄）856万2000円、不用額3億9636万5918円となっております。

翌年度繰越額（C欄）の主な内容は、沖縄コンベンションセンター保全修繕事業の改修設計業務委託

において、設計仕様の確定や費用の算出に時間を要したためとなっております。

次に、不用額の主な内容について、款ごとに説明いたします。

不用額欄を御覧ください。

(款) 総務費の不用額は2863万6621円で、その主な内容は、万国津梁会議費に係る委託料の執行残等によるものであります。

次に、(款) 商工費の不用額は、2億5686万3789円で、その主な内容は、沖縄観光国際化ビッグバン事業について、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、出展予定だった旅行博やセミナー、イベント等が中止・延期となったためなどでありま

す。

(款) 教育費の不用額は1億374万6964円で、その主な内容は、県立芸術大学における教職員給与費に係る報酬の執行残等によるものであります。

右から左にスクロールしていただき、4ページをお開きください。

最後に、(款) 災害復旧費の不用額は711万8544円で、社会体育施設等災害復旧事業費に係る委託料の執行残等となっております。

以上で、文化観光スポーツ部所管の一般会計の歳入歳出決算の概要について、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、「決算議案の審査等に関する基本的事項」に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取扱い等については昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。崎山委員から質疑時間の5分を仲村委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、御承知お願います。

それでは質疑を行います。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 じゃあ、5分延びていますので、よろしくお願いたします。

まず、情報関係からいきたいと思います。主要施策の281ページ、また274ページあたりとの関わりだと思っておりますけれども、まず、情報関連産業ですね。この間の売上高、それから企業立地数、雇用者数、このあたりの対前年比推移についてお尋ねいたします。

○山里永悟情報産業振興課長 よろしくお願いたします。

情報通信関連産業においては、令和2年1月現在490社が立地し、2万9700人の新規雇用を生み出しております。県内企業も含めた産業全体の売上高は、平成30年で4407億円、対前年比1%増、45億円増となっております。当初は失業率改善を大きな目的としておまして、コールセンターをはじめとする雇用効果の高い企業誘致を進めておりました。近年ではソフトウェア開発など、付加価値の高い分野の誘致に重点的に取り組んでおります。産業全体の売上高は毎年増加しているものの、ソフトウェア開発業だけを見た場合、直近では1人当たり売上高が伸び悩んでおまして、理由としては県内IT企業の多くが受託下請型であることが影響しているものと考えております。受託下請型から自社サービスや技術を提供する提案提供型へビジネスモデルの転換が課題であると認識しております。これに対応する取組として、ほかの産業との連携した実証事業や、昨年から県内情報通信産業のブランド化を図るResorTech Okinawaの推進に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○仲村未央委員 従来、特にコールセンターがその中心になるとですね、今、課長の説明でもあったとおり、生産性という意味ではいかなることかなということで何度か指摘をしまいましたが、

この間の推移を見ますとですね、むしろコールセンターは抑え気味にというか、割合的には減ってきているのかなと。ソフト開発の部門で伸びがあるのかなという感じは見えますけれども、そのあたりの先ほど言った490社、この中の内訳はいかがでしょうか。

○山里永悟情報産業振興課長 お答えします。

490社の内訳ですが、その中で、先ほど申し上げましたコールセンター、こちらが85社、情報サービスが104社、コンテンツ産業が84社、ソフトウェア開発が176社、その他41社という内訳になっております。

○仲村未央委員 これはソフトウェアがこの10年見る限りでも、やっぱりウエートが大きくなってきているというふうに見ています。そういう意味では、沖縄のソフト開発も含めて、ブランド力の強化であるとか、課題となっている生産性の向上という意味でも、貢献する方向に今、誘導を熱心にされているのかなというふうに見えますけれども、先ほど答弁の中であったResorTech Okinawaの取組も、昨年度の事業としては非常に特徴的だったのかなというふうに思っておりますけれども、その実績、少し詳しく説明をいただきます。

○山里永悟情報産業振興課長 お答えします。

昨年から取り組んでおりますResorTech Okinawaにつきましては、リゾートとテクノロジーを掛け合わせたResorTech Okinawaブランドを発信し、県内情報通信関連産業の高度化を図り、観光をはじめとする全産業のIT活用による付加価値向上や社会課題の解決を目指しております。令和2年2月5日、6日に初開催をいたしまして、初開催であるにもかかわらず、海外24社を含む計135社の出展と8000人以上の方々が参加されました。出展企業からは、受注や具体的な引き合い、今後につながるきっかけとなったといった多くの反響があり、商談件数は1578件となるなど、活発なビジネスマッチングにつながりました。ResorTech Okinawaは、県内情報産業における受託下請型から自社サービスや技術を提供する提案提供型へのビジネスモデル転換も目的としておりまして、国際IT見本市は県内IT企業の提案力を磨く場としても活用されております。

○仲村未央委員 今、下請受託型からですね、なるべく提案、開発ということも含めて、これは技術の面も併せて支援があるのかですね。要はマッチングをするときのアプリの開発であったり、双方の支援が必要だと思うんですね。例えば観光との組合せであれば、観光に資するような技術部門の開発が沖縄からブランドとして今、出始めているのか。例えば

ホテルとかで活用できるようなですね、非接触系の何らかの技術の支援等が入っているのかですね。そういった意味で、先ほどおっしゃっていた135社の呼び込みが第1回で出てきたというのがあるのかなと。その裾野とか付加価値を上げる取組について、どのようなになっているのか伺います。

○山里永悟情報産業振興課長 御指摘いただきました取組として、ほかの産業と県内IT企業が連携をして、新しいサービスを生み出すような取組を支援しておりまして、実証事業等を行っております。具体例としてですが、観光分野ではリモートチェックインシステムと沖縄他産業連携プロジェクトというものにおきまして、宿泊施設に多言語対応のリモートチェックインシステムを設置して、リモートによる宿泊客対応を実証しております。人材不足やインバウンド対応の課題解決と、あと、3密回避によるコロナ感染症対策としても活用を進めているところです。

○仲村未央委員 そういった実証の取組も併せてですね、ぜひここは双方から分野も広げて、例えば今年には特にコロナということに直面をしたので、もちろん観光は私たちにとって最たるマッチングの大きなポイントだと思いますけれども、教育分野とか農業とかですね、このあたりも非常にITというものの組合せというのは、沖縄から取り組むべき、発信するべきというものは非常に多いと思うんですけれども、こういった観光以外の今、実証も含めて取組がありますか。

○山里永悟情報産業振興課長 農業では、これは一昨年になるんですけど、養豚場でAIを搭載した画像解析を行いまして、豚の生育具合というものを画像で判断をして、高齢者の農家の方が一頭一頭体重計に乗せなくても済むような、そういう解析等も行っておりまして、あとドローンを活用してタンカン農園で飛ばして害虫の状況を見たりとか広い農園を高齢者の方が歩いて回らずに済むようにと、そういう実験等も行っております。

○仲村未央委員 非常に力を入れて頑張ってもらいたいと思うんですけど、特に先ほども申し上げたとおり、今年のコロナですね。今度、リゾテックの開催についてはですね、コロナ禍でどうなんでしょうかね。ツーリズムEXPOジャパンとの共同開催になりますよね。その取り組む、今まさにもう10月の末ですから、もう今、準備のただ中にあると思うんですけれども、これはオンラインでやるんですかね、どんな感じになりますか。

○山里永悟情報産業振興課長 御紹介いただいたよ

うに、会場開催と、あと1か月間のオンライン開催を、これを統合して行うことになっております。

○仲村未央委員 その取組は去年にも増してですね、特に沖縄ブランド、リゾートとの掛け合わせというのが非常に興味を引いたというふうにありましたけれども、どういう内容になりますか。

○山里永悟情報産業振興課長 第1回目と比較して、今月末10月29日から4日間開催いたしますが、特徴的なのは先ほども御紹介いただいたように、世界最大級の旅の祭典、ツーリズムEXPOジャパンとの同時開催。また、繰り返しになりますが、オンライン展示会と会場開催と統合して、並行して行うというのは、なかなか画期的なことだと考えております。また、台湾のデジタル担当大臣、オードリー・タンさんにウェブで登壇いただきまして、特別講演、また、玉城デニー知事との特別対談も予定しております。さらに、星野リゾート代表、星野氏もウェブで登壇をいただきまして、県内経済人とのパネルディスカッションなどの実施を予定しております。

○仲村未央委員 私もこのパンフレットかな、開催のこれを見ているんですけども、そうですね、このタン大臣、台湾のコロナ対策で世界中から注目を集めた、非常に専門家でありますので、その意味でも注目度は高いと思うんですね。それで知事との対談もあるということで、やっぱりこういった形ですね、沖縄が、特に台湾との掛け合わせも非常に今回注目も集めるでしょうし、今まで言われてきた受託のコールセンターを超えて、どんどん開発に向かっていく。それからソフト、そしてマッチングも含めて、いろんな分野に影響が出始めて、非常に希望がある産業だと思いますので、これぜひ力を入れて発信を上げてほしいと。私も伺うまではタン大臣の登場とか、星野社長の講演なども非常に興味が湧くと思うんですね。これオンラインでも広く県民が参加できるような形になるのか、そのあたりも含めて戦略をおっしゃっていただければと思います。

○山里永悟情報産業振興課長 御説明いただきましたように、世界中からインターネットを通じてですね、オンラインで視聴が可能となっております、会場に出展している企業も含めて、また、オンラインだけで出展する企業もありますので、そういったところにもオンラインで、その商品等を閲覧できるような内容となっております。

また、大変御興味を示していただいているオードリー・タン大臣と知事との対談等はですね、その時間帯に見られなかったという方のためにも録画配信もいたしますので、皆さんぜひ御覧になっていただ

きたいというふうに思います。

○仲村未央委員 ありがとうございます。

次に伺いたいと思いますけれども、県産品の販路の拡大の事業が269ページですかね、あると思うんですね。昨年あたりのこの実績ですね、わしたショップであり、あるいは百貨店でのそういう物産展でありですね、沖縄産品というのがどれぐらいその市場、売上げも含めて取組があるのかお示ください。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 よろしくお願ひします。

昨年度、県外のスーパー等での沖縄フェアを延べ45回と、それが1910店舗で開催しております。そのうち、我々の事業が4800万円でした。売上げは6.5億円となっております。また、主要百貨店での沖縄物産展を開催しておりますが、その事業費が1300万円のうち売上げが5.6億円ということで、昨年度は売上げとしてはすごく好調であったと。また、これらの沖縄フェア、物産展事業費に対する売上げの費用対効果については、全体で約20倍というふうな高い効果を示しているというふうな分析しております。

以上です。

○仲村未央委員 昨年まで非常に好調に県産品、物産展伸びているということですけど、今年はもうどこも、まず、需要が落ち込んでいること、コロナの影響をどこでも受けていると思うんですけど、これについてはどうですか。こういった取組というのは縮小になっているのかですね、今年状況を教えてください。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 お答えします。

まず最初に、昨年度はですね、我々いろんな趣向を凝らして、県外量販店については知事のトップセールスを初めて行いました。そのおかげで沖縄県一丸となって県産品の販路拡大について取り組んでいたところ、昨年度はすごく好評だったということなんです。今年度、コロナの状況の中でやはり観光客の減少であったり、県内産の土産品の売上げが大幅に減少している中でですね、こういう厳しい状況の中でもこの事業を活用してですね、県外の、同じようにスーパー等で沖縄フェアを実施しました。その中で、今年度工夫を凝らしたのは、まず最初に知事のトップセールスを考えていたんですが、さすがに行けませんので、知事をお願いしてビデオメッセージをいただきました。それと、さらに沖縄の魅力を伝えるためのプロモーションビデオも流して、店舗内でずっと大型モニター等で、催事場等で放映する

ことによって、沖縄に行けない方々、もしくは沖縄に行きたい方々に訴求できるようなビデオメッセージとなったおかげもありまして、それで今回、今年度はですね、沖縄フェア、イオン北関東で行われたんですが、41店舗で前年比の約120%の売上げを上げたということで、企業のほうからも感謝メッセージをいただいております。

以上です。

○仲村未央委員 というのは、コロナ禍であっても、今の取組の中で、むしろ前年より売上げが上がったという、そういうことですか。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 そうです。

○仲村未央委員 これもですね、ビデオメッセージの取組も含めて効果が上がったということで、北関東のイオンというのは、これはあれですか、全国で一番大きいイオンになるのかな。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 お答えします。

全国のイオンの中では、北関東ではなくて、全国の中で一番大きいイオンの店舗で行われたということと、あと、それに関連する北関東エリアの41店舗で行ったおかげで、今回、前年比120%に達しております。

○仲村未央委員 部長、これですね、もちろん観光厳しいと。こちらに来ていただくことはかなわないという中で、沖縄を、じゃあ黙ってとどまっているかということではむしろなく、先ほどの売り込みも含めて、特に関東であれば、文化観光スポーツ部長もおっしゃるように、関東からの沖縄の入りというのは6割ぐらいお客さん占めるわけですよ、県に入ってくる。となると、非常にその地域としても親和性のある、そういう意味では沖縄熱というか、行きたいけど行けないという人たちの需要を取り込むという意味では、特に百貨店ではなくて量販店でやったということも含めて、非常に効果が上がったのかなというふうに今お聞きをしますけれども、このあたりのマーケティング戦略、去年ですか、マーケティング戦略推進課を立ち上げましたよね。こういった観光と農業と、それから今、商工のマーケティングという、これがうまくかみ合えば、コロナであっても需要を高めていけるという可能性を、私は今聞いたんですけれども、そこら辺の戦略性というのはどのように進めていらっしゃるでしょうか。

○嘉数登商工労働部長 委員もおっしゃっているように、マーケティング戦略推進課は今年度立ち上げております。主たる目的は、産業横断的に、農林ですとか観光ですとか商工一体となってマーケティン

グ力を強化しまして、企業の稼ぐ力を高めていこうという目的で立ち上げておまして。これも、さっきコロナの話もありましたけれども、沖縄だけが厳しいんじゃないくて、全国、世界津々浦々厳しい状況にあるというふうに考えておまして、逆に考えると、この厳しい中でチャンスでもあるというふうに考えております。さっき北関東のお話もされておりましたけれども、非常に魅力のある、親和性のある市場だというふうに考えておまして、今現在、なかなか向こうに行って売るとかそういった行動がなかなか取れない中で、eコマースと組み合わせたりあるいは現地のほうで、現地の会社のほうに協力していただいて、沖縄の産品ですとか、あるいは観光との連携という形で、それがまた新たな商品の魅力にもなるかというふうに考えておりますので、そういったことを束ねて今年度マーケティングの戦略というものを策定したいというふうに考えておまして、その戦略の下ですね、観光、それから農林水産業、それから商工と一体となって沖縄の企業、あるいは地域の稼ぐ力を高めていきたいというふうに考えております。

○仲村未央委員 そのイオンから、社長からさっき感謝状もきているというお話でしたので、こういった、ぜひ発信ね。今、私も、県産品むしろ下がっているのかなと思ってお聞きしたら、伸びたということもあるのでですね。こういった県からの発信、現場を激励したり、つなぎ合わせたことで効果が上がるものというのはあると思いますので、もっと大きくアピールして、記者会見なんかやったらどうかなと思うんですけど、この社長から感謝状がきているとかですね、こういったことはぜひアピールをやって、何か遠慮がちに50点とか言わないでですね、ぜひそこは取組について積極的にやっているところを、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次、雇用のほうに行きたいですね。雇用いっぱいあるので、245、247、249ページあたり、特に若年のあたりも聞きたいと思っておりますけれども、まず、昨年まで失業率も下がってですね、非常に好調に来ていたということもありますので、その中で、どのような特徴が去年まで出てきていたのか。それから、特に若年ですね、失業率の改善があったか、離職率、あるいは新卒の就職率あたりですね、どのような改善があったかお尋ねをいたします。

○金村禎和雇用政策課長 お答えいたします。

本県の雇用情勢ですが、平成23年以降、着実に改善をしてきております。完全失業率は平成23年の7.1%から9年連続で改善をしておまして、令和元

年は2.7%となっております。全国との差は、平成23年の2.5ポイントから、令和元年は0.3ポイントと大幅に縮小しております。それから、有効求人倍率ですが、平成24年の0.4倍から8年連続で上昇しております。平成29年には初めて1倍を超えております。その後、令和元年には1.19倍まで上昇しているところです。全国との差ですが、全国も好調に推移してきたということもあって、全国との差は同程度という状況にあります。それから、若年者の完全失業率でございますが、平成22年の12.6%から大幅に改善をしております。令和元年は4.6%となっております。全国との差は、平成22年の4.4ポイントから、令和元年は0.9ポイントと大幅に縮小しております。それから、令和2年3月卒の大学生の就職内定率でございますが、90.5%と過去最高を記録しております。それから、全国との差でございますが、平成22年の36.2ポイントから、令和元年は10.7ポイントまで大幅に縮小しているところです。

以上でございます。

○仲村未央委員 新規学卒者の就職内定率のこの10年を見てみるとですね、初めて恐らく90%を超えているというのが去年の状態だと思うんですね。全国との開きも大きく縮まったと。ただ、10年前はどうしたんだろうと思うぐらい、そのときの、今頂いた説明資料では、内定率が新卒55.6%、全国が91.8%というこの10年間ですね、もう40ポイント開いていたものがこれだけ接近するようになったというのは、非常に若年の取組について、これは結果オーライというよりは特徴的な取組をしてきたのかなというふうにお聞きをしたいんですね。このあたり、例えばキャリアセンターとか、そういった若年を中心にした取組を熱心にやってきたのかなというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。相談件数とか体制含めてですね、どのような取組を行ってきたかお尋ねいたします。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

まず、雇用情勢が着実に改善してきたという要因をですね、全体的に捉まえてお答えしたいというふうに思っております。もちろん好調な観光需要というところがありまして、そういった景気拡大に牽引されてですね、雇用情勢が改善してきたという部分もありますけれども、我々もこれまで、様々な雇用関係の施策、事業ですね、取り組んでおまして、そういった幅広く実施してきたことの成果が出てきた結果が完全失業率の大幅に改善した、新規学卒者の就職率が非常に高まったというふうに考えております。特に、委員御指摘の若年者向けの取組という

部分では、沖縄県キャリアセンターでの就職相談、それからセミナーの実施に加えまして、高校ですとか大学等への出張相談、さらには大学等へのコーディネーターの配置、それから県内、県外、それから海外インターンシップの実施、それから実際の職場研修と事前の座学講座、これは非常に重要ですが、早期離職防止のための定着支援というところに取り組んできております。最近の雇用情勢、新型コロナウイルスの影響を受けまして、非常に懸念される場所ではありますけれども、商工労働部としては、事業の継続、それから雇用の維持ということのためにそれに向けまして、新たな施策を含めまして、これまでの事業も含めて全庁的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○仲村未央委員 離職率の高さ、それから無業者の割合の高さというのは、全国で、ある意味では本当に常にワーストで、非常にここ厳しいですよ、若年者を取り巻く環境。今、出張の取組もしているということですので、新規学卒者の向上はもちろんのこと、就職の向上はもちろんのことですね、定着、今おっしゃったようなところのきめ細やかな相談体制を、今もコロナ禍で、この3月からも全くその情勢が変わってしまっているという中でですね、体制の充実というのは非常に今、好調なとき以上にですね、今こそ充実をさせなきゃいけないと思うんですけど、その取組はいかがですか。

○嘉数登商工労働部長 委員御指摘のように、新型コロナウイルスの影響を受けまして、雇用情勢、非常に厳しい。そういう中であっても、いろんな制度を活用して、沖縄県の完全失業率というところは8月でいくと3.5%というふうに、各企業、非常に耐えている状況かなというふうに思っております。ただ、これが長期化しますと非常に大きな影響が予想されますし、特に懸念しておるのは、新卒の、学卒の就職はどうなるかということが非常に懸念されますので、今年度、雇用対策アクションプログラムというものをですね、国ですとか、いろんな関係機関と連携してつくりました。その中においても、雇用の維持ということと、その新卒、学卒者の対策というところに重点を置きまして、対応を取ってまいりたいというふうに考えておりますので、これはなかなかその県だけでできることではないんですけれども、経済界、国、県、市町村連携しまして、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○仲村未央委員 あともう一つ、この雇用の関係というか、職業関係でですね、能力開発校、それから職業訓練の執行率が非常に低くとどまっているとい

うふうに見えますけれども、その理由をですね、説明お願いいたします。事業としては、私、監査の報告書の29ページを見ていますけれども、その予算の減少が非常に著しいということで指摘も出ていますが、今の雇用環境の厳しさからいってですね、職能校などはむしろ充実させるというところに行くのかなと思ったら執行率も低くとどまっていますので、これ理由はなんでしょうか。

○金城睦也労働政策課長 離職者等再就職訓練事業、いわゆる委託訓練がございます。この事業は全額国庫の委託事業でございまして、離職者等の早期就職を支援するため、求職者を対象に、専修学校等の民間教育訓練機関を活用して実施する職業訓練でございます。事業主体は職業能力開発校で、民間教育訓練と委託契約を締結して訓練を行っております。委託訓練コースの選定に当たりましては、離職者の求職ニーズが高いOA、また経理、IT・Webなどの分野だけではなく、社会的ニーズが高い、いわゆる人手不足の介護分野等についても訓練コースを設定しております。不用額が多い主な理由としましては、委託訓練コースの閉講や定員割れ、中途退校等による委託費の減額によるものでございます。

○仲村未央委員 今、人手不足のところ、介護などはですね、コース設定して講座を開いても定員に満たない、あるいは全く足りないということで、受講が、開講できないというようなことが続いているやに聞いています。これはですね、部長、ぜひ、もちろん人手不足で、人材育てなきゃいけないというのが、この職能の本当に使命だと思いますけれども、一方で、現場の雇用状況というか、労働環境がですね、やっぱり厳しくて、そこに人気がないとか、気が向かないということで、意欲を駆り立てないという部分があるので、こういった介護環境の改善というか、介護従事者の労働環境の改善というのも、子ども生活福祉部任せじゃなくてですね、これは労働行政、雇用労政の立場からも、ぜひ双方でこれをかみ合わせて、こういった人手不足をきちんと解消して、この予算をしっかりと執行するということが、私は必要だと思いますけれども、このあたりの取組をお尋ねいたします。

○金城睦也労働政策課長 職業能力開発校の訓練科の設置につきましては、県の職業能力開発計画や職業能力開発校整備基本計画の策定におきまして、有識者等の意見も聞きながら、社会情勢の変化や県立職業能力開発校の訓練科再編等も含め、総合的に判断しているところでございます。訓練コースの選定に当たりましては、離職者の求職ニーズが高いOA、

また経理、IT・Webなどの分野だけではなく、社会的ニーズが高い、いわゆる人手不足の介護分野等についても訓練コースを設定する必要があると認識しております。そのため、求職ニーズの高い分野においては、訓練コースの拡充を図るとともに、社会的ニーズの高い人手不足分野については、関係部局や業界団体等と連携し、処遇改善に取り組みながら、職業能力開発の充実に取り組むこととしております。

以上です。

○仲村未央委員 部長、聞きたかったのは、その待遇改善のほうのアプローチはちゃんとやっていますかということ。それは子ども生活福祉部任せじゃなくて、労働の側からも、これはしっかり取組がかみ合わないよね、今のような執行率でとどまるということは、これはあまりよろしくないのではないかとということです。

○嘉数登商工労働部長 介護に代表されるように、待遇改善を図らなければ、なかなか就職につながらないといいますか、なかなか人手が、成り手がいないというところはおっしゃるとおりだというふうに思っております。訓練は訓練、当然やっていきますけれども、その定着というんですかね、そこに、求人、求職に結びつくような待遇改善という部分につきましても、これは子ども生活福祉部とも連携しないといけないと思うんですけれども、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 次の質疑に入ります。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 よろしくお願ひします。

文化観光スポーツ部に伺いますが、決算説明資料3ページの観光費、それと主要施策の317ページのところのクルーズ船プロモーション事業について伺います。

この中に、事業と効果と成果がありますが、効果と成果の中で、那覇港の寄港回数が260回で全国1位になっていると。外国人観光客数も2014に比べて8.5倍ということで、大きな成果を掲げておりますが、この課題としてですね、1人当たりの県内消費単価の向上を挙げているんですが、多分これはですね、クルーズ船が、食事は船内で取るし、宿泊も船内で取るし、利益はその分、外国に還流しているのではないかとと言われて、滞在時間も7時間ということで、皆さんの状況として、このあたりがですね、クルーズ船にあまりメリットがないのではないかとこの流れの課題の解決として言っているのではないかとと思いますが、このことについて、まず皆さんの

考え方を聞きたいと思います。

○雉鼻章郎観光振興課長 今お問合せの件ですけれども、これは30年の調査結果なんですけれども、外国人観光客1人当たりの観光消費額というのは、空路客で9万119円、海路客で2万8343円ということになっております。ただしですね、これは今お話のありましたとおり、宿泊施設を利用しないとか、滞在時間が短いといったようなことが考えられるんですけれども、1日当たりというような単位で比較いたしますと、空路客は1万8893円、海路客は2万8343円で、1日当たりであれば海路客のほうが高くなるというような計算もございます。なので、そういった見方もあるのかなというふうに考えています。

以上です。

○崎山嗣幸委員 消費単価、おっしゃったように、空路で9万円、海路で2万8000円。空路に比べて約3割ぐらいしかない。しかし、1日当たりは海路のほうがあるんだということを言っておりますが、この中で皆さんが言われている消費単価、これを上げなければメリットがないということの中で課題を掲げているもんだから、ではこの消費単価を上げるための対策というのかね、どういうふうに打ったのかどうかを説明をお願いします。

○雉鼻章郎観光振興課長 従来のクルーズのみならずですね、フライ&クルーズと申しまして、沖縄まで飛行機で来て、沖縄から船に乗って、沖縄にまた帰ってきて、そこからそれぞれのところへ飛行機で帰るといったような、この場合、前後泊がついたりとかですね、非常に沖縄に経済的な効果があると言われるようなやり方とか、あとは富裕層を船に乗せて回遊するラグジュアリークルーズというような種類もございまして、今後は沖縄の離島を回ってもらうようなクルーズというようなところを誘致してですね、そういったところの対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○崎山嗣幸委員 この元年の決算の中で、今言われている消費単価の向上の成果というのか、これは、今言われていることを含めて、実績はいかがでしたか。

○雉鼻章郎観光振興課長 ラグジュアリークルーズについては、例えば日本船籍の比較的単価の高い船というのは、県内のほうに就航していただきました。フライ&クルーズについては今、緒に就いたところでもございまして、現状もございまして。今後そういうやり方、そういう種類の船を中心に誘致をしていきたいと考えています。

○崎山嗣幸委員 このですね、消費単価を上げるといふことの対策も今、言われたんですが、それ以外の経済効果、波及効果、あるいはクルーズ船が来ることによって、バスとかね、タクシーとか、あるいは岸壁の使用料とか等々含めて、この波及効果は、数字に表して、元年度の決算の中ではどのように皆さんは試算されているのか、把握はされていますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 今、御指摘のありました、例えばバスとかですね、全体を含めてというような経済波及効果については、把握はできておりません。ただ、これは平成30年度における、海路における外国人観光客の消費額ということでございましてけれども、1人当たりが2万8343円で、海路入域客数が112万3800人。掛け合わせますと、318億5186万円というような試算は出ております。あと、またこれは極めて個別になりますが、例えば2019年度、昨年度ですとですね、今、バス、タクシー以外にも、例えばクルーズ船の中で食材というようなものも必要になってまいります。そのようなものは、これはJAおきなわなんですけれども、クルーズ船向けに牛肉、豚肉、シークワサー、パインなどを約7000万円余り納めているというような数字を把握しております。

以上です。

○崎山嗣幸委員 これは皆さんの観光要覧の中にも波及効果の統計は出されていないんですか。観光要覧出してありますよね。この中にも載っていないんですか。経済波及効果については載っていると思うんですけれどもね。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

経済波及効果に関しましては、観光消費額全体に対する効果は算出しておりますが、例えば空路客のみであるとか、クルーズ客のみという単体での算出はいたしておりません。

以上です。

○崎山嗣幸委員 今の数字は示せますか。

○山川哲男観光政策課長 1兆1700億円となっております。

以上です。

○崎山嗣幸委員 こういった額がですね、先ほど言ったように、沖縄に落ちなくて、外国に還流するような在り方についての皆さんは指摘をされているので、ここを含めて、沖縄に落とすための方策、皆さんが実益を上げなければ意味がないということで、入域料とか入域税の導入を検討するというところで、皆さんが新たな振興計画の中の沖縄戦略の中にあるんですが、これは皆さんはそういった実益を取るためのことは検討なされているんですか。多分、前にです

ね、観光税みたいなのが陳情出されて、業界からはクレームがついていたと思うんですが、これは皆さんの振興計画に反映させようとする素案の中で検討されているんですか。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

沖縄の基幹産業であります観光施策を推進するための自主財源として、観光目的税の検討が平成22年7月から開始いたしました。その際、庁内に沖縄県法定外目的税制度協議会というものを立ち上げまして、約3年半かけましてその結果報告を出しております。それが平成26年3月27日なんですけれども、税目といたしましては入域税、それから宿泊税などについて検討をいたしました。そういう中で、入域税に関しましては当時、伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村の3村が、クルーズ船に関して、例えば目的税を徴収する場合には、基本的には入域税というふうになるんですけれども、当時の検討結果といたしまして、宿泊税が適当というふうに決めたものですから、結果といたしましてクルーズに関する入域税というものの検討は行っておりません。

以上です。

○崎山嗣幸委員 時間ないからこれは後でしましょう。

それで、コロナ禍におけるクルーズ事業は今、止まっている状態なんですけど、果たしてこれから県の掲げる東洋のカリブ構想、那覇港の拠点化、母港化の実現性はあるのか。あるいは見直さなければならぬ段階に来ているのかと思うんですが、ここは先ほどから言っているように、沖縄振興計画の中で位置づける戦略の中では、どういった議論がなされているのかどうか聞かせてくれますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 今、お話のありましており、新型コロナの影響を多大に受けているというところなんですけど、今後は国のガイドラインに従いまして、クルーズ船社ですね、船会社及び港湾管理者など、それぞれ感染防止対策を講じていく必要があるものの東洋のカリブ構想に掲げた国内外クルーズの拠点港化、それから先ほど申し上げましたフライ&クルーズやラグジュアリー船の誘致などの大きな目標は変更しておりません。新たな振興計画においても、引き続き目指していきたいという方向で今、検討しているところでございます。

以上です。

○崎山嗣幸委員 皆さんのですね、戦略の中で、極めて厳しい経済効果が、波及効果がないと。将来の展望がないということで、沖縄戦略に振られているんですが、これとのそごがあるような感じがするん

ですが、いかがですか。沖縄振興計画に位置づける沖縄戦略というの出されていますよね。これと今答えるのとは違うような感じがするんですが。委員長、これは新沖縄発展戦略ということで、沖縄振興計画に位置づける重要な皆さんは提言を出しているわけよね。この中では、今言うのと全然違うので、クルーズ船は先ほどから言っているように実入りが少ないと。そして、コロナ禍における将来展望は厳しいと、検証しないといかんというような感じの資料が出されているんですが、これ見られてはいるんですか。新沖縄戦略。新沖縄戦略と皆さんが出されていますよね。この中の検証と総括と、言われているのは大分食い違うものだから先ほどから聞いているんですが、これからのクルーズ船、見直さなきゃいけないということの課題があるんですが、これは違いますというものだから、この文案と違うんですかと私は聞いているわけ。部長のほうから答えてもらったほうがいいんじゃないですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 委員おっしゃるように、空路客と比べましてですね、その消費単価というのは確かに、海路については若干低いということがございます。そういったこともあってですね、今までのカジュアル船から、できる限りラグジュアリー船などの誘致を図っていきたいというようなこともあってですね、先ほどから申し上げておりますとおり、今後は県内発着のフライ&クルーズの推進に向けてですね、今現在も船会社ですとか旅行会社などとのタイアップ広告とか、あるいは乗客実績に応じた一定の金額とか、インセンティブを設けて取り組むですとか、エクスペディション船—いわゆる小規模離島、そういったところへの寄港を促すために離島市町村と調整を始めたところとございまして、そういった形でクルーズについても新たな展開をしていこうということで、今、取り組むということで頑張っていこうとしているところでございます。

○西銘啓史郎委員長 続いて、玉城武光委員。

○玉城武光委員 商工労働部の決算説明資料からお願いします。16ページですが、産業振興基金特別会計の基金の残高とその運用利益をお伺いします。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

この沖縄県産業振興基金は、平成元年に創設された株式会社沖縄電力の民営化に伴う株式売却益や国の補助金を財源としているもので、現在の基金残高は110億円となっております。この110億円を原資に事業を行う、いわゆる果実運用型の基金となっております。現在の配当金額につきましては、平均運用利率が約1%でですね、年間配当金額については1億

1800万円程度となっております。

○玉城武光委員 その歳出のところですね、産業振興基金事業というのがあるんですが、その事業の内容の説明を。

○谷合誠産業政策課長 この果実型、先ほど申し上げましたけれども、これにつきましては、補助事業を公募により実施しております。内容としましては、本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出を推進する戦略的産業の育成支援や、地域特性を生かした地域産業の活性化、高度化に寄与すると認められる研究等に補助を行っています。具体的な内容としましては、企業と大学等のマッチングを行う産学官連携推進ネットワーク形成事業や、例えば環境に負荷をかけない人工魚礁、藻場の開発のためのセメントの代替りの素材の開発等々のですね、研究開発に補助しているところでございます。

○玉城武光委員 これは公募という話でしたけれど、毎年毎年公募するんですか。

○谷合誠産業政策課長 お見込みのとおりでございます。

以上です。

○玉城武光委員 主要施策の成果からお伺いいたします。230ページ、国際物流関連ビジネスモデル創出事業という継続事業ですが、中古車の台数が増えたという成果があるんですが、その説明を、どのように増えてきたのかお願いします。

○嘉数裕幸アジア経済戦略課長 よろしく申し上げます。

中古車の輸出がどれだけ増えたかという御質問でございますけれども、この事業の開始前が、平成27年は沖縄から輸出された中古車が18台、金額にして約390万円でございますけれども、その後ですね、28年に391台で6億5590万円、平成29年に475台、4億4940万円、平成30年には721台、7億79万6000円ということで、着実に増えている状況でございます。

○玉城武光委員 その中に、この効果のところ、沖縄を経由して輸出するこの必然性を備えたビジネスモデル構築ということを書いてあるんですが、この沖縄を経由する必然性というのはどういうビジネスモデルですか。

○嘉数裕幸アジア経済戦略課長 お答えします。

必然性というふうに表現してございますけれども、これは沖縄を使ってですね、経済的に、合理性のあるモデルで、リードタイムですとかサプライチェーンですとか、物流コストの意味で、沖縄を活用することで効果があるビジネスモデルという意味で使っております。具体的には、沖縄を経由することでス

ピード、早く輸出ができるというタイムパフォーマンスモデルですとか、沖縄に一定の在庫を置いてですね、ここからアジア等に輸出する海外ストックモデル、あるいは、沖縄に原料を運んできて、沖縄で加工して輸出する国産化モデルといったようなモデルを想定しております。

○玉城武光委員 18台から391台、中古車の輸出が増えたということですが、非常に伸びはどんどん増えていくという状況ですから、引き続きその促進をお願いしたいと思います。

次は241ページ、正規雇用の促進ですが、この事業内容いろいろあって書かれているんですが、正規雇用がどれだけ増えたんですか。

○金村禎和雇用政策課長 お答えをいたします。

正規雇用の促進につきましては、3つの事業を実施しております。企業の研修に係る旅費を支援する正規雇用化企業応援事業、それから中小企業診断士等ですね、専門家を派遣する正規雇用化サポート事業、それから3つ目に、これは若年者を正社員として雇用する企業に助成を行うものなんですが、1人当たり30万円の助成を行っているものです。事業名が、正社員雇用拡大助成金事業となっております。この3つの事業の成果として、令和元年度に創出した正規雇用者数が、合計で176人となっております。なお、事業を開始した平成26年からこれまでの6年間におきましては、709人の正規雇用が創出をされております。

以上です。

○玉城武光委員 176人、それから6年間で709人が正規雇用化された。非常に皆さんの頑張りで、正規雇用率が高くなっているということが高く評価したいと思います。

次に、245ページですね、これは雇用機会の創出、ミスマッチの解消ということなんですが、いろいろありますね。若年者ジョブトレーニング事業、独り親世帯とか、こういうのなんですが、この事業の内容と成果をちょっとお伺いいたします。

○金村禎和雇用政策課長 雇用機会の創出と、それからミスマッチの解消の取組につきましては、4つの事業を主要施策のほうに報告をさせていただいております。1つ目が、若年者ジョブトレーニング事業。これは40歳未満の若年者を対象に職場訓練等を実施するものでございます。それから、ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業。これは独り親と、それから中高年齢者を対象にして、事前研修と職場訓練を併せて実施するものであります。それから、地域巡回マッチングプログラム事業。これは県内5圏

域、離島も含めた5圏域で合同説明会を実施しているものでございます。それから、生涯現役スキル活用型雇用推進事業。これは高齢者の継続雇用を図りつつですね、それから若年者の正規雇用をつなげる場所に支援をするという取組になっております。

以上です。

○玉城武光委員 就職率はどれぐらいいっているんですか。

○金村禎和雇用政策課長 まず、若年者ジョブトレーニング事業の新規就職者数が52名となっております。それから、ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業が42名、地域巡回マッチングプログラム事業で31名、それから、生涯現役スキル活用型雇用推進事業で56名となっております。率でお伝えできるのが最初の3つの部分なんですけど、例えば若年者ジョブトレーニング事業は、参加者数60人に対して52人なので、86.7%となっております。それから、ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業、これは77人に対して42人なので、54.5%となっております。それから、地域巡回のマッチングプログラム事業なんですけど、参加者数、これは合同就職説明会に参加した人数なんですけど433人、そのうち31人なので、7.1%となっております。

以上です。

○玉城武光委員 次、259ページお願いします。

中小企業基盤強化・地域連携推進事業のですね、ここの事業内容と効果をお伺いします。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 お答えします。

中小企業課題解決プロジェクト推進事業は、企業が抱える課題解決のための提案されたプロジェクトに対し、コンサルティングの支援であったり、プロジェクトの実施の経費補助を行っております。コンサルティング等の支援とは、経営及び技術の課題解決に向けたコンサルティングであり、支援チームによるワークショップや専門家によるアドバイスなども行っております。具体的にプロジェクトの実施の経費補助については、新商品の開発であったり、販路開拓であったり、情報化支援であったり、人材育成など、それらのプロジェクトに応じて効果的、効率的に経費を一体的に補助しているのが現状であります。それで現在、周知をする方法として、5つの方法で行っております。具体的に申し上げますと、事業の公募説明事例報告会を中北部、那覇、宮古、八重山の4か所で行っているのが1点目。2点目が、委託先の産業振興公社での事業説明会等で行っております。3点目が、事例集として、事業者、それか

ら商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、工業連合会、銀行等へチラシを配布して、事例の報告なり、それから広報を促進していると。最後に、ホームページ等での掲載を県のホームページ、それから公社のホームページ、そしてメールマガジン等で周知を図っていて、一定程度の周知は図られていると思っております。

以上です。

○玉城武光委員 ここに皆さんの事業効果に、販売額増加見込額5億円というのが記載されているんですが、この5億円という根拠、要するにどこから5億円というのを見込んだんですか。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 この5億円の根拠なんですけど、補助事業者等から聞き取りを行って、調査でですね、5億円という金額を積み上げているということです。

以上です。

○玉城武光委員 それぞれの事業で、いろいろ販売額が増えたということで理解していいですか。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 おっしゃるとおりです。

○玉城武光委員 278ページのアジアITビジネスセンターの整備事業、先ほども仲村未央委員からもありましたけれど、この不用額の説明をもう一回お願いします。

○山里永悟情報産業振興課長 よろしく申し上げます。

アジアITビジネスセンター整備事業ですけれども、令和元年度から令和2年度にかけて、沖縄IT津梁パーク内に県内企業、これは県外から立地した企業も含まれます、海外の企業が連携、協業をするような、そういう拠点施設を造ろうということで整備をしている事業でございます。

繰越しの理由ですけれども、令和元年度予算の6億9162万6000円が繰越されました。理由としまして、全国的な建設需要の高まりに伴いまして、建設資材及び人件費が高騰いたしました。これに伴いまして、建設資材を変更してですね、ちょっと費用の圧縮も図りまして、そうした必要から、見直しと変更、それに関連して、建築基準法に係るうるま市との調整、これは建築確認の審査変更の手續等に時間を要しまして、工事の発注が遅れたためでございます。

以上です。

○玉城武光委員 皆さんの言っているのは、工事単価とかいろいろあると。それから、うるま市との調整ができていなかったという、この2つのことで繰

越したということでも理解していいですか。

○山里永悟情報産業振興課長 建築確認を取った後にですね、単価が非常に上がってしましまして、新聞報道等によると10%を超えるような建築単価の上昇が全国的にもあったりしまして、その影響で、そのまま工事の発注ができずに単価の見直しをする必要がありました。単にそれだけをしてしまうと、非常にこの予算が上昇してしましますので、建築資材の見直し等でですね、また圧縮を図るという、そういった工夫も併せて行ったために、一旦取った建築確認をまた変更して申請する必要が出たために、またうるま市との再調整が必要になったということでございます。

○玉城武光委員 分かりました。

295ページ、沖縄型医療機器製造基盤創出事業なんですが、その中にですね、事業内容に、医療機器の開発等人材を育成する講座を開催したということですが、どこで講座を開催したのか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 よろしくお願いたします。お答えします。

当該事業は、主に医療現場で使用する手術器具の開発、または改良、そういったものの問題解決をですね、ニーズを拾いまして、実際に器具にしていくという人材を育てる目的で行っておりまして、開催場所は医療現場など、琉球大学とか中頭病院、浦添総合病院、それから実際に医療器具などを作るような会社ですね、沖縄医療機器開発事業、そういったところで行っております。

○玉城武光委員 なぜここに沖縄型というのをつけたんですか。意味があるんですか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 沖縄型とつけたのはですね、沖縄の病院とか、そういったところでニーズを拾って、そこから沖縄で作って発信するという意味でつけております。

以上です。

○玉城武光委員 じゃあ、次のページ、296ページ、ここの再生医療産業活性化推進事業というのがあるんですが、継続でですね。そこに、脂肪由来幹細胞というのがあるんですが、これちょっと説明をお願いします。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 まず、再生医療で使用される幹細胞というのが、皆さんよく御存じのiPS細胞とかES細胞とかございますけれども、そのほかに脂肪由来の幹細胞というのがございます。それが脂肪由来幹細胞というものでございます。

以上です。

○玉城武光委員 これはどこで、要するに、当初の

予定の100検体以上ストックしたというのがあるんですが、どこがストックしているんですか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 ストックは琉球大学で行っております。

以上です。

○玉城武光委員 琉球大学でストックして、琉球大学がそういう脂肪由来幹細胞というのをつくるということですね。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 原料自体はですね、原料と言っていいのかあれなんですけれども、琉球大学や県外のクリニックなどから採集しております。そこから琉大が分離をして幹細胞を取っていくと、ストックするということになっています。

以上です。

○玉城武光委員 次に、文化観光スポーツ部に移ります。決算説明資料のですね2ページ、財産貸付収入等があるんですが、ここはどこに貸し付けているんですか。

○前本博之交流推進課長 よろしくお願いたします。お答えします。

主にJICA沖縄国際センターの用地が県の用地でございまして、そこに貸し付けております。

以上です。

○玉城武光委員 分かりました。

次の3ページですね。先ほど、(款)教育費の不用額1億374万6964円の報酬減という説明があったんですが、芸大の職員の報酬減というのはどういうことなんでしょうか。

○仲村到県立芸術大学事務局長 教職員給与の不用額ということで、2200万円余りございますけれども、これは非常勤講師ですね、主な理由としまして非常勤講師の報酬ということで、これはカリキュラム、事業計画の変更によりまして執行残が生じております。大学におきましては実技系の大学としまして、幅広い実践活動に役立つ人材を育成するために、本学の専任教員では対応が困難な分野につきまして、各分野の非常勤講師をですね、県内外から招聘して、カリキュラムの充実を図っておるところの非常勤講師ということでございます。

○玉城武光委員 そのページの社会教育費が1746万円の不用額。説明をお願いします。

○上原毅県立博物館・美術館副館長 ただいまの社会教育費の不用額の主なものは、事業で博物館・美術館費の約900万円でございます。不用額の理由としましては、展示会に係る助成金を日本芸術文化振興基金から受けることになっていたのですけれども、当初助成額で助成元に要望書を提出しました後、実

績報告書提出後の額の確定が減になった分の差額で
ございます。

○玉城武光委員 もう一度。支援文化財。

○上原毅県立博物館・美術館副館長 日本芸術文化
振興基金から助成を受けて開催を行う展示会につい
て、助成の申請をしていたところなんですけれども、
計画段階でこの助成が他の団体との兼ね合いも踏ま
えながら助成をするという助成金でございまして、
それと併せて、またこの展覧会の実績が当初予定し
ていました事業内容よりも経費節減が図られたとこ
ろがあったものですから、実績が減となりまして、
その分の差額が不用額となっております。

○玉城武光委員 ここの成果の332ページ、競技力維
持・向上対策事業、継続なんですけど、この競技力向
上対策事業を実施して支援を行っている支援団体
40団体というのがあるんですけど、この40団体とい
う支援団体ね、分かるんでしたら教えてください。

○高宮城邦子スポーツ振興課長 よろしくお願いい
たします。

それでは、お答えいたします。競技力向上対策事
業で支援しております主な団体でございますけれど
も、昨年度は、沖縄県レスリング協会、それから
沖縄県ウエイトリフティング協会、ライフル射撃協
会などですね、ほか37団体となっております。

以上でございます。

○玉城武光委員 今、皆さんに聞きたいのは、沖縄
県の陸上競技連盟、こういうのは皆さんのところか
ら助成金が入るんですか。

○高宮城邦子スポーツ振興課長 私どもからですね
支援を差し上げております対象といたしましては、
日本代表とか全国トップレベルの選手の育成を目的
に行っているとか、あとは国民体育大会の正式競技
というのが41ございますけれども、そういったとこ
ろに選手を輩出するという団体に対して行っており
まして、主に沖縄県スポーツ協会の加盟団体の約
8割、9割がそういった競技団体で構成されてお
りますので、そちらのほうへの支援を行っているとい
うことでございます。

以上でございます。

○玉城武光委員 それからですね、沖縄県体育協会
には皆さんのところから補助金が行くんですか。

○高宮城邦子スポーツ振興課長 こちらは法律で定
められておまして、私どものほうから補助金等を
支給してございます。

以上でございます。

○玉城武光委員 分かりました。

337ページ、沖縄食文化保存・普及・継承事業とい

うんですが、どんなことをやっているのか。琉球料
理伝承人育成講座とか、いろいろやっているんです
けど、そこのお店もあるみたいですが、認証とか、そ
ういうのをちょっと説明をお願いします。

○島尻和美文化振興課長 よろしくお願いいたしま
す。

御質問のありました沖縄食文化保存・普及・継承
事業でございますが、県では平成28年度に沖縄の伝
統的な食文化の普及推進計画を策定いたしまして、
担い手育成や情報発信により、県民が食文化の価値
を再認識し検証していく機運の醸成に取り組んでい
くこととしております。取組といたしましては、令
和元年度では担い手育成講座や出前講座の開催、情
報発信やデータベースの内容検討を行っております。
令和2年度は、琉球料理伝承人によりますフォロー
アップ講座や情報発信などを行うこととしておりま
す。情報発信といたしましては、レシピ動画の作成
や、ユーチューブへの掲載や、琉球料理のガイドブ
ックの多言語化などを実施する予定としておりまし
て、先ほど御質問のありました琉球料理を提供する店
の認証については、令和4年度以降の新たな計画にお
ける取組として現在検討しているところでございま
す。

以上です。

○玉城武光委員 分かりました。

次に345ページ、沖縄県空手振興事業の中にですね、
(1)のところに、首里、泊手系に関する調査・研
究というのを実施したと書かれていますが、首里・
泊手以外にも型というのはあるんですか。

○佐和田勇人空手振興課長 よろしくお願いい
たします。

沖縄伝統空手の流派には、上地流、そして那覇手
系と呼ばれる剛柔流などがあります。また、御質問
のありました首里・泊手系には、小さい林、小林と
書いた小林流、そして松林と書いた松林流、少ない
林と書いた少林流、それに寺と加えた少林寺流、こ
れが首里・泊手系の4流派と呼ばれる流派でござい
ます。

以上です。

○玉城武光委員 流派は分かるんですが、何々手
というのは、首里・泊手、先ほど那覇手というのがあ
った、そのほかにもあるか。

○佐和田勇人空手振興課長 首里手、泊手、そのほ
かには那覇手です。もともと首里の士族が、あるい
は那覇の士族、泊の士族がたしなんでいたものが、
この首里手、泊手、那覇手となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時18分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を継続して行いたいと思います。

翁長雄治委員。

○翁長雄治委員 ちょっと人が少なくて寂しいですけども、頑張ってやってまいりましょう。

最初に、商工労働部のところから、主要施策の中です、224ページ。グローバル産業人材育成事業というものがあるんですが、これも今年度までのものになっているんですけども、県内企業の海外展開等を牽引するグローバル人材の育成というところが入っているんですが、実際どういった分野のほうに多くやっているのかどうかをお願いします。

○谷合誠産業政策課長 答えいたします。

この事業はですね、OJT派遣と海外からの専門家招聘をしておりますけれども、一番多いのはですね、観光関連産業が最も多く、この2年の実績で申し上げますと11社、次いで卸売小売業が3社、3番目に飲食業で2社となっております。

以上です。

○翁長雄治委員 卸が3社の、飲食が2社ですね。

実際に、今この不用額もそれなりに出ているんですよ。県として、この観光や卸や飲食店というのをターゲットにしながらこの事業を展開しているのか、たまたまそこに今集中しているだけなのかどうかをお願いします。

○谷合誠産業政策課長 県としましてはですね、戦略的に伸ばしていきたい産業を広く公募しているところの中で、観光が多いという状況でございます。

以上です。

○翁長雄治委員 特にここに絞っているというわけじゃないんですよ。分かりました。少し項目が多いので、ちゃかちゃか進めていきたいと思います。

ちょっと、次のところに行きますね。お隣の225ページ、女性のおしごと応援事業というところがありますけれども、こちらの概要のほうをまず、説明をお願いします。詳しく。

○金城睦也労働政策課長 答えいたします。

女性のおしごと応援事業につきましては、女性が働きがいを持って仕事に取り組むことができる環境づくりを推進するため、女性のキャリアアップにつながる支援や、女性が働き続けられる労働環境づくりに向けた企業への支援を行うものであります。個々の女性が対象のキャリアアップ・スキルアップセ

ミナーにつきましては、仕事に対して女性が抱える不安や悩みの改善、解消につなげることを目的に、就職を希望する女性だけではなく、働いている女性もその対象として、女性労働者のキャリアアップや育児休業中の女性の復職に係る支援を行うものでございます。セミナーの主な内容としましては、パソコン、ビジネスマナー、コミュニケーション術、ライフプランニングなどを実施しております。

以上です。

○翁長雄治委員 女性の社会進出、キャリアアップ、要はこのスキルアップというところは、当然これは仕事の中で完成されていくものだと僕は思っています。一番、働く女性のお話を聞いたときに、キャリアの継続というのが一番の課題になってくるんですよ。産休入りました、育休入りましたの後に、今まで自分が築き上げてきたキャリアというものが一掃されてしまう。僕もこの政治の仕事をしている中で意外と、例えば働く女性のほうにその理解がなかったりというのを、僕はすごく大きな壁として直面をしました。同じ女性の中で、産休に入る女性、育休に入る女性について、彼女たちが戻ってくることに對して何か抵抗があるというようなものが、非常に僕、これは聞いていてですね、一番ショッキングな声が、これが1つや2つじゃなかったというのがあります。なので、女性の社会進出で、女性のスキルの問題というよりは、僕よりもよっぽど優秀な女性は多くいらっしゃるわけですよ。そういった方々が社会に戻る、会社の中で自分の力を発揮するという、社会の中でですね、というのは、社会がしっかり今、受け入れる体制というものをつくっていく必要があるんですね。今、見ている限りで、平成27年度から来年度までかな、この数年間で、単年度で見たらもうちょっと企業数があるんでしょうけれども、正直、僕のほうから見ると、実施企業の数はずっとできるんじゃないかなというのが感想です。この辺の目標数値みたいなのはあるんでしょうか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、翁長雄治委員から目標値などを定めていけば、後ほど資料の提供をしてほしいと要望があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

翁長雄治委員。

○翁長雄治委員 では後ほど、資料提供のほうをお願いします。

女性が社会に戻っていくために、女性が戻ることに対する環境づくりを、ぜひ県のほうでも率先してやっていただきたいなと思います。

じゃあ、次のほうに移っていきます。236ページの、職業能力開発の充実の部分ですね。これは昭和47年から続いている歴史ある事業ではあるので、これが今まで担ってきた役割とか、今後の期待する部分とかも、概要説明をお願いします。

○金城睦也労働政策課長 県では、平成24年度から若年無業者職業基礎訓練事業を実施しており、ニート等の若年無業者で就労支援が必要な者に対し基礎的な職業訓練を実施し、就労のための技術、技能の習得によって、無業者状態からの改善を図る取組を行っております。平成24年度から令和元年度までの実績は、受講生604人のうち就職した者が321人で、その他就職活動や進学などを含め、ニート状態から改善した人は529人となっております。また、就職先としましては、製造業やサービス業など幅広くありまして、製造ライン作業や軽作業に従事することが多いと聞いております。

以上です。

○翁長雄治委員 ありがとうございます。

この事業に僕が一番期待をするというところでは、当然、仕事を変えるという、転職組の、何ていうんですか、新しい職場でやるためのスキルの習得ももちろんそうなんですけれども、一番は今現在、働いていない、学校にも通っていない、いわゆるニートと言われる方々が社会とどうやってつながるかというところで、もちろん勉強するなり、仕事をするのが一番いいんですけれども、そこでぜひ頭に入れていただきたいのは、職業選択の自由とか、自分のライフプランをどういうふうに持つかというところを第一にしていきたい。この産業だったら働きやすいよとか、そういったことでは結局、長続きしないで戻ってってしまう方々いらっしゃるんですよね。僕の周りにも、正直いらっしゃる。そういった方々は逆に時間をかけてでも、自分が自分らしく生きる、そういった自分の力をどこの社会の分野で活躍できるかというところを考えていくのが重要なのかなと思います。ちなみに今、県内にどれぐらいの方がニートとしているかというのは、把握はされているのでしょうか。

○金城睦也労働政策課長 お答えします。

総務省が実施する労働力調査によりますと、令和元年、いわゆる若年無業者の数は、本県で1万1000人となっております。

以上です。

○翁長雄治委員 1万1000人というところで、この4番がそれに当たるのかなと思うんですけれども、その受講者数が70人というのは、なかなかそこに

対してのリーチができていないのかなと思います。そこに対してのアプローチはどういうふうになっているのかを伺います。

○金城睦也労働政策課長 この事業は、地域若者サポートステーション、サポステのほうで相談、登録した本人、保護者がいるんですけど、そこからですね、就職を希望する若者、ニートの方が紹介を受けて訓練を始めるという流れになっております。

○翁長雄治委員 地域若者サポートステーションというのは、いわゆる市町村の中に設置されているやつですか。

○金城睦也労働政策課長 県内に5地区、北部、中部、南部、離島に、国のほうが設置しております。

○翁長雄治委員 市町村との連携というのはいないんですか。

○金城睦也労働政策課長 市町村との連携といいですか、県のほうが設置した、沖縄県子ども・若者支援地域協議会というのがございまして、その中で、福祉であったり、教育庁であったり、また国のほうも一緒にやって、そこで連携を図っているところがございます。

○翁長雄治委員 そもそも、例えばサポートステーションとか、地域の、市町村の中のそういった機関の中では、個別にこの人が今ニートと別に把握しているわけではないんですよね、多分ね。把握されているんですか。

○金城睦也労働政策課長 先ほども説明しましたとおり、サポステのほうに相談に来なければ、それは把握できないということになっています。

○翁長雄治委員 これはなかなか個別に、例えば県が直接やるというよりですね、市町村の中で、包括センターとか、そういったものも活用しながらやるというのは難しいのか、それとも、そういったものはできないものなのかどうか。いかがなんでしょうか。

○金城睦也労働政策課長 今のところですね、こういった市町村との連携するような仕組みがないということです。

○翁長雄治委員 ありがとうございます。

なかなか、ニートとひきこもりって、また別の問題にはなってくるんですけども、8050問題とかがもう今、新聞等々でも本当に、さらに拍車をかけてたくさん報道されるようになってきて、これから沖縄でも大きな課題になってくると思います。その中で、もちろん、無理やり、家から出たくない人を、出たくないものを出すというのはなかなか難しいかとは思いますが、出たくなる仕組みづくり

であるとか、そういったものをやっぱりやっっていく必要があるのかなど。そこに対して一番、市民というか県民に一番近いのは、ある意味、市町村という部分がありますので、そういったところの窓口をこれから市町村としっかり連携をしてつくっていくことが必要なのじゃないかなというふうには思いますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

ちょっと、通告外になるんですけども、275ページの工芸産業パワーアップ事業について、詳しくお願いします。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 工芸産業パワーアップ事業についてですけども、概要としてはですね、工芸の産地組合が収益力向上を図るために行う商品開発や販路拡大といった取組に対して、補助や、それから専門家によるハンズオン支援、それを行うこととしております。昨年度は3組合に対して補助、支援を行っております。

以上です。

○翁長雄治委員 この組合の数と、あとそれに該当する会社の数というのは把握されているんでしょうか。対象になる組合ですね。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 国指定の組合ということで、16ですけども、ちょっと今、一覧表が手元になくてですね、即答できかねます。申し訳ございません。

○翁長雄治委員 これも後でちょっと資料を頂けたらいいかなと思います。

事業所の数というのは把握されているんですか。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 すみません、ちょっと今、手元にあるのは従業者数とか販売額でございまして、事業者数はまだ今、手元にございません。申し訳ございません。

○翁長雄治委員 通告していなかったのであれなんですけれども、後ほどですね、これもちょっといただけたらなと思います。

例えば次のページの沖縄工芸産業振興拠点施設とかも、恐らく同じように、こういった沖縄の工芸品とかそういったものを全国に、あるいは世界にどのように発信していくかということが、県としても重要なものかなど。その中で、ものづくりが、自分がつくりたいもので世界のニーズに合うものをつくることによって当然、収益が上がって行って、その業界に対して夢が持てる、それは次の時代の担い手の発掘にも恐らくつながってくるんだと思います。僕の地元というか、すぐお隣の壺屋地域には壺屋焼、焼き物が、やちむんがあって、あのあたりも昔からあるやちむんの形、新しい形、それぞれにニーズが、

やっぱりある。新しいところのものをつくるということに対してすごく若い人が生きがいを持ってやっている。昨日の農林水産部とかでもあったんですけども、若い人が、いわゆる普通の会社に入るよりも自分のやりたいこと、自分の人生プランに合うものを何かやるというときに、ものづくりも一つの大きな選択肢になってくると思いますので、少なくとも、その業界へ入ったら飯食うのに苦勞するようじゃあ、なかなか入っていけないんですよ。ぜひそういったところを、県としてもこれからもリードしてやっていただきたいなと思います。

文化観光スポーツ部のほうの316ページに入りますけれども、観光振興財源確保の検討事業というところで、これいわゆる観光税の部分かなと思うんですけども。今、業界のほうからもいろいろと、この税に対しては、いかがなものかと、今このコロナの時期ちょっと厳しいんじゃないかというような声もあります。この辺について、県の、この税金の、改めて使途先であるとか、どれぐらいの金額のものを想定しているのかということをお願いいたします。

○山川哲男観光政策課長 現在検討されております内容といたしましては、2万円以上の宿泊については500円、2万円未満については200円、宿泊数に応じて課税をしていくという仕組みにしております。税金の目的についてですが、これは沖縄観光の振興施策に必要な財源として使っていこうということで、観光客の方々から徴収する税ですから、彼らからいただいたものを、彼らへのサービスとして提供していくということで、例えばインバウンド客であれば、観光案内サインのさらなる充実、そういったものに充てていくと。また、コロナ禍、将来的に税が導入されて、現状のような事態が起きた場合には、観光危機管理にも充当されていくような、そういうことを検討しております。

以上です。

○翁長雄治委員 観光危機管理は、前からそれは考えられていたんですか。危機管理は、この目的税を導入するよと考えたときから危機管理も含まれていたんですか。それとも、コロナが来たから改めて危機管理も今考えているのか。

○山川哲男観光政策課長 明確に、例えばアルコール消毒であるとかマスクの購入費というような個別のことは考えていませんが、例えば津波が来たとか、そういった災害が来たときに、観光客の方々の逃げる動線とかですね、そういった観光地の整備費というものが市町村ごとにありますので、そういったのは念頭にありました。

以上です。

○翁長雄治委員 今ちょっとコロナの関係で観光客数も大分減ってきてはいるんですけども、当初の1000万人時代の中において、どれぐらいの税収を見込んでいたのかというのをお願いします。

○山川哲男観光政策課長 40億円でございます。

以上です。

○翁長雄治委員 これは、市町村との分配はあるんですでしたか。

○山川哲男観光政策課長 市町村との分配はございます。ただし、恩納村のほうが同様に宿泊税の導入を検討しておりまして、2分の1ルールということで調整を進めているところでございます。

以上です。

○翁長雄治委員 ちょうど恩納村のことも聞こうと思っていたので、先行して答えていただきありがとうございます。この2万円以上の宿泊先で500円、それ以下だったら200円と、そこまで大きな金額ではないんですよ。ただ、40億円あったらいろんなことに、沖縄県に観光に来られる方々が楽しむ、または安心して過ごせるための沖縄をつくるためにということで、しっかり税金という名目でやるので、どうしてもアレルギー的になるのももちろんあるかと思えます。これはやっぱり県のほうから、しっかり組合とかにも説明していく必要があるのかなとは思っています。僕も、那覇市議会時代にも、この導入を那覇市も検討したらどうかということで提案をしていたぐらいなので、ぜひ取り組んでいただきながら、ただ、業界との取組もお願いします。

322ページの戦略的MICE誘致促進事業の今の進捗のほうをお願いします。

○山田みさよMICE推進課長 答えします。

戦略的MICE誘致促進事業なんですけれども、本事業はですね、国内外の新たなMICE需要を取り込んで、本県のMICE関連産業の発展につなげることを目的に実施をしております。内容としましては、県内外での誘致広報活動、あと、沖縄で開催されるコンベンションなどの開催経費や芸能団派遣などの支援、そしてMICEに携わる方々の人材育成というものを実施しております。平成31年度の実績といたしましては、MICEの見本市や商談会の出展につきましては海外11か所で国内3か所、計14か所で、商談件数合計767件の商談を実施をいたしまして、また、MICE開催地としての沖縄をより印象づけるということで、コンベンション等の開催支援のほか、芸能団派遣や空港での歓迎会の開催などを371件実施をしました。また、人材育成としま

しては、本島7回、離島3回ですね、集合型の研修などを行い、MICEの推進に取り組んでいるところです。

以上です。

○翁長雄治委員 もう時間がないので、コロナの時期とかでシンプルな旅行というのはなかなか難しいかと思うんですが、こういったビジネスと関連づけて誘客をしていくことが、スタートとしてはいいのかなというふうに思います。ぜひ引き続きよろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 次の質疑に入ります。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 お願いします。

成果表の商工のほうからお願いします。通知します。まずは、沖縄国際物流ハブ活用推進事業の部分226ページからお願いします。それにあるとおり、平成22年から始まって、0.4トンがもう約100倍、40トンになりましたということですけども、この中心になるANAの物流ハブが今、休止しているわけですけども、その辺の状況、見直し含めてまず、簡単に説明をお願いします。

○嘉数裕幸アジア経済戦略課長 答えします。

ANAの沖縄貨物ハブが、4月から今、運休をしております。今年度いっぱい運休するということが9月に発表されている状況でございます。その理由はですね、医療品ですとか、そういう緊急物資の輸送、あるいは東京における企業さんのサプライチェーンを維持するために、臨時便とか、そういった輸送に対応するため、貨物機は全て成田のほうに集約するというので、今、運休となっております。それで、県内からの輸出事業者の輸出を確保するために、県では、緊急的にですね、東京経由の旅客便のですね、スペースを確保しまして、県内事業者等に提供しているところでございます。

以上です。

○大城憲幸委員 これまで10年かけて莫大な税金も使わせてもらって、第1ステージ、第2ステージ、第3ステージと、非常に途中までは順調にきたわけですけども、コロナの大きなショックもあって、ある意味、戦略の見直しも必要なかなと、それが求められているのかなと思うんですけども、その辺の内部での議論というのはどうなっていますか。

○嘉数裕幸アジア経済戦略課長 今年度からですね、もともと貨物機に加えまして、旅客便の貨物スペースも活用して、物流ネットワークの拡充ですとか、貨物量の増大に取り組んできたところです。今年度

運休している状況もございますし、そのままANAに加えJALの旅客機も使いながら、今、輸送、輸出ルートを確認しているところではございます。今後ともこの経済の状況ですとか、国際便の復便状況に合わせてですね、越境EC物流拠点としての活用もちょっと考えながら、アジアに展開する国内流通事業者等の活用を、那覇空港の活用を促進していきたいと、旅客便を活用して、ネットワークを拡充することも検討しながら進めていきたいと考えています。

○大城憲幸委員 コロナもあるんですけども、今少し触れていましたけれども、これまでの貨物便から、ある意味、旅客の空きスペースを活用した物流というものにもシフトしてきたわけですよね。そういう意味では、今の話からしても、これからなのかなと思うんですけども、ANAが使っていた施設等を今後どうするのかというのも大きな課題になっていくと思うんですけども、その活用も含めて、やっぱり戦略の見直し、あるいはそういう具体的なものはもうこれからということになるんですか。

再度お願いします。

○嘉数裕幸アジア経済戦略課長 委員おっしゃるとおりですね、昨年から新たに実証事業で4社、貨物側に新しく企業さんに入居していただいていますけれども、まだ若干スペースありますので、そこに新たなキャリアさんの物流基地としての活用ですとか、先ほど申し上げましたとおり、eコマースの事業者さんの誘致だとかいうことで、少し、視点も変えながら、経済状況に合わせてながら戦略を考えていきたいというふうに考えています。

○大城憲幸委員 もう一点やってから、また部長からも意見いただきたいと思うんですけども。

成果表の253ページ、航空関連産業クラスター。これについても航空機整備施設拠点を整備して、これも莫大なお金をかけて整備して、それを拠点に関連産業を集積するということでしたけれども、やっぱりコロナも含めて、これも少し急ブレーキがかかったのかなと思うんですが、この状況についてまず、お願いします。

○久保田圭企業立地推進課長 お答えいたします。

航空関連産業クラスターの形成推進につきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画及びアジア経済戦略構想推進計画に基づいて実施しており、航空機整備施設については平成30年11月1日より供用開始しておりまして、ここを拠点に現在、航空機整備を核としたクラスター形成に取り組んでいるといった状況になっております。新型コロナウイルス感染症の

影響によりまして、国内における外出自粛ですとか、国外の入国制限措置等により航空業界における移動需要については大幅に減少している状況にはありませんけれども、航空機の機体整備につきましては、既定メーカーが定める定期整備等がありまして、大幅な需要の落ち込みはないというふうに聞いております。現在、そのクラスター形成というところでは大きな影響は受けていないという状況でございます。

○大城憲幸委員 そうですよね。ちなみにこれ具体的に言うと、計画対比でどれぐらい、計画どおり進んでいるという考えでいいんですか。

○久保田圭企業立地推進課長 現在、航空機体整備の施設に入居しているMROジャパンに聞きましたら、確認しているところでは同社で計画している計画と、おおむねそのとおりで推移してるというふうに聞いております。

以上です。

○大城憲幸委員 ちなみにこれは計画の機数とか金額とか、そういう具体的な数字は持っていないんですか。

○久保田圭企業立地推進課長 昨年度で申し上げますと約100機程度の整備をしているということで、おおむねこのとおりの実績となっているというふうに聞いております。

以上です。

○大城憲幸委員 別で議論したときにはこれも含めて、やっぱりもっと伸ばさないといけないから、例えば航空燃料税の部分は前から希望はありますけれども、やっぱりこの整備の部分まで適用できないかとかという議論もした覚えがあるんですけども、じゃあこの事業に関しては先ほどあったように問題ないと、支援策等の充実は必要ないという考えでいいんですか、今の議論からすると。

○久保田圭企業立地推進課長 ただですね、現在につきましては、なぜおおむね計画どおり来ているかといいますと、先ほど申し上げたみたいに機体メーカーが定める定期整備と、あと、これまで海外に外注をしていたところが海外に出せなくなったので国内へ回帰しているといった動きがありまして、このような状況になっております。ただ、航空業界全体の動きとしまして、やはり維持費がかかる大型機ですとか経年機、こういったものの退役を進めていくという動きがございます。ですから、そういったところに対して対応していくといったものが必要になってきておりまして、また、従前からありますけれども、海外のアジアを中心とする競合地域との

競争激化といったところがありますので、物流特区の税制ですとか、そういったところの中の拡充は検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○大城憲幸委員 航空機整備のほうは何とか頑張っているということだと思いますので、クラスター形成はこれからだと思いますので、取組のほうをよろしくお願いします。

そこで成果表の234ページ、これらの部分も含めて、戦略的産業振興施策検討調査事業というのをやっていますということで、これはもうコロナ発生前ですから当然現在とは違ってくるんでしょうけれども、特にさっきの国際物流ハブの部分とかですね、その辺の今後というのは専門家の意見としてどのようなものが出たのか、それをどう生かしていくのかというのはちょっと、あんまり長くないように説明をお願いしますか。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

こちらの戦略的産業振興策検討事業は、産業施策全般に対して具体的な提言、次期振興計画に向けた具体的な提言であったり、そういった方向性の提案を受けたものとなっております。その中で、沖縄の強みを伸ばすものとして、例えば沖縄が有する自然等を生かした、自然の資源を活用した持続的な活用につながるものであるとか、あるいはAI、IoT技術や収集データを駆使したマーケティング等をもっと積極的に進めるべきだということ等が提案されております。委員おっしゃるコロナの状況下を受けても、こうしたAI、IoTのデータ活用という点は、DXの活用という形で我々の今後の出口戦略にも、生かす形で応用されていると考えております。

○大城憲幸委員 部長、副知事も本会議でも言っていました、2次産業を強くしないといけないのはそのとおりでけれども、やっぱり絞って、最先端の部分でできるだけ力を入れていきたいというところもありました。先ほどあったこの物流の流れも大きく変わってくるでしょう。コロナ後ではまたさらにいろいろ複雑に絡み合ってきますので、ちょっとやっぱり戦略を見直しもされるところが、その辺も含めてこの事業の提言なんかも受けて、現時点で産業政策というのをどう考えていますか。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

今回、新型コロナウイルスの影響というところがあってですね、何も物流だけではなくていろんな産業がそれに合わせた形、アフターコロナを見据えて、いろいろと戦略を練っていかなければいけないとい

うふうに思っております、今まで以上にデジタル化ですとか、データの活用ですとか、そういったDXというところを非常に意識していかないといけないのかなというふうに思っております。先ほど来、航空貨物ハブについて、なかなか厳しい状況があるということですのでけれども、これは決して先細りということではなくて、今の市況が冷え込んでいる、たまたまコロナウイルスがあるということと、あと貨物便でやっておりましてけれども、ベリー便との競争というのが出てきたと、旅客機を使ったところとの競争が出てきたと。それは、貨物機が不利だからどんどん先細っていくかというところではなくてですね、逆にベリー便は路線をたくさん持っておりますので、そういった多角化をしていくところもありますし、さっき担当課長からもありましたように、越境ECというのを見据えて、どんどん取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。というのは、お隣の中国の越境EC市場はですね、220兆円ぐらいあるということもはっきりしております、しかも中国の方というのは、そういったITを使った買物というのは非常に抵抗なくなさっているということがございますので、これまで我々は現地に行って物を見せながら売ると、展示会等々ですね、やっておりましてけれども、アフターコロナではないんですけれども、わざわざ向こうに出向かなくても、向こうに店舗を構えなくても来ていただいたお客さんが、例えば旅前、旅中、旅後で沖縄の産品を買ってくれるということも十分期待できますので、この航空貨物ハブとECとを組み合わせ、新しいモデルがつかないかなということで考えておりますので、繰り返しになりますけれども、先細りということではなくて、新しいモデルを使って今の時代、これからの時代に合ったような事業を展開していきたいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 コロナを受けて、あるいは物流の変化を受けて、前に盛んに私も農産物売るためにということで、全国のおいしいものを沖縄に集めてそこから加工をしてアジアに向けてという議論もありましたけれども、なかなかそういうのが思うように進まなかった。ただ、今あったように、世の中が大きく変わっているものですから、そこでまた新たなチャンスもあるでしょうから、その辺は見直すべきところはきちんと見直して、そして前に進めていければと思いますので、よろしくお願いします。

商工からはもう一点だけお願いをします。エネルギー関係、成果表の292ページだったか、再生可能エネルギー、お願いします。これまで再生可能エネル

ギー伸ばしましょうということでした。たくさんの実証実験をやってきましたし、この中もそうなんですけれども、実証実験は大事なんですけれども、なかなかそれが実になる事例が見えないんですよね。だから沖縄県として再生可能エネルギーを本気でどこまで増やすとか、1つずつ成果を上げていくというのがなかなかこういうのが見えないんですけれども、その辺の状況と考え方をまずお願いします。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

こちらの成果表にございます事業としましては、再生可能エネルギーをできるだけ、特に離島地域です。実証事業を行うことで今後の導入につながる、普及につながることを目指してやっていますのでございます。その中で、この当該事業につきましては、宮古島においてIT技術を活用した再生可能エネルギーを効率的に導入するためのエネルギーマネジメントシステムの実証等を行っております。こうした事業を通して、今後、実証で得た成果をこの再生可能エネルギー導入量拡大や住民の生活コスト低減等に活用できるように進めておりまして、今回、この実証事業終了後の令和3年度からはですね、民間エネルギーマネジメント事業者によって、実証事業を生かした民間ビジネスがスタートすることになっております。

以上でございます。

○大城憲幸委員 沖縄の電力関係はいろいろ課題もあるというのはこれまで議論してきました。そしてこれも、前も議論したんですけれども、目標が5%とか6%なんですよね、再生可能エネルギーが。沖縄の数字でも10年後でも6%。もう全国は十数%いつている、国連は30%を目指しなさいと言っている。そんな中で、具体的に沖縄県が何%を目指すのかというのが、新しいビジョンも見えてこないものですか、その辺の議論はどうなんですか。

○嘉数登商工労働部長 委員御指摘のとおり、まさに今年度ですね、エネルギービジョンの改定に向けて取り組んでおります。もともとの目標というのは、確かに再生可能エネルギー5%程度でしたけれども、これは世の中の潮流からいってもこれはどうなのかということがありますので、商工労働部としてもですね、数値的な目標というのは、意欲的な数字を目標に立てていきたいというふうに考えております。ただ1点、やはり沖縄というのは離島県であって、なかなか本土との電力の融通が利かないというような事情もございまして。それから、ベースロード電源として考えられている原子力、水力、これは当然使えませんので、じゃあ沖縄県におけるベースロー

ドは何かといった場合には、急激に再エネにシフトすることは非常に厳しいというふうに考えております。今ベースロードは石炭ですので、石炭を使いつつ、それよりも効率のいいLNG、さらには再エネということで進めていこうというふうに考えておりまして、この再エネの導入の考え方についても、全県下で一斉にやるとなかなかその効率が上がらないということがございますので、それをまず、例えば離島を100%再エネで回してみようという取組を進めていくということではですね、これは何もエネルギー政策だけではなくて、観光という点からも非常に有益かなというふうに思っておりますし。それからもう一点、電力の供給は何も沖縄電力だけではなくてですね、これは民間の再エネ事業者もいるわけですし、実際中城のほうに今、建設中のヤシ殻を使ったバイオマスという施設もございまして、そういった民間のバイオマス、再エネの事業者の分も取り込んだ形で、県としての再エネの目標値というものをつくっていきたいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 新聞報道にもありましたけれども、経産省の有識者会議からも沖縄電力は非常に厳しい指摘も受けています。いつまでも沖縄が特別ということで国民の理解を得られるというのは、もう続かないんじゃないのと。そのとおりでございますので、そこは、それこそ県のリーダーシップだし、当然電力との連携は必要ですので、頑張ってくださいと思います。

観光をお願いします。成果表のMICE、324ページですね。大型MICE受入環境整備事業、取組状況をまず簡潔に説明願います。

○山田みさよMICE推進課長 大型MICEの検討状況なんですけれども、県ではですね、今、MICE施設の整備を含むマリンタウンMICEエリアの形成を目指しておりまして、今年度は新たな基本計画の策定に向け、取組を進めているところでございます。民間事業者との直接対話や市町村との意見交換、また新型コロナウイルス感染症の影響による業界動向、また新しい生活様式ですとかSDGsの視点を踏まえたMICE施設の在り方などの調査の取組を進めているところでありまして、今後、専門家委員会の意見や地域住民の要望なども踏まえながら、年度内には基本計画の最終案を取りまとめたいと考えております。

以上です。

○大城憲幸委員 もう民間の力を借りてというのは我々も常に提案をしてきましたけれども、前と違ってどんどん世の中の流れは変わっている。こんな中

でコロナも発生してしまった。ポイントとなるのは、この施設を運営するためにプラスになる事業、ホテルだけではなかなか魅力がないんじゃないかという話は毎回言われているわけですよね。そこであのマリーナを生かすとか、あの立地を生かすとか何とかいろいろなものが出てくると思うんですけども、その辺の提案というのは具体的に様々な企業あるいは業種の方から出てきてはいるんですか。その辺、具体的な話はありますか。

○山田みさよMICE推進課長 いろいろ今、民間事業者の方とお話を進めている中で、その中で、コロナウイルス感染症の影響も併せて調査を行ってまして、例えば新しい生活様式やSDGsの視点を踏まえて、多様な働き方に対応するリモートワークやワーケーションなどの機能の導入ですとか、環境への配慮、自然エネルギーの活用ですとか、あとデータや新技術などを活用したスマートシティの検討など、ウィズコロナ、アフターコロナの中でもビジネス旅行者に選ばれるようなエリアとなるような内容で今検討を進めているところでございます。

○大城憲幸委員 今、年度内に取りまとめるという説明だったのかな。そうだと思いますけれども、これは今、企業から具体的に提案させている、それを年度内に公表するというところでいいんですか。

○山田みさよMICE推進課長 企業の皆さんからはいろいろなお話をお聞きして、その中でいろいろ検討を加えて、県としての基本計画の最終案を取りまとめたというところでございます。

○大城憲幸委員 今、民間の力を活用してということなんですけれども、県があくまでもつくって、それを基にどこかやってくれませんかということになるんですか、今後。お願いします。

○山田みさよMICE推進課長 年度内に県としての新しい計画の最終案を取りまとめて、計画としては来年度の前半ぐらいに基本計画を策定をして、それから事業者の公募をかけて、自主方針の策定とかそれぞれ順次取組を進めていくという計画としております。

以上です。

○大城憲幸委員 この事業はいわゆる民間の資金を活用したPPPの導入可能性、したかったわけですよね。ということは今言う基本計画というのは、公費を使わずに、補助金を使わずに、民間資金でやるという計画になるんですか。お願いします。

○山田みさよMICE推進課長 PPPの種類も幾つかありまして、その中で公費負担についても、またこの基本計画を検討する中で検討していきたいと

いうふうに考えております。

○大城憲幸委員 時間ありませんから、なかなかはっきり分からないんですけどもぜひ、時間もあまりありませんので取組の強化をお願いしたいと思います。

同じMICEから前のページ、322ページの先ほどあった誘致促進事業ですけれども、これの産学官のネットワークがありますよね、あの活動状況を簡単に説明願えますか。

○山田みさよMICE推進課長 沖縄MICEネットワークなんですけれども、平成29年7月に、産学官がMICEに関するノウハウとか情報などを共有して、連携して取り組むということで設立をした団体でありますけれども、今現在ですね、同ネットワークには県内の各自治体のほか、旅行会社、宿泊業、MICE関連、広告代理店、また沖縄県商工会議所連合会など、県内の経済団体が加盟をして、連携をしてMICE誘致、受入体制強化、人材育成等に取り組んでいるところでございまして、活動内容としては、総会、幹事会、勉強会、あとは地域の勉強会のセミナーの開催など、そういった取組を実施しているところでございます。

○大城憲幸委員 私の認識では大型MICEに向けて盛り上げようということでこのネットワークを立ち上げたと思うんですけども、やっぱり心配するのは、大型MICEが今言ったようになかなか先が見えないという中で、会員の皆さんの気持ち下がってしまうのが心配。今あるように目的は、やっぱり受入体制を整備する、あるいは人材育成するという意味では、今まさにそういうところに力を入れる時期だと思うんですよ。その辺の考え方はどうですか。

○山田みさよMICE推進課長 そうですね、設立の目的は委員おっしゃるとおり、沖縄県全体でMICE誘致を盛り上げていこうということでありますので、当初の目的どおり、今後も取組を進めていきたいと考えております。

○大城憲幸委員 ただ、やっぱり観光関係、非常に厳しいし、先行きも見えない中でなかなかやっぱり県の強いリーダーシップがないと盛り上がらないですよ。その辺についてはぜひ頑張ってもらいたいですけれども、部長、その辺の考え方はどうですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 コロナ禍の影響で、観光に限らずいろんな業界が疲弊して、大変な影響を受けているところなんですけれども、観光というのはその中でもですね、かなり大きな影響を受けている業界の一つかなと思っております。その中でも、特にこのMICEというのは、それそのものが密になる状況をつくり出しやすいということで

ですね、そういう意味で、影響もかなり大きなものがあるのですけれども。ただ、一方で誘致促進事業も含めて、今後ツーリズムEXPOジャパンが、先ほどからちょっと話題になっておりますけれども、開催をされますけれども、そういったこと、恐らくこれはコロナ禍の中で初めて行われる大型イベントかと思っておりますので、ぜひそういったところでも、沖縄の観光業界、特にこのMICEに携わる方々の英知を結集して、それを成功させることが、今後のMICEのまた盛り上がりにも一役買うと思っておりますので、ぜひこれは安全・安心なですね、沖縄というのを打ち出す意味でも、業界、官民挙げて成功に導きたいというふうには思っているところでございます。

○大城憲幸委員 ぜひみんなの気持ち折れないように、ここはもう県がリーダーシップ取って、口だけじゃなくて予算もつけないといけないと思っておりますので、よろしくお祈りします。

最後に1点だけ、クルーズ船をお願いします。317ページです。非常に盛り上がってきたところで今回の事態になっておりますけれども、直近の状況、さっきもありましたから、ここはいいですので、今後の見直し含めて、まず、簡潔に説明願います。

○雉鼻章郎観光振興課長 今お話のありましたクルーズ船につきましては、今年3月に本県への寄港回数がゼロとなってから、現在まで寄港はない状況です。今後のクルーズ再開に向けましては、去る9月18日に国土交通省から日本船籍のクルーズ船社、船会社及び受入港の管理者向けに感染拡大予防ガイドラインが示されたところであります。今後は地域の関係機関と連携して、当該ガイドラインを踏まえた受入体制を構築していき、関係者の合意を得た上で、国内クルーズから段階的に受け入れていくことになるというふうには考えております。

以上です。

○大城憲幸委員 今回の状況、世界的な状況ですから、クルーズ船を受け入れる港の整備、あるいは船社の沖縄への進出等々、幾つも計画がありますけれども、そこへの影響というのは直近の状況どうなっていますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 クルーズ船会社等とはですね、土木部などと一緒になって、連絡を取っている中で、なかなか具体的に、例えばどれぐらいの時期からというようなお話までまだ伺ってはいないところなんです、少なからず影響は受けておられるだろうなというふうには感じているところです。

以上です。

○大城憲幸委員 もうさっきの物流の話も一緒に、

やっぱりここもある意味、戦略の見直しも迫られているところだと思います。悪いことだけじゃなくて、またプラスの部分も探せばあるかもしれませんので、その議論はまた力入れて頑張っていたきたいなと思います。ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 次の質疑、新垣新委員。

○新垣新委員 まず、文化観光スポーツ部から質疑を行います。

歳入歳出決算書の資料の3ページの中の総務費で不用額が出ています。この説明ですね、万国津梁会議という説明がありました。なぜ不用額が出たのか。この万国津梁会議の開催、いつどこで、どの場所で行ってきた、中身、どういう中身で会議をしてきました。全てを、なぜこう減ったのか。時系列で全て述べてください。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

まず、不用の理由でございますけれども、まず、当初、県外、海外の委員を15名ほど予定していましたが、結果的に海外が5名が1名になりました。要は海外から沖縄に来る渡航費が大分縮小されましたので、それが不用になっております。また、それと併せてですね、事務局が、我々県職員が海外の委員に対してレクをしに行く、説明しに行く、あと打合わせをするために海外に行くための旅費がですね、結果的に不用となりました。それは1名になったというものと、あと、海外の委員の方が日本にいらしたときに調整したりとか、あと、メール等で調整することができましたので、結果的に不用となったという次第でございます。これが主な不用の理由でございます。あと、会議についてですけれども、昨年度は米軍基地に関する会議、あと児童虐待に関する会議、あとSDGsに関する会議、3つのテーマで開催されました。まず、米軍基地に関しましては、第1回目が5月30日に県庁内で開催されたところです。2回目につきましては、8月8日に、これも県庁内のほうで開催されました。3回目が、12月18日に東京の都道府県会館のほうで開催されております。それから4回目が、今年3月26日にハーバービューホテルのほうで開催されております。それから、児童虐待に関する会議につきましては、1回目が7月25日にハイアットリージェンシー那覇のほうで開催されてきて、2回目が、10月10日のなは市民活動支援センターのほうで開催されております。あと、SDGsに関する会議につきましては、1回目が8月6日にメルキュールホテル沖縄那覇のほうで開催されてきて、2回目が12月26日、なは市民活動支援センターのほうで開催されております。

それから3回目が今年の3月18日に、同じくは市民活動支援センターのほうで開催されておまして、あと、SDGsはそれ以外に円卓会議というものを9月28日に県立図書館のほうで開催しております。

以上です。

○新垣新委員 成果と効果はどうなっていますか。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

成果でございますけれども、昨年度は、今申し上げました米軍基地、児童虐待、SDGsの3つのテーマについて、全ての会議から知事のほうに提言、または中間報告が行われたところでございます。今後21世紀ビジョンの将来像を実現し、新時代沖縄を構築するため、提言等さらなる政策の推進につなげていきたいと考えておりますけれども、具体的に申し上げますと、まず、児童虐待に関する会議につきましては、知事への提言の後、その提言を踏まえまして児童虐待に関する条例制定へと反映されております。さらに、条例制定後におきましても、若年層向けのLINEを活用した相談室の設置などにつながったというふうに聞いております。それから、米軍基地に関する会議につきましては、在沖米軍基地の整理縮小について、県として今後、日米両政府に要請するに当たり、重要な論拠の一つとして活用することとしておまして、さらに県の政策等にも反映させさせていただきたいというふうに聞いております。それから、SDGsに関する会議につきましては、昨年度、あと今年度、計2回の中間報告が知事のほうに行われてはおりますけれども、昨年度におきましては県民参加型の円卓会議が実施されまして、県民の意見や提案を取り込んでいる取組が行われたところでありまして、また、現在61社になりますSDGsパートナーによる企業の取組も広がっておりまして、SDGsが県民の間にも普及しているものと考えております。

以上です。

○新垣新委員 いろんな会議やった中で、これ委託した業者はどこだったんですか。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

受注者の名称でございますけれども、万国津梁会議設置等支援業務スタートチームということで、4社のコンソーシアムから構成されておまして、代表者は、一般社団法人子ども被災者支援基金となっております。他の構成員は公益財団法人みらいファンド沖縄、それから沖縄ツーリスト株式会社、それから株式会社WUBEDIAとなっております。

以上です。

○新垣新委員 現時点でも、この4社のコンソーシ

アムで構成なされていますか。

○前本博之交流推進課長 お答えします。

今年度につきましては、5つテーマございますけれども、まず、企画調整課で担っておりますSDGsと人材育成に関しましては委託しておりますが、それ以外の3つのテーマについては、県の執行部のほうで直接執行しているところでございます。

○新垣新委員 去年の決算ベースで申し上げますけれども、予算にも出てはいますが、正直言って赤字です。この基地問題、日米の問題で何で沖縄県がこんな言えるのかというのが1点。2点目、虐待の問題、なぜハイアットでやったのかと。委託業者が先行してやるものではないでしょう、子供たちの大事な命も。今、担当課に言っても無理だと思うので、これは知事が委託して文化観光スポーツ部に投げているものですから、委員長、この問題等においては、非常に長いものですから、赤字というレベルもですね、この基地問題も日米の問題、県が言えるレベルでもない、そして落とすどころも、正直言って全く議論もされていない。2点目に、この虐待の問題もですね、増えてきています。いろんな抑止力を持つと言っても、全然成果がない。このコロナにおいて、厳しく想定してくださいと、我が党の代表質問においてもですね、全く成果が出ていない。この件において、要調査事項で知事の出席を強く求めます。委員長、取り計らいをお願いします。

○西銘啓史郎委員長 ただいま新垣委員から提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

○新垣新委員 次、行きます。MICEに移らせていただきます。

約4億円余り、MICE予算ついては、国は予算つけると言っていますか。現実を見てください。何回も言っていますよ私、一般質問でも。伺います。

○山田みさよMICE推進課長 MICE施設整備の財源についてでございますけれども、現在、県としては、民間活力を導入して整備をしたいというふうに考えておまして、昨年度は官民連携の調査を行いまして、今年度はそれを踏まえて、新しい基本計画を策定するということで今、取り組んでいるところでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣新委員から国が予算をつけると言っているのかという趣旨の質疑だと説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

渡久地一浩文化観光スポーツ部長。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 私が観光の統括監の頃から、国のほうと、政府のほうと調整はずっと重ねてやっております、その頃から、当時大型MICEの施設整備と言っていましたけども、交渉、調整は続けてまいりました。なかなか今に至るまで、形として、予算がついたという形になっておりません。ただ、一方で、国もその都度、宿題を出して、こういうことをクリアすればということを出していただいて、それに向けてずっと調整は続けてきておりますので、それで今に至っているということで、明確にこれについて予算つけませんということ国から言われたことはございません。

○新垣新委員 国会の質問を見ていましたか、下地幹郎さんが質問したのを。大型MICE誘致について予算つけてほしいと。沖縄担当大臣が、時期尚早と言われた言葉、どう思っていますか。重いんですよ、内閣府の言った言葉は。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 委員がまさにおっしゃったとおりですね、時期が若干早いねという意味というふうに認識をしております、それに向けてこちらとしては、いろんな資料を作成し、国に対して調整を重ねていこうというところでございます。

○新垣新委員 部長、こうやって言って、責任重いですよ。じゃあ民間、いろんな様々な民間から、国、関係者からも聞いてきているんですけど、沖縄2000万人観光超えてMICEと言いなさいという厳しい意見もあるんですよ、正直。その問題どう思っていますか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 入域観光客数もですね、着実に、コロナ禍の影響で今は若干落ち込んでおりますけれども、伸びてきた。その要因というのはやはり、このMICEの需要というのが非常に高まってきたということもございまして、それ受け入れる一環として、やはりMICEの施設整備というのは重要な事業の一つであるというふうに認識をしているところでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣新委員から観光客が2000万人超えてから整備するべきではないかとの声に対して再度答弁を求めた。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

渡久地一浩文化観光スポーツ部長。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 委員おっしゃったように、魅力はあるけれどもというところでございましてですね、やはりMICE施設というのは必要だということで、国にも何回か足を運んで調

整は重ねてまいりました。そのときに言われたのは、やはり需要というのをしっかりつくりましょうということございまして、それから沖縄県としても、この大型MICE施設に合わせて需要をしっかりとつくるために、単体だけではなく、周りのエリアを含めて、こういった形で需要が創出できるかということ、それからずっと考えてきておりますので、何とか成功に導くためにこの事業は進めていきたいというふうに思っております。

○新垣新委員 私も成功させたいなと強く思っていますよ。IR、民間で、都市型モデルやりましょうよ。やりましょうよMICE、入っているんですよ。これ以外ないですよ。国は予算つきませんよ。どこにありますか、じゃあ現実。いつまでもできないことを追いかけるよりも、現実を見たほうがいいんですよ。どうですか。

○山川哲男観光政策課長 カジノを含むIR施設につきましては、委員も御承知のとおり、過去においてですね、県に誘致するというところで検討していただいております。当然、県民コンセンサスを得るという前提ではございましたけれども、ただその後ですね、やはり沖縄らしい豊かな自然環境であるとか、歴史文化というものを活用した、チムグルと云うんですかね、暖かい島沖縄の観光を世界に発信していくことが必要じゃないかというふうに考えましてですね、カジノを含むIR施設の導入については検討しないというところになっております。

以上です。

○新垣新委員 委員長、この問題においてですね、要調査事項で大型MICE、この受入れの問題、翁長県政から玉城県政になってですね、全く今の時代の流れ、そしてこのMICEという維持管理費、そしてあの周辺の整備事業等においてもですね、全然できていません。その件において、知事を要調査事項でですね、呼んでいただきたいという取り計らいをお願いします。

○西銘啓史郎委員長 ただいま新垣委員から提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

○新垣新委員 329ページ、サッカーキャンプ誘致戦略推進事業、本当にこの事業、高く評価しています。この問題においてですね、毎回、沖縄県でも検討なされているJ1スタジアム。答弁が重なってくると思って聞き取りで言ってありますけれども、どうなっていますか。必要性というのはスタジアムも連動しますよねということで、関連して。

○高宮城邦子スポーツ振興課長 答えいたします。

Jリーグ規格スタジアムの整備についてでございますが、スポーツ振興や観光振興、それから人材育成等ですね、その観点から必要であると考えております。現在は2万人規模のスタジアムを奥武山運動公園内に整備する計画で進めているところでございます。

○新垣新委員 このJ1スタジアムの進捗状況を細かくお聞かせください。

○高宮城邦子スポーツ振興課長 お答えいたします。

進捗状況でございますが、平成30年度には基本計画を踏まえまして、複合機能導入の実施可能性やスタジアム本体を含めた効果的な整備運営手法等の検討を行うためにですね、民間事業者のサウンディング調査を実施いたしまして、官民連携による事業範囲、それから事業方法等の検討を行ったところでございます。また、令和元年度、昨年度におきましては、平成30年度の調査結果を踏まえまして、効果的な整備、運営手法等を具体化するためにですね、民間事業者のスタジアム整備費の負担可能性などについてサウンディング調査を行ったほか、有識者による財源ですとか事業方式の検討について提言を受けたところでございます。

○新垣新委員 ちょっとこれ、僕J1スタジアムを造るのはとても必要でいいことだと、子供たちに夢と希望を与えてね。特に言いたいことがあって、同じ奥武山で野球のプロスポーツチーム来ていますよね。その説明とか行っていますか。球団名は言わないで。

○高宮城邦子スポーツ振興課長 球団には直接御説明はさしあげておりませんが、那覇市の担当部局のほうからは当然、その御意見は承っております。私どもも例えば補助グラウンドが使えるようにとか、そういったところの調整を今進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○新垣新委員 これは那覇市さんがプロ野球チーム、言い出したんですけど、その球団の言い分は全く違います。また、経済効果も失うというリスクもあるので、これは慎重にぜひ取り扱っていただきたいということも。私はJ1スタジアム賛成ですよ。沖縄の均衡ある発展、本来だったら分けて、違うところに本当はJ1スタジアムを持って行くのが筋なんですよ、本来だったらね。ぜひこの問題においても、強く、厳しく指摘をしていきます。

障害者の就労拡大について、県の取組は高く評価しますが、さらなる市町村との連携はどうなっていますか、伺います。

○金村禎和雇用政策課長 お答えいたします。

障害者の就労の拡大につきましては、2つの事業を商工労働部のほうで実施をしておりますけれども、その1つに、障害者就業・生活支援センターにおける、障害者を雇用する企業の開拓等ですね、それから定着支援を行っているんですが、現在、そのセンターの中に国の機能であったり、それから県のほうでは子ども生活福祉部門が入っていて、一緒に連携しながら取り組んでいるんですが、今、商工労働部の就労関係では、市町村と連携した取組というのは行われていないんですが、極端に言うと、子ども生活福祉部の中でも、自立支援に向けた協議会というのがあってですね、その中では、そういった連携も取られているというふうには聞いております。

○新垣新委員 そこでちょっとお願いしたいことがあってですね、例えば生活保護者を自立させていくという1点と、もう一点が軽度の鬱病、また重度の鬱病もですね、関係者もどうかここで訓練なさって、自立できるような体制というのはどうなっていますか、伺います。

○金村禎和雇用政策課長 まず、1つ目の生活困窮者に対する支援なんですが、今、グッジョブセンターおきなわというのがカフーナ旭橋のほうに入っているんですが、その中に、生活困窮者も含めてですね、就職困難者と言われている方々に向けて、細かい相談支援対策が取られています。現在24名の支援員によって、生活から就労まで含めて細かい支援を行っているところです。もう一つの重度のというんですかね、精神持たれた方々に向けては、先ほど答弁しました障害者就業・生活支援センター、そこにおいて国、それから子ども生活福祉部のほうと連携しながら、就労に向けて支援を行っているところでございます。

○新垣新委員 ぜひですね、デリケートな問題ではありますが、この事業を本当に高く評価しているとともに、より多くの就労支援ですね、障害者に対して、ぜひ頑張っていただきたいと期待をしております。

続きまして276ページ、工芸、全体を聞きます。先ほど翁長雄治委員が細かいことを聞いたので、275、276ですね、私は要点だけ申し上げます。今もう年々、この問題は同じ、似たようなものが国内外あり過ぎてですね、売れないという工芸の現実、その問題において県の支援は高く評価しておりますが、実は物が売れないと給料も上がらないこの工芸家、工芸家が育っていかない、辞めていくという姿も私たくさん見てきました。琉球ガラスも含めてですね。その問題において、ぜひ泡盛の酒税法の特別措置法、減

免と同じようにですね、ぜひ部長、向き合っていたいて、もう次期、新しい沖振法にこの工芸家を育てるといふ、沖振法の軽減措置、特別措置をですね、ぜひ沖縄の文化を守る工芸家を育てる、沖縄のアジア戦略構想もこれからだという矢先で今、弱い部分ですから一番に、泡盛もここもですね。ぜひ部長、次期振計に頑張っておき組むという意欲をお聞かせ願いたいと思います。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

9月議会が始まる前に、新垣委員の御紹介で工芸関係の方とお会いいたしました。その前にも、ものづくり振興課のほうは何度か意見交換して、どうすれば工芸業界、盛り上げることができるのか、売上げを伸ばすことができるのかということで議論しておりましたけれども、私も琉球ガラスですとか陶器ですとか、4人の方とお会いしまして、今の新型コロナウイルスの感染症の影響はどうですかとか、それからどういう支援が必要だというふうに考えますかというような意見交換をさせていただきました。その際にですね、先ほど委員からありました沖縄振興策において、例えば税制支援ですとかそういったお話もさせていただきましたけれども、今、業界が求めているのは、税制というのはどちらかということ、もうけが出た後に効いてくる制度だということもありまして、まずは事業としての支援が必要だというような意見が多々ございました。そういった声を受けまして、我々としては今回補正でも工芸関係の事業を組ませていただきましたし、当然、当初予算においてもですね、そういった目配りをしながら振興していきたいというふうに考えておりますし、それからやはり人づくりというんですかね、工芸関係の人づくりというのは非常に重要だと思っておりますので、そういった事業にも引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○新垣新委員 ありがとうございます。

頑張っていたきたいということと、続けます。236ページですね。これ職業訓練の、高い評価しておりますが、今、人手不足で看護師、介護士、保育士、全ての職種で人手不足という問題で、外国人の活躍は必要だと思っておりますが、この第6次の計画に向けて労働部としてはどういう戦略と戦術があるか伺いたいと思います。

○金城睦也労働政策課長 お答えいたします。

本県では国の職業能力開発基本計画に基づきまして、昭和47年以降、第10次にわたって沖縄県職業能力開発計画を策定しまして、労働者の職業能力開発を推進するための諸施策を展開してきたところでご

ざいます。現在、平成28年度から令和2年度までの5か年計画期間とした第10次計画におきまして、職業能力開発の成果が産業振興等によって創出された雇用と円滑に結びつくよう取り組んでいるところでございます。令和3年度に第11次計画を策定する予定であります。

以上です。

○新垣新委員 ちょっとお願いがあつてですね、国とも連携を育てていただきたいんですよ、総合事務局も。ホテルにおいても、看護師においても、介護士においても、全てにおいて人が足りない。また、ホテル関係者も足りない。そういう時代なものですから、一度この総合事務局も交えた第11次計画の中に議論の場を入れて、ぜひともですね、外国人を交えた職業訓練学校をですね、僕が一般質問でもやりました、南部病院跡地にですね、ぜひ頑張っていたきたいということ強く要望をお願いを申し上げます。

230ページ、多くの委員が質疑しておりますが、ちょっと違う角度から質疑をしたいと思っております。この平成30年はですね、物流が足りない。沖縄の経済が好調でという形の中、ちょっと違う角度から質疑しますが、アジア戦略構想にのっとりですね。県としてですね、部長、市町村に物流拠点をお願いしているというのは分かります。だけど、これから県主導型でも市町村に逆をお願いして、県がこれをやりたいとかですね、そういう、頑張っていたきたいんですよ、この南部地区において。豊見城においても、糸満においても、南城においてもですね、ぜひ。だから一緒にやろうよとか、じゃなきゃ県がやってもいいよとか、そういう形で姿勢を見せない限りですね、前に行かんなどと思ってですね、せっかく都市計画審議会も市街化調整外しに入っていますから、そこら辺の問題、部長の見解を求めたいと思っております。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

国際物流拠点産業集積地域についてはですね、やはり南部圏域の市町村の首長さんたちのほうからも要請を受けております。これは、やはり那覇空港第2滑走路もできましたし、東道路も整備されております。交通の便、アクセスがかなりよくなるということと、沖縄本島においてはやはり産業用地がかなり不足しているということもございまして、展開できる用地として南部圏域はどうなんだということがございました。委員からありましたように、市町村との関係においてはですね、役割分担をしっかりと踏まえまして、一緒になって取り組んでいきたい

というふうを考えております。

○新垣新委員 ぜひですね県主導型で、県がここをやりたい、中城湾港のような形で、県主導型で頑張っていたきたいということを期待を申し上げて、次の質問に移ります。

ページ数224、グローバル産業人材育成について。

この課題においてですね、今後グローバル産業人材育成の在り方について検討する必要があるという形なんですけれど、踏み込んだ形でもっと何か、どういう検討なのかというのを聞きたいなと思っています。

○谷合誠産業政策課長 委員御指摘の、224ページの記載はですね、コロナウイルスの感染拡大に伴って今後の在り方を検討する必要があるということで、確かに今年度は海外の派遣であるとか、あるいは海外からの招聘というのはできておりません。ですので、こういったものに関してはオンラインであるとか、オンラインセミナーであるとか、オンラインによるトレーニングですね、そういったものを活用できるように今後の検討をしているところでございます。

以上です。

○新垣新委員 オンラインに向けてですね、ぜひこのグローバルの人材育成、またがってちょっと今時間ないんですけど、ぜひ外国人を交えたこの人材育成もですね、ぜひ取組も進めて頑張っていたきたいということで質疑を終わります。ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 次の質疑に入ります。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 よろしく申し上げます。

それでは、文化観光スポーツ部からお願いします。

334ページですけれども、離島観光活性化促進事業ですけれど、2020年度の魅力度ランキングというのがこの前発表されましたよね。市町村別で沖縄県、何位かどうか、沖縄県の市の中で、今あるデータでよろしいので、発表いただけますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 今、御指摘のありました魅力度ですが、新聞報道によりますと沖縄が3位ということで、あと那覇市が14位、沖縄市が23位、宮古島市24位というようなところだと考えております。

○大浜一郎委員 石垣が抜けています。

○雉鼻章郎観光振興課長 すみません、今、手元の新聞によりますと、石垣市の記載がないものですから、大変申し訳ございません。

○大浜一郎委員 ちゃんと出ていますよ。那覇市14位、石垣市16位、沖縄市が23位、宮古島市が24位。

お願いしますよ。これくらいちょっと柔らかく言おうと思ったのに。

実はなぜこういうことを聞くかということ、やはり全国の地域ブランドの中で、離島の市が、石垣市、宮古島市がやはり上位に入っているというような、非常にこのプロモーションの大きな成果なんだろうというように思ったりもするわけですね。沖縄県にしても3位というふうになってくると、やはりブランド力が上がるというのは、大変なことなんです。茨城県が上がるのにどれだけ難儀をしたかと考えるとですね、これも大変なこと。このプロモーションが相当うまくいっているということは、僕は成果として認めたいと思います。しかしながらですね、不可欠な事業だと思えますけど、やはり次期沖振計の中では、かなり一括交付金に関する見通しが、仕分けというのがされてくるんだろうと思われるということの中で、やはり離島の魅力というか、観光としての潜在力は、まだまだ深掘りをする必要があるんだろうと思います。1000万人のうちの約30%ぐらいは、やはり離島が担えるというぐらいに、量的にもなっているということに関しては、非常にプロモーションの影響は大きいと思いますが、今後このプロモーションに関するこの事業ですね、もっともっと次につなげていきたいというような議論が、部内でどのような形であるか、ちょっと教えてください。

○雉鼻章郎観光振興課長 離島観光活性化ということでございますけれども、今、我々のほうで検討させていただいておりますのが、滞在日数の延伸でありますとか、1人当たり観光消費額の増加の必要性を考えております。また、本島から離島への周遊というようなことが非常に重要であろうというふうに考えております。今、委員から御指摘ありましたように、各離島地域の豊かな伝統文化や自然環境の魅力発信が必要であろうということで、その上でですね、離島観光の国際化、多様化する観光ニーズの対応ということで、離島の資源を生かした観光プログラムの創出でありますとか、国内外を対象としたプロモーションの展開、新たな旅行市場の開拓等の課題に対応する必要があるというようなところで考えております。

○大浜一郎委員 次期振計に関して、これ重要な施策だと思っているんですよ。仮に、非常に厳しい査定が起きた場合に、これ県単でもしやるとしたら、こういう事業を継続できると思いますか。予算づけできますかね、どうですか。仮の話ですけど。

○雉鼻章郎観光振興課長 離島地域のプロモーションというのは必要であるというふうに考えておりま

す。仮定のお話なので、なかなかお答えもしづら
いんですけれども、私どもとしてはぜひ、どのよ
うな形になるにしろ、国の支援もいただきなが
ら、プロモーションを継続できればというふう
に考えております。

以上です。

○大浜一郎委員 仮の話なので難しいと思
いますが、これは重要な施策として取り上げて
ね、知事に進言してほしいと思います。

それと、2ページの万国津梁会議ですけれ
ど、この事業は知事の肝煎りの事業として始
まっております。そもそもなぜ文化観光スポ
ーツ部がこの事業を取り扱わなければならない
のかといたら、当初、設置のときから私は疑
問だったんですが、こういう議論は今回、新
しい事業年度に入って議論されたことありま
すか。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

当部がこの万国津梁会議を担当している理
由については、さきの所管事務調査のときも
お答えいたしましたけれども、知事の公約が
ベースになっておりまして、知事公約の中
にですね様々、経済交流ですとか、人事交
流ですとか、そういったウチナーンチュの
ネットワークを活用して、沖縄の自立的な
発展につなげるというような知事公約に基
づいているものでして、まず、このウチ
ナーネットワークというか、国際交流の
分野でまずはスタートさせるというところ
が当初ございまして、それで交流推進課
のほうが所管するに至ったというふう
に理解しております。

以上です。

○大浜一郎委員 今年度は。

○前本博之交流推進課長 今年度につき
ましても、昨年度、交流のほうを担当して
おりまして、今年度につきましても、その
まま継続というところで所管しているところ
ではございますけれども、所管について、
特に内部で、今後どうするか議論したとい
う経緯はございません。すみません、ちょ
っと補足でございますけれども、今年度
につきましても、昨年度は交流のほうで一
括して外部のほうに委託はしたんですけれ
ども、今年度につきましても、テーマのほ
うが5つ、昨年度末に定まったことから、
今年度はこの予算をですね、分任して、各
テーマごとに、どういうふうに執行した
らいいのかを検討しまして、そのように取
り組んでおりまして、我々、交流のほう
は予算の執行管理の総括というような位置
づけになっております。

以上です。

○大浜一郎委員 設置の意義があまりこ
ういうふう

に明確じゃないからね、結果としてこの
練度が見えないという結果になるんです
よ。これは想定範囲内だと言っていると思
いますよ。マスコミ報道だってもう、評
価もこれどうなんですかねという疑問視
されているのは当然だと思います。私は
以前より、会議の出口を明確にすべきだ
と議会でもお話をしましたが、個々の会
議の成果物の施策反映が具体的で、次
期沖振計に具体的にどう反映されるか
という点についてもですね、現時点では
事業評価もされていないんですよ。こ
の事業執行においては、行政訴訟にも
なっているぐらいという、失態も伴って
いる。とりわけSDGsが、新しく打つ
と言いますが、これは何も沖縄独自の
政策ではないですよ、これは世界的な
政策ですから。ある意味ですね、重要
な課題の掘り下げが非常に不十分だ
と思っています。設置した割には
ですね。これについてはどうい
うふうな感想を持っていますか。

○平良秀春企画部企画調整課班長 お
答えいたします。

企画調整課のほうでSDGsの万国津
梁会議を担当しているということで、今
回同席させていただいております。SD
Gsを新たな振興計画に入れること
についての御質問ということでお答え
したいと思います。SDGsにつきま
しては、まず、国のほうはかなり積
極的に推進しているという実態がござ
います。総理大臣が本部長で、全閣僚
が構成員になっているSDGs推進
本部というのが政府のほうで設置さ
れております。その本部の中で実施
方針というもの定められておりまし
て、その中で地方自治体の役割とし
まして、各計画の策定、場合によっ
ては改定の際にですね、SDGsの
要素を最大限反映するようにと、そ
ういった方向性も示されていること
から、新たな振興計画、その策定の中
では、国の実施方針も踏まえながら、
SDGsの要素を反映させていき
たいと、これがまず一つ、県の考え
方でございます。もう一つはですね、
昨年度、沖縄県振興審議会、会長は
西田会長、副会長が石嶺副会長、あ
と100人を超える委員の皆さんに
御議論いただいて、今年1月に答申
をいただいたところでございます。そ
の答申の中でも新たな振興計画にお
いて、このSDGsは非常に重要であ
って、こういったところも視点に入れ
ながら検討するよという方向性も示
されているところでございます。こ
ういった環境も踏まえまして、今、
新たな振興計画の検討の中で、SD
Gsというところも一つの要素とし
て検討の中に入れてい

以上でございます。

○大浜一郎委員 ですからね、ある意味、この出口をどういうふうにしていくのか。SDGsというのは別に、まず、万国津梁会議じゃなくてもいいんですよ。だから、各出口がどういうふうにやっているのか、例えば虐待の件に関しては条例までいったというのはあるだろうけれども、じゃあ軍事に関してはどうなのと。ミリタリーオペレーションに関しては、日々、日々変わってくるものだから、どう施策に展開するかというのは、皆さんの中で議論できないでしょう。こういうものの事業評価がこの結果から見えないから、どういうふうな出口を持っていくんですかと聞いているわけです。そういうものの事業評価していないというなら、それでいいんですよ。どうですか。

○平良秀春企画部企画調整課班長 お答えします。

SDGsの万国津梁会議につきましては、御存じのとおり中間報告を、先ほど御答弁させていただいたとおり、中間報告を2回行わせていただきましたが、12月をめどにですね、最終的にはまとめるということで、まだ議論の途中ではございます。ただ、議論の中で、重要な視点等は出てきておりますし、当然、中間報告の中でも幾つか指摘もございまして、取り入れるものは取り入れていこうと。先ほど、新たな振興計画のお話もさせていただきましたけれども、万国津梁会議のSDGsの会議の中では、やはりSDGsの推進を県民全体でやっていくに当たってどういったことが必要か、そういったところが大きな視点になっておりまして、国もそうですけれども、県、あと市町村、民間企業、各種団体踏まえ、あとは県民ですね。皆さんにSDGsを知っていただいて参加していただくと、こういった視点でどうやって進めていけばいいかと、こういったことを大きな視点にして議論いただいているところでございます。県としましては、そういった民間企業、大学も含めて、市町村も含めて、皆でSDGsを推進するに当たってのプラットフォームづくりというのを今後進めていこうと思っております。当然、この万国津梁会議の議論の様々な問題、課題とか施策、提案等は、そういったプラットフォームの中で、うまく役割分担をしながらですね、全県的なSDGsの推進に向けて活用していくと、そういう視点を持って最終提言を受け止めて取り組んでいきたいと、そういうふう考えているところでございます。

以上でございます。

○大浜一郎委員 この報告された成果物の県民への浸透、今おっしゃったようなこともあるんですが、これ施策の実現についてはね、これはもう知事の関

わりに直結しますよ。これは知事がどういうふうはこの課題を扱うかに、僕は直結すると思う。部局ではもうこれが限界だと思います。新沖縄振計に向けてですね、本格的な議論が始まる前ですから、知事がこの方向性を明確に、僕は、この会議の方向性を明確にして、こう使うんだという、僕はメッセージ、大事だと思います。これは要調査をお願いをしたいと思います。

○西銘啓史郎委員長 ただいま大浜委員から提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

○大浜一郎委員 ページ17、19ページです。MICE開催の件数の増加につながったということと、この成果について。主催者や人材育成がうまくいったという、この満足度の向上が見られたということの成果がありました。具体的な事例は何がありましたか。誘致促進事業の件。

○山田みさよMICE推進課長 お答えします。

県におきましては、県内で開催されるMICEですね、インセンティブやコンベンションの案件に対して、その開催規模に応じてですけども、例えば空港での歓迎式であるとかレセプションなどにおいては、泡盛試飲ブースを設置をしたり、芸能アトラクションの派遣などを行う、開催歓迎支援を実施をしております。参加者の皆様からはそのことに対して、ホスピタリティ性や沖縄独自の文化に触れることができたということで高い評価を得ているところでございまして、沖縄県側の歓迎について、沖縄開催の満足度の向上につながったものと考えているところでございます。

○大浜一郎委員 これが重要なエッセンスになり得ますか。重要なエッセンスは何かということにつながっていないですよ、今の話は。どうなんですか。誘致につながる重要なエッセンスになるんですか、その歓迎の満足度向上だけが。

○山田みさよMICE推進課長 先ほど申しましたのは、誘致をして沖縄で開催をした案件に対しての支援ということでしたけれども、沖縄がMICEを振興していく上で必要だということで考えているのは、まず、沖縄はリゾート地としてのイメージが強くて、ビジネス場所としての認知度が低いということがありますので、これらに関しては沖縄がMICE開催地として提供できる価値を発信する沖縄MICEブランドというものを作成をして、県内外に発信をしているところでございます。また、国内外において、誘致競争が今激化をしているという中で、より効果的な誘致活動を行うためには国内、

海外市場ごとに、またさらにMICEのM、I、C、Eごとに適した誘致活動が必要となるというふうに考えておりました、これにつきましては、平成29年7月に沖縄MICE振興戦略を策定をいたしまして、市場別、M、I、C、Eごとに誘致分野を明確にしまして、開催ニーズや競合状況の把握、分析に基づいた誘致活動を展開するというので、各誘致主体による取組の相乗効果を図っているというところでございます。また、3点目といたしまして、沖縄での大規模のMICEの開催需要はあるところなんですけれども、施設規模の制約により十分受けることができないと、機会損失となっているということを課題として今整理をしているところでございます、これにつきましては短期的には複数の会場を利用した分散開催の提案ですとか、長期的には現在取組も進めておりますMICE施設の整備に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○大浜一郎委員 アジア圏内ではMICE誘致が激化しているというのは、これは当然のことだというふうに思います。ですので、沖縄だからこそ来れるような誘致のエッセンスをですね、もうちょっと課題整理をして、分かりやすくしたほうが事業効果としては上がるというふうに思います。もうちょっと分かりやすい表現で課題を整理していただければなと思いますので、そのときよろしくお願ひしたいと思います。大型MICEですけれども、これは一括交付金を結局は断念せざるを得なかったということで課題整理を進めておりますけれども、県民の目にはどうも進展しているという実感はどうしても伝わっていないというのが現実だと思います。PPPの導入で事業スキームの調査をされておりますけれども、特にコロナ感染以前の事業スキームでは、基本的計画の見直し等々をやるとしても、これは重要なことだと思います。世の中変わっちゃったから。そういった意味で、この計画自体が妥当なのかという検証も必要だというふうに思いますけど、これどうですか、その辺については。

○山田みさよMICE推進課長 委員おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で、人々の働き方も変化していますし、MICEにつきましてもオンラインとライブを融合したハイブリッド型を模索していく動きが見られるということで、新しい生活様式に合わせたMICE施設の在り方を慎重に見極めながら検討する必要があるというふうには考えております。このためですね、今現在取組を進めているマリンタウンのMICEエリアの形成に向け

ては、新型コロナウイルス感染症の影響も併せて今調査を行っているところであります、例えばMICE施設やホテル等の民間収益施設の整備だけではなくて、新しい生活様式に合わせた、例えば多様な働き方に対応するリモートワークであるとかワーケーション機能を導入する。また、環境への配慮、データや新技術などを活用したスマートシティを検討するなど、ウィズコロナ、アフターコロナの中でもビジネス旅行者に選ばれるエリアとなるよう、施設の整備だけではなくて、このエリア一帯でMICEを受け入れて、ビジネス旅行者に選ばれるエリアとなるよう、今、民間事業者、専門家、地域住民の地域の市町村、自治体と対話を続けているところであります、そういった取組を進めながら新しい基本計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

○大浜一郎委員 これは民衆でいく考えですか、これからも。民設民営でいくのかということですか。

○山田みさよMICE推進課長 このMICE施設の整備を含むエリアの形成につきましては、県としましては民間活力を活用したいというふうに考えているところでありますけれども、その運営につきましては、また今後、基本計画を策定する中でまた検討していきたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員 民間資本においては、採算性とか将来性がない限りは、これは投資をしませんよ。しかしですね、これ知事の公約の事業でしょう。知事の公約事業なのに、こういった課題の整理でいいんですか。これ知事が公約として掲げている事業でありますよ。

委員長、これ知事の公約でもありますし、課題とか将来性をもっと掘り下げる議論が必要だと思います。これ要調査事項として上げたいと思います。

○西銘啓史郎委員長 ただいま大浜委員から提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

○大浜一郎委員 商工労働部お願いします。14ページですけど、戦略的産業振興施策検討調査事業というのがございました。新たな振興計画に向けて施策の調査検討をするというふうになっておりますが、有意義な提案、施策提案というのは何がございましたか。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

今、委員おっしゃるようになりますね、今後の振興計画の策定に向けた提案を受けているところでございますけれども、具体的な提案といたしましては、例えば国際人材、技術人材集積のスタートアップ集積等によるイノベーションエコシステムの構築である

とか、あるいはAI、IoT技術や収集データを駆使したマーケティング等によって稼ぐ力を取っていくというようなところが具体的な提案として上がってまいりました。

○大浜一郎委員 この施策の内容は、我々は見ることではあるんですか。

○谷合誠産業政策課長 調査報告書がございますので、御覧いただけると思います。

○大浜一郎委員 特にコロナ感染症の中で変わってきた社会において、見直しのポイントというのは今どのように考えていますか。

○谷合誠産業政策課長 今回ですね、見直しのポイントといたしまして、感染拡大で顕在化した課題、例えば、この感染症で人が入って来れないとですね、実際オンライン等を活用した、リアルだけではない経済を回していかなきゃいけないであるとか、製造業等でも付加価値を向上しなきゃいけない等々の課題が見えましたので、それに向けてデジタル化の促進であるとか、イノベーションへの投資、経済循環効率を域内の経済循環効率も含めて上げていくというところを見直しのポイントと考えております。

○大浜一郎委員 じゃあ後で見せてください。

次に移ります。34ページです。事業承継の支援の事業ですけれども、マスコミの報道にもありましたように1月から8月まで休廃業した、解散した件数が前年比の3割増の約300件。このままの推移でいけば400件を超えるという見通しがされておるとことです。これは倒産件数に含まれませんから、これはもう経営者の高齢化だとか後継者不足による廃業もという形になっていこうかと思いますが、このままいけば雇用状況の悪化とかですね、県内の域内のGDPの減少も危惧されるわけですよ。県内では19年度の調査で60.8%が後継者不足で、これは全国1位という評価もありまして、2位という評価もありますが、非常に高い水準になっているという統計が出ています。この事業を今までずっと続けてきてこういふ状況になってしまったというところにおいてですね、今後事業これをどういうふうにしてこのような状況にしない方向を打ち立てていくポイントなのかということをちょっと教えていただきたい。これは重要なので。

○知念百代中小企業支援課長 委員おっしゃるようには後継者不在率、非常に高く、60%台の数値をおっしゃっていましたがけれども、帝国データバンクのほうでは80%超えといったようなことで、非常に高い数値となっております。県のほうでは平成29年度から小規模事業者等の持続化支援事業といいまして、

事業承継に関する相談ですとか、あと計画、事業承継をどういうふうにしてやっていこうかといったような計画の策定の支援を行ってきているところです。県だけではなくて国のほうにおいても非常に事業承継については重要だというふうな認識を持っておりまして、事業引継ぎ支援センターでありますとか、あと事業承継ネットワーク事務局といったところを、那覇商工会議所のほうにも置いてやっているところです。こういった機関の中で県もそういった会議のほうに参加して情報の提供であるとか、こういった支援をしていくかといったような話し合いをして、情報交換を行っているところです。今後なんですけど、今、新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きいので、倒産、それから自主廃業のほうも非常に増えていくのかなと思っております。そういったことも懸念されておりますので、中小企業のこういった経営資源を次世代に向けて、若い経営者であるとか、そういったところにスムーズに引継ぎを行っていくことが必要だろうということで、また次年度のほうは、第三者のほうとのマッチングの事業とか、そういったことを今考えておりまして、検討を進めているところです。さらに、県内のほうでは労働生産性のほうも全国平均7割といったような状況ありますので、そういったことも加えまして、生産性向上を図る上でも事業の再編ですとか統合というのは非常に規模を拡大していく上で重要だというふうに思っておりますので、そういったところで次期振計のほうにも盛り込んでいけるように考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時45分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

島袋大委員。

○島袋大委員 よろしくお願ひします。

234ページ、戦略的産業振興施策検討調査事業についての説明をお願いします。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

この事業はですね、次期沖縄振興計画の策定に向け、今後の新たな産業振興に関する調査検討を実施するもので、令和元年度限りの事業であります。具体的には、沖縄の強み等の整理、分析などを実施し、本県の産業振興に資する施策の方向性についての提案を受けているものでございます。

以上でございます。

○島袋大委員 この産業の施策の提案を受けて、大

体、大枠で目玉となる、どういったのを提案受けたんですか。

○谷合誠産業政策課長 目玉としまして、産業振興施策の取組に当たっての4つの方向性と1つの体制ということで提案を受けております。その4つの方向性が、沖縄が有する自然環境、離島などの魅力ある資源を持続的に活用できる施策、あるいは沖縄の地理的環境を生かした研究R&D拠点の形成、また、先ほども申し上げましたが、国際人材や技術人材の集積によるイノベーションエコシステムの構築、また、AI、IoT技術や収集データを駆使したマーケティング等によって、県民や訪問者の満足度を向上して稼ぐ力を上げていくといったところが提案されております。

○島袋大委員 まさしくこれは次期沖振に向けての相当、みんな各部署、議論をしないといけないはずですけど、やっぱり沖縄県が次の沖振法を含めて、産業として目玉は何かといったら、部長、やっぱり僕は製造業を中心としてしっかりと頑張っていて、今言うのが話がつながると思うんですよ、人材育成もみんなね、AI関係ももろもろ含めてだけでも。だからその辺の、商工労働部としての次の沖振に向けてですよ、何が沖縄はこれからにつながる目玉になるかというのを、僕は議論するべきなんだけれど、その辺は具体的に提案は受けていないんですか。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

委員おっしゃっているとおり、製造業をどうやっていくかというところは非常に大きなテーマだというふうに思っております。この調査報告書においてはですね、例えばAIとかIoTとか、そういったものの活用という点は参考になるかというふうに思っております。今後、製造業に限らず、いろんな産業分野でDX化を図っていくというところは、産業の高度化、ひいては企業ですとか地域の稼ぐ力を向上させるために必要なことだというふうに思っておりますので、こういった提案を、前広に捉えて、その中から選択して、次の振計の中にも、何か玉として取り込めたらというふうに考えております。

○島袋大委員 ぜひともお願いしたいと思っております。

東日本大震災を経験して、やっぱり日本の産業技術というのは重要だということは理解した中で、やっぱりこれだけの、新型コロナという全世界になった場合に、アジアに出資して出ていった企業がやっぱり、何か全部生産が止まる中でですよ、やはり日本企業は日本企業でしっかりと張りつかんといけないというのは、もうみんな身にしみて感じていると思

うんですよ。そこでやっぱり沖縄県の地の利のよさを考えたら、そこで手挙げをして誘致をしなくちゃならない。しかし、この工業用水とかもろもろ、沖縄県そういった産業を、張りつくようなものがない。だから次の次期沖振に向けて、どういった入り口論で入っていくか、これも政府も、これがまさしく沖縄の本丸だと理解していますよ。この間、我々上京していろいろ議論しましたがけれども、やはり内閣府や担当省庁も含めて、沖縄の次の時代をつくるにはやっぱり製造業を中心に、日本の全メーカーがしっかりと来れるようなシステムをつくると。航空産業も来ているけれども、あれは1つの、ANAのメーカーだけではなくて、航空産業が全部使えるような技術者を育てるのも一つの案だと思いますよ。だからそこを、せっかくこれだけ提案とかをもらいながらやっているはずですから、ここはしっかりと頑張ってくださいね、単年度だったはずだけれどもこれは継続して、2年後の沖振に向けてだから、もうちょっと深く議論してもいいんじゃないかなと思っていますので、ひとつよろしくお願いします。

次、関連として273ページの国際物流拠点産業集積地域の事業の内容を説明してください。

○久保田圭企業立地推進課長 国際物流拠点産業集積推進事業につきましては、国際物流拠点の形成を目的として、同制度、特区の活用を効果的に促進するために必要な実態調査ですとか周知活動に取り組むとともに、連絡会議等を開催し、関係自治体と連携して取組を推進しているところであります。昨年の令和元年度につきましては、特区内企業を対象に、制度の活用や効果に関する実態調査を行うとともに、制度周知セミナーを開催し活用促進を図ったところであります。また、特区内地域において課題となっている産業用地の確保に向けた関係機関との取組の検討や用地調査を実施したところであります。

以上になります。

○島袋大委員 やっぱりこの事業は宜野湾、浦添、那覇、豊見城、糸満、そしてうるまという話になるけれども、これは8年前の21世紀ビジョン、一括交付金スタートする、当時、民主党政権でしたよ。あのとき、うちは自民党、島尻参議院議員1人しかいませんでしたけれど、あの中での沖振の改正の中で、幹線道路をまたぐ地域、沿線とということでこれ豊見城も糸満も拡大したんですよ。あれ法律の改正で、我々が立ち会った中で文言をやったから今があると思っているんだけど、今この流れを見ているとやっぱり、各関連する市町村、ほぼ市ですけども、そこで意見集約、いろいろ聞いて、まさしくさっき

新垣新委員がありましたけれども、各地域とどんな連携をしているんですかね。

○久保田圭企業立地推進課長 まず、この特区に指定されている7市につきましては、先ほど申し上げた事業の中で、定期的に連絡会議といったところを行っております。また、それ以外にも本島の中で北部、中部、南部という3つの地域に分けて、昨年度は2回ほど意見交換会を実施したところになっております。

○島袋大委員 その中で大体、皆さんが言っているのは、やっぱり物流拠点で企業を誘致するだけの意見ですかね。ほかにいろいろ11ぐらいの業種があったじゃないですか、国際物流の指定はさ。この辺の話は順位的にどんななっているんですかね。みんな物流だけですか。

○久保田圭企業立地推進課長 お答えします。

昨年度の意見交換会をする前にですね、まず、県内の全市町村に対して、どういったところの産業分野を、それぞれの各自治体で振興に取り組むかというのをアンケートを取ったところになっております。その中で多かったのは、農業ですとか観光業とかというところがありまして、委員がおっしゃっている国際物流拠点産業集積地域の対象業種9業種の中では、物流といったところが多くて、製造業というのは、すみません、手元に詳しい資料はないんですけれども、数自治体だったというふうに記憶しております。

○島袋大委員 やっぱりこの物流といっても、梱包業とかもいろいろある中でですよ、全体的に、県民もそうだけれども梱包といたら、要するに段ボールに詰め込みする仕事だろうという感覚なんですよね。あの梱包というのは、付加価値をつけて、どうやって販売戦略もしてやっていくかというのが大きなテーマであって、結局、マーケティング戦略推進課、商工労働部でつくっているのであれば、この間の長野県のブドウでもさ、要するにマンゴーとセットで販売して、アジアに売ればいいですよ、セットでね。こういった梱包作業の戦略的な持っていき方というのは今、各市町村、何やかんや言っていますけれども、口開けて待っているような状態だと思うんですよ。ここを沖縄県がどういうふうな形で音頭取ってですよ、こういうネタもありますよ、こういう事業もありますよという形で、お互い深掘りして議論できるような体制しないと、みんな各地域が地場産業を推進しましょうといっても、かっこいいテーマだけですよ。これをもっと手を突っ込んでですね、梱包作業をどのように組み合わせてやるかというの

が重要だと思うんですけど、その辺どうですか。

○嘉数登商工労働部長 今年度ですね、マーケティング戦略推進課というところをつくりまして、これは一つには、農林と観光と商工と、産業を部局横断的に取り組んでいきたいと思いますというところで、今年度マーケティング構想をつくりまして、それに基づいて、どう打っていかうかというところは考えているところがございます。昨年ですね、私、台湾に出張で行った際に、土産品と呼ばれるようなものを売っている店に入ったんですけども、委員おっしゃっているようにデザインが非常に凝っていたということがございました。中身はほとんど一緒なんですけれども、市中で売っているものと一緒なんですけれども、デザインを変えることによって、価格がかなり高く設定できるということと、それから、台湾自国民だけではなくて、観光客にもかなり好まれているというような状況がございました。いかにその商品に付加価値をつけるかというところは、もちろんその製品自体の質を高めることも非常に重要なんですけれども、梱包ですとか、デザイン、そういったところも非常に重要なテーマかなというふうに思っておりますので、マーケティング力をどう高めていくかということの中においても、ぜひ議論してみたいというふうに考えております。

○島袋大委員 今月の末に、長野県議会が来ます。来て早速、マンゴーとブドウのいいスタートができたから、自民党と議論しましょうとなりました。そこで人材交流も含めて、物産もね、どう交流していくかで議論しましょうと。やりますよ。2時間、時間を取っていますから、比嘉課長呼んでお互いみんな勉強会、部長も来てもらったら。いや、これがスタートですよ。こういうのをどんどんやっていかないと、今言うような物流につながりませんから。ここは我々も汗かいて頑張りたいと思いますので、また連絡来るとしますので、よろしくお願ひします。次です。

文化観光スポーツ部、307ページ、万国津梁ですけど、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

万国津梁会議費につきましては、沖縄21世紀ビジョンの基本理念及び5つの将来像を実現し、新時代沖縄を構築するため、有識者等から意見を聞くために会議を設置することとしておりまして、その会議費は、予算は同会議の設置運営のための経費でございます。なお、この会議の分野といたしまして5つございまして、まず1つ目が人権と平和、2つ目が情報・ネットワーク・行政、3つ目が経済と財政、4つ

目が人材育成・教育・福祉・女性、5つ目が自然・文化・スポーツの5つとなっております。なお、昨年度は、米軍基地とSDGs、あと児童虐待の3つのテーマの会議が立ち上がっております。

以上です。

○島袋大委員 5つのうちの3つですけれど、もう一度、3つの会議はどこどこをやりましたか。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

米軍基地問題、SDGs、児童虐待の3つでございます。

○島袋大委員 当初3つで、それだけの金額を先に払っているけれども大丈夫かと言ったら、絶対5つしますという答弁だったけれども、最終的にはやっぱり案の定、3つしか終わらなかったんですね。過去の、一生懸命頑張ったあと2つ事業しようと思ったけれども、なかなかスタートできなかつたはずなんだけれども、これは実際、このスタッフ含めて人員は何名で回しましたか。

○前本博之交流推進課長 4つのコンソーシアムでございまして、合計8名のスタッフで対応しております。

以上です。

○島袋大委員 その中で、総括責任者は何名ですか。事務局含めていろいろありますが、この部署、分かっている8名はどういう任務か。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

コンソーシアム、4つございまして、一般社団法人子ども被災者支援基金が、役割としては全体の調整となっております。公益財団法人みらいファンド沖縄が会議の運営、進行と、あと記録となっております。あと、沖縄ツーリストにつきましては、旅行の手配、あと、WUBpediaに関しましては海外情報収集並びに発信というように役割分担されております。

以上です。

○島袋大委員 委員旅費として訪米しているはずだけれども、見たら。これは誰が行ったんですか。

○前本博之交流推進課長 米軍基地関係の会議の委員の方お二人でございます。

以上です。

○島袋大委員 いつ行ったんですか。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

アメリカのワシントンDCのほうに、今年の1月26日から2月1日の期間で出張しております。

以上です。

○島袋大委員 何名ですか。

○前本博之交流推進課長 先ほど申し上げましたと

おり、2人でございます。

以上です。

○島袋大委員 どのメンバーですか、これは。

○前本博之交流推進課長 米軍基地問題に関する会議の委員でございます。

以上です。

○島袋大委員 名前は言えますか。

○前本博之交流推進課長 お答えします。

すみません、ちょっと個人情報に該当するかどうか、今ちょっと確認しますので、この答弁につきましては後ほどということをお願いしたいと思います。

○島袋大委員 目的は何で行ったんですか。

○玉元宏一朗知事公室基地対策課班長 お答えいたします。

まず、出張の方のお名前ですけれども、野添委員と山本委員でございます。そして、米国調査の内容ですけれども、万国津梁会議から知事への提言をする、その提言の内容を取りまとめるに当たりまして、米国の軍事安全保障の専門家に対してヒアリング調査を行って、その結果を提言に反映させるということを目的で実施をしております。

以上です。

○島袋大委員 万国津梁の委託事業の中で、この野添氏、山本氏は夫婦ですよ。夫婦が訪米予算を使ってね、知事への提言で行くという、ワシントン事務所もある中で、どういう意味で行ったんですか、これ。普通、合致しませんよ。何でこの人たちが訪米予算を使えるのか、説明してください。

○玉元宏一朗基地対策課班長 少し繰り返しになるかもしれませんが、万国津梁会議として提言をまとめるに当たっての専門家、米国の軍事安全保障の専門家の方より、最新の動向などをヒアリングするということで、そういうことを目的にヒアリングをしております。4日間の米国調査で十数名の有識者などと面談、意見交換を行っております。その調査結果については、3月26日に知事に手交された提言の中で、米軍の最新戦略の動向等として反映されているところでございます。

以上です。

○島袋大委員 ワシントン事務所はどのように活用しましたか。

○玉元宏一朗基地対策課班長 今ちょっと手元に資料がなくて、ワシントン事務所がどのようにこれに関わったかどうか、ちょっと今、お答えしかねるところでございます。

○島袋大委員 この件はもう職員の皆さん方は大変だと思えますから、知事に対する提言書が出ていま

すので、この夫婦の2人がどのようないきさつで行ったかも含めてですね、要調査事項で知事呼んで、こういった形でないと私と知事は対面できませんから、ひとつ引き取って知事呼んでいただいて議論したいと思っております。

○西銘啓史郎委員長 ただいま島袋委員から提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

○島袋大委員 324ページのM I C Eですけれども、新たな形でこの民間活力を使ってやるという意気込みだと思えますけれども、実際、一括交付金を活用してやるということでいろいろ動いて頑張っていたのだと思いますけれども、今、方針が変わったということですが、方針が変わるといことは、知事の公約が変わるんですよ。建物は造るけれども、中身は全く違います。その方針を周辺の西原、与那原や南城市や、中城、北中城含めて、協議会がありますよ。その協議会の皆さん方にも説明されて、こういった政策、方向転換しているんですか。

○山田みさよM I C E推進課長 今、取組を進めておりますM I C E施設の整備を含むマリントウンM I C Eエリアの形成につきましては、8月24日にエリア振興協議会を開催をいたしまして、関係する市町村長の皆様にも御説明を差し上げたところでございます。

○島袋大委員 8月というのは今年のですか、去年のですか。

○山田みさよM I C E推進課長 今年でございます。

○島袋大委員 これ去年の決算の中で、今年の8月しか協議、議論していないということで理解しているんですか。

○山田みさよM I C E推進課長 昨年度にですね、県の取組の内容を変えるということにつきましては、その前に関係4町村の首長さんに御説明を差し上げているところでございます。

○島袋大委員 通常であれば、これだけ、ほぼ一丁目一番地の政策ということで、翁長県政から玉城県政に引き継いでも、そのままの事業ですよ。そこをしっかりと、変わるんであれば明確に、県議会でも知事自らがそういった政策を方向転換しましたと言うのが筋であってですね、これは県民に対して、納得できるような説明をさせるべきですよ。これも課長も大変だと思いますけれど、このM I C Eの担当の課長というのはもう毎年毎年変わっていますよ。これだけ肝煎りの事業と言っておきながらですね、中身の担当部署を変えていくということ自体がですね、私は知事、副知事はどういう考えなのか、いか

がなものかなと思っております。これだけ沖縄の観光産業の一里塚と言っておきながらですね、それを一番言っている富川副知事も理解しているはずなのに、一番の肝煎りの部署を毎年変える事態が、私は全くやる気がないんじゃないかなというふうに知事、副知事、思っていますので、こういう機会じゃないと私の質問は知事、副知事にできませんので、どうぞ委員長、要調査事項で取り計らっていただきたいなと思っております。

○西銘啓史郎委員長 ただいま島袋委員から提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

○島袋大委員 常々言いますけれども、知事は就任2年目で自分の評価は0点と言っていますから、この決算も0点になると思っていますよ。この辺が職員の皆さん方は本当にかわいそうだな、御苦労をされているなどしか思えません。だから私は、職員の皆さん方の頑張りようもたたえながら、知事と副知事にしっかりとその辺の確認をしたいわけですから、そこをお願いしたいと思っております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 次の質疑に入ります。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 304ページをお願いします。

この件は、先ほども質疑出ておりましたが、あえてですね、これは平成30年度から令和2年度にかけての継続事業であります。障害者の就労拡大。頭にですね、沖縄らしい優しい社会の構築とありまして、当初予算は7356万9000円ありましたが、執行率は5500万円で約2000万円弱が執行されておませんが、それについてちょっとお伺いしたいと思います。不用額について。

○金村禎和雇用政策課長 障害者の就労の拡大につきましては、2つの事業を実施しております。1つは、障害者等就業サポート事業、それから職場適応訓練事業費、そのうち不用額が大きいのが職場適応訓練事業費となっております。その理由としましては、当初見込みより、訓練生、職場適応訓練事業費というのが障害者に現場で職業訓練を行うものなのですが、訓練生が当初見込みよりも少なくなったということで不用が生じております。

以上です。

○中川京貴委員 基本的なことは、障害者が安心・安全で、職場で雇用、仕事ができる体制をつくりたいというのが最大の目的だと思っております。これは、もし部長がお分かりであれば、たしか国の法律でですね、50名の会社に何名の障害者とか、100名

の会社は何名の障害者を雇用すべきだという法律事項がたしかあったと思うんですが、これをもし知ってれば、御報告願えますか。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

法定雇用率の話だと思いますけれども、2.2%というふうになっていると記憶しております。

○中川京貴委員 2.2%というと、分かりやすく言えば50名に何名、100名に何名。

○嘉数登商工労働部長 100名で換算しますと、人間の数ですので、2.2とは言えませんので、2名もしくは3名になるのかなというふうに考えております。

○中川京貴委員 沖縄の企業でそれが、法律にのっとった執行をされているんでしょうか。

○金村禎和雇用政策課長 令和元年の障害者実雇用率というのがありますけれど、それが沖縄県は2.66%となっております、全国で2番目に高い数字となっております。

○中川京貴委員 じゃあ、部長、ちなみに聞きますけれども、商工労働部、職員は何名いますか。そして、文化観光スポーツ部は職員何名いてですね、これは守られていますか。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

商工労働部は、職員が267名おります。部単位のものちょっと持ち合わせておりませんので、県全体のものとしては数字は把握しておりますので、後ほど課長のほうから答弁させたいと思います。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部は241名となっております、うちの部で障害者の雇用率というのちょっと把握してございません。

○金村禎和雇用政策課長 県全体として、知事部局を申し上げますと、2.13%となっております。

○金村禎和雇用政策課長 まず、人数が5248名中112名となっております。

○中川京貴委員 112名が、障害者の方が働いているということ。

○金村禎和雇用政策課長 そういうことです。

○中川京貴委員 県全体のうちの。

○金村禎和雇用政策課長 知事部局で112名ということです。例えば病院事業局で申し上げますと、2274名のうち障害者の数が15名、それから企業局が269名中12名、それから警察本部が474名中16名、それから議会事務局が53名中2名となっております。

○中川京貴委員 これはじゃあ部局別に差が大きく見られるんですが、全体、トータルしたら2.2%はクリアしているということで理解していいんですか。県トータルでいいです、トータル。警察も病院も全

て合わせて。

○金村禎和雇用政策課長 今申しあげました4か所の合計でいいますと、実雇用率が1.89%となっております。

○中川京貴委員 皆さんはそういう状況の中で指導できますか。障害者を雇用しなさいという立場でいながら、企業とか、また市町村に、県全体がなっていないのにですね、そういった指導をする立場にいるはずですが、どうですか。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

先ほど答えたのはですね、各任命権者ごとに法定雇用率というのはどうするかというところは管理している話であってですね、我がほうは知事部局ですので、確かに知事部局においても2.2%は下回っている状況。

ただ、部局の割り振りでいきますと、商工労働部が、県庁知事部局の法定雇用率に達すかどうかという話ではなくて、これは総務部の人事課というところが所管しております。

○中川京貴委員 この件についても要調査事項でお願いしたいと思います。これ全体的に下回っているのね、知事にお伺いしたいと思います。よろしいですか。

○西銘啓史郎委員長 後で整理します。

○中川京貴委員 じゃあ次、MICE行きます。324ページをお願いします。これも先ほどからMICE出ていますが、平成24年から令和、去年まで、今年の3月いっぱいですね、MICEでかかった費用、予算はどれぐらいかかっていますか。県全体、人件費も含めて、どれだけ予算かかっていますか。毎年組んでいますよね、MICE予算。

○山田みさよMICE推進課長 お答えします。

人件費のほうはちょっと除きまして、これまで大型MICE施設の整備に向けた執行額につきましては、平成24年度から令和元年度まで、合計で約72億3000万円となっております。

○中川京貴委員 これはたしか、土地購入が入っていると思うんですが、土地購入と別にしてですね、土地購入はたしか六十幾らかだったと思うんですが、これを別にして、分けて答えていただけますか。

○山田みさよMICE推進課長 お答えします。

土地購入費を除きますと、約3億3000万円となっております。土地購入費は約69億円でございます。

○中川京貴委員 部長、この件も先ほどから出ているように、部長も担当職員も毎年のように替わってですね、こんな大事な仕事が、継続性がないんじゃ

ないかと言われているんですが。実はこの69億円はたしか起債して支払いしたと思うんです。一括交付金使われていないと思うんですが、この予算はですね、要するに、年間どれだけの利息を払って借りているんですか。目的はですね、要するにこれは、69億円については利息が出ていると思っています。それと、この運営費には一括交付金使われていると思うんですが、これもですね、もし一括交付金が切れたらですね、これ継続してできますか。起債で継続していくんですか。MICE事業に向けてはどういう考えをしていますか。事業に当たってはどのような考えをしていますか。

○山田みさよMICE推進課長 現在この大型MICE関係の調査事業等に充当している経費は、一般財源でございます。

○中川京貴委員 当初は一括交付金だったと思うんですが、一般財源になったのはいつからですか。

○山田みさよMICE推進課長 平成31年度からでございます。

○中川京貴委員 これは国からの指導によるんですか。

○山田みさよMICE推進課長 特段、国からの指導というものがあったということではございません。

○中川京貴委員 要するに、県が一括交付金でやったものを、国がいや、これ、そぐわないという話になって一般財源になったのか、それとも、県自ら一般財源に切り替えたのか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川京貴委員から一般財源についての質疑は取り下げるので、土地の取得面積と単価について答弁してもらいたいとの指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山田みさよMICE推進課長。

○山田みさよMICE推進課長 土地の取得面積は12万7134平米で、1平米当たりの単価は5万4550円でございます。

○中川京貴委員 これはじゃあ、部長にお伺いします。

部長、これだけの起債で買った土地がですね、箱物が造れない状態、知事は当初、民活をしてMICE施設を誘致したいという答弁を繰り返していましたが、もしこれができなかった場合ですよ、我々自民党は、仲井眞県政のときから本当に、国と協議を調べて、一括交付金でこの事業を進めてきた経緯もあってですね、本当に残念でなりません。ましてや、今年の頭にこの費用として約1億円弱の、9000万円

の損害賠償請求も出て、もう本当に残念でならないと思っていますよ。なぜならば、我々、慎重にやらないと、見切り発車したらこういうことになるよと何度も注意しながら来たのに、それが見切り発車した結果、こういう結果になったというのは大変残念でなりません。もしこれが最終的に5年も10年も箱物が造れなかった場合、県は、これどう処理するつもりですか。ある意味で塩漬けになった場合、どうするつもりですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 答えいたします。

この大型MICE施設整備事業については、先ほども答弁させていただきましたけれども、24年、25年からですね、国と一緒に調査を進めてきた経緯がございまして、これも先ほど申し上げましたけれども、いろいろな需要について、もうちょっと深掘りする必要があるとか、そういったことが国のほうからございまして、基本計画、その当時、一度定めたんですけれども、それから単体だけ、そのMICE施設単体だけじゃなくて、エリアを含めた形で一体となって整備しよう、その際には民間をしっかりと活用しようということもあって、ちょっと方向も変えまして、今進めているところでございまして。もとより、この土地についても購入をしたわけですが、そういったことも含めてですね、ここが万が一にも断念ということは、知事も含めて考えておりませんで、先ほど申しました民間を活用した形で、エリア一体となった形で、新たなまたスマートシティ、ビジネスツーリズムというような概念も含めてここは進めていきたいと、大型MICE施設並びにエリアを含めた形でしっかりと進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○中川京貴委員 部長、これはですね、一番の問題は、国との協議が調っていないままに県が土地を所有したということが、私は問題だと思っていますよ。もう当たり前に国が予算化するだろうという思い込みで見切り発車した原因が、結果的に国との協議が調わない。起債して69億円で土地を買った。今、平米5万幾らでしたか、5万で約12万平米。そしたら、これが69億円になるわけなんですよ、トータル。そういう計算でいいんですよね。果たしてそれが、箱物ができない状態になったときを考えるとですね、これは県民の税金だと思っていますので、この金額以上に売れますかということなんですよ、財産処分をするときにですね。これもそのときに問題になると思っていますよ。ですから、そういったことが起きないようにですね、やはり皆さん方が方針を示し

たとおり、民活でやるんだったらどうやって民活でやるんだと。次の議会までにはいろんな企業に当たって、こういう方針だと示していただきたいんですよ。いかがでしょうか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 これも先ほど来、繰り返しになるかもしれませんが、前年度です、サウンディング調査とかやりまして、民間から、こういった形で民間を活用したらうまくいくのかというような声を拾い上げて、今年度、今それを方向性を絞った形で基本計画を取りまとめるべく、今進めているところでございますので、そういった形でここについては、繰り返しになりますけれども、知事も含めて、不転の決意と言ったら大げさですけども、断念することなく着々と大型MICEの施設整備事業を進めていきたいというふうに考えております。

○嘉数登商工労働部長 先ほど中川委員からの質問で、障害者の雇用についての質問がございました。障害者の任命状況についても一度確認したいと思っております。まず、法律で規定されている法定雇用率、民間企業の場合は2.2%、先ほど答弁いたしました。それから自治体はですね、2.5%。民間企業よりも高めに設定されているということがございます。それで令和2年度、これは毎年6月1日時点での任命状況ですけども、我々がいる知事部局はですね、対象となる職員が5402.5人ですね。それから障害者の人数が119人、実雇用率、これが2.2%。法定雇用率に不足している人数が16人というふうになっております。ここで言う対象職員には非常勤職員というところも入っております、もうちょっと細かく言いますと、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の勤務の職員は、1人の雇用をもって0.5人、それで先ほどの5402.5人というような人数が出てきた次第です。

もう一点です。先ほど皆さん、法定雇用率を満たしてなくて民間企業を指導できるのかというお話ですけども、直接には法律を所管している労働局が指導する形になるかというふうに思っております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 以上で、商工労働部及び文化観光スポーツ部関係決算に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について御協議

をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項を提起しようとする委員から改めて、提起する理由の御説明をお願いいたします。

なお、説明の順番につきましては、お手元に配付してあります要調査事項(委員会協議用)の順番でお願いいたします。

新垣新委員。

○新垣新委員 先ほどの質疑も行いましたが、この万国津梁会議、3つのテーマに関してですね、また、不用額とか多くの疑義もあるということと、あと、基地問題等においても、日米がやるものをなぜ沖縄県がやるのかということも指摘しましたし、そして虐待に対するもっと厳しい抑止力もという度重なる代表質問、一般質問でもやったけれど、結局、今になって、虐待が非常に増えている。成果がないということですね、まず、万国津梁会議、呼んでほしいということを申し上げます。

そしてもう一点、MICEについては、もういつまでも国からもらえないのに、なぜやるのかと。先ほども言いましたが、コロナでも民間投資といいながら、そういったもろもろ厳しいというものに関してですね、やはりこれは知事呼んで、大きな決断ですから、それを伺いたいということをお願いいたします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 読み上げます。

万国津梁会議における成果の出口戦略(明確化)について、知事がお話しする必要性があると思っております。要調査事項に上げました。

また、大型MICE受入環境整備事業についても、課題の整理について非常によく分からないところが今回答弁にありましたので、知事について、これは知事の公約でもございますので、知事のほうからしっかりと明確な課題の整理と今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 島袋大委員。

○島袋大委員 書かれているとおりだと思っておりますから、これはもうやっぱりトップであります知事、両副知事に来ていただいてですね、その辺は確認事項をしたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○西銘啓史郎委員長 中川京貴委員。

○中川京貴委員 私は、豚熱発生に伴う未補償の3農家に対する手続について及び移動制限区域内の68農

家に対する支援が、もう10か月たちますが、まだそれが執行されていない。最高責任者の知事に伺いたいと思っています。また、一括交付金が廃止または減額された場合における農林水産部関係事業の影響についてお聞きしましたが、部長では把握していないということでしたので、知事にお伺いしたいと思っています。沖縄県の障害者の法定雇用率の現状については、今日質問した結果ですね、満たされていないと。知事部局ではある程度、16名は足りないということでしたが、ほかの任命権者おいてはですね、とんでもない数字が出ておりましたので、今後の対策について知事に伺いたいと。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 以上で、要調査事項を提起しようとする委員の説明は終わりました。

次に、要調査事項として報告することについての反対の意見がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 いずれの質問についてもですね、決算審査の範疇で誠実に答弁をされていたと理解をしますので、その必要はないということで、反対を申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 ほかに意見はありませんか。
玉城武光委員。

○玉城武光委員 それぞれの委員会で審議は尽くされているという形で、要調査事項とする必要はないということです。

○西銘啓史郎委員長 ほかに意見はありませんか。
翁長雄治委員。

○翁長雄治委員 要調査事項、知事と呼んでの質疑というのは、恐らくここの部課長で答えられないもの、知事が政治的なものについて答弁をしてくるものと思うんですけども、今回上げられているものについては、基本的には各部局のほうで、もしくは課のほうで説明をすべきところの件なのかなというのが思います。そういった点から、この決算審議の中で一定の答弁をいただいているんじゃないかというふうに思いますので、私も反対をいたします。

○西銘啓史郎委員長 ほかに意見はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 委員ごとにはこれ報告していないので、項目が同一のものを整理してくれないかな。

○西銘啓史郎委員長 これは事務局で預かりましようね。

ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 意見なしと認めます。

以上で、要調査事項として報告することへの反対意見の表明を終結いたします。

次に、要調査事項に係る決算特別委員会における調査の必要性及び整理等について、休憩中に御協議をお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、内容が類似する要調査事項を協議した結果、万国津梁会議と大型MICE受入環境整備事業を1つにまとめることで意見の一致を見た。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては、休憩中に協議いたしましたとおり報告することといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から特記事項について説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、特記事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

島袋大委員。

○島袋大委員 うちの中川委員からありましたように、豚熱に関しての問題ですよ。これはもう経労として、これだけ苦しんでいる農家がいるにもかかわらず、これ、国の補助に合致しなかった場合には完全に廃業ですよ、廃業に追い込まれるんですよ。これは養豚業の皆さん方を救う意味でも、手続がちよっと時間かかったとしても、これは県がしっかりと責任を持ってやるべきだという形は一僕は附帯決議をつけたほうがいいかなと思うんですけどね。

○西銘啓史郎委員長 ただいまの提案について意見はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 附帯決議をつける中で、今手当て金等の評価チームをやっているじゃないですか。この推移もしっかり定めて、今言うように制限農家に対してもしっかりと支援をしていくということであれば、その趣旨であれば、会派として賛成です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに意見はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 意見なしと認めます。

ほかに特記事項について御提案はありませんか。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 提案なしと認めます。

以上で、特記事項の提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑、答弁の主な内容を

含む決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は 10月21日 水曜日 午前9時までに決算特別委員に配付されることになっております。

また、決算特別委員が調査報告書に関して常任委員長に対し質疑を行う場合には、21日 水曜日の午後3時までに政務調査課に通告することになっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 西 銘 啓史郎

令和2年第6回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和2年10月16日（金曜日）
開会 午前10時2分
散会 午後5時6分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 令和2年 令和元年度沖縄県一般会計決算
第6回議会の認定について（保健医療部所
認定第1号 管分）
- 2 令和2年 令和元年度沖縄県国民健康保険
第6回議会の認定について
認定第21号 事業特別会計決算の認定につい
て
- 3 令和2年 令和元年度沖縄県病院事業会計
第6回議会の認定について
認定第22号 決算の認定について
- 4 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 末松文信君
副委員長 石原朝子さん
委員 小渡良太郎君 新垣淑豊君
仲里全孝君 照屋大河君
比嘉京子さん 瀬長美佐雄君
玉城ノブ子さん 喜友名智子さん

欠席委員

上原章君
※決算議案の審査等に関する基本的事項4
(6)に基づき、監査委員である上原章
君は調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

保健医療部長 大城玲子さん
医療企画統括監 真栄城守君
保健衛生統括監 糸数公君
保健医療総務課長 諸見里真君
保健医療総務課
看護専門監 知念寿子さん
医療政策課長 宮城優君
健康長寿課長 宮里治君

地域保健課長 国吉悦子さん
衛生薬務課長 新城光雄君
衛生薬務課薬務室長 池間博則君
国民健康保険課長 山内昌満君
病院事業局長 我那覇仁君
病院事業統括監 大城博君
病院事業総務課
医療企画監 田仲斉君
病院事業総務課
人事労務管理室長 佐久本愉君
病院事業経営課長 古堅圭一君
北部病院長 久貝忠男君
中部病院長 玉城和光君
中部病院事務部長 吉田昌敬君
南部医療センター・
こども医療センター院長 和氣亨君
精和病院長 親富祖勝己君
宮古病院長 本永英治君
八重山病院長 篠崎裕子さん

○末松文信委員長 それでは、ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和2年第6回議会認定第1号、同認定第21号及び同認定第22号の決算3件の調査並びに決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員といたしまして、保健医療部長、病院事業局長及び各県立病院長の出席を求めています。

まず初めに、保健医療部長から保健医療部関係決算の概要説明を求めます。

大城玲子保健医療部長。

○大城玲子保健医療部長 おはようございます。

では、保健医療部所管の令和元年度の決算概要について御説明申し上げます。

通知しました歳入歳出決算説明資料をタップして資料の1ページを御覧ください。

表の右端の欄には、令和元年度沖縄県歳入歳出決算書のページを記載しておりますので御参照ください。

それでは、一般会計歳入決算の状況について御説明いたします。

表の一番上、保健医療部計の欄ですが、予算現額の計（A欄）116億9708万5000円に対し、調定額（B欄）は110億837万3883円、そのうち収入済額（C欄）が109億9546万2936円、不納欠損額（D欄）は30万9578円、収入未済額（E欄）は1260万1369円、収入比率は99.9%となっております。

次に、歳入決算について、款ごとに主な内容を御説明いたします。欄外に通し番号を振っておりますので、通し番号に沿って御説明いたします。

まず、通し番号1、（款）使用料及び手数料の収入済額（C欄）2億1649万4015円は、看護大学の授業料収入などとなっております。

次に、通し番号10、（款）国庫支出金の収入済額85億8476万4591円は、精神疾患を有するもの及び難病患者の扶助費に充てるために交付された負担金並びに沖縄振興特別推進交付金などとなっております。

2ページを御覧ください。

通し番号17、（款）財産収入の収入済額5億8587万4111円は、県有地売却に伴う財産売却収入などとなっております。

次に、通し番号24、（款）繰入金の収入済額12億8415万5163円は、離島や北部地域の医師確保、医療体制整備等に要する経費に充当するため、保健医療部で設置した各基金からの繰入れなどとなっております。

次に、通し番号29、（款）諸収入の収入済額3億2417万5056円は、病院事業会計への貸付金の元利収入などとなっております。

次に、収入未済額について御説明いたします。

恐縮ですが、1ページにお戻りください。

表の一番上、保健医療部計の右から3列目、収入未済額（E欄）1260万1369円について、その主なものを御説明いたします。

通し番号7、（目）教育手数料の（E欄）収入未済額384万4000円は、県立看護大学入学金に係る収入未済額となっております。入学金については、令和元年度に発生した令和2年度入学者に対する入学金について、減免申請を行っている学生に対し、令和2年度に減免の決定がされるまでの間、納付を保留としていたことにより生じたものとなっております。

2ページを御覧ください。

通し番号35、（目）衛生貸付金元利収入の（E欄）収入未済額596万7200円は、看護師等修学資金返還金に係る収入未済額となっております。同資金は、看護師免許を取得後、県内の指定施設に一定期間勤務

した場合には返還を免除しておりますが、県外への就職、あるいは看護師を離職した場合などには返還しなければならないところ、この返還が滞り収入未済となっているものであります。

次に、一般会計歳出決算の状況について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

表の一番上、保健医療部計の欄ですが、予算現額の計（A欄）688億8530万8000円に対し、支出済額（B欄）は670億6471万6109円、翌年度繰越額（C欄）は5億568万6000円、不用額（D欄）は13億1490万5891円、執行率は97.4%となっております。

次に、歳出決算の主な内容について御説明いたします。

まず、通し番号1、（款）民生費の支出済額323億9607万9103円は、主に後期高齢者医療広域連合に対する負担金などに要した経費となっております。

次に、通し番号6、（款）衛生費の支出済額318億4346万2908円は、感染症予防、ハンセン病や結核対策、精神保健、母子保健、健康増進の推進、難病対策、衛生環境研究所及び保健所の運営、食品衛生、医務・薬務及び病院事業会計への繰出金に要した経費となっております。

5ページを御覧ください。

通し番号34、（款）教育費の支出済額8億2517万4098円は、看護大学の管理運営等に要した経費となっております。

次に、翌年度繰越額について御説明いたします。

恐縮ですが、4ページへお戻りください。

表の一番上、保健医療部計の右から4列目、翌年度繰越額（C欄）5億568万6000円について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

通し番号22、（目）環境衛生指導費の中の水道広域化推進事業において、企業局への補助を行う事業がありますが、前の建築工事の資材の入手難等が生じ、年度内での事業実施が困難になったこと及び通し番号28、（目）医務費の中の有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業においてスプリンクラー設置位置変更により工事着工が遅れたこと、同じく（目）医務費の中の沖縄医療施設等施設整備事業において開発行為許可変更の手續に不測の日数を要したため、建築基準法上の検査を受けることができず、年度内で事業完了が困難になったことから繰り越したものであります。

次に、不用額について御説明いたします。

恐縮ですが、4ページへお戻りください。

表の一番上、保健医療部計の右から2列目、不用額（D欄）13億1490万5891円について、その主なものを御説明いたします。

まず、通し番号1、（款）民生費の不用額2億731万3897円ですが、主なものを申し上げますと、通し番号5、（目）国民健康保険指導費においては、保険給付費及び高額医療費負担金の実績が見込みを下回ったことにより、不用が生じたものであります。

次に、通し番号6、（款）衛生費の不用額、10億4110万2092円ですが、その主なものは、通し番号12、（目）精神衛生費の中の、精神障害者自立支援医療費において医療費の助成実績が見込みを下回ったこと及び通し番号13、（目）母子保健衛生費において、こども医療費助成事業における市町村の補助実績が見込みを下回ったことにより、不用が生じたものであります。

5ページを御覧ください。

通し番号28、（目）医務費の中の、医学臨床研修事業において医師の養成人数が当初計画を下回ったことにより、不用が生じたものであります。

通し番号34、（款）教育費の不用額6648万9902円については、通し番号36、（目）看護大学費で、教員等の欠員による人件費及び旅費等について不用が生じたものであります。

7ページを御覧ください。

次に、沖縄県国民健康保険事業特別会計の決算について御説明します。国民健康保険事業特別会計は、平成30年度から新設された特別会計であります。

まず、歳入ですが、予算現額の計（A欄）1629億703万4000円に対し、調定額（B欄）は1614億8302万9558円、そのうち収入済額（C欄）が1614億8302万9558円、収入比率100%となっております。

7ページ及び8ページは特別会計の歳入決算状況を示しておりますが、不納欠損額（D欄）及び収入未済額（E欄）ともに0円、収入比率100%となっておりますので、目別の説明は割愛させていただきます。

9ページを御覧ください。

沖縄県国民健康保険事業特別会計の歳出ですが、予算現額の計（A欄）1629億703万4000円に対し、支出済額（B欄）は1614億6600万3742円、不用額（D欄）は14億4103万258円、執行率は99.1%となっております。

D欄の不用額14億4103万258円は、主に通し番号4、（目）保険給付費等交付金の中の普通交付金において保険給付費の実績が見込みを下回ったことにより、不用が生じたものであります。

なお、特別会計においては、収入済額と支出済額に差額が生じた場合、令和元年度の場合は1702万5816円になりますが、決算剰余金として翌年度に繰越することとなります。

以上で、保健医療部所管の令和元年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

保健医療部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から病院事業局関係決算の概要説明を求めます。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 おはようございます。

それでは、病院事業局の令和元年度決算の概要について、サイドブックに掲載されております令和元年度沖縄県病院事業会計決算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、事業概要から御説明いたします。

決算書の15ページを御覧ください。

事業報告書の1の概況の（1）総括事項について、沖縄県病院事業は、県立北部病院をはじめ6つの県立病院と16か所の附属診療所を運営し、医師や看護師等の医療技術員の確保とともに、施設及び医療機器の充実を図るなど、医療水準の向上に努めております。

業務状況については、入院患者延数が64万6017人、外来患者延数が78万3224人で、総利用患者延数は142万9241人となり、前年度と比べて1万4526人の増加となりました。

次に、決算状況について御説明いたします。

恐縮ですが、1ページに戻りまして御説明いたします。

まず、決算報告書の（1）収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、予算額合計608億9206万4000円に対して決算額は592億7121万9379円で、予算額に比べて16億2084万4621円の減収となっております。その主な要因は、患者数が当初の見込みより少なかったため、第1項の医業収益において17億9121万8099円の減収が生じたことによるものであります。

次に、支出の第1款病院事業費用は、予算額合計618億2897万4000円に対して決算額は579億836万1475円で、不用額は39億2061万2525円となっております。その主な要因は、給料及び手当などが当初の見込みを下回ったため、第1項の医業費用において36億9197万4757円の不用が生じたことによるものであります。

2 ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入は、予算額合計83億1517万4000円に対して決算額は61億5207万7640円で、予算に比べて21億6309万6360円の減収となっております。その主な要因は、施設整備費の執行減及び繰越しに伴い企業債借入れが減少したため、第1項の企業債において18億3684万9000円の減収が生じたことによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計91億8716万1880円に対して決算額は80億3454万2880円で、翌年度への繰越額が3億1538万4800円で、不用額が8億3723万4200円となっております。その主な要因は、入札などによる施設整備費及び資産購入費の執行が減となったため、第1項の建設改良費において5億8253万3700円の不用が生じたことによるものであります。

3 ページを御覧ください。

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの損益計算書に基づいて、経営成績について御説明申し上げます。

1の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した501億7750万4662円で、2の医業費用は、給与費、材料費、経費などを合計した560億6633万3211円で、1の医業収益から2の医業費用を差し引いた医業損失は58億8882万8549円となっております。

3の医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で、87億5644万3702円となっております。

4 ページを御覧ください。

4の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した24億3314万8510円で、3の医業外収益から4の医業外費用を差し引きますと、63億2329万5192円の利益が生じております。これに、医業損失を加えた経常利益は4億3446万6643円となっております。

5の特別利益は2億2004万1467円で、6の特別損失は2億8018万7889円であり、差し引き6014万6422円の損失を計上しており、当年度純利益は3億7432万221円で、前年度繰越欠損金93億2617万9271円を合計した当年度未処理欠損金は89億5185万9050円となっております。

5 ページを御覧ください。

剰余金計算書について御説明申し上げます。

表の右の欄、資本合計を御覧ください。

前年度末残高マイナス10億7352万2020円に対し前年度処分額が0円、当年度変動額は3億7016万9521円

で、当年度末残高はマイナス7億335万2499円となっております。

下の欠損金処理計算書について御説明申し上げます。

1行目、当年度末残高の未処理欠損金は89億5185万9050円で、これにつきましては、全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6 ページを御覧ください。

令和2年3月31日現在における貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部における1の固定資産は、(1)の有形固定資産と、7ページに移りまして(2)の無形固定資産、(3)の投資を合わせた合計で、481億6972万7487円となっております。

2の流動資産は、(1)の現金預金、(2)の未収金、(3)の貯蔵品などを合わせた合計で、190億651万7799円となっております。

1の固定資産、2の流動資産を合わせた資産合計は671億7624万5286円となっております。

8 ページを御覧ください。

次に、負債の部における3の固定負債は、(1)の企業債、(2)の他会計借入金などを合わせた合計で、416億6056万4612円となっております。

4の流動負債は、(2)の企業債、(3)の他会計借入金、(4)のリース債務などを合わせた合計で、113億4081万189円となっております。

5の繰延収益で、(1)の長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は148億7822万2984円となっております。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は678億7959万7785円となっております。

9 ページを御覧ください。

資本の部における資本金合計は18億7858万4732円となっております。

7の剰余金は、(1)の資本剰余金、(2)の利益剰余金の合計で、マイナス25億8193万7231円となっております。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計はマイナス7億335万2499円で、これに負債合計を加えた負債資本合計は671億7624万5286円となっております。

以上で、認定第22号令和元年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○末松文信委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うこととします。決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意をお願いいたします。なお、要調査事項の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議を行います。

質疑に際しましては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うようお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しましては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

持ち時間の変更がありますので、報告いたします。まず、照屋大河委員の5分を比嘉京子委員に譲渡するということとあります。比嘉京子委員が15分。それから、仲里全孝委員ですけれども、石原朝子委員に5分、小渡良太郎委員に5分ということで譲渡いたします。なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、御承知おき願いたいと思います。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から新型コロナウイルス感染症対策に関して関係者に対するお礼が述べられた。)

○末松文信委員長 再開いたします。

それでは質疑を行います。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 今、委員長からもありましたが、コロナの対応についてはですね、本当に私も改めて感謝を申し上げます。

後ほどまたこの点にも触れたいと思いますが、まずは主要施策の成果に関する報告書152ページ、医学臨床研修事業。続きますが医師確保対策事業、次に医師派遣推進事業、続いてへき地医療支援機構運営事業、これらについてはですね、事業の目的や内容の説明において、離島におけるあるいは僻地におけ

る医師確保、医療供給体制の維持というふうに示されていますので、総括的に答弁してほしいと前もって伝えてありますので、この医師確保、離島における医師確保、僻地における医療供給体制への貢献という意味での事業の評価について伺います。

○宮城優医療政策課長 保健医療部では、主要施策の成果に関する報告書に掲載されている医学臨床研修事業、医師確保対策事業及び医師派遣推進事業のほか、自治医科大学学生派遣事業等々を実施することによりまして、医師の確保を図っているところでございます。令和元年度は、これらの事業によりまして、北部及び離島地域で127人の医師を確保いたしました。また、へき地医療支援機構運営事業におきましては、離島・僻地地域の診療所に対する代診医の派遣及び当該地域の医療機関での勤務を希望する医師の募集とマッチングを行っております。これによりまして、令和元年度は離島・僻地地域の診療所12か所に、代診医の派遣を201日実施するとともに、新たに町村立診療所1か所の勤務医を確保しました。

北部及び離島地域を中心に、医師の地域偏在、それから、診療科偏在が続いていることは認識しておりまして、これらの事業により医療提供体制の維持に一定の貢献をしているものと考えております。保健医療部としましては、今後も引き続き病院事業局等と連携して、医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

○照屋大河委員 各病院長にお伺いしたいと思うんですが、今、保健医療部からですね、医師確保、医療供給体制の維持に対する事業の評価が今、示されましたが、現場としての評価、意見を伺いたいというふうに思いますが、特に、北部、宮古、八重山の院長先生におかれてですね、今の事業に対する評価というか、期待というか、希望というか、その点についてお伺いできればと思います。

○末松文信委員長 それでは、順次お願いしましょうか。

まず、久貝忠男北部病院長。

○久貝忠男北部病院長 医師派遣事業にありましては、北部に関しては、幾つか事業があるんですけど、地域枠とか専門医派遣事業とか、医師派遣推進事業とか、臨床研修事業ですね。今、質問の臨床研修の事業に関しては、北部の場合は内科とか小児科、これは中部とかセンターで養成したドクターが、今のところ非常に潤滑に回っていきまして、かなり一定の評価はしております。

課題としましては、そういうふうな若い先生たちが我々が必要としているドクターになってくれれば

いいんですけど、例えば外科とか、あるいは脳外科とか、そういうふうな専攻でかなり医師が偏っているというか、そういうのがあって、我々が欲しいドクターが、実際は臨床研修医としては育てないところがあるかなと思っています。これは、多少はもう、職業選択の自由がありますので致し方ないところがあるんですけど、その辺を後期研修に残したときに、そのまま北部、あるいは宮古、八重山が欲しいドクターがマッチングしてくれればいいのかとは思っています。北部病院もですね、そういうふうにして、中部とかセンターに頼ることなく、自分たちでも臨床研修事業を行いまして、今まで大体、少ないですけど、4名ぐらいの方が臨床研修として残っていただいています。最終的に、2人は当院で引き続き、5年目以降、準スタッフとして働いているところがありますので、その辺は僻地としても、中部、南部の人繰りが非常に大変な状況ですので、その辺に貢献していきたいとは思っています。

以上です。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

次に、本永英治宮古病院長。

○本永英治宮古病院長 よろしくお願ひします。

宮古病院は沖縄県立中部病院の研修事業でですね、病院そのものには医師を派遣していただいています。特に内科、外科、それから、救急ですね。そういったところの医師を派遣してもらって維持されております。年に1回ですね、内科医会とか外科医会とか、そういったところを併せて、不足な部分に対しては中部病院、あるいは南部病院ですね、そういったところから医師を派遣していただいています。

それで、我々の病院の附属診療所に多良間というところがありますけれども、その多良間診療所とか、沖縄県の各離島診療所には、県立病院の、中部病院のですね、島医者養成コースというのがありまして、それは今言った保健医療部からの支援をいただいて医者を養成しているところで、そこから出てくる医者を離島診療所に派遣していただいております。それから、自治医大の卒業生も同じように出てきてですね、その島医者コースに入って研修をしてですね、3年間研修した後、離島診療所に勤務しております。宮古病院も我々も総合診療の基幹病院として研修医をこれまで3名出していまして、その1人がですね、宮古病院から出た研修医が、後期専攻医が、今、多良間診療所に勤務して、2年間勤務しております。そういう形で県立病院の研修、県の研修コースを通して離島の医療に関わっていただいています。それ以外にもですね、琉球大学とか、それか

ら、福岡大学とかいろんなどころから、県立では補えない部分の医者への派遣も同時にやっております。

大体、以上です。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

次に、篠崎裕子八重山病院長。

○篠崎裕子八重山病院長 当院もですね、中部病院、あと、南部医療センター、北部病院で行っていただいている臨床研修事業において、そちらの地域研修という形で、今年度、臨床研修を終了した先生たちが8名、新しく赴任していただきました。自治医科大学の先生が今、西部診療所のほうに今年から配置されております。また、医師派遣推進事業という、県外の大学から派遣していただいている人が今、6名おります。それとあと、琉球大学の修学資金を貸与された方が今3名、義務として働いています。合計18名の先生が50名の定数のうち占めて、毎年、そういうふうな形で医師確保が行われている状況にあります。やはり、この事業に関しては、特に離島、あと、僻地に関しては、一番効果が出ているような事業かと思えますけれども、なかなかもっと増やせばいいなと思うところも多々ありますので、ぜひとも継続並びに拡充のほうをやっていただければ、もっと医師の安定的な供給が維持できるかなと思っています。

以上です。

○本永英治宮古病院長 ちょっと追加で、今、先ほど中部病院の話ばかりしたんですけど、県立南部医療センターからもですね、小児科の先生を派遣していただいて、それは非常に助かっておりますので、加えておきます。

○照屋大河委員 継続、拡充というお話がありましたが、そういった現場の声には十分、意見交換なされているのでしょうか。

○我那覇仁病院事業局長 まず初めに、保健医療部の医師派遣事業というのは、これはなくてはならないものだと思います。今、話しましたように、やっぱり各科によってですね、今、特に問題になっているのはやっぱり医師の科の偏在。やっぱり欲しい科があるんだけど、なかなか後期研修医がいないとか、あるいは、どうしても離島に勤務する人がいない。

これに関しては、毎年、ちょうどこの時期なんですけど、各病院の科の部長、あるいは院長も含めて、どの病院にはどういった医師が欲しいというふうな会議を各科ごとにやっています。それには琉大が加わることもあります。そういうことで、可能な限り離島の医療を維持できるように工夫をしながらやっ

て、どうしても医師が足りない場合には親病院とい
いますか、中部とかセンターからローテーションで
補充すると、そういう工夫をしながらですね、何と
か地域医療のために継続するように努力をしている
のが現状でございます。

以上です。

○照屋大河委員 受ける側というか、宮古や八重山、
それから、北部についてもですね、事業に対する評
価の声があったかと思いますが、送る側、中部病院
と南部病院の院長先生にですね、送る側としての事
業に対する状況というか、現状というか、という
点についてお話しいただければなと思いますが。中
部と南部でお願いします。

○玉城和光中部病院長 まず、当院が昭和42年から
実施しております医学臨床研修事業におきましては、
委員の皆様のご理解をいただき、本当に感謝申し上
げます。昭和42年から始まったこの事業ですけれど
も、もう54期生を迎えております。50周年記念式典
を3年前には執り行いましたけれども、それまでの
一応今、これの実績の評価ということで申し上げますと、
ちょうど50周年を記念したときに、この50周
年のときに全て、電話とか含めて調査しました。そ
して、どのくらい沖縄県内に残っているのかとか全
部調査をしてですね。今、全研修—そのときの50年
で、いわゆる全研修医が終了したのは1018人、その
うち亡くなった方もおられますけれども、生存が992人
おられまして、沖縄県にはそのうち502人が残って
おります。これは初期研修医とかを除いてのことでご
ざいますので、だから、大体50.6%は少なくとも残っ
ていると。初期研修とかですね、ちょっと不明な方
々もいらっしゃるの、ちょうど15年前、一応、同
じような同様の調査を行いましたときには、初期研
修を含めまして、大体62%ほど残っているという
ことが分かっておりますので、これが数字として、沖
縄県各地、大学、県立病院、その他の民間の病院を
含めて今、502人が、もう502人以上ですか、50.6%
の人が残って活躍しておられるということでござい
ます。これをどう評価するかということで、かなり
沖縄県に残って貢献してくれているものと解釈して
おります。卒後医学臨床研修事業として沖縄県が実
施するこの事業に関しましては、医師を養成して派
遣することで、人材確保が困難な離島及び僻地の医
療提供体制の維持に貢献していると思います。先ほ
どの評価が、そういう形でいただいたものと理解し
ております。

当院においてはですね、令和2年4月に18名の専
攻医を離島及び僻地に派遣することができておりま

す。ただ、しかしながら、先ほど北部病院の久貝院
長からもありましたけれども、医師の地域偏在とか
診療科の偏在ということもあって、沖縄県で専門研
修を希望する医師が減少しているということも事実
でございます。それで離島・僻地、派遣できる医師
の確保が困難になってくる科もでございます。

医師を安定的に確保するため、沖縄県、市町村、
また、地域医療機関、あるいは琉球大学等含めて、
研修体制、協力体制を図って、研修体制の充実を図
る必要があるものと考えております。

私からは以上でございます。

**○和氣亨南部医療センター・こども医療センター院
長** 私どもの病院はまだ14年目ですので、中部病院
のように長い歴史はありませんけれども、毎年、若
い医師を育てて、離島・僻地へ送り出しています。
この医学臨床研修事業により当院から送り出した医
師は、平成29年度に6人、30年度に8人、それから
昨年度、令和元年度には6人の医師が離島の病院、
あるいは診療所で今、勤務しております。本事業は、
多数の離島を抱える本県において安定して医師の確
保を図るための重要な事業であり、今後とも維持と
拡充をしていただくことが必要であると考えていま
す。

課題とされるのは、今、私たちが考えているのは
—これは受け入れる側にとっても課題だと思いま
すけれども、若い医師である彼らは、その後の研さんや
人生設計のために離島に長く定着することがなく、
離島医師の欠員を生じさせないために、我々は毎年、
新たな医師を育てて派遣を続けなければならないと
いうことです。そのためにも、本事業は継続を希望
いたします。医師の育成を行う側としては、医師の
指導に当たる優れた医師の確保、そして、限られた
研修期間の中で、離島で十分活躍できるようにする
ための効率的な研修のプログラムの策定、そして、
それに必要な先進的な医療機器の充実、こういった
ことが必要になってきております。今後とも県と協
力しながら、保健医療部と連携しながら、研修体制
の充実やよりよい医師の育成に取り組むたいと考
えています。

以上です。

○照屋大河委員 次に移りますが、医療の提供とい
う意味では、医師の確保も含めてですね、看護師の
確保という点についても、チーム医療として必要か
なというふうに思っています。

ページ156の看護師等修学資金貸与事業、それから、
代替看護師派遣事業、看護師等養成所運営補助事業、
これらの事業については、看護師確保や定着、その

資質の向上に対する効果ということでの目的が示されていますが、この3つの事業についても、前もって総括的に答弁いただきたいということでお知らせしていましたが、お願いできますか。

○知念寿子保健医療総務課看護専門監 看護師確保対策の総括的な評価についてお答えいたします。

県内の看護職員数は平成30年12月末の看護業務従事者届によりますと2万327人。人口10万人当たりでは保健師、助産師、看護師、准看護師、全ての職種で全国の平均を上回っております。現在、県内の看護職の養成につきましては、3つの大学と5つの養成校で、毎年700人の入学定員で養成しております。令和2年3月の卒業生727人のうち、看護職として県内の医療機関等で就業した者は488人、67.1%となっております。

一方、離職率につきましては、新卒看護職員の離職率が平成21年度14.5%から、平成30年度は3.2%と大幅に改善しております。また、常勤の看護職員の離職率につきましても、平成21年度12.6%から、平成30年度は10.9%と改善していることから、県内の看護職員数は安定的に増加していくものと見込まれます。

県としましては、引き続き、看護学生の修学資金貸与、養成校への運営費補助、代替看護師の派遣などに取り組み、看護職の養成確保を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○照屋大河委員 質問の前に申し上げましたが、医師、それから、看護師それぞれに必要な人材だというふうに思いますので、事業の一現場からは継続、拡充という声がありましたので、ぜひしっかり受け止めて、協力して、対応をしていただきたいというふうに思います。それから今、説明いただいた点についてはですね、特別、コロナを想定されたものではないというふうに思います。大変な状態があります。昨日の数字もですね、少し緊張感を持って当たらなければいけないという数字が表れていますが。

中部病院のほうにですね、コロナの視察ということで伺わせていただきました。緊急対策本部などの緊張感も肌で感じました。その中でですね、先生、このコロナについては1年や2年で収まるものではないんじゃないかというような見通しを述べられていました。次年度の予算も含めて、人員の在り方、そういった点について現場としてですね、今後、コロナに対応するための現場の声として、ちょっと中部病院一地元がうるま市なんで、中部病院の先生に代表してお話しいただければと思います。

○玉城和光中部病院長 今、確かに、第3波というんですか、そういう形で今、繰り返し出てきております。そして、冬場にかけて、恐らくまた流行の機会が来るのではないかと。特に、インフルエンザとの関係で、恐らくかなり重なってしまうと、やっぱりかなりの流行が起こるのではないかと考えております。ワクチンがまだ完成していない中においては、恐らく来年度も繰り返し何度か波が来るだろうと考えております。恐らくここ数年は繰り返し続いてくるのかなと考えております。そうなってくるとですね、やっぱり患者の受診行動は、恐らく変容してくると私たちは考えております。受診控え傾向にあると言われてはいますが、恐らく患者さんのほうもその傾向はずっと拍車がかかってくるだろうと、波が来るたびにかかってくるということで、来年、再来年も、恐らく患者の受診控え傾向が増えてくるという形で、恐らく患者自身が外来、入院ともに減ってくるのかなというのを一応、今は見込んでおります。

当院は新型コロナ患者を受け入れる重点基幹病院として今やっておりますけれども、当然のことながら、一般の患者の受診をいろんなフェーズに合わせて、受診の控えとか、何とか手術の調整とかやっておりますけれども、恐らく今後、数年続いてくるものと考えておりますので、そういう形で対応を考えていけないといけないかと思っております。今はそういうところぐらいでしょうか。

○照屋大河委員 現場に行ったときには、病床を確保すると、またその分収入の面に影響してくると。そして、受け入れる対応としてもですね、高齢であったり、認知症の患者であったりする人は、もう病院内を回ってしまっていて、それに対応することで大変だったという話もありましたので、ぜひまた県ともしっかり声を出していただいでですね、これからも対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

今日はありがとうございました。

○末松文信委員長 ありがとうございました。

それでは、比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 おはようございます。本当にお疲れさまでございます。

今、ちょうど、医師確保、臨床関係もやっておりますので、1番ではなく2と3から質問したいと思ひます。同じように、引き続きですね、主要施策の成果に関する報告書の152ページの医学臨床研修事業ですね。様々な医師確保のための事業をしているわけなんですけれども、この事業で、私、課題のところ少し引っかけかりを持っていて、そのほうに

ちょっと聞きたいことがありますので、まず1番目に、この事業の内容と過去5年間の推移について、どういうふうに研修医の集まりが変化しているのかどうか、それを質問させていただきたいと思います。

○宮城優医療政策課長 医学臨床研修事業は、医師の専門研修の1、2年目となる専攻医の養成を病院事業局に委託して、その委託養成期間終了後にですね、離島及び僻地の県立病院または診療所で1年間勤務させるということで医師の確保を図る事業となっております。実績は、平成27年度から昨年度まで、5年ほどの資料を持っておりますので御説明します。27年の計画人数が58人に対して実績人数が53人、それから、平成28年が計画人数58人に対して実績人数が52人、平成29年度が計画人数55人に対しまして実績人数が52人、それから、平成30年度が計画人数53人に対しまして実績人数が49人、令和元年度、計画人数が55人に対しまして実績人数が36人となっております。

以上でございます。

○比嘉京子委員 この5年間の推移を伺いましたけれども、そこに、これ今後、これが減っていく可能性が大きいということは、医師の養成に影響が出てくるという懸念を持っています。それで、お聞きしたいんですけども、課題のところに、希望者の確保が難しくなりつつあるという課題がございますけれども、もう少し具体的にどんな、難しくなりつつある理由は何なのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○宮城優医療政策課長 専門研修を行う専攻医につきましては、平成30年度から実施されました新専門医制度によりまして、その専門の症例数が多くて、研修の環境が充実していると見られる大都市の医療機関に専攻医が流出する傾向がございまして、その結果、県立病院の専攻医の採用が減少傾向となっているところでございます。

○比嘉京子委員 先ほどから地域の偏在であるとか、診療科の偏在等もありますけれど、この一つだけの理由なのか、それとも一私がかつての中部病院の研修医制度というのは、本当に誇るべき沖縄の財産であるというふうに理解をしているわけなんです。その大都市に偏在していくというか、流出していく医師をどうやって沖縄に来てもらうのかということの何か方策があれば、現場から南部医療センターと中部病院の先生のほうに何が足りないのかと、もっとこうすれば集まると思うということを率直にお伺いしたいと思います。

○和氣亨南部医療センター・こども医療センター院

長 私からは、先ほど最後に発言させていただいたときに、研修医を育てるためには優秀な指導医、各専門家についての魅力ある指導医がいてくれば、ここで指導を受けようというふうに残ってくれるんだろうと考えています。その優れた県臨床医、指導医を確保できるかというところが大きな課題ですし、それから、研修を受けていくため、特に専門の研修のレベルを上げるために必要な医療機器がどうしてもあります。腹腔鏡であったり、内視鏡であったり、そういった機器を十分準備してあげられないと、専門の資格を取るための研修ができないということになりますので、それが十分整備できることが今後の課題かと、若い医師が集まるための課題かと考えています。

○玉城和光中部病院長 私も同様でございます。

確かに、症例数の多い大都会、そういうところに今、集まる傾向がありますけれども、ただ、いわゆる手術が多くできるとかですね、そういう検査ができるかというのが、それに恐らく動かされている人もいますけれども、一番大事なのはやっぱり指導できる、いい指導医がいるということなんです。いい指導ができれば恐らく、私は、出るのは防ぐことができるかなと思っております。当院も今、研修事業をやっていますけれども、研修医だけを育てるということじゃなくて、指導医も育てるということ意識してやっているわけですね。いい指導ができるところに、いい研修医は集まってきますので、まずはそこを充実させるということ意識して今、やっているところでございます。だから、指導医をどう育て上げるのかというところが、いわゆるファカルティ・ディベロップメントと申しますけれども、そこをどう充実させていくかが、恐らく今後、沖縄県において一番求められるところでしょう。ただ、それだけではやっぱり難しいわけですね、やはり設備、手術ができる、高度な手術ができる、ハイレベルな手術ができるという機器もやっぱり充実をさせておいておくのも大事なところでございます。そういう手術をできる環境を整えた上に、指導医がいるということが一番ポイントだと思います。だから、いい指導医を育てていくというところが一番のポイントかなと思っておりますので、そういう理解でお願いしたいと思います。

○比嘉京子委員 やっぱり戦後の困難なときにですね、ハワイ大学と提携をして、全国の医者たちがすごい倍率で中部病院に集まった経緯があったと思うんですよね。それは人に学びたいということと、それから、研究のプログラムといいますか、教育の一

言ってみれば制度というんですかね、それがやっぱり必要だったのではないかなと思うんですが、今、大きく広がっているわけなので、もう一つ言えることは、保健医療部にお願いしたいんですが、やっぱりこれは病院事業局もそうですが、やっぱり機器の問題ではないかなと、それと先ほどおっしゃった中堅の医師のしっかりと指導者がいると。それともう一つ私は、やっぱり楽しそうに先生方が仕事をしていると—やっぱりつらそうにやっていると、ちょっとここではしんどいなみたいなことが起こるのかなというのを研修医から聞いたことがあります。ですから、やっぱりそこは環境として機器の問題が大きいのかなというふうに思いますので、ぜひ改善できるところはしてですね、これ以上—36名ですか、これ以上落ちていかないようにですね、ぜひ—これはもう口づてにどんどん広がることなので、沖縄のどこがよかったよというのはすぐに広がると思うんです、業界では。ですから、そういうことがPRできるようにいい環境をつくっていくことをぜひお願いしたいなと思います。

次に、154ページの医師派遣推進事業ですが、これは昨日ちょっと、急に加えさせていただきましたけれども。まず先に、派遣先の医療機関に占める県外及び県内の医療機関、県内というと主に琉大なのかと思っはいるんですけれど、県外と県内の割合についてお聞きしたいと思います。

○宮城優医療政策課長 本事業は、離島・僻地等の医師不足地域へ医師を派遣する派遣元医療機関に対して派遣に伴い生ずる逸失利益相当額の2分の1を補助する事業でございます。令和元年度の派遣元医療機関は、琉球大学、宮崎大学、神戸大学などの県内外の大学附属病院や県内の民間病院等でございます。派遣先は北部及び離島地域の公立及び民間の病院及び診療所で、74名相当の医師を確保したところでございます。派遣元の医療機関の県内、県外の割合でありますけれども、派遣日数で見ますと、琉球大学病院ほか2か所の県内医療機関が88.9%を占めておまして、神戸大学医学部附属病院ほか5か所の県外医療機関が11.1%となっております。

○比嘉京子委員 私、この事業が県立または診療所に回しているものだと思っはいたんですけど、これは民間の病院にも医師派遣をしているというふうにご考えてよろしいのでしょうか。

○宮城優医療政策課長 そのとおりでございます。

○比嘉京子委員 少し多くなるかもしれませんが、診療科目についてはどうでしょうか。

○宮城優医療政策課長 令和元年度の診療科ですけ

れども、実績から申し上げますと、内科、外科、小児科、精神科、麻酔科、放射線科、耳鼻咽喉科、病理診断科、救急科、産婦人科、眼科、泌尿器科等の20診療科になります。

○比嘉京子委員 こう聞いたら分かるでしょうか。例えば県立と我々が抱えている診療所と民間との病院との割合というはお分かりなんでしょうか。

○宮城優医療政策課長 すみません、ちょっと今、手元に資料がございません。

○比嘉京子委員 民間にということがずっと分からなかったんですけど、その考え方について、部長に、我々のこの事業で、民間の医療機関にも医師を派遣するために2分の1の逸失利益を補填するという考え方について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○宮城優医療政策課長 この事業そのものがですね、以前から公的の病院—県立もそうですけど、それから、民間の病院に対しての派遣を行ってきた事業でございますが、平成31年度4月から交付要綱を改定いたしましたして、この派遣が、基本的には北部、宮古、八重山及び久米島地域において急性期医療を担う中核病院への医師派遣、それから、同地域において小児在宅医療を中心に担う医療機関への医師派遣ということで、かなりこれまでの事業の設計と大分変更して絞り込みを一要するに、各医療圏域の中核病院を中心に医者の方を派遣するという形に改定いたしました。

ただ、それまで派遣していたその他の病院について、突然、派遣を取りやめるということができないということで、基本的には平成34年度までの間、経過措置として、これまで派遣していたところについての派遣も継続しているという状況にあるわけでございます。

○比嘉京子委員 私は、この3月まで久米島病院の一部事務組合の議員をしていたわけなんですけど、そこは指定管理だと思うんですよね。指定管理で医者の不足ということは、地域医療振興会でしたっけ、そこがやっているわけなんですけど、そこができないことをこの事業でカバーしているということになるのでしょうか。

○宮城優医療政策課長 委員おっしゃるとおり、地域医療振興協会、公立の久米島病院と、それから、与那国診療所の指定管理を受けているわけですけども、基本的に、先ほど申し上げた交付要綱に基づいて、県の政策として北部、宮古、八重山及び久米島地域の急性期医療を担う中核病院等への医師の派遣を実施するという方向性を持っているということ

でございます。

○比嘉京子委員 ちょっと理解が追いついてはおりませんが、この問題はこれぐらいにして、1番目の142ページの北部基幹病院の整備推進事業についてお伺いしたいと思います。非常に基本的な確認をさせていただきます。まず、現状と今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○宮城優医療政策課長 北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書につきましては、2年間の検討を踏まえて、去る7月28日に県及び北部12市町村等で署名を行い合意が成立したところであります。また、9月3日にですね、第1回の公立北部医療センター整備協議会及び幹事会を開催いたしまして、公立北部医療センター—名称はその形で合意書に書いてあるものですから—医療センター基本構想の協議の進め方、それから、医療関係者等で構成する医療機能部会の設置について決定をいたしました。これを踏まえ、今月から医療機能部会を開催しまして、公立北部医療センターの基本構想のたたき台をベースに、医療機能に係る内容について協議を開始しております。今後、基本構想策定までに、パブコメも実施しながら、協議会、それから幹事会で調整、確認をして、年度内3月までには基本構想を策定する予定となっています。今の御説明につきましては今年度のスケジュールで、長期的なスケジュールとしましては、基本的に病院整備の一般的なスケジュールをベースにしておりますけれども、基本構想及び基本計画の策定、それから、基本設計、実施設計及び建築工事ですね、合計で6年ほど要するものと考えておりますので、現時点で2026年度の開院を予定しております。

○比嘉京子委員 今、こういうことをお聞きするのはどうかというのがありますが、かなり議論してきたわけですが、やっぱり全てにおいて、収支のシミュレーションも含めて人の確保が最も大事だろうというふうに思っています、今の状況の中でですね。これについては今までどおり大丈夫だという理解でよろしいのでしょうか。

○宮城優医療政策課長 公立北部医療センターの整備につきましては、医師、看護師等、コメディカルの皆様、人材確保が重要であると、それはもう以前から、委員からもですね、懸念の御指摘をいただいていたところであります。我々もその重要性を認識しているところであります。人材確保に当たりましては、魅力的な医療機能を備えた病院を整備すること、それから、医師確保策や看護師確保策を効果的に実施すること、それから、研修制度を充実させ

ること、そして、福利厚生を充実させること、医師の働き方改革への対応、そして、子供の教育環境の向上を図ること—医療機関の従事者の皆様のお子様ですね、様々な取組を行っていく必要があると考えているところであります。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から答弁内容の確認が行われた。)

○末松文信委員長 再開いたします。

宮城優医療政策課長。

○宮城優医療政策課長 医師、看護師の医療人材を確保していくことについてですね、まさに今、医療機能部会や幹事会等で議論を連続でやっていくわけですが、基本構想や計画の策定作業の中でですね、関係者でそこはしっかりと議論したいと、協議したいということで、その人材確保に努めてまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 続きまして、赤字に対する対応なんですけれども、これは最後まで12市町村が相当議論したと思うんですが、赤字が出た場合には県が拠出をするということで合意を得ているわけなんですけれども、以前、委員会で部長に赤字が出たらどうなさるんでしょうかとお聞きしたら、出ないように頑張りますとおっしゃっていましたが、出た場合には、100%出ないという保証はどこにもないわけなので、出た場合にはどういう拠出の在り方を考えておられるのか、ここは確認のつもりで伺いたいと思います。

○宮城優医療政策課長 北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書におきましては、病院運営に対する市町村の負担は地方交付税相当額の負担金のみとしておりまして、不足分は県が負担することとしております。今、委員もおっしゃいましたが、県としては、整備協議会におきまして、構想段階、それから、計画段階に応じて、収支シミュレーションの精度を高めていくなどによりまして、開院後に経常損益で黒字を確保できるよう取り組んでいくということとしております。また、離島・僻地医療、それから、周産期医療など、経営努力を行っても病院の収益のみでは賄えない採算医療と言われる部門につきましては、県と12市町村が指定管理料として負担することとしているということでございます。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から答弁漏れの指摘があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

宮城優医療政策課長。

○宮城優医療政策課長 負担金の支出については、

県立病院に対する繰出金とは別に予算措置するものと考えております。

○比嘉京子委員 では、次に進みたいと思います。

168ページの妊娠期からのつながるしくみ調査検討事業ですね。これは母子健康包括支援センターのことですけれども、その設置目的とその内容についてお伺いしたいと思います。

○国吉悦子地域保健課長 母子健康包括支援センターは、保健師などの専門職を配置して、母子健康手帳の交付時から妊娠・出産・就学前の子育て期にわたる相談支援を総合的にワンストップで行うもので、平成29年4月より法定化されまして、令和2年度末までに全国展開することとして、市町村は同センターの設置に努めなければならないと位置づけされております。同センターは母子保健と子育て支援の両面が一体的に提供されることが必要ですが、必ずしも1つの施設とか、場所において、2つの支援機能を有している必要はなく、それぞれの機能ごとに複数の施設、場所で役割分担しつつ、必要な情報を共有しながら、切れ目のない支援が行える体制を構築するものでございます。

○比嘉京子委員 1か所でワンストップでというのが、考え方としてはあったと思うんですが、別の場所でもいいということで進めておられるのでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 1か所でも、統合型という形でやってもよろしいですし、母子保健の部分と、あと、保育の分野とか、あと、子育て支援、それぞれ別の場所でやって連携をしていくという形も国のほうでも取っております。

○比嘉京子委員 少し考え方を—こういうふうにして41市町村につくっていくというのは、やっぱり使い勝手が悪いと思うんですよ。医療も保健も福祉も一緒にやるから意味があって、そこら辺は私は、国がそれを認めていたにしても、沖縄県はやっぱりワンストップで、1か所であることをぜひ方針を持っていたいただきたいんですが、部長いかがですか。そうスタートしたはずだったんですけど、どうなっているんですか。

○大城玲子保健医療部長 委員おっしゃるように、母子健康包括支援センターは妊娠期から就学前の子育て期までということでのワンストップ機能ということをやっぱり重視していると思います。ですので、できましたら、やはりワンストップでできたほうがいいんですけども、市町村の状況によっては、機能として連携していれば認められているところというのもございますので、そこは市町村と調整しながら、

連携してできるような機能に持っていきたいというふうには思います。

○比嘉京子委員 国の方針は方針ですよ。だけれども、妊娠・出産はここで、育児についてはここでというんでは意味がないと思うんです。これは言ってみれば、日本版のネウボラというフィンランドのシステムを考えたことからスタートしているわけです。ネウボラは分散してはいんですよ。そして、基本的に保健師が1人で就学前まで当たると、これは基本なんですよ。ですから、意味がどこに行くんだろうかというような基本的なことなので、私はやっぱりここは堅持していただきたいと思うのですが。例えば令和2年までにといたら、今は分散しているけれど、近い将来のそこら辺までには合同にしていこうという、ハードの面で難しいことがあれば、考え方をしっかり示していくことが私は大事ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 委員おっしゃるとおり、1つになるとすごく支援が行き届きやすいですし、あと、受ける側もですね、相談がしやすい。あちこちにしないでいいというところはございますけれども、市町村によってはやっぱり保健センターと、また、育児支援の場所がですね、福祉のほうと離れている面もありますけれども、ただ、そこは連携を密にしながらつながっていくような体制を取っていただいておりますので、その基本的な考え方は持ちつつですね、実情に合わせた支援をしていきたいと思っております。

○比嘉京子委員 ここはなかなか譲り難いところなので、県がきっちりと市町村に対して基本姿勢を示していく、これが一応基本だと。それをいつまでに是正するよという努力目標の時期を置くのはいいと思うんですよ。けれども、基本は基本として、私は曲げてほしくないというふうに思っています。

今、何か所設置されていて—今後、令和2年までに41市町村にできるという理解でよろしいのでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 現在、設置されているのが14市町村でございます。令和2年5月調査では、令和2年度中に21市町村となります。令和3年度にまた2市町村増えて、23市町村となる予定でございます。

○比嘉京子委員 知事の公約でもありますので、あと2年を目標にぜひお願いしたいと思います。もう一つですね、ちょっと付け加えて、提案というか、質問なんですけれど、話題になっていると言ってもいいですが、妊娠・出産に対する精神疾患、鬱の疾

患等が見られるのではないかというようなことが最近、話題になっています。それから病院でも、例えば未熟児を産んだお母さん、それから、何か子供に疾患があって生まれた子供を持つお母さん、そういう方々は非常に自分を責めてしまう。そういう妊娠・出産の鬱ということを含めてですね、この時期の親たちのサポートをどうするかということで、やっぱり精神的なサポートですから、臨床心理士等の配属が必要ではないかと思っているんですが、それを検討していくと、これをぜひ加えていただきたいんですが、いかがでしょうか。常駐じゃなくてもいいと思うんです。

○国吉悦子地域保健課長 この母子健康包括支援センターには、保健師などとはなっておりますけれども、保健師、助産師、看護師、ソーシャルワーカー等ありますけれども、心理士の方についても必要な親御さんたちには、今後必要になってくるかなとは思っております。それよりも、妊娠して一病院のほうでも、今、産後ケアということで、お母さんにアンケート調査をして、そういう鬱の傾向がある方は予防的に、病院のほうでも産科のほうで関わっていただいて、それを気になる親御さんが退院するときには、地域のほうに、保健師につないでいただいて、できるだけ支援をしていくということで、皆さん見守りながら支援をしていく体制を今、連携しながら取っております。

○比嘉京子委員 ぜひお願いしたいと思います。

それから、急にですけど、病院事業局長にちょっとお願いですが、県立病院でも周産期のところ、産婦人科中心かもしれませんが、そこら辺でも同じような傾向で、臨床心理士のサポートが必要な方が増えているのではないかという意見があります。それともう一つはですね、かつて秋田県は自殺が多くて、自殺未遂の方が病院に運ばれてきたときに、その治療をして帰すのではなくて、必ず臨床心理士のケアと、それから継続的な治療を受けてもらうということを前提にしていたというふうに記憶があります。そういう面からも、県立病院においてもその必要性があるのではないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○我那覇仁病院事業局長 今、委員がおっしゃったとおり、妊娠に伴ういろんな精神的な疾患、悩み、よく俗に言うマタニティブルーとか、そういうのがあると思います。現在ですね、センター、それから、中部には臨床心理士の方がいます。そういった方がですね、やっぱり産前・産後のいろんなトラブルに関して介入していっていると、そういうことがあり

ます。

それから、もう一つは、やっぱり母親が問題を何か子供さんがいろんな問題がある場合に、やっぱり自分の責任ではないかとか、それから、実際にまた子供さんがだんだん大きくなったときに、やっぱりそういったサポートが必要であろうということで、特に、こども医療センターには、チャイルド・ライフ・スペシャリストという方がいてですね、これはやっぱりこういった子供病院ではぜひ必要だということで、そういった—これはまだ日本ではきちんと認定はされてはないんですけど、そういった方が常駐して、いろいろサポートをしていると、そういう状態でございます。

○比嘉京子委員 今、南部と中部に設置があるというので、宮古、八重山、北部、その他の県立病院にもぜひその観点を入れてほしいなと思うんですが、もう一度お願いします。

○我那覇仁病院事業局長 宮古にも1人いるということでございます。追加します。

○比嘉京子委員 よろしくお願ひいたします。

付け足してですね、自殺の現状についてちょっとお聞きしたいと思うのですが。今、報道では、コロナ禍の中で全国的に自殺者が増えていると、しかも30歳未満の若い方々が増えているというようなデータが出ています。それでちょっと気になって昨日お願いしたのですが、本県でどういう状況にあるのかということをお聞きしたいと思います。

○国吉悦子地域保健課長 委員おっしゃいましたようにですね、警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移によると、令和2年2月から6月まで、全国で1450名から1559名で、過去5年間で最も少ない状況で推移してはいたけれども、7月になって1818名、8月は1854名、9月も1805名ということで、過去5年間で2番目に高い状況となっております。

県内の状況は、2月は4名、過去5年間で最も低く、3月から6月は13名から16名の間で推移してはいますが、こちらは過去5年間とほぼ変わらず、あと、7月が22名で若干多くなりましたけれども、8月は12名と少なくなっています。あと、9月は16名で、過去5年間とほぼ同様の状況となっております。今後も自殺に関しましては、推移を注視していきたいと思っております。

○比嘉京子委員 病院事業局にお聞きしたいと思ひます。

審査意見書ですね、その最後のところに、去年の令和元年の審査ではありますが、最後のところに、新型コロナウイルス感染症への対応についてこのよ

うに述べられています。今後の新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するために、感染症指定医療機関である県立病院においては、医療スタッフ、病床、機材等の十分な体制が求められていますと。今後とも、感染症医療を含む政策医療を担う県立病院の機能を安定的に維持するため、関係部局や関係機関と十分に連携を図り、万全な対策を講じていただきたいと述べています。それに関わる質問として、新型コロナウイルス対応についてお聞きしたいのですけれども、特に財政のところ、県立病院では、これまで県議会でも4月から7月まではそれぞれ23億5400万円の減収となっているわけですが、8月以降の減収はどうか、これらに対してどのような対応、それから、支給時期を見込んでいるのかお伺いしたいと思います。

○古堅圭一病院事業経営課長 コロナウイルス対応に係る8月以降の減収についての御質問にお答えいたします。9月分につきましては、今月の下旬頃、集計する予定になっておりますので、8月分から先に御説明いたします。令和2年8月分の収益につきましては、前年同月比で入院収益が約2億8400万円の減収、それから、外来収益につきましては、8100万円の減収となっております。入院、外来合計しますと、3億6500万円のマイナスとなっております。それから、今年、令和2年4月からの累積値、4月から8月までの5か月の累積で見ますと、前年度と比べて、入院、外来合計で27億2000万円の減収、割合にして約13.1%のマイナスとなっております。

以上です。

○比嘉京子委員 それに対する対応はいつ頃どのようになさるのでしょうか。

○宮城優医療政策課長 当方でコロナ患者の受入れを行っている医療機関に対しては、6日の文教厚生委員会でも御説明いたしましたけれども、空床確保の補助、それから、協力金などを含めて120億円を超える支援を行っていますが、やっぱり一番大きいのは空床確保、85億円の予算を持っておりますけれども、その執行について、前回もですね、執行率がまだゼロですというお話をさせていただきました。現在、4月から6月分の空床確保の実績に対する補助金の交付手続を行っておりまして、県立病院につきましては、6病院のうち3病院から補助金交付申請書の提出を受けておりまして、1病院は交付決定済みで、近目中に交付を行う予定、残りの2病院についても10月中には交付ができるものと見込んでおります。また、それ以外の3病院もですね、早急に申

請書の提出のほうをお願いしたいということで、調整をしているところであります。

また、今、先ほどのお話にあった7月以降、一今、申し上げたのは4月から6月まででございますが、7月以降の分につきましても、国の緊急包括支援交付金を活用しておりまして、それに要する財源として、8月27日に県に33億円以上の予算が交付されているところであります。県は国からの交付額の範囲内で予算執行を行う必要があったという等々もありまして、まずは今、4月から6月という形で作業を進めてきているところであります。まだ県立病院6病院全体で精査中ではありますが、大体4月から6月までの分で約12億円ほどの見込みとなっている状況ではあります。10月15日、昨日ですけれども、国の交付金の追加交付を受けたところでありますので、今後、7月以降の分につきましても早急に作業を進めてまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 ちょっと時間がありませんので一やっぱり考え方としてですけれども、各病院長にちょっとお聞きしたいんですけれども、どれぐらい収益減になるかというような、病院稼働率を含めてですね、どれぐらいの減になるかということと、それから、患者さんが変容してなかなか戻らないのではないかというお話が先ほど中部病院長からありましたけれども、そういうふうにすると、今後どのように病院の経営というのが変わっていくのかということ、率直な御意見を少し、お一人ずつお伺いしたいと思います。どれぐらい減収になるのかということと、それから、今後の病院経営をどう考えておられるのか。北部からお願いします。

○久貝忠男北部病院長 まず、入院と外来ということで、入院患者の数ですね、数でどうなっているかということ、入院の数は5月が一番低くて、ちょっと6月、7月は持ち直したんですけど、また8月にがんと下がっているということで、5月の減りが一番多くて、パーセンテージでいきますと大体、入院患者数で28%の減少です。4月から7月トータルで大体17%、一旦、さっきも言いましたように、7月で持ち直すかなと思ったんですけど、さらに8月で下がって20%ぐらいの減少になっているということで、見込みから比べて、元に戻っていないという状況です。

そして、収入のほうでも減収が続いていまして、先ほど病院全体で27億円ぐらいと言っていましたけど、大体ちょうど、北部病院はその1割で、2億7000万円ぐらいの減収になっていて、実はですね、この中でも増えている科があるんです。一番減っているの

は小児科です。小児科が最大で47%ぐらいの患者数が減っています。これはかなり多くてですね、もう一点は、増えている科があって、これは前年度、体制が変わったというのがあるんですが、産科がずっと増えていて、収入のほうもかなり増えています。それで、産科のほうは、今のところ大体20%ぐらい患者数も増えているし、これはちょっと、コロナ禍でも妊婦さんは来るんだなということで、この点は一これは不要不急じゃありませんよね、来ないと行けないので。そういう意味では、産科の状況が増えているのはトータルでさっき言いましたように、北部では2億7000万円ぐらいの損失ということになっています。これも病気に例えるとですね、いわゆる出血性ショックになっているわけですよ。それで、早く輸血をしてほしいわけですね。その輸血に一番関わるのが空床確保だと私は思っていますので、それを速やかにやっていただけたらなと思っております。

以上で、大体まとめますと、患者数トータルで、今までで17%減で、収入でも20%ぐらい減収になっています。

以上です。

○玉城和光中部病院長 中部病院のほうを申し上げますと、中部病院は収益計画、予算計画を、大体、去年の病床稼働率を基にして立てるんですけど、大体94.3%を見込んできたんですけど、8月末の病床稼働率は77.0%と17.3%減少しております。事業収益に関して、8月累計で、当初予定していたのは81億5600万円余りだったんですけども、実績は70億9000万円余りということで、10億5000万円、大体10億6000万円ほど減少して、これは13.0%に当たっております。減少した原因とすれば、当然、病床制限ですね。あと、外来制限。これはフェーズごとで変えましたけれども、強くしたり、弱くしたりとこうやりながらやっているんですけども、やっぱりその影響が多いし、特に大きいのはやっぱり、その中で手術を制限せざるを得ない状況があったところだと思います。

全国的には、先ほど照屋委員のほうにもお答えしましたけれども、患者の受診行動が変容して、受診控え傾向にあると言われております。当院は重点医療機関であるため、一般の患者が受診を控えるといった影響は少なからず発生しております—先ほど申したとおりですね。今、入院の延べ患者数8月累計を見ますと、前年度と比較して1万5951名減少しております。これは全体の19.5%で、1日当たり104名の減少という計算上はなっております。外来の延べ

患者数は8月累計では、前年度と比較して2万1844名の減、これは全体の23.9%となっております。1日当たり約205名の減少という、こういう状況となっております。これが当院の状況でございます。

○和氣亨南部医療センター・こども医療センター院長 私どもの病院では、今年度の予算を立てるに当たって、令和2年度は、1つは会計年度任用職員制度で採用枠が変わったことと、それから、医師の働き方改革ということを進めるために、変形労働制を導入するために医師を増やすことを計画しましたので、当然、給与が増えますから、収益を上げること目標にかなり高いハードルを設けました。収益をうんと上げるという、病床の利用率については99%を目標としようと、それから、入院の収益についてもこれまでなかったような高いレベルの設定をしたので、それとの比較ということになりますけども、当初予定に比べて4月から直近9月までの半年間のデータですが、入院収益は68億7000万円を見込んでいたところ、実質55億6000万円19%減です。外来収益についても156億円の予定に対して、半年間で125億円ですから、こちらも19.8%、ほぼ20%ほど予定よりも少ない収益となっております。

もう一つの質問のほうの、患者さんの受診控えということに関してですけれども、結局、受診する患者さんが減ったから収益が減ったということにはなるんですけども、入院に関しては、これは意図的にコロナの患者さんを診るための病棟をつくるためには、そこに人が必要になりましたので、コロナでない患者さんたちを診ていた4階の病棟の看護師さんを6階のコロナの病棟へ看護師を移動することで工面しましたから、どうしても病床が空床になってしまいました。入院ができないわけですので、当然、病床利用率は下がるという、政策的ではないけれども、意図的に減った面もあります。患者さんの受診控えだけとは言えないと思います。受診控えが主に起こるとすると、これは外来のほうということになります。

もともと、我々の病院は定期的に通っている患者さんと、それから、地域の医療機関から紹介を受けてくる患者さんで成り立っていますので、定期的な患者さんについては、外来が密にならないようにするために、申し訳ないけど、毎月来るんじゃないようにするために、申し訳ないけど、毎月来るんじゃないようにするために、3か月に1回来てくださいというふうにして、お薬を多めに持たせて外来を減らしました。それから、紹介の患者さんについては、南部医療センターでなければならぬような難しい病気の人だけ紹介してください、それ以外のコレステロールが高いとか、

血圧が高いとかは、地域の医療機関で診るようにしてくださいというふうに、こちらも意図的に外来への紹介を減らしましたので、外来患者さんは減っていますから、これも必ずしも受診控えとは言えないかもしれません。こういう結果、外来に関しては、外来の受診患者数は、この半年間で前年度の同じ半年間と比べると29%減っています。一番大きく減ったのは、受診控えに関連しそうなのは救急のほうです。救急のほうは紹介状を持ってくるわけでもないし、定期に来るわけでもないの、個人の意思で救急を受診しますから、ここで見ますと50%減っています。50%の方々は恐らく、もともとは救急に来たはずの方が受診を控えたんだと思っています。ですから、救急に関しては受診控えが起こっていますが、主に控えているのは子供たちです。あの病院に行くとコロナ移るかもしれないとあって、恐らく小さい子供たちを連れてこなくなったんじゃないかというふうなことが起こっているんだと思います。

以上です。

○本永英治宮古病院長 宮古病院も同じように収入が落ちていまして、8月累計です、入院収益が約2億1000万円減少しています。病床の稼働率は、8月平均で73.5%まで落ちていて、去年が85%でしたので、大分落ちていることになります。11.5%減になっております。それから、同じように外来も約1億円減少していまして、トータル、入院・外来合わせて3億7000万円の減収になっています。これがずっと続きますと、1年間で7億円ぐらいの減収が出るんじゃないかなというふうに思っていますけれども、4月から6月に関しては、かなりコロナ対策で病床を減らして、病床を空けて対策した結果、あと、外来も電話予約したり、先ほど和氣先生がおっしゃられたように、1回の処方箋を3か月の処方箋にしたりして、やったおかげで4月、6月はかなり減ったんですね。6月の後半から7月にかけては、また元のように戻ってきました、85から87%ぐらいまで病床利用率も上がって、これはうまくいきそうだなと思っていたところで、また8月になってからコロナが発生して、少しまた減っている状況です。この流れで行くと、院内の感染が起きなくて、外来業務ができる、それから、救急をちゃんと受入れができる、それから、手術がちゃんとできるというふうになれば、75%ぐらいまでは落ちるけれども、それ以上は落ちないだろうなというのもだんだん見えてきました。だから、ある意味では、きちんと対策を立てれば、激しい落ち込みはそんなにならないだろうというふうに見ています。

それから、宮古病院は今年目標として、地域支援病院に昇格することに取り組んでいまして、来年の4月に向けて、地域支援病院に昇格するのを計画して動いています。それによって収益増も図られていくし、それによって紹介型の病院として、全科、紹介状を持ってこられるようにということ地域住民に対して啓蒙していますので、そういうことによって、スマートな経営の運営ができればいいかなというふうに思っています。

もう一つ、原価計算システムというのを導入して、各科ごとに院長ヒアリングを実施して、これも7月の途中までは順調に動いていたんですけども、コロナでちょっと今、止まっていますけれども、そういうことをきちんとやって、各科ごとの原価計算システムで、どこを努力したら収益が上がるかというのをですね、小まめにやっていけば、うまく経営もいくんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○篠崎裕子八重山病院長 八重山ではですね、4月の中旬に初めてコロナが出ました。それを受けて、当院が全てコロナの患者を診るという方針を打ち出して、それに対応するためにGCUの病床を閉めて、コロナの病棟のほうに看護師の配置をしてコロナに対応してきました。あと、患者さんを、やはり入院している人をほかの病院に転床したりとか、あと、外来を、先ほども話していたように、1か月処方箋を3か月にしたりして、かなり制限をかけて対応をしていきました。そういうことがあって、6月までは、今まで前年度80%あった稼働率が全部60%まで落ちたというふうな影響が出ております。そのために、患者さんの入院が8月までの累計で5745人、17.2%減、外来が1万1240人、22.5%減になりました。それに関して、診療の収益に関しても、入院、外来合わせて1億6000万円の減となっております。

しばらくコロナの患者が出ていなかったもので少しずつ戻りつつありましたけれども、今後またコロナの発生によって、また病床の制限なり、あと、患者の受診行動が抑えられてくると、また同じような形での収入減になるかと予想されていくと思っております。

以上です。

○親富祖勝己精和病院長 精和病院は、御存じかと思うんですけども、精神科病院で単科の病院ですけども、そのためなのか、コロナに対する対応をしていないのではないかなというふうなことを考えられる、もしくはつい忘れられてしまいがちですけれ

ども、実際に精和病院では、精神障害を伴った方のコロナ陽性患者さんの受入れをしております、現在、6床確保しています。この6床を確保するためにですね、約53床を休床させ、現在、休床をつくるために、実際に入院中の患者さん50名ほどを近隣の民間精神科医療機関のほうに転院していただいて、コロナ病棟を運営しています。その結果、今年度の入院の見込みとしては、入院収益としては9億4000万円程度を考えていたんですけども、恐らくこの状態がずっと続けばですね、1億2700万円程度の減収になるのではないかとということです。これは入院に関してです。それから外来収益についてもですね、当初見込みよりも約4800万円、4900万円程度の減収になるのではないかと。当初見込みが約3億3000万円程度の外来収益を見込んでいたんですけども、これが約4894万円の減収の見込みです。これは他の総合病院と同様で、外来待合室での3密を避けるために、長期処方、それから電話再診をして、可能な限り、待合室が混雑しないような方策のために今、患者数が減になっているということと、それから精神科のデイケアというものを実施しているんですけども、そこでもやっぱり感染予防のために、一時期、デイケアを中止して自粛と。多少、感染状況がよくなったところで小規模でデイケアを再開し、何とか再発、再入院を予防するというものをして、そういうものが収入減の大きな原因にはなっているだろうと。それから精神科の訪問看護、これも再発、再入院を予防するために実施しているんですけども、これについても、やっぱり感染予防の観点からですね、一時期中止せざるを得なかったと。先ほどのデイケアと同様に、流行状況を見て再開し、重点的な患者さんのみ訪問看護を続けるというようなことをしていました。今年度の収益としてはですね、約9億4000万円程度を想定していたんですけども、一9億円じゃないですね。今年度は、恐らく当初の予定よりも1億7000万円程度の減収、そういうのが生じるのではないかと考えています。

以上です。

○比嘉京子委員 現場の意見をたくさん聞かせていただきまして、ありがとうございました。

今回の令和元年度の病院事業局の審査意見を見ますと、5年ぶりに経常収支が黒字化になったという、大変実績を上げておられるところですけども、来年度以降の経営計画を今のように、患者さんのある意味、出戻りということも踏まえてですね、経営計画の見直しというものが図られる必要があるのではないかとこのように思います。せっかく黒字

化したわけなんですけれども、どうぞこの現状をですね、しっかりと受け止めた上での考え方をぜひ次年度示していただければと思います。

ありがとうございました。

○末松文信委員長 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時15分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 午前中、病院事業局関係でかなり質疑がございましたので、ちょっと私も人材確保の件で、医師や看護師の確保の件で、基本的な件だけお聞きをしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

病院事業局のコロナ禍の下で、本当に病院の現場が大変厳しい状況になっているというふうに思います。職員定数に関して、やっぱり必要な医師や看護師を確保してほしいという現場の声もありますので、医師や看護師、コメディカルについてですね、希望された定数について現状が一体どうなっていますでしょうかということについて、まずお伺いしたいと思います。

○佐久本愉病院事業総務課人事労務管理室長 お答えします。

病院事業局における令和2年9月1日現在の職員配置状況ですけども、医師が配置定数448人、現員数が397人で、充足率で申しますと88.6%となっております。現員数に常勤派遣医師数16名を加えますと、その場合は充足率92.2%ということになります。看護師につきましても、配置定数が1881人に対して、現員数が1843人で、充足率は98%となっております。コメディカルでございますけれども、配置定数が472人に対して、現員数が459人で充足率は97.2%となっております。

以上でございます。

○玉城ノブ子委員 非常に県民の命を守るという点、大変大事な業務を担っている現場でありますので、今、コロナ禍の下で大変厳しい現状になっているというふうに思います。それだけに、やっぱり必要な医師や看護師の確保、そして、嘱託や臨時についてもですね、やっぱり正規の職員を増やしていくという、そういう医療現場の体制をしっかりと確保していくということが非常に大事な状況になっているんじゃないかというふうに思いますので、その点について、もっと積極的な、現場での医師や看護師、コメディカルの確保について積極的な対応をしていた

だきたい。今後の計画についても、ぜひ御答弁をお願いいたします。

○大城博病院事業統括監 まず、医師に関しましては、多く欠員が出ておりますのは、変形労働時間制に移行を目指して、42人の定数を配置して、順次その定数を埋めるために医師を配置していく部分、これがまだ12人の医師の配置しかできておりませんで、欠員が出ております。引き続き、変形労働時間制に移行して時間外勤務を少なくするためにやっておりますので、医師の配置、増員に取り組んでいきたいと思っております。

それから、看護師につきましては、欠員が出ておりますのは、主として、年度途中に育児休業に入られる方がいらっしゃって、その補充がなかなかタイムリーにできていないという部分で欠員が出ている状況でございます。通常、看護師の育児休業が出た場合には、臨時的任用職員を募集して配置しておりますけれども、病院現場と連携しながら、できるだけ早いタイミングで補充ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 ぜひ、今とても大事な状況になっておりますので、皆さん方には本当に心から敬意も表したいと思っておりますけれども、ぜひ県民の命を守るという点での、大変大事な現場になっておりますので、医師や看護師、必要な人材の確保にですね、全力を挙げていただきたいということをまず、申し上げておきたいというふうに思います。これは答弁はよろしいです。

次に、保健医療部の141ページのこども医療費の無料化の取組についてですけれども、現在の子供の医療費の無料化ですね、実施内容と効果、今後の計画についてもちょっとお伺いいたします。

○諸見里真保健医療総務課長 お答えいたします。

今、県のほうでは、中学校卒業まで拡大を目指して一拡大にちょっと慎重な団体もございますので、そちらを個別に訪問しまして、制度拡充への理解を求めているところでございます。これまでに8団体全てを訪問しまして、年齢の拡大の必要性と、あと、県内の市町村の状況をお伝えして意見交換を行っております。その結果、おおむね理解は得られているものと認識しているところでございます。

○玉城ノブ子委員 ぜひ、子供の医療費の無料化は私たちもずっと以前から、中学卒業までの、入院も通院もね、窓口無料化の実施をということで要求し続けてきました。これは県民の皆さんの要求にもなっておりますので、ぜひこれはですね、やっぱり実施

の方向で、見通しが立ったということで、確認をしてよろしいのでしょうか。

○諸見里真保健医療総務課長 まだ一部の市町村では少し検討時間がほしいというところもございますので、丁寧に少し意見交換を重ねたりと。ただ、ある程度、もう見通しは立ってきましたので、そこを早期にですね、意見交換をスピーディーに続けまして、早期に方針を発表していきたいなということを考えております。

○玉城ノブ子委員 ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

次に、169ページですけれども、母子健康包括支援センターは、現在、何か所に設置をされておりますでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 令和2年5月に行った調査時点では、14市町村が設置しておりますが、その後、聞き取りで、7月に2市町村が設置したことを確認しております。9月末現在で合計16市町村の設置を把握しております。

○玉城ノブ子委員 支援センター建設に向けての研修や調査検討についてのその内容についてちょっとお聞かせください。

○国吉悦子地域保健課長 県では、母子健康包括支援センターの設置を推進することを目的に、平成28年度から妊娠期からのつながるしくみ調査検討事業を実施しております。当該事業は那覇市、沖縄市、うるま市の3市をモデル市として検討委員会を開催しまして、先進地視察や保健、医療、福祉の各分野の職員を対象に基礎的な研修会や意見交換などを行い、母子保健、子供の貧困、あと、子育て支援、児童虐待防止にわたる沖縄県の現状を把握して、沖縄県の抱える課題を明確にして、共有してきております。

○玉城ノブ子委員 母子健康包括支援センターの果たしてきた役割とその実績について伺います。

○国吉悦子地域保健課長 母子健康包括支援センターの役割としましては、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的に把握をし、妊産婦や保護者の相談に保健師などの専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や、関係機関と連携を調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援の提供が求められております。令和元年までに設置済みの6市町村からの実績報告では、月の平均の電話とかですね、来所相談の実績が設置前は17件でしたけれども、設置後に49件に増えたことや、リスクが中程度の妊婦の把握率が2倍ほどに伸びたとかですね、その時点で予防的な介入ができたということを報告いただいております。また、設置前に比べて、助産師を増

員することで専門的で丁寧な支援が行われるようになったとか、あと、LINEを活用することで、より妊産婦や保護者と関係が取りやすくなって、気軽に相談されるようになったとか、妊娠期からつながることで、出産後スムーズに子育て支援へつなげることができた。あと、センターを周知することで、各機関からいろんな相談が来るようになり、保健、福祉、教育など子育て関係機関との連携、役割分担についても協議する機会が増えたということの報告が上げられております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 安心して子供を産み育てることのできる環境をつくっていくということは大変重要なことだというふうに思っておりますので、その果たしている役割も非常に大きいということがございます。ですから、ぜひ母子健康包括支援センターを各全ての市町村に設置することができるように頑張っていたいただきたいということを申し上げたいと思います。

その決意、頑張っていたいただきたい。

○国吉悦子地域保健課長 令和2年の5月調査では、令和2年度中に21市町村が設置することを表明しておりますので、令和3年度にまた2市町村、実施するというので、今のところ23市町村になる予定ではあります。今、実際に設置していない、設置の予定がないという市町村も18市町村あるんですけども、その理由としましては、既に小さな市町村でセンターの機能を果たしている、もうつなぎながら全数把握をして支援をしているということで、設置につながらないところも多くあります。あと、職員の確保が難しいというところもありますので、県としましても、全市町村の設置を目指して、県の全体的な研修もしてはいるんですけども、それだけではなく、保健師を通してですね、市町村のそれぞれの持つ課題に焦点を当てて、研修会の開催をもう少し具体的にしていきながら、助言等を具体的に、また市町村に、一層支援していきたいと思っております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 ぜひ、頑張っていたいただきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険制度についてちょっとお伺いしたいんですけども。国民健康保険制度の都道府県化によってですね、それぞれ業務はどのように変わってきているのでしょうか。市町村との関係は具体的にどういうふうになっているのでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 平成30年度から新たな国保制度ということで都道府県のほうも保険者と

して、市町村と共同保険者として運営しているというところなんです。役割について、都道府県と市町村の役割ということでそれぞれ申し上げますと、都道府県の役割としては、国保の財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的役割を担うということで、主なものの1点目として、都道府県ごとに国民健康保険の運営方針を定めまして、それに基づいての市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化、医療費の適正化に取り組むということで運営方針を策定。2点目として、毎年度、医療給付費の見込みを立てて、市町村が新たな制度の下で県に納付することとなっている国保事業費納付金の額を決定して、それに係る保険料の標準保険料率を示すというのが2点目。3点目として、県内の保険給付に必要な費用は全額、県の特会のほうから市町村に支払うというのが新たな県の役割となっております。

市町村の役割につきましては、住民との身近な関係の中で、地域におけるきめ細やかな事業をすることによって、1点目が被保険者の資格管理ですね。被保険者証の発行とか、具体的な事務としては、加入・脱退の手続となります。2点目として、保険料の決定については市町村の条例で決定し、決定した額についての賦課徴収事務と。3点目として、保険給付の決定と個々の事情に応じた窓口負担の減免。それから、従来どおり、きめ細かな保険事業の実施ということで、市町村のほうは従来どおりこれまでの保険者として行ってきたもの、1点違うのは、新たな制度で違う部分については、県のほうに事業費納付金というのを納付すると。県のほうから、逆にそれを財源として保険給付に必要な額は全て都道府県が支払うと、この部分が変わっております。

○玉城ノブ子委員 国民健康保険税は、ほかの協会けんぽや、組合健保の保険料と比べて、保険税額はどういう状況になっているのか、皆様方はつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 負担の程度ということで、厚生労働省の資料を基に県で算出した資料になりますが、保険料の負担率ということで比較しました。それによりますと、加入者1人当たりの平均所得のうち、1人当たり保険料がどの程度の負担になっているかという率で比べますと、協会けんぽさん、全国の中小企業の従業員の方が加入する協会けんぽさんですと、所得に対する保険料の負担が7.5%という数字があります。これに対しまして、県内市町村国保の数値につきましては、29年度の実績になりますが、それを基にすると7.5%に対して10.8%ということで、負担率は大きくなっているという状況に

あります。

○玉城ノブ子委員 国保制度のですね、今の構造的な問題とは、何よりもやっぱり、協会けんぽや組合健保の保険料に比べて高過ぎるということだと私は思うんですよね。国保に加入している所帯は年金生活者や非正規雇用労働者が多いという、それと同時に、国が国庫負担金を大幅に削減したことによって、国保税が県民の負担能力を超える額になっているというのが県民の声になっているんですけれども、それに対する皆さん方はどういうふうにお考えでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 おっしゃるとおり、ほかの被用者保険と比べまして、国保の構造的課題と言われるものが一年齢構成については、退職をした後に加入されたりとか、そういう事情もあって年齢構成が高いと。それから、年齢が高いと、やはり医療費水準がほかの被用者保険より高いと。それから、財政基盤については、所得水準が低いということで、年金の受給しかない方ですとか、あと、無職の方ですとか、そういう方の加入の関係で所得水準が低い。先ほど答弁申し上げましたとおり、保険料負担が収入に対して負担になっているという部分については国保の構造的な課題であるということ認識しております。これにつきましては、全国知事会、全ての都道府県知事の総意として、知事会の要望でも、従来から、構造的課題に対して様々な財政支援の方策を講じるようにということで、国のほうに要望しているところです。

○玉城ノブ子委員 今、お話もございましたけれども、国民健康保険制度の構造的な問題があるということで、全国知事会など地方公共団体の国保制度改革の協議の中で、国保の構造問題の解決策として、3点について国に要求しているということなんですけれども、もう一度、この3点について、この内容についてちょっとお伺いいたします。

○山内昌満国民健康保険課長 直近の知事会の要請としましては、本年、令和2年6月に、次の令和3年度の国の施策並びに予算に関する提案要望書というのを出してございまして、その中では医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るということで、国の定率負担の引き上げですとか、あと、国保にしかない付加の方法として、子供の均等割の廃止、それから、子供医療費の助成の減額調整、これについても、この3点についても明文中で記述して、様々な方策を講じるようにということで要望しております。

○玉城ノブ子委員 私たちは、この国民健康保険制

度の都道府県化の問題が出たときに、やっぱり懸念される問題として出てきているのが、国の最大の要求が各市町村の国保特別会計の赤字削減の名で、市町村独自の法定外繰入を解消していくことではないかという疑問の声が上がっているんですよね。都道府県の指導によって計画的に削減・解消するよう求めているのではないかと出ておりますけれども、これについてはどうでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 市町村国保につきましては、先ほど来、委員からも御質問がある低所得者層及び高齢者の加入割合が高いというような構造的な課題を抱えておるといところで、市町村におきましても国保の加入者の生活状況を勘案して、保険料収入で賄うことが難しいという状況を踏まえて、やむなく一般会計から法定外繰入を実施していると考えております。一方で、また、この一般会計の繰入れにつきましては、法律に基づきまして、国保の低所得者の方の保険料の減額の部分を埋め合わせるための法定の繰入れですとか、そういうのは一般会計で法定のものもやっているところ、その法定以外の部分についても繰入れをするということにつきましては、国保以外の方の財源もそこに含まれているということで、やはり受益者負担の観点からは、県としてもそこは改善すべき点だと考えております。

国のほうにおきましては、国の通知に基づきまして、法定外繰入を含めて、赤字のある市町村については県と協議の上で、赤字削減・解消計画を定めて取り組むようにということで通知がありまして、県のほうも市町村のほうと相談を受けながら計画を策定しておりますが、その計画を策定するに当たっては、やはり無理がないように、実現可能性があるようにということで、それぞれの実情に応じた対応と、もし、解消のための方策として保険料を上げるという方策が必要であれば、そのときには激変緩和の観点も含めて慎重に、生活実態に即したことを考慮して判断していただきたいということで助言しているところです。

○玉城ノブ子委員 国の主張どおりに法定外繰入がなくなれば、国保税が大幅に引き上げられるということになればですね、今の市民の負担能力をやっぱりはるかに超える額になっていくんですよ。これでは、県民の暮らしも健康も医療も守っていくことができないというふうなことになると思います。ですから、そういう意味では、今の国保制度のどこに問題があるのかということをしつかりと踏まえて、先ほど、全国知事会が、国保制度そのものには、やっぱり全国的な、構造的な問題があると、ここを解決

しない限り、国民健康保険制度の維持をしていくことはできないということもございますので、そういう意味では、すぐ一概に、一般会計からの法定外繰入をやめて、すぐ国保税の引き上げということにならないように、そこら辺は皆さん方がしっかりと各市町村との話し合いをしっかりとやってですね、国保税の引き上げにならないような、そういう状況をやっぱり皆さん方がつくっていくということが必要だというふうに思いますけれども。

○山内昌満国民健康保険課長 保険料の在り方につきましては、我々も新たに30年度から共同保険者として県のほうもやっておりますので、市町村のほうとも、現在の被保険者の方の負担の観点も十分考慮して意見交換していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 全国知事会の国への要望でも明確になっております。国の負担金をやっぱり増額するよう求めています。均等割の見直しと国庫負担金減額のペナルティーをやめるよう要求しています。そういう意味では、県としてもその認識の上に立ってですね、今後の国民健康保険制度の運営に当たっていただきたいというふうに思っておりますので、最後にぜひ決意をお願いします。

○大城玲子保健医療部長 委員おっしゃいますとおり、国保の関係につきましては構造的な課題も多々ございます。ですので、全国知事会も通しまして、国の負担率の引き上げであるとか、先ほどおっしゃいましたように子供にかかる均等割の件であるとか要望してまいりたいと思います。また、県も保険者となりましたので、市町村と連携して、そのような課題に取り組んでいきたいと考えております。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 お願いします。

まず、コロナ禍の中で医療現場、あるいは保健事業に関わる皆さんが苦勞しているということに心より感謝申し上げたい。この決算審査の中で、その努力がまた生かされるような形に議会としてもなればいいのかと思います。

それで、まず最初に、意見書152ページにあります医学臨床研修事業の事業概要、あるいは効果、あるいは課題についてまず伺います。

○宮城優医療政策課長 医学臨床研修事業はですね、国家試験に合格した医師は2年間の臨床研修を経た後、通常3年間の専門研修を行い、専門医資格を取得することが一般的となっております。医学臨床研修事業は、県立病院で専門研修を行う専攻医について、専門研修の1年目及び2年目は保健医療部から

病院事業局に養成を委託し、3年目は専門研修の一環として北部及び離島地域の県立病院または診療所で勤務させるという事業になっております。

効果・課題ということでしたけども、医学臨床研修事業の実施により、県立病院で2年間の研修を終えた医師が北部及び離島地域の県立病院または診療所に勤務することにより、北部及び離島地域の医療提供に貢献できたものと考えております。課題としましては、先ほど午前中にも答弁をさせていただいたとおり、平成30年度から実施された新専門医制度によりまして、専門の症例数が多く、研修の環境が充実していると見られる大都市の医療機関に専攻医が流出する傾向がありまして、その結果、県立病院での専攻医の採用が減少傾向となっていることが挙げられます。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 事業実績の表について、若干何点か質問しますが、単独事業と交付金事業と分けられています。この違いというのはどういう意味ですか。

○宮城優医療政策課長 単独事業、一般財源を使ってですけども、主として、県立の離島診療所で勤務する専攻医を養成するものです。交付金事業においては、県立の北部、宮古、八重山病院で勤務する専攻医を養成する事業という形で分かれております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、効果のほうで、養成した医師20名、離島・僻地に貢献している、具体的にはどちらに配置されたのでしょうか。

○宮城優医療政策課長 県立北部病院に4名、県立宮古病院に7名、それから、県立八重山病院に7名、それから、伊是名診療所に1名、南大東診療所に1名でございます。

○瀬長美佐雄委員 当初予算と決算額の開きがあるということ、当初55名が36名になったという説明だったかと思いますが、専攻医を養成したのは37名と記載してあるので、それが一つは間違いなのか。あと、決算額としては2億6900万円と、ところが最終予算額は3億2900万円ですよという、この差額が意味しているのはどういうことなのか確認します。

○宮城優医療政策課長 まず人数についてですね、採用人数37名でありましたけれども、途中で1名が退職しております。それから、その予算と決算の差額の部分でございますが、50名分をですね、例年、県立病院で養成予定の専攻医の数を基に50人分の予算を確保したところでございましたけれども、採用が予定どおりできなかったということで、先ほど申し上げたような、主に大都市の医療圏に、専門研修

に流出した等々の理由によりましてこの人数にとどまったということでございます。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、養成して36名、北部離島には20名、残り17名はどちらに勤務されたということでしょうか。

○宮城優医療政策課長 令和元年度の専攻医の養成数はですね、令和元年度に県立病院に採用された専門研修1年目の専攻医17名及び同年度に専門研修2年目だった専攻医20名の合計数でございます、このため、現在勤務している20人を除く17名は、現在、専門研修2年目に従事しているということでございます。

○瀬長美佐雄委員 次に158ページです。

看護師等の養成所に対する運営費補助となっておりますが、これについての効果や課題について伺います。

○知念寿子保健医療総務課看護専門監 看護師等養成所運営費補助事業ですけれども、これにつきましては、看護師等の養成所の運営費の補助として、県内の民間立看護師養成校5校に対して、令和元年度は1億4873万4000円を補助しております。効果ですけれども、現在ですね、効果につきましては、県内の看護師等養成所の総定員に占める民間立養成所の定員比率は68.6%と大きいですので、看護職員の養成確保に果たす役割が大きく、県内の看護職員の確保と資質向上に寄与しております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、この金額の中に、学校を支援するという形ではどのような支出、支援、具体的にはどんなことやっているんですか。

○知念寿子保健医療総務課看護専門監 運営費の補助でございますので、補助金の使途につきましては各学校の判断になりますけれども、教員や事務職員の給与等、また、部外講師への謝礼、学生の教材費、臨床実習の経費などとなっております。

○瀬長美佐雄委員 153ページの医師確保対策事業について何点か伺いますが、まず、これの効果、課題について伺いたいと思います。

○宮城優医療政策課長 医師確保対策事業、修学資金の貸与の事業ですけれども、平成19年度から実施しております、令和元年度までに198名の医学生及び研修医に対し修学資金等の貸与を行っております。また、令和元年度までに大学を卒業し専門研修を修了した31名の医師が離島・僻地の医療機関で勤務しております、令和2年度には7名の医師が離島・僻地の医療機関で勤務しております。

課題ですが、この主要施策の報告書の下の方に課題ということで記載しておりますけれども、課題

というよりは、事業を補完する重要なポイントということで、修学資金の貸与を受けた医学生等には、自らが将来、離島・僻地の医療を担うことになるという責任感を持たせる必要があると考えておりまして、そのため、卒前・卒後の教育のほかですね、離島・僻地の医療や、生活環境に触れる機会を提供する離島実習などの取組により、地域医療への理解と関心を高める施策を実施しているということでございます。

○瀬長美佐雄委員 昨年度の決算書を読みますと、30年、31年度に10名の方が義務履行を行っております。今回もあります、昨年度ですね、いわゆる義務的に勤務という意味なのか、義務勤務に従事しているという、そこら辺はこの制度の仕組みということで理解していいのでしょうか、状況をお願いします。

○宮城優医療政策課長 義務履行というのは、要するに、修学資金の貸与を受けた医師は、離島・僻地の医療機関に勤務してですね、その期間が終了すると貸与された資金については免除ということになりますので、そういう意味でその期間中は、義務履行と一そういうことになっています。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、4月から7名、離島・僻地で頑張っていると。どこに配置されているのでしょうか。

○宮城優医療政策課長 令和2年度に離島・僻地に配置した修学資金の貸与を受けた医師7名ですね、北部地区医師会病院の内科1名、それから、県立北部病院が同じく内科1名、県立宮古病院内科1名、県立八重山病院内科2名、産婦人科1名、それから、渡名喜診療所に総合診療科1名となっております。

○瀬長美佐雄委員 今現在、いわゆる診療所について、去年の決算審査の中では、なかなか配置が厳しいという議論が交わされていますが、この年度、昨年度、診療所の体制はしっかり確保できたというふうな対処になったのでしょうか。

○田仲斉病院事業総務課医療企画監 今年度の診療所という認識でよろしいでしょうか。

昨年度と同様で、1診療所が巡回というか、ドクターのローテーションで診ているんですが、残りの15か所は医師が充足しております。巡回の1か所とは、津堅診療所です。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ常駐をとということを目指しておりますと、去年の審議で答えておりますので、そこら辺はぜひまた頑張ってください。

次にですね、県立看護大学の状況について伺いたいと思います。ちなみに、卒業生、国家資格合格

者、看護大学の皆さんの就職状況はどうなっていますか。

○知念寿子保健医療総務課看護専門監 県立看護大学の令和元年度の学部卒業生72人ですけれども、卒業時点の進路は看護師が60人、保健師が4人、進学が4人、未定が4人となっています。そして、就職者64人のうち県内就職は50人、78.1%が県内で就職しております。県外就職は14人、21.9%となっております。県内就職者50人のうち病院に就職したものは48人、96%ですね。市町村1人、その他1人となっております。

○瀬長美佐雄委員 県立看護大学校の運営課題の中で、ベテランとの交換の時期であるとか、いわゆる教師の確保とか、課題に書かれていましたが、現状はどんな状況で対応していますか。

○知念寿子保健医療総務課看護専門監 教員の確保の状況でよろしいでしょうか。教員の確保につきましては、現在48人中、5人が欠員となっております。

○瀬長美佐雄委員 その欠員という状況での対処はやっぱり急がれるかとは思いますが、任用で臨時で対応したりということでやりくりしているのか、あるいはしっかりした教師としての確保、めどは立っているのか、どんな状況でしょうか。

○知念寿子保健医療総務課看護専門監 常時、教員を募集している状況ではございます。

○瀬長美佐雄委員 しっかり応募に伝えていただいて、充実させていただきたいと思います。

薬学部の設置の取組について確認ですが、昨年度の決算審査の中で、薬学部の必要性についてモデル事業とか県内の実態調査をしていますということで、その調査結果を踏まえて、どの方向に今進もうとしているのか伺います。

○池間博則衛生薬務課薬務室長 本県の人口10万人当たりの薬剤師数は全国最下位の状況にあり、平成27年4月に、沖縄県薬剤師会から沖縄県知事宛て、琉球大学への薬学部設置の要望書が提出され、平成30年6月には沖縄県薬剤師会、沖縄県医師会、沖縄県看護協会が連名で、県内国公立大学への薬学部設置を求める署名活動を実施し、約10万筆の署名が琉球大学学長に提出されております。県は、県内国公立大学への薬学部設置について、沖縄県薬剤師会とともに令和元年5月に琉球大学、令和元年7月に名桜大学と意見交換を行っております。また、本年度から、県内薬剤師需給予測及び薬学部設置可能性等調査事業を実施し、県内国公立大学への薬学部を設置する場合の課題及び設置の可能性について調査を行っているところであります。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに、結論はいつ頃出るのか、薬学部の必要性は認識されているようですので、それは実行に向けての検討、どういう見通しでしょうか。

○池間博則衛生薬務課薬務室長 この事業が、単年度事業ということではあるんですけど、それも含めて結果等も考慮しながら、今後、薬学部設置も方策という形で考えていっている状況ではあります。全体として調査していく所存であります。

○瀬長美佐雄委員 大学への委託になるのか、そこから辺との関わりだと思えますが、ぜひ進めていただきたいと思えます。

次、病院事業局に行きます。審査意見書のほうで、5年ぶりの経常収支が黒字になったということで、その要因についてはどんな分析をされているのか伺います。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えいたします。

令和元年度の沖縄県病院事業会計の決算におきまして、経常収支が前年度に比べて8億9365万2728円改善をいたしまして、5年ぶりに4億3446万6643円の黒字を計上しております。黒字の要因は幾つかあると思えますが、病院事業局のほうとしては、材料費の増などの費用の増があるものの、各県立病院における民間医療機関からの紹介患者の受入拡大のほか施設基準の取得、それから、手術件数の増など、各県立病院の収益確保の取組が功を奏したこと、それから、一般会計繰入金が増が経常収支の黒字化につながったというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 この決算書のほうに記載しているのは沖縄県病院経営計画、29年から32年度、今年度までだと思いますが、これについては、目標との関わりでの点検というか、どう見ているのか伺います。

○古堅圭一病院事業経営課長 病院の経営計画の目標値と到達の評価ということでお聞きになられていると思えます。お答えします。

平成29年度に現在の現行病院経営計画を策定しておりますけれども、経営計画の中では3つの基本目標、まず1点目に経常収支の黒字の確保、それから、投資資金の確保、それから、手元流動性の確保、この3つの基本目標を大きな柱に据えております。まず、経常収支の黒字確保の到達、達成状況については、目標値を大幅に上回る13億3200万円の黒字を令和元年度に確保しまして、目標を達成しております。それから、投資資金の確保につきましては、目標値5億2600万円を約200万円ほど下回ってはおりますけれども、ほぼ目標を達成したのではないかなと考え

ております。それから、3点目の手元流動性の確保につきましては、残念ながら、目標値を約20億円ほど下回る26億200万円の手元現金でありまして、この手元流動性の確保の部分については、残念ながら目標を達成できておりません。総括ということでありますけれども、5年ぶりに経常収支を黒字化しましたけれども、先ほど来出ております医療人材の確保、それから、医療機器の整備、それから、職員給与比率の適正化など、解決すべき課題がまだ幾つか残されておるところであります。病院事業局としては引き続き、経営の安定化、健全化に向けて、引き続き取り組んでいきたいということで考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 5ページのほうに記述されているのが、前年度に比べ69人増やしました、2955人となっています。ところが、医師の欠員等により、診療科の休診や診療の制限も行われているということになっていますので、この医師欠員によって休診の実態、どういう意味なのか伺います。

○田仲齊病院事業総務課医療企画監 お答えします。

県立病院におきまして、医師不足による外来診療を休止している診療科が、北部病院では泌尿器科、中部病院では眼科、そして、八重山病院でも眼科の3診療科となっております。一部、医師不足によって、診療の一部を制限している診療科としましては、北部病院の脳神経外科となっております。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 去年の委員会のやり取りの中で、医師不足、看護師不足、これ課題です。同時に事務方だって大事な仕事になっているが、なかなか厳しいと。でも、部内としては生きがいを持って、厳しい中でもキャリアアップを図って、とにかくいい職場環境を目指して頑張っていきますという院長先生の言葉がありました。その実践状況との関わりというのでしょうか。例えば休職者の状況、あるいは退職してしまう職員の状況、様々あるかと思いますが、どんな状況なのか、概括として分かるのであれば伺います。

○佐久本愉病院事業総務課人事労務管理室長 休職者の状況ということで御説明いたします。

病院事業局における休職者数でございますけれども、9月1日現在で何年間か比較いたしますと、平成30年度が127人休職、令和元年度が149人、令和2年度は157人となっております。ちなみに、休職事由で最も多いのは育児休業ということになっております。

○瀬長美佐雄委員 育休なので当然ですが、それに対してのフォローする事業もあろうかと思いますが、

実態としてはしっかりカバーできているという状況でしょうか。

○佐久本愉病院事業総務課人事労務管理室長 育児休業につきましては、主に、臨時的任用職員を任用することでカバーしております。なかなか100%採用できるという状況ではございませんけれども、できる限り努力をして採用するように努めているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 北部基幹病院の流れの中での確認ですが、やっぱり基幹病院になる上で、県立病院自体が救急医療、小児・周産期医療、あるいは離島・僻地と、感染症、精神医療など、政策医療を提供している重要な役割があります。この北部基幹病院に移行する中で、公的責任は絶対放棄できないし、後退させられないということになるかと思いますが、その取組の中で、現状でも北部病院の厳しい状況も先ほど答弁ありましたが、この統合に当たって、やっぱりクリアすべき観点と、基幹病院になる、移行する中で、今、抱えている課題が解決できるというふうな希望、あるいは期待というのを持って臨まれているのか、現場の北部病院としては、どういう形で統合に向かうのかという点で意向として伺っておきたいと思いますが。

○久貝忠男北部病院長 基幹病院に関しては、保健医療部といろいろ段取りをいたしまして、今、部会が行われていますけど、当院においてもですね、ワーキンググループを設置しまして、事務方、医療部、あとは、看護部、コメディカルと、そういうので、どういう魅力ある病院にするか、あるいはどういうふうにしたら北部で働いていけるのかということ、ワーキンググループをつくってですね、その意見を吸い上げて、部会に上げて、行く行くは協議会に上げてということで、今、北部に在職している方々にいろんな意見を聞いております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 現場の声を受けて、それこそ、保健医療部のほうで統合に当たって、そういう現場の声が反映されることは当然、同時に期待される県民が安心できる医療機関、病院という点でやっぱり責任は重いと思うんですね。そこら辺のきっちりとした方向性をどう進めるのかという点で、決意なり伺いたいと思いますが。

○真栄城守医療企画統括監 お答えいたします。

まず、公立北部医療センターにつきましては、整備協議会、それから、幹事会を設置をしまして、その構想計画の検討を進めていくこととしております。その協議会、幹事会の中では、それぞれの北部12市

町村の首長さんですとか、幹部の職員の方に入っていていただいて協議をいただきますので、そういう意味では、北部の地域住民の声を反映させるという仕組みはその中に担保されているかと思えます。その上で、そのメンバーの中には、県立病院のほうからも、医局、それから、北部病院、そして、北部地区医師会、北部地区医師会病院からも御参加いただいております。そういう意味では、医療の面からも十分な検討がされるというふうに考えています。特に、今回の統合につきましては、北部におけます医師の確保といったものが大きな課題になっているという大前提の下に作業を進めておりますので、そういう意味では、やはり地域にとって必要な病院ということだけではなくて、医者から選ばれる病院というような観点からも、その内容を検討する必要があると考えています。それにつきましては、今現在、幹事会の下に医療機能部会というのを設置しております。その中にはそれぞれ北部病院、それから、地区医師会病院のドクター複数名に入らせていただきまして、医療機能の面、そして、魅力ある病院の内容についての検討を進めていただいているところでございます。そういう意味では、地域の期待に沿うように、なおかつ医療機能が発揮できるような病院といったものを目指してですね、作業を進めていきたいというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 意見書の5ページの(3)会計事務等については是正改善を要する事項が指摘されていて、その中に不適正な処理が確認されると、指摘件数も多いという状況。どんな状況なのか、それにどう対応していくのか伺います。

○古堅圭一病院事業経営課長 昨日の安慶名代表監査委員のほうからも御説明があったかと思いますが、病院事業会計の令和元年度の定期監査におきまして、17件ほどの指摘を受けております。前年度の31件から14件ほど減ってはおりますけれども、依然として、会計事務の処理を誤るとか、軽微なミスを含めた幾つかのミスが指摘をされております。指摘内容としては、未収金の関係が8件ほどあります。それから契約関係、それから会計処理の関係、それから給与手当の認定関係等々、経理処理の誤りが指摘をされております。原因としては、病院事業局としては、会計事務の経験が非常に少ない職員が非常に多いということと、あと、出納事務の知識、それから、ノウハウの蓄積がまだ十分でないというのがありまして、14件の指摘につながったのではないかなということで考えております。ただ、こういう指摘は一件たりともあってはならないものと受け止めておりま

すので、昨年から実施をしております事務点検とか、あるいは対象者別の研修であるとか、それから、管理監督者のための研修であるとか、実際に事務を担当する方々の研修だけではなく、指揮監督をする管理者の研修等々を含めて、こういう指摘がなされないように、事務処理の改善に取り組む必要があると考えております。

○瀬長美佐雄委員 6ページのほうに新型コロナ感染の対応についてという指摘があつて、まさに現状頑張ってくださいっていますが、空床補償の手続で、まだ全ての病院が申請さえできていないと。この原因、手続も煩雑で厳しい仕組みも指摘されていますが、なぜできていないのか確認したいと思えます。

○宮城優医療政策課長 空床に関しては、6月補正等々で予算化、国の交付金を受けまして、財源として予算化させていただいて取り組むことになってきたわけですけれども、国の交付金のマニュアルの中で、重点医療機関の指定という作業、手続を踏まえた上で交付金を執行できるというような流れになっていて、病棟単位で受入れを行ったとか、そういう要件が定められているんですけれども、医療現場の皆様と意見交換をする中で、やはり、いろんなちょっと実情と違う部分もいろいろあるんだということがだんだん分かってくる中で、国のほうとも再三、意見交換、それから考え方の確認をやってきたというところに、ちょっとかなり時間を要してしまったところがございます。ですので、その指定の作業がちょっと長期にわたって時間を要したということがあつて、9月の初旬に、ようやく4月から6月分の申請の手続について、各医療機関に対してその実績報告を求めて、今、ここに至るという状況でございます。

○瀬長美佐雄委員 空床補償の額が入ったとしても、この間の外来、あるいは入院患者、先ほどのそれぞれの病院の状況を伺うと、減収補填ではないわけですよ。ですから、赤字必至と。これをどう乗り越えるのかという点では、やっぱりこの半年、どれだけの赤字になっているか現実をしっかりと調査した上で国に示して、これは国の責任で医療機関を守ると、守れという立場で要請する必要があると思えます。その取組は具体的にどうされるのか、最後に確認します。

○宮城優医療政策課長 確かに、その空床補償というのは減収補填の支援メニューではございませんので、県としては9月9日に、知事のほうから厚労大臣に対しまして、診療報酬の引上げとか医療機関に対する財政支援の強化について要請を行ってきまし

た。それから、9月26日に全国知事会議の対策本部会議が行われまして、その中でも知事のほうから診療報酬の引上げとか、全ての医療機関に対する経営支援を強化することについて強く求めたところではあります。同日、全国知事会のほうでも緊急提言という形で、これらの要望事項について盛り込まれる形で要請を行うという流れになってきております。これはやっぱり沖縄はもちろんですが、全国的な影響というのはかなりのものがあると思っておりますので、国会の動き、それから、政府の動きも我々注視しながら、今後もちよっといろんなタイミングを見ながら取り組んでまいりたいと考えております。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 お疲れさまです。よろしくお願ひいたします。

私も最初に、皆さんにコロナ対策での連日の御対応、本当にありがとうございますと感謝を申し上げます。また、少しずつちよっと陽性が確認されたというような報道が出てですね、少し気になっているところですが、やはりワクチンができるまでは、もう感染に気をつけながら日常生活を少しずつ取り戻していくしかない。その中で、やっぱり感染してしまった方への治療という意味では、もう病院は最前線ですので、引き続き皆様の御苦労は続くかと思っておりますけれども、一緒に頑張っていきたいと思っております。

では、質問をさせていただきます。

最初に、主要施策の150ページ、特定不妊治療費の助成事業についてお伺いをいたします。こちらの事業の概要と、平成17年度から続いているということですが、これまでの実績や利用状況について傾向がありましたら教えてください。

○国吉悦子地域保健課長 特定不妊治療費助成事業につきましては、県は平成17年度から不妊治療の経費負担の軽減を図ることを目的として、高額な医療費のかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精について、年齢、所得、助成回数の制限を設けて治療に要した経費の一部を助成しております。

○喜友名智子委員 令和元年度の実績としては、延べ1336件の助成があったとあります。これですね、何組の御夫婦が利用されたのか、利用者数については沖縄県の数字はお持ちですか。

○国吉悦子地域保健課長 御夫婦の組数は798組でございます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

私の同年代でも不妊治療に取り組んでいる方、やはり多くて、非常にニーズの高い事業だと理解しております。これは今、国のほうで保険適用を検討しているという話が出てきていますけれども、県のほうではこの国の動きをどういうふうに見ているのでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 報道によりますと、国は不妊治療にかかる保険適用の議論には一定の時間がかかるため、まずは所得制限の撤廃など、既存制度を拡充して、幅広い世帯を対象に、経済的な負担を軽減する方向で検討に入ったとされているところでございます。県としましては、引き続き国にも確認をしながら、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

○喜友名智子委員 これは国の制度に従っての助成だと思っておりますけれども、参考までに今の所得制限の金額と適用条件について、改めて確認をさせていただきます。

○国吉悦子地域保健課長 まず、所得のほうはですね、御夫婦の合計所得が730万円未満であることです。要件としましては5つあるんですけれども、全ての要件を満たしていることが必要となります。まずは、法律上の婚姻関係にある夫婦であること。あと、夫婦の双方または一方が沖縄県に住所を有していること。先ほどの合計所得の730万円未満。それと、指定医療機関で治療を終えて申請になりますので、治療を終えていること。それと、あと治療開始時点での奥さんのほうの年齢が43歳未満であることというのが、この5つの条件があります。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

すみません、ちょっと通告していないんですけれども、少し県のほうで検討されたことがあるかどうかお聞きしたいのがですね、最近では、婚姻によらず事実婚での生活をするカップルというのも増えていますが、この制度をどう適用していくかという議論は過去に行ったことはございますか。

○糸数公保健衛生統括監 お答えいたします。

平成17年度からこの事業が始まって、県のほうは国の制度にのっとった形ですと助成をしておりますけれども、その要件の中に、やはり夫婦関係にあることということがございますので、そちらは特に、これ以外の夫婦にということはまだ検討したことはございません。ただ、これはあくまでもこの助成の事業の対象のことでございますので、実際は、この助成を受けずに不妊治療を行っている方々もいらっしゃるしまして、その中ではそういうふうな要件とい

うのは、そこは考慮しなくてもいいと思うんですけど、県としてはまだ議論をしたことはないという状況でございます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

今、家族の在り方も本当に多様になってきてですね、結婚制度というののもとても大事なんですけども、その枠組みの外でやはり生きる人たちというのも増えていますので、ぜひ今後、国の動きも見ながら、新たな議論の展開もしていただければと思います。ありがとうございます。

次が、143ページみんなのヘルスアクション事業について伺いをいたします。こちらの事業の目的と、これまでの取組の実績についてどのように評価されているのかお聞かせください。

○宮里治健康長寿課長 みんなのヘルスアクション事業は、働き盛り世代の健康づくりを促すために、健康づくりに関する普及啓発イベントの事業であるとか、事業所における健康経営の取組を推進するためのセミナーの開催、あるいは市町村が行う健康実態調査の手法や評価方法のマニュアル策定を行う事業というふうになっております。これまでの成果としまして、様々な健康イベントを通して普及啓発を行うことによって、県民に対して働き盛りの健康が重要であること、それと健康課題があるということと、そういった働き盛り世代の課題として、やっぱり生活習慣病があるということ、健康的な生活習慣が重要であること等の普及啓発を県民に周知してきたということが成果であるかと考えております。

○喜友名智子委員 働き盛り世代ということで、やはり企業一県内の中小零細企業に対しての働く人たちの健康への意識づけという意味では、一定の役割を果たしたと考えております。

この事業をする中で、県内の企業さんに対して健康経営の支援をどう行ってきたか、これまでの取組を教えてください。

○宮里治健康長寿課長 健康経営の県の取組の具体的なことについては、健康経営の取組事例であるとかですね、実践方法を紹介する沖縄版の健康経営ハンドブックを作成しております。そのハンドブックを作成しまして、各商工会や商工会議所等への提供を通しまして、中小企業を含めた事業所への周知を今、図っているところであります。また、経営者を対象としました健康経営に関するセミナーも開催しているところでございます。

○喜友名智子委員 これまでですね、経済団体や働く人たちの代表である労働組合などから健康経営についてのヒアリングや要請などはあったでしょうか。

○宮里治健康長寿課長 県では、平成30年度ですけれども、県内企業の約30社を対象とした健康経営の推進のための実施体制に関する調査を実施したところであります。その調査結果を踏まえまして、経済団体であるとか、あるいは保健医療関係者、医療保険者等を交えた意見交換会を行ったところであります。その中で、その会議の中では、従業員の健康状態と生産性の関係性や健康経営の取組の方法、あるいは専門的な立場からの助言が必要であるなどの意見が出されていたところであります。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

その取組の中で、事業がほぼ過去10年間にわたって行われてきています。この10年間の成果の中で、県民の健康だったり、健康意識にどういう評価、影響を与えたか、達成度をどう評価しておられるでしょうか。

○宮里治健康長寿課長 例えば健康経営の実践企業、県の県民会議の取組として、健康経営の実践企業を指標としているのがございます。その状況を見ますと、例えば平成29年度では114の事業所が登録をしていたんですけれども、翌年の平成30年度では173の事業所に増えているところでございます。順次、労働局、あるいは協会けんぽと連携しながら、そういった取組を強化して、登録事業所を増やしていきたいというふうに考えております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

登録事業所が増えていくということは、やはりその分、健康のことを考える経営者が、会社が増えるということですので、今後もぜひ取り組んでいただきたいと思っております。ハンドブックも見させていただいたんですけれども、実例がすごく豊富ですね、まだ取り組んでいない企業さんに対しても大変に参考になる資料かなと思います。こちらでもぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけれども、残念ながら事業期間が令和2年度で終了になっていることが少し気になっております。過去に作ったハンドブック等々は、事業が終わった後はどういうふうに県内のほうに周知、広げていく予定でしょうか。

○宮里治健康長寿課長 ハンドブックについては県のホームページでもダウンロードできるようにしていきたいというふうに考えております。

○喜友名智子委員 あともう一つ、これですね、みんなのヘルスアクション事業を見ますと、事業所内での運動だったり、日々の食事や飲酒に対するアドバイスといった身体的な取組が多いように思います。ただ、今の働く人たちの環境を考えますと、どちらかというとメンタルの部分、鬱病や心の病といった

ところの課題が最近多くなっているように思います。今後ですね、こういった身体的な健康の部分と、メンタルヘルスの部分と、これまでやってきた取組から延長していくというような予定はありますか。

○宮里治健康長寿課長 事業所の健康づくりの事業としては、このヘルスアクション以外の事業所の健康づくり補助を出すという事業も今、やっているところでもあります。その中では事業所が様々な食事であるとか、食生活であるとか、あるいは身体活動、そういった取組もプラスいろいろなセミナーを開催することも対象としておりまして、その中でメンタルに関するいろいろセミナーを開いたりということも可能かとは思いますが、現在、実績としてそういったのはかなり少ない状況であります。

○喜友名智子委員 私も会社員経験が長かったので、やはりこういった取組をする企業と、まだまだなかなかそこまでやるのが追いつかない企業とでは、従業員の働く環境にとっても大きな影響を与えていると思います。ぜひですね、職場で一人私たちの1日の大半は職場で過ごすものですので、なかなか資金的な体力のない県内の中小零細企業さんにもこういった取組をぜひ広げていていただきたいと思います。

次が169ページの専門医派遣巡回診療支援事業についてお伺いをいたします。

こちらの事業概要とですね、離島住民の受診機会確保を図るという目的でこの事業をどのように今、評価されているのかお聞かせください。

○宮城優医療政策課長 昨年度、令和元年度で申し上げますと、6離島で計90回の巡回診療を実施しております。延べ925人の離島住民の受診機会の確保を図ることができたということでありまして、基本的にはずっとこれまでどおり、これは継続していかなければならない事業だと考えているところでございます。

○喜友名智子委員 派遣された専門医というのは、こういった科目で派遣されているのでしょうか。

○宮城優医療政策課長 専門医の内訳ですけれども、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、精神科、皮膚科となっております。

○喜友名智子委員 離島を回っていますと、私が何件かお伺いした中で、やはり歯科と眼科、なかなか離島では病院を開くということがほぼ難しいというお話も聞いていますので、ぜひこれも引き続き取り組んでいていただきたいと思います。この事業について、各派遣した島の住民の皆さんからはどのよ

うなニーズや要望、今後の期待があるでしょうか。

○宮城優医療政策課長 この事業は、公益社団法人の地域医療振興協会のほうに委託して実施しておりますけれども、島民からの要望について県のほうでは直接は把握はしておりません。ただ、この委託先の担当者で、島民の健康状態を一番把握している市町村の役場の職員とか、それから、診療所の先生とですね、調整を行ってやっているところではあります。ただ、今月の初旬には、またある離島の方、職員の方から、我々のほうに、今おっしゃった歯科の御相談等々もあつたりしたもんですから、そのあたりは、我々、横の連携といえますか、情報を共有して、対応を検討してまいりたいと考えております。

○喜友名智子委員 ぜひ、委託元として、情報共有で島の住民の方のニーズにはしっかりと応えていただきたいと思います。ありがとうございます。

それから、次がですね、173ページ、水道広域化推進事業についてお伺いをいたします。こちらの事業の概要、内容からまず教えていただけますか。

○新城光雄衛生業務課長 離島の簡易水道の多くは、水資源に乏しく、自己水源で浄水から給水までを一括して行っていること、さらに運営費用が割高である淡水化施設などの高度処理を導入していることなどから、本島地域と比べ水道料金が低い状況にあります。そのため、県は、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところでございます。

○喜友名智子委員 この事業の目的と内容の中に、県企業局へ支援を実施するとあるんですけれども、この支援の中身を具体的に教えてください。

○新城光雄衛生業務課長 本島周辺離島8村への水道用水供給拡大を実施する県企業局へ財政的支援を実施しております。内容としましては、県企業局は、水道用水供給拡大のため、ハード交付金を活用し浄水場の整備等を行っており、県はソフト交付金を活用し、県企業局が水道広域化を進めるための必要な各種調査や機器整備にかかる費用を支援しております。令和元年度は総額4567万4000円を計上しており、その内訳は、座間味村座間味地区の施設基本設計に1839万7000円、渡名喜村の水道施設整備診断等に1016万円、北大東村の集中監視装置整備に753万9000円、座間味村の阿嘉、慶留間地区の集中監視装置整備に771万1000円を支援しております。

○喜友名智子委員 執行率が2.1%と、ほぼ進んでいませんという数字になっています。事前にお伺いしたところ、阿嘉、慶留間地区での関連工事の遅延が原因と伺っております。これですね、今後どの

ように事業のほうを進めていくのか、現状をお聞かせください。

○新城光雄衛生業務課長 座間味村阿嘉、慶留間地区の関連工事が遅れていますけれども、この内容につきましては、集中監視装置整備工事の前段の建築工事において、全国的に高力ボルトという資材の入手難が生じ、関連工事に遅れが生じておりますが、この入手についても、今後、入手できるようになりますので、令和3年3月までにはできるという流れになっております。

○喜友名智子委員 離島の皆さんにとっては水道で安心して飲める水の確保というのは日々の生活に関わる問題ですので、こちらはきっちりと進めていただければと思います。私が、この推進事業について少し明るくないので、確認だけしたいんですけども。衛生業務課のほうで行っている企業局への支援というのは、水道にまつわる機器の支援と、あと、水質調査のアドバイスも含まれていると考えてよろしいですか。

○新城光雄衛生業務課長 そのように考えてよろしいです。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

こちらにある阿嘉、慶留間地区以外にも、座間味の浄水場のほうも、今、整備が高台案で決まったということで進められるものと理解しております。こちらのほうの水質調査も同じように衛生業務課さんのほうで携わったのでしょうか。

○新城光雄衛生業務課長 水質の調査なんですけれども、水質調査については県企業局が管理するところは県企業局が管理しますし、それから、市町村が管理しているところは、一応、市町村が管理するんですけども、その中で、ちょっと水質で問題があった場合、その問題があった場合のことについてはこちらのほうで指導をすると、そういったことで、うちのほうで水質を検査すると、そういったことはございません。

○喜友名智子委員 分かりました。そこはじゃあ役割分担があるという理解なんですね。分かりました。

今の質問でお聞きしたのが、座間味の浄水場での件で、住民の皆さんが水質はいつ改善するんだと気にされているようなお話がありましたので、もし衛生業務課さんのほうで携わっておられるのであれば、ぜひフォローをお願いしたいと思ってお尋ねした次第です。役割が違うということで理解をいたしました。ありがとうございます。

次がですね、166ページの難病相談支援センター事業についてお伺いをいたします。この事業は難病の

方の就労支援を行っているということなんですけれども、相談の傾向としてどういった内容での相談が多いのでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 難病相談・支援センターでは、難病患者さん方からの相談を受け付けておりまして、令和元年度は延べ1871件の相談があり、その中で就労関係の相談は324件、全体の17%でした。主な相談内容としましては、就労活動に関する相談や、あと、体調の調整に関する相談等があります。

○喜友名智子委員 難病を抱えながら働くということも、とてもハードルの高いことだと思うんですね。こういった相談センターがあることで、難病を持ちながらもちゃんと地域の中で生きていきたいという人たちの支えになっている部分があるかと思えます。こちらにも、私もまだ難病の方の働き方については少しフォローをしていきたいと思っておりますので、引き続き電話相談のほうも拡充していただければと思います。

私のほうからは以上です。ありがとうございます。

○末松文信委員長 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後3時0分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 特定不妊治療については先ほどの喜友名委員からも質疑があったとおりで、私の聞くのはなくなったんですけども、私もこの制度を利用した一人として、保険適用範囲の拡大等々、今後、国の動きが出てくると思いますので、ぜひ引き続いての—ほかの県よりも沖縄は手厚いよというふうな形でなっていけるような今後の展望を期待いたします。

歳入歳出決算説明資料、これ保健医療部の分ですね、5ページの下、看護大学費に関連をして、これ委員会、前回の議会中の委員会でも質疑があったと思うんですが、県立看護大の教授等の人事に関して、この人事について改めて経緯と現状、あと、現状に至った課題等を改めて教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○諸見里真保健医療総務課長 お答えいたします。

前回の事案ということで、平成30年度の県議会において、県立看護大学における教授選考の実施過程に透明性が欠けているという内容の陳情でございました。簡単に経緯を御説明いたしますと、大学で教授を採用するため、平成29年12月5日開催の選考委

員会で、30年2月5日までの公募期間を設定いたしまして募集を行ったところ、2名の方から応募がございました。2月5日には2名の面接を行った上で、選考委員会を開催し、応募者2名の推薦を決定しております。その後、2月21日に教授会を開催し、投票により採否を決定した後、学長へ推薦し、4月1日に教授を採用している。これが、簡単ではございますが経緯でございます。

そのときの問題点、課題の部分でございますが、当時の教授選考は教員選考基準に基づいて実施されておりますが、基準の第2条では教授は博士の学位を有するものが条件となっております。一方、第8条でございますが、そこに、特に優れた臨床及び教育研究上の業績を有するものは第2条の規定にかかわらず教授選考の候補とすることができると規定され、博士の学位を有しなくても候補者となることが可能でございました。当時の陳情案件では、この第8条の例外規定を適用して博士の学位は有しないが、特に優れた臨床及び教育研究上の業績を有する者として候補者として認め、採用を行ったものでございます。ただ、この第2条と例外規定の第8条の関係性が理解しづらいというのと、基準に基づき策定されます募集要項にも不明瞭な部分があるということが前回の陳情では問題として上がったところでございます。

以上でございます。

○小渡良太郎委員 しっかりその後対応して、いろいろと規約の見直し等々もやったと思うんですが、その部分も少し教えていただければよろしいですか。

○諸見里真保健医療総務課長 看護大学のほうにおきましては、この問題を解決するために、平成30年4月に国の大学設置基準を参考に教員選考基準を改正しております。内容としましては、基準の第2条に研究上の業績が博士に準じると認められるものとの規定を追加することで、博士の学位がなくても教授として採用することを可能とし、応募条件の明確化を図っているところであります。また、基準の改正に併せまして、募集要項にも同様の内容を追加し、見直しを行っているところでございます。

以上でございます。

○小渡良太郎委員 委員会でいろいろな議論があった後に、しっかり問題点を把握して改善をしていくという部分について、今後こういった事態が起きないようにですね、この間の議会でも上がってきていますから、改めて精査をして、これ以降、同じ事案が発生しないように努力をしていただきたいと思います。これは要望いたします。

次に、病院事業局の会計決算書に関して、収益的、資本的収入、支出等々、いろいろ書かれているんですが、それを全部含めて、現在の病院事業局、県立病院の運営に関する財政状況を簡単に説明いただければと思います。

○古堅圭一病院事業経営課長 認定前の決算ではありませんけれども、お答えいたします。

お手元の資料にも記載されていると思いますが、令和元年度末の累積欠損金が、約89億5200万円が計上されておりまして、それから、現預金残高、現金ですね、その現金のほうでも退職給付引当金、それから、一般会計長期借入金を除けば、年間事業費の一月にも満たない、非常に約6億円ほどの現金預金残高にとどまっておりまして、非常に資金繰りの面でも大変厳しい状況が続いているということでありまして。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

それでは、今度は本会議配付資料の決算関係の部分で、令和元年度病院事業会計の決算審査意見というのがあると思うんですが、その5ページ、未収金の話が出ております。この未収金について、個人負担分の未収金総額の17億幾らあるよという話があるんですが、未収金額が全体の何%になるのか、教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 令和元年度の個人負担分、これは現年度分でありますけれども、現年度分について御説明します。

まず、入院収益、外来収益、診療所収益、全てトータルいたしまして、元年度、現年度分発生額の調定額が44億円余り調定されておりまして、収納額が40億5100万円になっております。その結果、現年度分では、未収金額が約3億4800万円ほど未収金に計上されておりまして、収納率が92.1%、未収金17億円のうちその現年度分についての割合が全体の約7.9%ということになっております。

○小渡良太郎委員 分かりました。

未収金の総額で17億円で、単年度で3億ちょっとということに理解しました。これもやっぱり92%が高いのか低いのかというのはこちらでは分からないんですけれども、やはりしっかりと収入の割合を上げていく、未収金の割合を減らしていくというのは重要だと思いますので、引き続き努力をしていただきたいと思います。

次に、同じページの(3)の会計事務等については是正・改善を要する事項という部分で、会計事務の不適正な処理が確認されて指摘件数が多いという文言もございます。この内容について少し詳細を教え

ていただきたいと思ひます。

○古堅圭一病院事業経営課長 先ほどもお答えいたしましたけれども、今年度も約17件の事務処理の誤りによる指摘が行われております。若干、前年度に比べて減少はしておりますけれども、今年度も17件指摘されたということでもあります。

この要因でありますけれども、会計事務の経験年数が非常に短い職員の割合が多いということと、あと、出納事務の知識、それから、ノウハウが十分に蓄積されていない状況にあるため、財務規程等の確認不足により必要となる手続の漏れが生じたということが主な要因になっております。

どういふ指摘があったかという内容につきましては、まず、給与手当の支給の誤りがあります。それから、契約関係の書類不備、予定価格調書であるとか、契約書そのものが添付をされていなかった等々のミスが指摘されております。それから、未収金の整理の不適正ですね。未収金の計上の仕方を含めて、未収金計上すべきだったものをしていなかったとかですね、そういう基本的な部分の指摘もあります。それから、これは他の会計も同様だと思いますが、支出関係の書類の不備、検査調書が添付されていないであるとか、押印がされていないとか、そういう基本的な部分の指摘もあります。状況としては、大体以上のとおりであります。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

この不適正な処理の一つ大きな要因として、担当職員の経験年数が短いとか、ノウハウが蓄積されていないという話がありました。分かれば、ある程度、対応することも可能だったかなと思います。この件については、私が議員になる前の決算からいろいろ指摘があったようなんですけども、この対応の部分ですね、どのような形で今までやってきて、今後やっていくのかという部分について教えていただければと思います。

○古堅圭一病院事業経営課長 これまでたくさんの指摘を受けてきたわけですが、そういう指摘を受けまして、平成30年度から財務事務等の適正執行のための事務点検を実施いたしております。これは本庁の職員が各病院にお邪魔をして、直接、会計事務の指導をする点検でありますけれども、こういう点検を実施しまして、不適正な事務処理が行われているような場合には、局長等に報告するとともに、必要な是正措置を講じて、再発防止のための措置を講じる。それから、適宜、院長会議、毎月、院長会議をやっておりますけれども、その院長会議で取り上げたり、それから、事務部長会議で取り上げるな

ど、情報共有も図りながら進めているというのがあります。これが事務点検の部分です。それから、それとはまた別に対象者別研修、管理監督者研修としまして、指摘事項の多くが基本的な会計事務の知識不足によるものということでもありますので、平成31年度から会計事務初級研修、外部講師を招いての会計事務研修というのを実施しております。それから、実際の担当者ではありませんが、管理監督者向けの研修としても、内部統制強化を図るため、各県立病院の事務部長等に対する企業出納員の研修等々を行っております。企業出納員の研修には事務部長のほか各病院の経営課長、それから、経理事務の担当者、総務課長ですね、総務課長を対象にしまして、平成30年度からこの監督者研修も実施をしているというようなことでもありまして、こういう事務点検、研修等を通じて、指摘を受けないように改善を図っているところであります。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

こういう形で監査からの指摘を受けるというのが、継続しているのが一番大きな問題なのかなと思います。一つ一つしっかり改善をして、原因が分かっているのであれば一まずは人材育成も必要だと思いますし、人材が育つまでにどういった対応をすれば適正な会計事務が行われるかということも非常に重要だと思いますので、次年度、こういった指摘が再度、上がってくるということがないように、ぜひ適切な処理をお願いしていきたいと思ひます。これは指摘させていただきます。

もう一つ、病院の運営という観点からですね、売店とか自販機とか、あと、病室に置かれているテレビ等々ですね、病院の、県立病院の公床を活用して営まれている収益事業があると思うんですが、これについては、この病院事業局会計の決算書の中で、どういったところに反映されているのかというのを教えていただければと思います。

○古堅圭一病院事業経営課長 お手元に配付されている令和元年度沖縄県病院事業会計決算書、この資料になります。この決算書の1ページ目を御覧いただきたいのですが、1ページ目の(1)収益的収入及び支出の部分の収入の部分のうちの、第1款第2項医業外収益の中で、財産収入という格好で、行政財産の使用許可を与えた対価として収入を得ているということで、医業外収益の一部として計上されているということでもあります。

○小渡良太郎委員 これは行政財産の使用料という形で入っていると、売上げとかそういったものとは別で、使用料というだけに入っているということ

よろしいですか。では、この事業を営まれている売店運営とか、自動販売機の設置の契約とか、テレビも含めてですね、職員互助会という組織がこれを執り行っているというふうにお聞きをしたんですが、この病院と職員互助会の関係ってどうなっているのか教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 職員互助会の性格でありますけれども、この互助会はずいぶん、一部の病院を除いて、各病院ごとに設置をされておりますけれども、病院に勤務する正職員等で構成され、会員の福利厚生、それから、相互扶助及び会員の資質向上を図るとともに、明るい職場づくりに寄与することを目的とした任意の団体ということになっております。その互助会につきましては、会員から徴収をした会費、それから、売店等の経営から得た収入をもって会員の福利厚生事業を行ったり、あるいは病院利用者の利便性の確保、それから、入院患者の奨励事業等々の事業活動を行っているということでありまして、したがって、病院事業会計とは直接関係をしていないということになっております。

○小渡良太郎委員 この部分も少し確認をさせていただきたいんですけども、病院の使用料としては入っているよと、実際、運営しているのは互助会ですよという形で、今、答弁いただいたのですが、関係がよくちょっと一相互扶助の組織ですよというのはいただいたんですけども、何かしら病院から互助会に対して、例えばこういった売店とか、自動販売機、テレビカードの運営を直接やっているんだしたら、病院側がですね、行政財産の使用料が会計の中に入っているというのは分かるんですけども、福利厚生のための組織がそういったのをやっていて使用料が入っている。互助会から取っているという形にはなると思うんですが、ちょっと関係がですね、例えば委託をしているのか、病院側からですね。どういう形で互助会に売店とかの運営が任されているのかということをもう少し教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 例えば売店の例で御説明いたしますと、病院の施設のある一部のスペースを職員互助会という任意の団体に貸付けをします。したがって、1平米当たり幾らという単価を用いて使用料を算定して、その使用料を徴収するという建前になっております。そういう関係にあるということです。

○小渡良太郎委員 この床の使用に関しては委託になっているのか、それとも随意契約みたいな形になっているのか、自由に入ってこられるのか、それとも互助会に完全に丸任せという契約になっているのか、

教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 売店についてはですね、互助会からの使用許可申請という格好で申請書を一旦出していただいて、それに対して許可を与えるというような関係にあります。

○小渡良太郎委員 ちょっとこの部分が曖昧だとですね、売店を運営してその売上げで互助会を運営していますというような形になってしまうとですね、県立病院を利用する方々から得た収益を病院の互助会に参加している方々に還元をしてしまう、還元をしているというふうな形になると思うんですが、それについてはどう思っていますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 委員御指摘のとおりだと思います。従来、主に採算性の面から、民間事業者が参入をしてこなかった売店の運営、それから、自動販売機の設置等について、患者さんやその御家族の利便性を確保するためにですね、互助会に対して行政財産の使用許可という格好で従来取り扱ってきたということでありまして、ただ、今から約3年ほど前、平成29年度の県議会におきまして、職員互助会に対する使用許可、それから、使用料に関する事項、職員互助会の収支、県立病院との関係性等々について大変厳しい御意見、御指摘がありました。さらには平成30年の定期監査で行政財産の貸付けに関する規程を整備して増収を促す必要がある旨の指摘が県監査員のほうからございました。そういう非常に厳しい御意見、指摘等を受けまして、病院事業局では、平成30年度に固定資産管理規程を改正いたしまして、単に行政財産の使用を許可するだけではなくて、使用許可ではなく財産の貸付け、これは増収が非常に見込める仕組みでありますので、その財産の貸付けもできるような規程の改正を行いました。それから、それを受けまして、各病院では令和元年度、昨年度から、各自動販売機の一部を公募制によって、財産の貸付けというような仕組みに一部切替えを行っております。それから、各病院の売店についても、今現在、北部病院、南部医療センター、それから、八重山病院、精和病院のほうでは民間事業者が売店を運営しているというような状況でありまして、より適切な関係性を維持していく必要があるんだろうなということ考えております。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

これは互助会が今、担っているのですけれども、互助会の規約と照らし合わせた場合、互助会が担うというのが適切であると考えているのかも教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 病院に入院されてお

られる患者さん、それから、患者の御家族の方の利便性を確保するというのも大きな役割ではあると思いますがけれども、互助会に対して、そういう売店の運営等を委ねていることが不適切ということではなくて、その公平性といいますか、公募制によらないで、病院事業が互助会に対して直接といいますか、直接的に売店の運営をこれまで任せてきたということが非常に反省すべき点ではないかなと思っております。よって、今後は、できるだけ公募制をしいて、その公募制をしいた上で互助会が引き受けるということであれば特に問題はないかなと思っております。

以上です。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

決算ですので、今後もちろん重要なんですけども、今現時点です、病院互助会の決算書—これは前の資料ということで、今、今年度分がまだ確認できないということで以前のもの頂いたのですが、その決算書の中で、決算書を見てですね、テンプレートが非常に不統一になっていて、例えば繰越金をちゃんと明記しているところもあれば、繰越金を明記していない部分もあると。また、固定資産も持っているところもあったり、なかったりという部分もあるんですが。まず、基本的に職員の互助としてやっていく。その一部で売店とかの運営をやっていくという話があるんですけども、建物を持っている互助会とか、車両を持っている互助会とかというのが決算書の中から見えました。その理由をですね、どういった建物なのかとか、例えば売店の備品というわけじゃない、建物としてやっておりますので、どういう建物なのかということも非常に気になりますし、また、車を持っているという部分については、例えば病院業務にこの車が使用されるという話になるとちょっと問題があるんじゃないかなと。運行記録等々も残っているのか、そういった部分を、少し細かいんですけども、分かっていたら教えていただければと思います。

○吉田昌敬中部病院事務部長 お答えいたします。

私どもの互助会の中で、車はバンの車を所持しておりますが、病院の業務にその車を使うことはほとんどありません。なので、何に使っているのかはちょっと分かりませんが、多分、売店の資機材とか、そういうものの運搬、あるいは営業とかに、そういうのに使っているのではないかなというふうに類推します。それから、売店の人たちの休憩といいますか、いるところですけども、院内に行政財産の貸付けという形でスペースを与えています。そこで、休憩

所といいますか、控え室という形で作っています。ここの控え室はそもそもですね、ちょっと大分昔の話になるんですけども、中部病院にそういったスペースが欲しいという互助会の要望がありまして、互助会の内部留保金の中からプレハブのような形で2階にプレハブを建てて、そのスペースを自分たちが作りますという形で作っていただきました。そのスペースを栄養管理室の附属のスペースと互助会のスペースという形で2つに分けて、病院も使用するという形で使っていたんですが、そのスペースは互助会が作ったものなので互助会に使用料を払ってくれというようなやり取りがありまして、しかし、これは病院のスペースなのだから互助会も使用料を払ってくれというようなことがありまして、この関係を指摘を受けまして、最終的には、昨年度の4月頭にですね、プレハブの施設—もう建って7年ぐらいあったんですかね—病院に寄贈するというような形で、このプレハブ自体は寄贈していただきましたので、現在は互助会が使っているスペースを行政財産使用許可という形で出していただいて、病院に使用料をあげていただいて使ってもらっているという形で決着をさせましたので、実際はスペースをお貸ししているという形のみが残っています。

以上です。

○小渡良太郎委員 北部病院、八重山病院でも建物のものが入っていると思うのですが、これについても少し教えていただきたいのと、あと、中部病院の件については、これ寄贈にしたのは、日付はいつになっているか把握はされていますか。

○玉城和光中部病院長 平成29年度の末に贈与という形に、承ったと思います。

○久貝忠男北部病院長 北部病院の場合は車両を有していますが、これは会員の引っ越しをしたりとか、荷物を運ぶために使っています。そのとき、使った場合にはガソリン代だけは自分で払うと、そういうことで使わせていただいています。

○篠崎裕子八重山病院長 八重山病院では、古い病院の敷地内に、互助会が建てた建物がありました。その中に互助会の備品とか、あと、運動会とかに使用するテントとか、そういうふうな細々としたものを入れるスペースとして使っておりましたので、新しい病院になったときに、もう解体をしなきゃいけないということで、互助会が解散したときにその費用も出してもらって、現在は、そちらの建物は全て撤去されております。車に関しては、八重山病院の職員が引っ越したときに、なかなか引っ越し屋さんというのが見つからないときのためにトラックを貸

出しして、ガソリン代だけ払うことで、職員が引越してトラックを活用するような形で使用しております。現在では、互助会が解散しましたので、そのトラックは病院のほうに寄贈されて、また同じような形で使用をさせていただいております。

以上です。

○小渡良太郎委員 頂いた資料がちょっと古かったので多少前後したと思うんですが、八重山病院様ありがとうございます。中部病院の、平成29年末で寄贈されたという話なんですが、平成29年度末の中部病院互助会の貸借対照表の中で、建物が2200万円余り、建物の附帯設備として820万円という形で入っているんですけども、寄贈されたんだったら、これはゼロになるはずなんですが、この合計3000万円近くのものというのが何なのか教えてください。

○玉城和光中部病院長 本件の今の建物についてですけれども、今、ここであるそうですね、平成29年3月31日で譲渡して終わっておりますので、貸借対照表でどんな形で出ているのか、ちょっと詳しく後で調べてみないといけませんので持ち帰ってよろしいでしょうか。

○小渡良太郎委員 基本的に任意団体ですから、病院の床を利用して財産を持つというのが適切なのかどうかというのをいろいろと考えるところがありますし、また頂いた資料でもですね、自動販売機、売店、あと、テレビのテレビカードの売上げ等々が過去、頂いた29年度から遡って3年分という形であるんですけども、決算と照らし合わせると売店の売上げは収益として入っているんだけど、自販機とテレビカードは全くどこに行っているか分からないという部分もあります。売上げと決算の売上高等々が合わないんですけども、見えなくなっている収益というのがどこに行ったかという部分も非常に気になるところなのですが、それについてももし知っていれば教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 自動販売機とテレビカードの収入につきましては、それぞれの売上高に応じた一定額、一定の割合で算出をされた使用料がそれぞれ行政財産使用料として、先ほど冒頭で御説明しました医業外の収益のほうに計上されているということでもあります。

○小渡良太郎委員 行政財産使用料の算出の根拠というか、今、一定割合という話があったんですが、どうなっているのか教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 行政財産の使用料の算出方法についてであります。売店等につきましては、建築単価とですね、それから、売店の売上収

入の10%を比較して、どちらか高いほうを使用料として徴収するという仕組みになっております。

それから、大変申し訳ありませんけれども、先ほど答弁しました内容の一部を、ちょっと訂正をさせていただきたいのですが、テレビカードが財産収入に計上されているというお答えをしましたけれども、確認したところ、そのテレビカードの収入は病院の収入ではなくて、互助会の収入として計上されているということでもあります。訂正しておわび申し上げます。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

テレビカードの収入と売店の収入を足して決算書を見てみると、収入という部分と合わないというのを先ほども申し上げたのですが、歳入の部分ですね、どういう形になっているのか、互助会だったら互助会費とかいろんな費用があると思うんですが、どういう形でこれが運用されているのかということも、見ると全然分からないものですから。例えば福利厚生をやるに当たって、互助会費を、例えば全部集めて500万円ぐらいありますと、でも、売店の売上げで例えば1億ぐらいありますと、合わせて1億5000万円で運営をしますとなったらちょっと違うんじゃないの。要は、納めている互助会費以上の利益を県立病院の床を使って得た収益で回していくというような形になると、これはちょっと適切ではないと言えるんじゃないかなというふうに思うので、歳入の部分ですね、少し分かれば教えていただきたいと思えます。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から病院事業会計との関連で質疑を行うよう指摘があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

古堅圭一病院事業経営課長。

○古堅圭一病院事業経営課長 大変申し訳ありませんけれども、その互助会の内部の活動内容等については、資料等を持ち合わせておりませんので詳しくお答えすることができません。大変申し訳ありません。

○小渡良太郎委員 今、委員長からも休憩中にあっただんですけども、なぜこういうちょっと突っ込んで違う分の内容を聞いているかということ、病院事業局が運営している県立病院の中で、病院事業局とは直接、財政上あまり関係がない団体が収益事業を行っている。先ほど答弁の中でもあったように、財政上、厳しい状況に病院運営はあるよというふうな話が出ている中で、一方で売上げを上げているところもあります。そこは病院事業局と直接関係ありま

せんという形になったら、組み込んだほうがいいんじゃないかというふうにも思うわけです。職員互助会の資料、これも古いので、今はどうか分からないんですが、八重山さんは解散されたとおっしゃっていたので、専従職員も置いてですね、中部だったら2名、南部医療センターだったら5名の正職員プラス、パートさんとかという形でやっている中でこの在り方ですよ。売店運営、自動販売機、テレビカード、そういったものの売上げが違うところに流れていっている。その流れていっている総額もよく分からないところに、見えない部分に消えていってしまっているところが一番の大きな問題なのかなと考えています。今までやってきたから、これからもやっていくわけではないという話は先ほど答弁の中で出てきたんですけれども、しっかり整理をして、厳しいんだったら、厳しいのをどうやって補填をしていくかという努力をしなければならないと思っています。私がこの話を聞いた一番の発端はですね、中部病院に入院されている患者さんからなんですけれども、テレビ代が高いという話がありました。いや、1000円でしょと聞いたら、見られる時間が短いんだと。同じ地域にあるほかの民間の病院と比べても、半分から3分の2ぐらいの視聴時間しかないんだと。県立病院なのに民間病院よりも高いお金を取っているのはどうなのという指摘からいろいろ調べていって、こういった形でやられているというのが分かってきました。県立病院の運営の在り方という部分で、決算でもありますから、そういった意図で、こういった形で話を聞いております。しっかりと確認できない部分もまだまだありますし、そもそも私の手元にあるこの決算書もですね、平成29年度のものという形で、例えば、今回、審議すべき令和元年度の部分ではないということもあって、少しやり取り、ちょっと苦労した部分もあったんですけども、そこはしっかり確認をした上で適正な運営というのはどういうものかというのを考えていただきたい。ちゃんとやっていただきたい。病院の中で行われていることですから、ある程度以上はしっかりと事業局が把握をしておいていただかないと困るという部分もあります。これは確認できない部分もあったので、そのまま引き続き、しっかりと確認をさせていただきたいと一般質問等々もありますので、ぜひ、ちゃんと調べて答えられるような状況をつくっていただきたいと要望して終わります。

○末松文信委員長 今、小渡委員から指摘のあった件については、局内でもちょっと調査した上で、できれば後で報告していただければ。

それでは、小渡委員の質疑は終わります。

次に、新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 本当にお疲れさまです。また、本当にお忙しい中、こうやって時間をつくっていただきまして、ありがとうございます。早速ですけど、質問をさせていただきます。

まず、主要施策の166ページ、167ページで、難病相談支援センター事業と、あと、難病医療提供体制整備事業があるんですけども、今回、これを取り上げたのは、最近、私の周りでもいろいろSNSを通して、難病のお子さんですね、医療費がなかなか賄えない。これが保険適用外というところもあって、非常に大きな治療費がかかってしまうということで、募金の活動をなさっている方々があります。これまでもいろんな事例で募金活動をされる事案があるんですけども、それで県内にはそういった、なかなか難病指定とか、支援を受けることができない状況にある人たちがどれだけいるのかということについて、県が把握されているのかということをお聞かせいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 認定されないケースについてなんですけれども、認定審査会というのがありまして、難病のそれぞれ専門の先生方が集まって、診断書、申請されてきた診断書を基に話し合っ決めてなんですけれども、まず認定されないケースというのは診断基準をまず満たさない方ですね。あと、指定難病にかかっていると認められはするんですけども、症状の程度が、厚生労働大臣が定める重症度分類がありまして、それを満たさないものですね。それと、あと申請月以前に1年間の間に高額な医療費が3か月未満しかかかっていないという、高額な医療費、総医療費が3万3330円以上になった月が3回未満という場合は認定されないケースになります。

人数は、令和元年度認定審査は1万3056件審査されておりますけれども、認定されなかった件数は522件です。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

この522人は、ちなみにどのような治療をなさったりするのか、ちょっと教えていただけますか。

○国吉悦子地域保健課長 病名はパーキンソンとか、難病の指定の診断をされているんですけども、治療費がですね、先ほど申し上げたように、高額療養に当たらない、ほとんどの通院がですね、月の通院が3回、3万3000円を超えない医療費の支払いであったり、あと重症の方であれば、皆さん認定はされます。その国の基準で一中には、働いている方もいらっしゃるしまして、病院に月1回の通院という形で、仕

事をしながら過ごされている方もいらっしゃいます。軽症の方であっても、医療費が高額医療ということで、総医療費が3万3330円以上の月が3回以上あれば認められます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

そういったところに認められない方、もしくは、例えば今、寄附の支援とかを求めている方がいるじゃないですか、こういったことを県としてまとめて、例えば国に要請などを行っているケースはありますか。そういった、これだけの人数がいて、もしくはこういった症例の方がいて、このあたりのことをちゃんと国に対して、しっかり県として訴えているかどうかということについて伺います。

○国吉悦子地域保健課長 この難病の医療費助成に係る制度につきましては、平成27年1月に、難病法が施行されて、もう5年が経過しますので、国のほうで制度の見直しの検討が行われているところでございます。県としましては、検討状況も注視しながら、要請の内容とか、その必要性も含めて検討してまいりたいと思っております。

○新垣淑豊委員 ぜひですね、こういった事例がいろいろとあると思うので取りまとめていただいて、国に対してもしっかりと要請をしていただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

次は159ページになるんですけれども、救急医療用ヘリコプター活用事業です。今、県内でヘリコプターは何台ありますか。

○宮城優医療政策課長 救急医療用ヘリコプター活用事業用におけるヘリは、1台でございます。

○新垣淑豊委員 これはどこに配備されていますか。

○宮城優医療政策課長 浦添総合病院のほうで運営を行っております。

○新垣淑豊委員 せんだってですね、北部の救急へということで報道がされていたんですけど、メッシュ・サポートさんですね、2年ぶりに運航ということ取り上げられておりましたけれども、このメッシュ・サポートさんとドクターヘリさんは何か連携をなされる予定はありますか。

○宮城優医療政策課長 先ほども申し上げましたとおり、県は浦添総合病院に補助を行って沖縄本島全域及び本島周辺離島を運航範囲としてドクターヘリを運航しております。メッシュ・サポートとの連携策としましては、双方のヘリコプターの運航範囲とか、それから、多数の傷病者が発生した場合の業務分担とか、そういう調整を行っているところであります。今後、県のドクターヘリの円滑で効果的な運

航を図るために設置している運航調整委員会にメッシュ・サポートにも加わってもらって、随時、ヘリ運航を行うに当たっての課題について意見交換をしていくというふうに考えているところでございます。

○新垣淑豊委員 このメッシュ・サポートさんは、運用はどういった資金でなされているのか。

○宮城優医療政策課長 メッシュ・サポートさんは、航空機を活用した医療活動に取り組むNPO法人でございますけれども、先ほど委員がおっしゃったように、今月から北部広域市町村圏事務組合から委託を受けまして、内閣府の北部振興事業予算を活用して、沖縄北部地域救急救助ヘリ運航事業を開始したということでございます。

○新垣淑豊委員 今回、内閣府の予算と北部12市町村がお金を出してつくっています。これを運航します。例えば、こういった国からの予算と自治体の予算を活用したヘリというのは、ほかの都道府県でこういった事例というのがありますか。

○宮城優医療政策課長 すみません、他県で同様の事例があるかどうかについては、ちょっと情報がございません。

○新垣淑豊委員 私が聞いているうちは何件かあるんですね。ちなみにですね、先ほど調整会議等々にも入ってもらうという話が出てくると、連携も出てくると思うんですけども、メッシュさんは非常にありがたい事業をやっていただいておりますけれども、その安全管理についてちゃんと県は把握しているのかということをお聞かせいただきたいです。

○宮城優医療政策課長 当方は事業主体ではないので、そのような詳細なことについては、把握はしておりません。ただ、今後、意見交換をする中でですね、そのあたりのことについてもお話を伺えればと思っております。

○新垣淑豊委員 以前も運航されていて、資金難で撤退をされたということがありますが、今後またそういったことがないために、県はどういったことをしないといけないというふうにお考えですか。

もっと言うなら、今、国民皆保険制度でいろんな医療が受けられる。これは日本中どこでもそうです。それによってですね、例えば離島にいるからといって、ちょっと離れた山間地にいるからといって、そういった援助が受けられないという状況をひよっとしたら県が今、今の答えがなかなか返ってこないということは、そこを深く考えていないんじゃないかというふうには私は感じるんですけども、この件も併せて、県はこの後どのようなことをやろうとして

いるのか、どういうふうに今後、事業を考えているのかというのをちょっと教えていただきたいです。

○宮城優医療政策課長 先ほども申し上げましたとおり、現在、浦添総合病院に運営費の補助を行って飛んでいただいているドクターヘリというのは、沖縄本島全域及び周辺離島を運航範囲として実施しているわけでございます。これは法律に基づくドクターヘリ。メッシュ・サポートさんのものは法に基づくものではなくて、救急救命センターへの指定を受けるということが前提の中でのドクターヘリという形で国の基準、決まりになっておりますので、ただ、現在、我々はまずは連携を、情報共有も含めて図っていききたいなと思うところとですね、今後の協議の中で、今、ちょうど公立北部医療センターの検討作業を、医療機能部会を設置して連続でやっているさなかではございますが、その中の協議事項の一つとして、北部圏域へのドクターヘリの導入をするか否か、または救急救命センターの指定を受けるか、こういうことをセットで、やっぱり協議をしてみたいなということで、ほかのたくさんの分野にわたる中の一つではございますけれども、当然、これは一緒に議論を関係者と重ねていきたいと考えております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

ぜひ議論していただきたいと思っておりますけれども。

よくですね、沖縄振興の際に言われるのが、南北400キロ、東西1000キロという距離をもってですね、この特異性ということを出し出しておりますので、その南北400キロ、東西1000キロにわたってですね、本当にドクターヘリ、県が持っているドクターヘリが1台でいいのかということについて、これはぜひ考えていただきたいというふうに思います。先ほどもお話がありましたように、例えば複数台の案件が出たときに、やっぱりこれは連携しないといけないわけですね。まず、これまで1台で運用してきたというのは、何か理由があるんですか。これは予算面だけですか、それともほかにも何か理由があるのかというのをちょっと教えていただきたいです。

○宮城優医療政策課長 先ほども申し上げたことを、すみません、再度、繰り返させていただきますけれども、浦添総合病院に運営を行っていただいているドクターヘリは沖縄本島全域及び本島周辺離島。

私も八重山の人間なのでよく知っているんですけど、宮古、八重山地域については基本的には海上保安庁、そして、夜間については自衛隊機を使ってという形で連携を図りながら、急患搬送をやってきて、長年、それで地域に貢献していただいているという

経緯がございますので、基本的にはその体制でやってきたということでございます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

自衛隊の方々、海上保安庁の方々には私も常に感謝していますけれども。

本島内だけでも、やっぱり本島近隣だけでも130万近くの方がいらっしゃるかと思いますので、事故など、病気などというのも出てくるかと思います。ぜひ、先ほどおっしゃっていただいたように、今後の北部基幹病院も含めて検討していただきたいというふうに思っております。

ちなみに、もう一つなんですけど、先ほど安全運航について、やはりなかなかですね、それは別事業だということでお話があって、今後、調整会議の中で話が進んでいくと、いろいろ調整をしていく、話をしていくということになりましたけれども、この安全面に関しては、やはりしっかりとやっていただいて、またそこで、ひょっとしたら予算が必要になってくるかもしれません。運航の状況等々ですね、かかってくる可能性もあります。実は、前回もやはりお金がないからということで撤退したという部分もありますので、本当に県民からですね、もういろんなところで募金をいただいて運航しているわけですよ。コンビニだったり、いろんな事業所だったりとか、そういったところが手を挙げてやっていただいているということもありますので、ちゃんと運航体制の安全の部分を確認した上でしっかりサポートしていただきたいなということと、できればですね、これはもう先ほどから何回も申し出ていますけど、県がしっかりと責任を持ってこの運航に対しては関わっていただきたいと。ドクターヘリに期待してとかですね。他の都道府県の中でも、北海道だったり、青森、新潟、長野、千葉、静岡、兵庫、鹿児島ということで、複数台持っているという情報もありますので、ぜひ沖縄県もそういったところに倣っていただきたいなというふうに思っています。

以上を申しまして、私の今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中部病院長から小渡委員に対する答弁の一部を訂正したいとの申出があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

中部病院長から答弁訂正の申出がありますので、発言を許可します。

玉城和光中部病院長。

○玉城和光中部病院長 先ほど小渡委員からあった

互助会の建物の件に関してですけど、先ほど私が答弁したのは、29年度末まで、29年3月31日と答えたのですが、29年度末ですね、平成30年3月31日をもって譲渡したということになっております。そこを訂正しておきます。

○末松文信委員長 それでは、石原朝子委員。

○石原朝子委員 最後になりました石原朝子です。先ほどの淑豊委員のように、簡潔に答弁いただければ、早く終わりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

では、私は国民健康保険特別会計から質問させていただきます。平成30年度から県も市町村と一緒に保険者となり共同運営をされておりますが、県全体の赤字額は平成30年度に比べて令和元年度の赤字額はどのようになっておりますでしょうか、教えてください。

○山内昌満国民健康保険課長 市町村のほうの一般会計繰入額の総額ということでお答えしますと、平成30年度は市町村合計で約55億2100万円、前年度の平成29年度は約92億6000万円ということで、29年度から30年度にかけておおよそ約37億円、法定外繰入の額は減少しております。

○石原朝子委員 県全体の赤字額は、先ほど法定外繰入した額とおっしゃいましたが、その全体のそれではなくて赤字額、県全体の赤字額というのは、その数字になりますか。

○山内昌満国民健康保険課長 実質的な収支額ということで、赤字額という前提で、実質収支につきましては平成30年度が県全体で17億4046万円の収支不足、それに対しまして平成29年度は67億6463万円の収支不足になっておりました。

○石原朝子委員 分かりました。ありがとうございます。

本県の市町村、国民保険の赤字の要因としまして、1人当たりの前期高齢者交付金が高府県と比べて少ないということですが、どのような状況なのか、そして、また、理由も教えていただきたいと思います。

○山内昌満国民健康保険課長 比較につきましては、令和元年度の前期高齢者交付金については全国の額が公表されておきませんので、比較ができる平成30年度で比較しますと、被保険者1人当たり前期高齢者交付金の額は、全国平均が12万8569円に対しまして沖縄県は4万5639円となっております。少ない理由につきましては、前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者の加入割合に重点を置いて算定されるという仕組みになっておきまして、沖縄県については前期

高齢者の加入割合が全国平均よりかなり低いということから、交付金の額が少ないという状況になっていると考えております。

○石原朝子委員 この加入割合が大分低い、その理由は沖縄県特有の理由もございませうでしょうか。全国に比べて加入割合が少ないという理由ですね。

○山内昌満国民健康保険課長 やはり沖縄県は出生率も全国一高いというのがありますので、その辺も要因かと考えております。出生率が高いとか、そういう事情もありますので、被保険者に占める子供の割合が多いというので、反面、前期高齢者の割合が低いという状況になっていると考えております。

○石原朝子委員 ちょっと教えてほしいのですけれども、前期高齢者交付金の対象となる年齢を教えてくださいませうか。

○山内昌満国民健康保険課長 ここで言うております前期高齢者に該当するのは65歳以上、それから、国保については75歳未満までが国保ですので、65歳以上75歳未満の年齢の方の数の割合ということになります。

○石原朝子委員 先ほどの加入者、子供の出生、子供の加入も多いということで、前期高齢者交付金が1人当たりの額が高府県よりも3分の1程度低いということですが、今後ですね、前期高齢者人口が徐々に増えていくと思うんですけれども、高齢者交付金が今後どのように推移していくか、県としては考えをお持ちでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 前期高齢者交付金の算定の基本的な仕組みが全ての保険者の前期高齢者の割合、被用者保険とか、それを超える部分について、全ての保険者から拠出金を拠出して、その平均を超えるところに対して交付金を交付するという仕組みで、全国保険者の平均は大体15%ぐらい。それを上回っているところということで、沖縄県も徐々に15%を上回る幅が大きくなってきております。

それで、今後につきましては、前期高齢者交付金の加入割合が増加傾向に伸びるということで、金額は今後も増えていくという見込みであります。ただ、具体的にどの程度の金額が伸びていくかというところについてはちょっと、推測については算出するのが難しい状況です。前期高齢者交付金の年齢構成の関係で、少し御説明を加えさせていただきますと、前期高齢者が少ない部分の理由につきましては、沖縄戦の影響で前期高齢者の世代の部分の人数が少ないというのが特殊事情ではないかというふうな意見もございませう。ただ、これがどの程度かにつきましては、全国的に見ましても、戦後のその世代が少な

いというのは統計上出ておまして、ただ、少なくとも沖縄県はまた地上戦があったというところで、その年代の世代が特に少なくなっているという状況があります。そういう意見をおっしゃるとい方もいらっしゃると思います。

○石原朝子委員 今回の答弁がいただきましたかったんですよ。その年齢層がまた増えていけば、前期高齢者交付金が段階的にはありますけれど増えていく、そうすると少しでも赤字解消ができるのではないかと私も思っております。その仕組みについて、県としまして、国あたりに要請とか改善の運動をしたこともございますでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 前期高齢者交付金の制度が導入されたのが、平成20年度から導入されました。それを契機として、市町村の財政状況が厳しくなっているという状況からしまして、県としては、市町村国保が赤字となる大きな要因としては、前期高齢者交付金が沖縄県は他県に比べて少ないというところにあると考えております。そのため、本県の特殊事情に配慮した国保の制度の中での特段の財政支援について、これまで市町村及び国保連合会と連携して国に要請を続けてきているところであります。

○石原朝子委員 この要請につきましては、令和元年度何月に要請をされましたか。今年度も要請はされましたでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 要請につきましては平成21年度以降ですね、要請を続けておまして、直近では令和2年、先月ですね、9月に副知事を先頭として要請活動を展開いたしました。

○石原朝子委員 この要請活動につきましては今後とも継続されてですね、ぜひ前期高齢者の沖縄県のあまりにも3分の1と低い数値、大変厳しいものがありますので、ぜひとも今後とも継続して要請していただきたいと思っております。

今、各市町村、赤字補填のため一般会計からの法定外の繰入れをされていると思いますが、県としましては、令和元年度の法定外の繰入れ、先ほど説明してありましたが、もう一度、説明をお願いいたします。県全体としての市町村の法定外の繰入れの額、令和元年度。

○山内昌満国民健康保険課長 令和元年度につきましては、市町村の決算の審査をしているところで、公表数値がないので、決算が出ている直近の平成30年度の市町村の法定外繰入の額は約55億2100万円になっております。

○石原朝子委員 市町村は本当に、赤字削減をする

ために法定外、本当に財政も大変に厳しいものがあるかと思っておりますけれども、県としては市町村の赤字削減の取組に対してどのような、県としては取組を市町村にされているのでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 赤字につきましては午前中の答弁でもやりましたが、やはり法定外ということになりますと、これは受益者負担の観点、それから、財源として、一般財源が国保の被保険者以外の方も含めた負担になるということで、やはり改善すべきという点は、県としてもそのように考えております。今、国の通知に基づきまして、赤字を解消していくための努力ということで、赤字削減・解消計画を策定して取り組んでいくということになっておりますので、それについては、市町村のほうとも被保険者への過大な影響が生じないようにしつつ、赤字の解消の方策としてどういうことをやればいいのかというのを一緒になって考えていきたいと思っております。

○石原朝子委員 市町村において赤字解消の計画を一緒に県も共に考えて策定しながら取り組んでいるということですね。それと、それはもちろんやりつつも、各市町村、収納率を上げるために努力をしていると思っておりますけれども、この県全体の収納率平均、直近で平成30年度でも構いませんけれども、分かるのであれば、この収納率、県平均を教えてくださいませんか。

○山内昌満国民健康保険課長 保険料収納率、平成30年度は、市町村全体で、現年度につきましては94.13%、全国の順位では24位という順位になっております。

○石原朝子委員 確認させていただきます。

県内平均としましては、収納率は94.13%、全国では24位ということですね。この数値は前年度と比較して上がったのでしょうか、それとも下がっているのでしょうか。平成30年度と比較して、前年度の29年度。

○山内昌満国民健康保険課長 前年度の平成29年度は94.30でしたので、0.17ポイント下がっているということになります。ちなみに、平成29年度は94.30で全国16位でしたので、順位のほうも16から24位に若干落ちているという状況です。

○石原朝子委員 各市町村は収納率のアップに向けて日々頑張っていると思っておりますけれども、県内におきまして、特色ある収納率アップに向けての取組をしている市町村はございますか。教えてくださいたいと思っております。

○山内昌満国民健康保険課長 特色のあるという部

分では、特別に御紹介する内容までは把握していませんが、これについては、やはり収納率については、県のほうでも研修会の開催ですとか、初めて徴収担当になる職員とかおられますので、それに向けて県の支援としては、研修会の開催、その研修会の開催の中で実際、収納実務に携わっているベテランの方を講師でお呼びして、これまでの取組ですとかノウハウを話していただくというような形で、その研修の機会を設けるという形で、収納率向上に向けての市町村の支援をしているところです。

○石原朝子委員 この研修会は年度1回程度なのでしょうか、それとも何回かやってらっしゃるのでしょうか、この研修会ですね。

○山内昌満国民健康保険課長 これは定例的に毎年度、県主催での研修会としては1回という機会を設けております。

○石原朝子委員 分かりました。

今後ともまた研修会は頻繁に続けて、収納率アップに取り組んでいただきたいと思います。

国保の広域化に向けて、保険料、保険税を令和6年度までに統一する取組を聞いていますけれども、その取組状況を教えていただければと思います。

○山内昌満国民健康保険課長 保険料の統一におきましては、都道府県単位化の制度改革のときにも議論になる事項で、これにつきましては、県が全ての市町村との協議を経て、平成30年3月に策定した沖縄県の国保の運営方針においては、将来的な保険料の統一化については、統一に向けた環境整備の状況を見極めた上で、令和6年度—その当時は平成36年、令和6年度からの実施を目指すということで記述がされております。この統一に当たっては、県及び全ての41市町村で統一に向けた理念の共有を図る必要があるということで、今、市町村と協議を継続しているという状況であります。

○石原朝子委員 今、市町村と協議をしている状況だということなんですけれども、その協議の状況、今、令和2年度、この時点で各市町村の理解は得られているのでしょうか。どの程度の割合で広域化、統一化に向けての賛同を得られているのか教えていただきたいと思います。

○山内昌満国民健康保険課長 制度施行後の平成30年度から、市町村長の皆さんを集めての場で、こちら、県のほうから御説明、県としては市町村の垣根を越えてみんなで統一的な保険料のほうがいいのではないかと趣旨で説明をしてきているところです。その意向については、研修会後にアンケートを取っておりまして、そのアンケートの結果で、直

近の令和2年2月のアンケートの際には、理念が共有できるということで、統一に賛成ということの回答が22、引き続き継続協議を望むというのが18市町村、反対という意見が1市町村という状況です。

これについては、引き続きまた今年度も、勉強会等で理念の共有を図っていきたいと考えております。

○石原朝子委員 アンケートを今年の2月に取られて、賛成の市町村22、継続しながら調査をしていくということですかね、18、反対が1か所で41市町村。県としては保険料統一に向けて、今後どのような取組を各市町村に働きかけをしていくのでしょうか。

やはり統一に向けて、県としては実施していく方向で考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○山内昌満国民健康保険課長 保険料統一につきましては、制度改革の都道府県単位化、この趣旨はこれまでの市町村単位の財政運営から都道府県単位ということで、保険者についても、これまではそれぞれの市町村の保険者という立場から沖縄県全体の保険者となっております。現状は各市町村によって保険料が様々な状態です。ただ、その保険料を払っての給付については、基本的には医療が必要なときに自己負担分を除いて全額払うという意味で、給付の部分は同じ要件になっていますので、そういう趣旨からすると、やはり同じ所得、世帯収入であれば、保険料はどこの市町村に住んでいても同じであるというのが県民目線では公平であると考えておまして、県としては統一を目指すべきというふうに考えております。そういう理念を県としては持っておりますので、それにぜひ賛同していただくように、県の考え方を市町村長の皆様にも引き続き御説明をする機会を設けていって、全ての市町村でその理念を共有していただいて、統一するというのに賛同していくという方向で持っていきたいと、努力していきたくて考えております。

○石原朝子委員 分かりました。

今後とも関係市町村と慎重に協議をされて、また事業、取組にかかっていたいただきたいと思います。

続いて、特定健診の受診率、やはり医療費を抑制していくためにも特定健診の重要性が県も多分各市町村も必死に取り組んでいると思います。その中におきましても県平均、この受診率の平均、令和元年度、受診率を教えていただきたいと思います。

○宮里治健康長寿課長 お答えいたします。

厚生労働省が発表しました平成29年度都道府県別の特定健診受診率によりますと、沖縄県の受診率は

50.6%となっております。

○石原朝子委員 ちなみに私も29年度ではないですけども、資料を取り寄せてあります、令和元年の特定健診受診率というのを、平成2年8月27日時点の受診率でありますけれども、これは平成30年度になりますか、沖縄県37.9%、県平均ですね。30年度が39.3%と、令和元年は低くなっている数値が手元に来ているのですけれども。今、答弁ありましたのは、29年度の沖縄県の特定健診受診率50.6%ということなんですね。

○山内昌満国民健康保険課長 国保のほうの特定健診の受診率、手元で最新のデータとしては、平成30年度の速報値ということになっておりまして、特定健診の受診率は39.3%になっております。

○石原朝子委員 特定健診の国保の受診率で県平均、平成30年39.3%。この特定健診の受診率というのは全国に比べて沖縄県の場合はどの位置にありますかね。

○山内昌満国民健康保険課長 今、申し上げました30年度の順位については今、ちょっと整理しておりませんので、これまでの傾向として平成25年から平成29年までの推移で見ますと、沖縄県は平成25年度が37.1で18位、平成26年度が37.8で20位、平成27年度が38.7%で19位、平成28年度が39.4%で18位、平成29年度が39.1%で22位ということで、37.1%から徐々に上がって、39%に上がってきているという傾向がありまして、順位のほうは18位から一直近の29年度は22位で少し下がっているんですけど、18から22位の間で推移してきているという状況にあります。

○石原朝子委員 本当に、受診率が微増ではありますけれども、若干上がってきているということなんですけれども、県としましてはその特定健診、やはり病気の早期発見のためには、どうしても医療機関へきちっと検診をしてもらうように働きかけが重要だと思えます。その県民に、特定健診の受診を促すための広報活動等はこういったことをされていますでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 国民健康保険の保険者としての被保険者の方への周知ということでは、沖縄県は保険者でありますので、沖縄県市町村国保、国保連合会と共同で国保の広報番組などを共同で、特定健診の受診の必要性を周知するというのを今やっております。今ちょうどコマーシャルも最近、流れているところですね。それ以外にも、テレビ以外にもラジオ、それから、ポスター等は当然やっております、その効果的な広報活動については市町村、連合会と共同して毎年、その実施についても予

算を組んでやっているところです。

○石原朝子委員 今、答弁がありましたように、国保連とまた市町村、県と、3者でもって広報、メディアを使ってやっていらっしゃるのによく見ております。それ以外にですね、県単独として、そういった特定、国保の特定健診の広報活動というのは検討されたこともございますでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 国保の広報活動については、従前から県、市町村、連合会と共同でという枠組みでやっております、その費用については、県のほうも補助金という形で、その財源のほうの提供等もしております、今後も、この枠組みの中でやるのが効果的と考えております。

○石原朝子委員 国保、最後になりますけれども、今、県は勧奨に関しては市町村、国保連と一緒にやっているということなんですけど、ちなみにこの市町村、県内市町村の中において、特定健診の勧奨に向けて、特別、特色のある取組をしている市町村はございますでしょうか。例えばTポイントを配布するとか、そういった受診勧奨に向けて何らかの活動をされている市町村。

○山内昌満国民健康保険課長 市町村の取組につきましては、できるだけ特定健診を受けていただくというのは、どう受けるという行動の変容で受けるという結果を求めるかというのはなかなか腐心するところで、今、委員おっしゃいましたようにTポイント、受診をしたらTポイントがもらえますというような形での取組をしている団体一ほかの例としましては、受けてくださいというポスターにですね、行動心理学の考え方を取り入れて、ずっと受けていない方にはこういう内容の受診案内のほうは効果的じゃないか、受けたら受けなかったり、していない方にはこういう内容の周知文書が効果的じゃないかということで、そういう周知文書を工夫してやっているところとか、そういう取組がありまして、それについては各市町村のほうとかにも事例の共有、先進事例の共有ということで紹介をして、その効果的なほかの取組事例が横に展開をしていくような形になるようにということでも、県のほうでも支援、情報提供をしているところです。

○石原朝子委員 分かりました。

本当に国保運営は大変厳しいものがあります。やはりこの国民健康保険は本当になくってはならない制度だと思いますので、やはり県も市町村と一緒に県民の健康と安心した暮らしが守れるように、ぜひ今後とも一生懸命取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

以上で終わります。

○末松文信委員長 以上で保健医療部及び病院事業局関係決算に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○末松文信委員長 再開いたします。

決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項については、昨日及び本日の質疑・答弁において提起する委員はおりませんでしたので、念のため御報告をいたします。

次に、特記事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 提案なしと認めます。

以上で、特記事項についての提案を終結いたします。

次にお諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を含み決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

なお、決算調査報告書は10月21日 水曜日 午前9時までに決算特別委員に配付されることになっております。

また、決算特別委員が調査報告書に関して、常任委員長に対し質疑を行う場合は、21日 水曜日の午後3時までに政務調査課に通告することになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信

令和2年第6回
 沖縄県議会（定例会）
 閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和2年10月16日（金曜日）
 開会 午前10時1分
 散会 午後4時52分
 場所 第3委員会室

自然保護課長 比嘉 貢君
 自然保護課 島袋 直樹君
 世界自然遺産推進室長
 環境再生課長 久高 直治君
 企業局長 棚原 憲実君
 企業技術統括監 石新 実君
 参事兼総務企画課長 大城 清二君
 経理課長 仲地 之君
 配水管理課長 上地 安春君
 建設課長 大城 彰君

本日の委員会に付した事件

- 1 令和2年第6回議会乙第15号議案 令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 令和2年第6回議会乙第16号議案 令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 3 令和2年第6回議会認定第1号 令和元年度沖縄県一般会計決算の認定について（環境部所管分）
- 4 令和2年第6回議会認定第23号 令和元年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 5 令和2年第6回議会認定第24号 令和元年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 6 決算調査報告書記載内容等について

○瑞慶覧功委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案の議決議案2件、令和2年第6回議会認定第1号、同認定第23号及び同認定第24号の決算3件の調査並びに決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、環境部長から環境部関係決算の概要説明を求めます。

松田了環境部長。

○松田了環境部長 おはようございます。

それでは、環境部の令和元年度一般会計決算の概要について、ただいま通知しました歳入歳出決算説明資料（環境部）に基づいて御説明いたします。

まず初めに、歳入決算の状況につきまして御説明いたします。

通知をタップして、1ページを御覧ください。

環境部所管の歳入は、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、県債の7つの款から成っております。

1行目になりますけれども、環境部所管の歳入の合計額は予算現額23億7750万1000円、調定額は20億3389万2698円、うち収入済額は19億5634万5904円であり、収入未済額は7754万6794円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は

出席委員

委員長 瑞慶覧 功君
 副委員長 下地 康教君
 委員 座波 一君 呉屋 宏君
 照屋 守之君 上里 善清君
 次呂久 成崇君 島袋 恵祐君
 比嘉 瑞己君 玉城 健一郎君
 新垣 光栄君 金城 勉君

説明のため出席した者の職、氏名

環境部長 松田 了君
 環境政策課長 多良間 一弘君
 環境政策課 新里 睦君
 基地環境特別対策室長
 環境保全課長 仲地 健次君
 環境整備課長 比嘉 尚哉君

96.2%となっております。

次に、款ごとの歳入について御説明いたします。

(款) 使用料及び手数料は、予算現額3954万円に対し、収入済額は4131円であり、動物愛護管理センターなどに係る土地使用料であります。

その3行下の(項) 証紙収入につきましては、予算現額3958万8000円に対し、収入済額がゼロ円となっておりますが、これについては、出納事務局において、取りまとめて計上されることとなっております。

(款) 国庫支出金は、予算現額12億7476万1000円に対し、収入済額は12億1465万5697円であり、その主なものは、世界自然遺産登録推進事業や生物多様性おきなわブランド発信事業などの沖縄振興特別推進交付金であります。

(款) 財産収入は、予算現額47万5000円に対し、収入済額30万477円であり、その内訳は、環境保全基金利子及び産業廃棄物税基金利子などの財産運用収入であります。

通知をタップして、2ページを御覧ください。

(款) 寄附金は、予算現額50万円に対し、収入済額は40万円であり、民間企業による飲料製品の売上げの一部を環境保全活動に寄附しているものであります。

(款) 繰入金は、予算現額1億3116万1000円に対し、収入済額は5537万8807円であり、その内訳は、産業廃棄物税基金繰入金及び環境保全基金繰入金などであります。

(款) 諸収入は、予算現額1096万4000円に対し、調定額は8945万3586円、収入済額は1190万6792円であります。

収入未済額が7754万6794円となっておりますが、その内訳は、西原町字小那覇地内で長期間廃タイヤが不適正に保管されていたことなどに対する行政代執行の撤去・処理に要した費用の求償費用であります。

(款) 県債は、予算現額9億2010万円に対し、収入済額は6億7370万円であり、主なものは公共関与事業推進費であります。

次に、歳出決算の状況について御説明いたします。

通知をタップして、3ページを御覧ください。

令和元年度の環境部所管の歳出は(款) 衛生費からとなっております。

1行目の予算現額(A)欄を御覧ください。

予算現額は、49億4178万9000円、うち支出済額は、44億9008万3601円、翌年度への繰越額はゼロ円、不用額は4億5170万5399円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合を示す執行率は

90.9%となっております。

次に、不用額4億5170万5399円のうち、(目)で主なものについて御説明いたします。

不用額(D)欄の上から4行目になりますけれども、(目)環境衛生指導費の不用額2億6576万2213円は、主に公共関与事業推進費における補助事業の節減などに伴う執行残によるものであります。

下から2行目になります、(目)環境保全費の不用額9600万2621円は、主に低炭素島しょ社会実現に向けた地球温暖化防止対策等事業における補助件数の減などによるものであります。

その下の行になりますけれども、(目)自然保護費の不用額7538万2593円は、主に公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例に基づく届出がなかったことによるものであります。

以上をもちまして、令和元年度の環境部一般会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく御願いたします。

○瑞慶覧功委員長 環境部長の説明は終わりました。

次に、企業局長から企業局関係決算の概要説明を求めます。

棚原憲実企業局長。

○棚原憲実企業局長 おはようございます。

令和元年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算並びに両会計決算の結果生じました未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

本日は、サイドブックに掲載されております決算書及び議案書(その2)により御説明させていただきます。

初めに、令和2年第6回議会認定第23号令和元年度沖縄県水道事業会計決算について、御説明いたします。

ただいま通知しました決算書の1ページをタップして御覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計301億4809万6000円に対して、決算額は301億623万5685円で、予算額に比べて4186万315円の減収となっております。

その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の減少によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計302億6906万9685円に対して決算額は289億6092万1695円で、翌年度繰越額が1億4357万7294円、不用

額が11億6457万696円となっております。

不用額の内容は、第1項の営業費用における動力費等の減少によるものであります。

2ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計169億3437万4000円に対して、決算額は120億5558万3913円で、予算額に比べて48億7879万87円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計218億681万8033円に対して、決算額は163億9058万206円で、翌年度への繰越額が49億6281万3002円、不用額が4億5342万4825円となっております。

繰越しが生じた主な要因は、第1項の建設改良費において、工事計画の変更等に不測の日数を要したことによるものであります。

不用額の内容は、第1項の建設改良費における工事請負費の執行残等によるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益157億2913万7150円に対して、2の営業費用は266億4713万5640円で、109億1799万8490円の営業損失が生じております。

3の営業外収益128億5879万5267円に対して、4ページの4の営業外費用は11億254万6840円で、右端の上のほうになりますが、117億5624万8427円の営業外利益が生じており、経常利益は8億3824万9937円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は9億1106万4390円となり、この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、5ページの剰余金計算書について、御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高452億2146万4875円に対し、当年度変動額が9億4863万9853円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は461億7010万4728円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高9億1106万4390円の全額を今後の企業債

償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立金に積み立てることにしております。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、8ページになりますが、資産合計4329億7823万6667円となっております。

負債の部については、9ページになりますが、負債合計3868億813万1939円となっております。

資本の部については、10ページの下から2行目になりますが、資本合計461億7010万4728円となっております。

なお、11ページから13ページは決算に関する注記、また、15ページ以降につきましては決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、令和2年第6回議会認定第23号令和元年度沖縄県水道事業会計決算の概要説明を終わります。

次に、ただいま通知しました決算書の45ページをタップして御覧ください。

引き続きまして、令和2年第6回議会認定第24号令和元年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計6億6718万1000円に対して、決算額は6億6912万2093円で、予算額に比べて194万1093円の増収となっております。

その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の増加によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計6億6332万5195円に対して、決算額は6億2692万8013円で、翌年度への繰越額が703万206円、不用額が2936万6976円となっております。

不用額の内容は、第1項の営業費用における負担金等の減少によるものであります。

46ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計1億2266万8000円に対して、決算額は1億5086万664円で、予算額に比べて2819万2664円の増収となっております。

その主な要因は、平成29年度事業及び平成30年度事業に対する国庫補助金の一部が交付されたことによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計1億5389万4052円に対して、決算額は1億3515万5265円

で、翌年度への繰越額が1061万3891円、不用額は812万4896円となっております。

繰越しが生じた主な要因は、第1項の建設改良費において工事計画の変更等に不測の日数を要したことによるものであります。

不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における工事請負費の執行残等によるものであります。

次に、47ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益2億9202万3200円に対して、2の営業費用は5億8838万214円で、2億9635万7014円の営業損失が生じております。

3の営業外収益3億5147万4146円に対して、48ページの4の営業外費用が1609万1496円で、右端上のほうになりますが、3億3538万2650円の営業外利益が生じており、経常利益は3902万5636円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は3903万1356円となり、この当年度純利益が、当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、49ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高14億1771万9719円に対し、当年度変動額が3903万1356円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は14億5675万1075円となっております。

次に、50ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高3903万1356円の全額を今後の建設改良費に充てるため、議会の議決を経て、建設改良積立金に積み立てることにしております。

次に、51ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、52ページになりますが、資産合計65億5705万7495円となっております。

負債の部については、53ページになりますが、負債合計51億30万6420円となっております。

資本の部については、54ページ下から2行目になりますが、資本合計14億5675万1075円となっております。

なお、55ページから57ページは決算に関する注記、また、59ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、令和2年第6回議会認定第24号令和元年

度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要説明を終わります。

決算の概要説明に続きまして、当該決算と関連のある議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案書（その2）の27ページをタップして御覧ください。

令和2年第6回議会乙第15号議案令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うためには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから、提出したものであります。

内容につきましては、令和元年度水道事業会計の未処分利益剰余金9億1106万4390円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであります。

続きまして、28ページをお開きください。

令和2年第6回議会乙第16号議案令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うためには、水道事業会計と同様に、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから、提出したものであります。

内容につきましては、令和元年度工業用水道事業会計の未処分利益剰余金3903万1356円の処分について、今後の建設改良費に充てるため、全額を建設改良積立金に積み立てるものであります。

以上で、令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意申し上げます。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、該当ページをタブレット通知機能により委員自ら通知し、質

疑を行うようお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

上里善清委員。

○上里善清委員 皆さん、おはようございます。

歳入歳出決算説明書の中から質問していきたいと思っております。

43ページ、環境課題解決を目的とした世界島しょ間ネットワークの推進ですね。これの内容としてですね、今、ハワイ州と沖縄県、済州特別自治道となっておりますが、この課題というのは世界的な課題になっているはずですので、この3つということにしたのはどういう理由なんでしょうか。

○多良間一弘環境政策課長 お答えいたします。

この世界環境問題の世界島しょ間ネットワークの推進というものにつきましては、平成28年9月のIUCN世界自然保護会議におきまして、韓国の済州自治道のほうから提案があった世界政府会議において合意されたパートナーシップ合意というものについて進めてきているものなんですけれども、その際に提案があったのは、世界の島嶼地域において共通するような環境問題がありますので、そういったものをそれぞれの島嶼地域において協力して解決していこうということで、そのネットワークを構築しようということで結ばれているものでございます。

質問で、世界的ということでもありますけれども、まず最初に始まったものがこの3地域、ハワイと済州、それから沖縄県の3地域でパートナーシップの合意書をまず締結しまして、それに基づきまして平成30年8月にフォーラムを開きまして、そのときに中国の海南省も加わって、今現在はこのGGISは4地域でもってやっております。一応ですね、これについては島嶼間地域での協力をいろいろ増やしていこうということで、取組をやっているということで、各4地域で励まし合って取組を進めているというところでございます。

○上里善清委員 東日本大震災の、地理的と言った

らおかしいんですが、あれがアメリカまで届くという事態になっておるので、島嶼としたらかなりあるわけですね、グアムから始まって南沙諸島も皆含めてですね。これは世界的な課題になっていることですので、この参加する国をもっと広げていったほうが私はいい事業になると思いますので提案したいと思います。よろしく申し上げます。

47ページの米軍航空機騒音監視事業なんですけど、新規でこの事業は行われております。この設置場所が、嘉手納で5地点、普天間で3地点ということで、今の騒音の状況といいますか、その辺どういう状況になっているのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○仲地健次環境保全課長 よろしく申し上げます。

嘉手納飛行場周辺の令和元年度の航空機騒音測定結果では、嘉手納飛行場周辺21地点中6地点で環境基準値を超過している状況がございます。普天間飛行場周辺につきましては、15地点中2地点が環境基準超過となっております。

○上里善清委員 この騒音のレベルというのが多分あると思うんですが、我慢ならぬ騒音のデシベルというのは幾らぐらいなのか、この辺はどうなんですか。

○仲地健次環境保全課長 先ほど申し上げました環境基準というものは、年間を通して平均した騒音の指標として、瞬間的なものではございません。瞬間的な騒音でいいますと、110デシベルであれば、自動車の2メートル先に立ってークラクションを鳴らしたときに2メートル先で感じるような状況でございます。120デシベルというものがございまして、そこらは航空機のエンジンの近くの状況が120デシベルとよく言われています。昨年度の最大騒音レベルでいいますと、嘉手納飛行場周辺では、砂辺局で116.1デシベル、普天間周辺では上大謝名局で124.5デシベルという記録がございます。こちらのほうは環境基準ではなくて、そういった騒音の指標です。

以上です。

○上里善清委員 そういった回数とか、110以上の騒音になった場合ですね、具体的に米軍にこれを要請するとは思いますが、そういった要請は今までやったことはありますか。

○仲地健次環境保全課長 県と市町村で連携して航空機騒音の監視を行っているのですが、その測定結果を基に、米軍、そして日本政府に対して航空機騒音の軽減の要請というのをやっております。毎年行っており、今年9月に行いました。

○上里善清委員 改善されないとあまり意味のない

ことですので、そういったことが回数でやっぱり理解してくるはずですので、そういった被害があった場合は、あるたびに、これは米軍、日本政府に改善するよう要請していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

あと、48ページですね、外来種対策事業なんですけど、この外来種の沖縄県における対象は幾らぐらいありますか。

○比嘉貢自然保護課長 対象種といいますか、今外来種って非常に多くの外来種と言われるものがあります。

それにつきまして、平成30年に沖縄県において外来種のリストを作成しました。そのリストで県で計上したのが371種となっております。

○上里善清委員 それは全種類に該当する事業だと思えますが、この在来種が非常に影響を受けているという種類もかなりあると思うんですよ。マングースなんかは在来種に影響を与えているとかね、ヤンバルクイナを食べたりということがあるみたいですので、危険な種類についてはですね、駆除する方法を取らないと、放置したら在来種が絶滅する可能性がありますので、この事業は力を入れていただきたいなと思います。

あと、57ページの沖縄型省エネ設備等普及事業、この沖縄型省エネという理念はどんな理念ですか。

○久高直治環境再生課長 よろしくをお願いします。

本県のリーディング産業であります観光業に対して、県内の二酸化炭素の削減を図るために、観光関連施設における省エネ設備等の導入に要する費用の一部を補助するものとなっております。

○上里善清委員 ということは、主に宿泊業が対象になるという意味でしょうか。

○久高直治環境再生課長 対象施設は県内のホテル及び旅館業ですね。また、沖縄振興特別措置法第8条で定める特定民間観光関連施設に位置づけられた事業者としまして、スポーツセンター、ゴルフ場、ボウリング場、劇場となっております。

○上里善清委員 効果のことをお聞きしたいんですが、この事業で導入した施設に4件の補助を行ったとなっておりますが、導入する前と導入した後の効果はどんなものがあるのか、教えてくださいませんか。

○久高直治環境再生課長 令和元年度はですね、4件のホテルに対して補助を行っております。高効率の設備とか給湯設備などを設置しまして、二酸化炭素の排出量でいいますと年間約310トン削減しております。

○上里善清委員 この事業、大変いい事業だと思

いますので、事業者にも周知する方法ですね、これはどのように行っていますか。

○久高直治環境再生課長 現在のところですね、県のホームページで公募を行っているところでございます。

○上里善清委員 観光業は非常に忙しいですので、ホームページだけで十分でしょうかね。リーフレットなり作って、こういったホテル関連の皆さんに配るといった方法はどんなですか、ホームページだけじゃなくてですね。それは検討したほうがいいんじゃないですか。

○久高直治環境再生課長 一応ですね、観光関連施設に説明会を行っているところなんですけれども、今後そういった配布をするとか、あとはまた観光関連協会などと連携しながら、委員おっしゃっているような提案も含めて周知のほうをまた検討していきたいと思っております。

○上里善清委員 今、宿泊業者はコロナで相当苦しんでおりますので、少しでも役に立てる事業に関しては、周知徹底して救ってあげてほしいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あと、58ページの外来植物防除対策事業ですが、ギンネムをどうするかということなんでしょけど、沖縄もギンネムだらけになってきているんですよ。海岸線から始まって、内陸部もギンネムがたくさん繁茂しておりますのでね。ギンネムというのは厄介なもので、根が奥深く入るもので、小さいときに取らないと、1メートルぐらいになったらほぼ抜けなくなるんですよ。すごい木なんですけど、これを何とかせんといけないと思うんですが、これを活用する方法というのは今どんなですかね。ギンネムを何か活用できる方法はありませんか。

○久高直治環境再生課長 ギンネムには少し毒性のある物質も入ってはいますけれども、それを排除したお茶を県内の事業者が開発しまして、それを販売しているという実績がございます。

○上里善清委員 ただこれはできますので、活用のほうに重きを置いてですね、何とかしてほしいなと。これを使って家具を造るとかいうところも出てきているみたいで、網状のかごですね、そういったことも手がけている人がいるので、ひょっとしたら資産になる可能性もありますので、活用方法も十分研究してください。よろしくをお願いします。

最後に、61ページの低炭素島しょ社会実現に向けた地球温暖化防止対策等事業、今地球は自然災害にもさいなまれている。原因として、脱炭素化を進めんといかぬという状況ですので、このLNG、液化

天然ガスはコスト的には安いかもしれない。しかし、輸送コストを含めると意外とそうでもないらしいんですよ。この辺はどういう計算でやっていますかね。

○久高直治環境再生課長 今手持ちに輸送コストを含めたトータルでの排出計算というのは持ってはいないんですけども、基本的には石油と比較するとLNGの場合は3割ほど二酸化炭素の排出量が少ないということになりますので、その辺も含めて今後分析しながら評価していきたいと考えております。

○上里善清委員 確かに値段だけを見ると安いんですよ。だけど、いろんな設備も必要らしくてですね、タンカーも特殊タンカーみたいで。だから、その辺からすると低価格でもないらしいんですよ。この辺、十分研究したほうがいいと思いますよ。沖縄は結構液化天然ガスが見つかったという話がありますよね。こういう状況は、今どういう状況になっていますか。以前、南城市で見つかったと。西原町のヨウ素掘削のときにもこの天然ガスが見つかったらしいんですよ。これを事業化できるかどうか、この辺を含めて、今の状況を教えてほしいんですけど。

○久高直治環境再生課長 すみません、我々環境部でございますが、今委員のおっしゃる情報というのは持ってなくて、エネルギー開発に関しては商工労働部のほうで所管しておりますので、そこからですね、また、今後情報も収集していきたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 おはようございます。

私のほうはですね、主要施策の成果に関する報告書のほうから何点か質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、48ページの外来種対策事業なんですけれども、先ほど上里委員のほうからも質問があったんですが、平成30年にこのリスト作成をして371種を指定したということなんですけれども、この事業の決算額を見ましても、1億1000万円余りの執行額ですよ。この事業内容が、外来種の捕獲手法開発等を行ったということであるんですが、もう少しこの内容を具体的に教えていただけますか。

○比嘉貢自然保護課長 お答えします。

昨年、令和元年度、外来種対策事業におきまして、まず1つ目にはですね、県内に定着、また定着していないが、定着した場合に影響が大きい外来種の21種について、外来種の対策行動計画に基づく防除計画のほうを今年の3月に策定しております。また、この事業におきまして、例えば沖縄本島でいえばタイ

ワンスジオ、グリーンアノール、竹富町の黒島ではインドクジャク、あと宮古の下地島及び伊良部島においてニホンイタチの防除の実施を行ったところがあります。また、ヒアリやアカカミアリについて、主要港湾や那覇空港の周辺で侵入がないかを確認するための調査を実施しております。これらの計画や防除、侵入防止のための調査に加えてパンフレットを作成しまして、それを配布、また、イベントへの出展などを行うことによって、県民への外来種に対する意識啓発のための取組を行ったところがあります。

○次呂久成崇委員 ありがとうございます。

この指定された23種というのが、この重点対策種14種、そして重点予防種6種、産業管理外来種3種ということであるんですが、今、説明のほうにもあったんですけども、例えばクジャクとかですね、もう八重山のほうでは、ほぼほぼ島にいて、私も県施設のバナナ公園などに行った場合、30分ほどで十四、五羽ぐらいいるんですよ。クジャクって普通は警戒心が強いんですけども、二、三メートル近寄っても逃げない、あれぐらい、人にも慣れるぐらい繁殖していると私は認識しているんですね。ですので、この行動計画を策定して最終的に県としてはどのようにしていくのか。私は、やはりこれは本来いない生き物ですよ。それが侵入してきて、我々のこの県内の自然、生態系に影響を与えているわけですから、これは最終的にやはり排除というか、それも含めてやっていくだけですか。今は防除、侵入をどのように防ぐかということをやっていたんですけども、これは駆除もしっかりやっていくというようなことでの目標設定というのはあるのでしょうか。

○比嘉貢自然保護課長 今年の3月に策定しましたこの行動計画及び防除計画、一応計画期間として今年5年でやっております。今この中で進めなければならないのが、まず、クジャクにつきましては今委員がおっしゃったように、石垣島や竹富町の各島々とか、あと宮古島や与那国等で見つけられております。今、当面の目標として重要なのが、我々はまず拡散防止、特に西表島への侵入を防止しなければならないというのが今重要かと考えておりますので、まずそういった意味で、今インドクジャク等がおりますところの低密度化に向けてですね、まずは当面取り組みながら、最終的には委員がおっしゃるような形で、完全駆除というところに進めていくような形をやりたいということで昨年度計画をつくったところがあります。

○次呂久成崇委員 あとですね、この重点対策種等

も含めて21種、今指定されているわけなんですけれども、それ以外にリストを作成されて、これに掲載されている生物等についてもやはりちょっと認識というか、私たちは例えば川とか、県営のダムなどもそうなんですけれども、そこに例えばプレコ、魚です、魚類のプレコであったりとかグッピーであったりとかティラピアであったりとかというのが、もう私たちの子供などは昔からいる魚だと思っているぐらい、慣れ親しんでいるという言い方はおかしいんですけれども、普通になっているんですよね。実際にキジなども最近よく見ます。スズメよりもキジを見るんです。私の庭にもたまにキジが入ってくる時があるんですけれども、本当にこの自然に与えている影響というのはとても大きいなというふうに思っていますので、ぜひそれは指定と防除、侵入を防ぐだけじゃなくてですね、しっかりとした駆除対策というのをも併せて取っていただきたいなと思います。

次に、57ページのこの沖縄型省エネ設備等普及事業、先ほど上里委員のほうからもありました。これとですね、61ページの低炭素島しょ社会実現に向けた地球温暖化防止対策等事業のほうで、この二酸化炭素削減のために設備導入をしていると。先ほど二酸化炭素の削減見込量も310トンと、もう一つの事業のほうで274トンを見込んでいるということだったんですけれども、この見込量というのは県が設定をしている、例えば2030年とか2050年とか、アジェンダ21のほうにも記載されている削減目標があるんですけれども、それに向かって取り組んでいくときに、この量でどうなんでしょうか、目標を達成できるような支援というんですかね、対策になっているんでしょうか。

○久高直治環境再生課長 委員御指摘のようにですね、確かに今、大体沖縄県で二酸化炭素の排出量は、温室効果ガスでいうと約1%ずつぐらいの割合で、約なんですけれども下がっている状況で、2030年とか2050年に向けていくと、なかなか趨勢的には非常に厳しい状況であります。確かに今おっしゃっているように、このような数値ではなかなか目標達成というのは難しい状況ではありますが、ただ、2010年をピークにですね、沖縄県の温室効果排出ガスは下がりつつありまして、約8%ぐらい下がっております。ただ、うちの実行計画の中で目標としました2000年度と同等にするというところの目標から2.1%は上回ってはいるんですけど、ただ、この8%下がっているという現状もありまして、今も下がり続けていると。逆に人口は、沖縄県は微増しているような状

況で、観光客は今年はコロナの影響がありますけれども、これまでかなりの勢いで伸びてきている状況からすると、沖縄県民と事業者が非常に努力をしていると。また、車も低燃費なものが出てきて、家電製品も非常に低電力化が進んでいますので、こういったところを併せて、さらにまた革新的な技術とか新しい再エネの技術を取り入れながら達成していきたいと考えております。

○次呂久成崇委員 ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思うんですけれども、この2つの事業は観光業であったり、施設にということではあるんですが、やはりモデルをしっかりとつくっていくというためには足元の、例えば公共施設、県はもちろんなんですけれども、県内の自治体のほうにも、しっかりと二酸化炭素削減のための設備をどんどん配置してもらおうとかですね、そういった行政のモデルとしてもやっていく取組というのは私は非常に大事ななというふうに思いますので、ぜひそこら辺もまた対策等も含めて検討していただきたいと思います。

あと1つ、最後に64ページをお願いいたします。

公共関与推進事業ということで、この事業の概要等について、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○比嘉尚哉環境整備課長 よろしく申し上げます。

この公共関与推進事業につきましては、県内の民間処理業者による管理型最終処分場の残余容量が逼迫していたことから、県が中心となり、沖縄県環境整備センター株式会社を設立し、産業廃棄物管理型最終処分場、安和エコパークを建設するものであります。安和エコパークは、埋立容量約8万8000立方メートルの屋根つきの管理型最終処分場であり、令和元年10月に竣工し、令和2年2月に埋立てを開始しております。

以上です。

○次呂久成崇委員 産業廃棄物処理の最終処分場ということなんですけれども、これは沖縄本島の産業廃棄物だけですか。それとも宮古、石垣、先島、離島の産業廃棄物というのでも処理ということではあるんでしょうか。

○比嘉尚哉環境整備課長 この管理型最終処分場、安和エコパークは、国の交付金を活用して整備したところですが、この補助金の交付対象となる施設は、都道府県に1施設に限るとされております。宮古島市では、市の最終処分場に産業廃棄物である燃えがらを受け入れる、いわゆる併せ処理を行っております。県では産業廃棄物処理施設の不足に対応するためにもそのような対応ができないか、ほかの市町

村にも働きかけてまいりたいと考えております。

○次呂久成崇委員 国の補助で県内に1施設ということなんですけれども、やはり沖縄県、島嶼県ですので、私はこの産業廃棄物ですね、やはり一番コストがかかるのは、離島で産業廃棄物を処理できないから本島のほうに運んでくる、または九州のほうに運んで処理をしないといけないというところがやはり一番ネックだと思うんですよね。そういうコストがかかるからこそ不法投棄をしたりというふうに、どんどん連鎖していくと思うんですよ。ですので、しっかりとその圏域で最終処分できるような対策、取組ということをしなければ、この県内の不法投棄も含めてなんですけれども、産廃の処理というのはなかなか厳しい状況があるんじゃないかなと。これがやはり、また行政の予算等も圧迫してくるんじゃないかなと思うんですけれどね、国の予算が厳しいということで、やっぱりこれは県のほうでどのようにできるかという考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○松田了環境部長 委員御指摘のように、やはり安和エコパークでも宮古、あるいは八重山地域からの産廃も受け入れております。ただ、やはり運ぶコストが非常に高いということで、やはり地域地域で最終処分ができるような体制は非常に必要だろうと考えています。その際に一番参考になる事例が、先ほど課長から説明しました宮古島市の事例でございます。宮古島市は今、産業廃棄物も最終処分場がないということで、市の最終処分場で受け入れて、手続をして受け入れております。その際に、建設費については国の補助がないものですから、我々新たな振計の中で、そういう市町村が産業廃棄物を受け入れて、最終処分場、一般廃棄物と一緒に受け入れるときには、その建設費も含めて国の補助対象としてくれないかというような要望を出してですね、何とかそういった市町村の負担も減らすことができないかなと、これは一つの案なんですけれども、今考えているところです。

○次呂久成崇委員 ぜひ取組をお願いしたいと思えます。

私も議会ですずっと取り上げている、例えば港内の放置パレットなどもですね、木製パレット1つを本島のほうに運んでくるというだけでも1つ千七、八百円ぐらいのコストがかかるわけなんですよね。それも何千枚もあるような状況でありますので、やはりその圏域で完結できるような、医療とか介護なんかもそうなんですけれども、やはり生活の圏域内で処分できるような取組をぜひやっていただきたいな

というふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○瑞慶覧功委員長 島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 よろしくお願ひいたします。

主要施策の報告書から質問させていただきます。

58ページの外来植物防除対策事業ですが、ギンネムに対する拡散防止と駆除技術を確立する目的なんですけれども、事業の概要と実績を伺います。

○久高直治環境再生課長 本事業は外来植物のギンネムを拡散防止する駆除技術を確立して、防除対策マニュアルを策定する事業であります。令和元年度から始まっておりまして、令和元年度に委員会を立ち上げまして、現在その対策に向けて検討を行っているところでございます。

○島袋恵祐委員 ギンネム、先ほども上里委員からありましたように、厄介な植物だということですね、僕自身も毎年、シーミー前の墓掃除で目の前にギンネムが多く茂って、いつも戦って、本当に厄介だと思っているんですけれども、このギンネムがどのように沖縄に入ってきたのかということをお聞かせください。

○久高直治環境再生課長 文献によりますと、ギンネムが最初に入ってきたのは、明治43年に国頭農学校が緑肥作物としてスリランカから導入したのが始まりだとされております。

○島袋恵祐委員 このギンネムの今の沖縄の被害状況、どういう被害が出ているか教えてください。

○久高直治環境再生課長 ギンネムの被害としましては、在来植生の生育阻害や景観への悪影響などが懸念されております。

○島袋恵祐委員 この事業なんですけれども、昨年度は実証試験計画を策定したということなんですけれども、駆除するに対して、この試験とか等々を行う、この試験の中身をもう少し詳しく教えていただけますか。

○久高直治環境再生課長 試験の内容につきましては、1つは駆除試験ですね、いかに有効に駆除できるのかということと、あと広がらないように拡散をどうするかという試験です。そういったものを主に今試験をしているところです。

○島袋恵祐委員 駆除試験の駆除の方法というのはどういった方法で取られているのか、もう少し詳しく。

○久高直治環境再生課長 例えばですね、ギンネムは非常に光を好む植物でありまして、それを遮るために防草シートをどれぐらい伸ばせばこのギンネムに効果があるかとかですね、例えば伐採した際に切

り株に被覆というかテープを貼って効果があるのかとか、さらに、切り株に薬剤を注入するのとどれぐらい効果の違いがあるのか、あとは、単純に散布薬剤をした場合どうなるのかとか、そういったような駆除のものをしております。

○島袋恵祐委員 今述べられた駆除の方法の中で、効果があるなど感じている方法というのはどういったものですか。

○久高直治環境再生課長 効果につきましては、それは前々から小笠原などでも実証してはいるんですけども、まず伐採した後に切り株に薬剤を注入する方法は非常に有効だなというところはあるんですけども、それ以外に被覆と組み合わせたりとか、さらに植生ですね、ほかの植生とギンネムが、逆に言うとギンネムが好まないような植生を側に植えて、なるべくギンネムが拡散しないようなものも併せて、総合的に駆除マニュアルを作成したいと考えております。

○島袋恵祐委員 薬剤注入とあるんですけども、他の植物とかにまたその薬剤が影響しないかということが心配になる、近年いろんな農薬を使って、公園の草が全部なくなったりとかありましたよね。そういった影響とかはどうですか。

○久高直治環境再生課長 委員おっしゃるように農薬の被害というのはありますけれども、基本的には農薬につきましては農薬取締法というのがございまして、それに基づいて実施をするということと、やはり委員がおっしゃっているように、住宅地だとなかなか農薬が、実際農薬取締法の範囲内でも使用が難しいということもありますので、様々な方法を今実証試験しております、住宅だったらこれが有効ではないかとかですね、そういうことをまたマニュアルの中に入れ込んでいきたいと考えております。

○島袋恵祐委員 分かりました。

このマニュアルを策定するというので、事業としては来年度までなんですけれども、このマニュアルができたなら、そのマニュアルの活用方法はどういったことをお考えでしょうか。

○久高直治環境再生課長 まず県民に周知するために県のホームページなどウェブを使って公表することとですね、県の農林水産部とか土木建築部、そういったギンネムに対して伐採をしたりとかしている部署がございまして、土地を管理する部署や調査研究している部署もありますので、そういったところの横断マトリックス組織というのがございまして、そういったものを活用して、県庁内でも横断的な中で周知をするのと同時に、また情報交換したり対策を

検討していきたいと考えております。

○島袋恵祐委員 分かりました。引き続き頑張ってくださいと思います。

次なんですけれども、61ページの低炭素島しょ社会実現に向けた地球温暖化防止対策等事業、先ほど上里委員、次呂久委員からも話がありましたけれども、やはりこのLNG一液化天然ガスですね、いわゆる石油とか低コスト、またCO₂の排出も削減ができるということで推進をされているというお話なんですけれども、今回報告書を見ているとですね、執行率がちょっと、50%ほどになっているんですけども、その理由というのはあるんでしょうか。

○久高直治環境再生課長 本事業は29年度から同様の事業を行っております、大体2件ずつ申請が来ていますので、そのような形で、また、事業も非常に、我々としては効果のある、観光行政としては非常に需要のある事業だと思っております3件を予定しておったんですけども、実際にですね、申請が来たのが1件しかなかったという実情になっております。

○島袋恵祐委員 この1件しかなかったって、何か理由とかあるんですか。

○久高直治環境再生課長 今までの実績からやっただけで、我々の予想が少し甘かったというところがあるのかもしれませんが、先ほど上里委員も言っておりましたが、少し周知の方法を工夫する必要があるのかなと考えております。

○島袋恵祐委員 分かりました。

欧州でもですね、本当に再生エネルギーへの転換というのが、推進が図られていると思うんですけども、今度は沖縄県としても非常事態宣言をこのように出すというお話もあって、CO₂の削減が今は全世界規模で、本当に今の大人の責任、政治の責任ということでつくられているんですけども、今後ですね、この再生エネルギー、太陽光だったりとか、あと風力発電とか、そういったところにまた補助をしていくという事業も必要だと思うんですけども、部長の考え方を聞かせください。

○松田了環境部長 やはり沖縄の場合、島嶼県ということですね、なかなか本土から電線を引っ張ってくるわけには、できないというようなことがございます。どうしてもベースの発電をですね、石炭、化石燃料に頼っているようなところがございまして、いかに再生可能エネルギーを広げていくかというのは非常に大きな課題だというふうに考えています。今、ただ単純に太陽光発電を入れても、なかなか出力の変動があって安定的な電源の供給ができないと

ということで、なかなか沖縄電力さんも簡単には今つなげないような状況だということがありますので、さらに利用を進めていくための、例えば蓄電池でありますとか、あるいは太陽光で水素作ってですね、そういったものを利用するという次の技術等を導入する必要があるんじゃないかというふうに考えておりました、そういったものも視野に入れながらですね、次期振計で、その再生可能エネルギーを使った電力をいかに導入していくかということについて、いろんな技術を、先端技術を入れる、あるいはそのための補助を国にお願いするといったようなことを少し今検討しているところです。

○島袋恵祐委員 本当に年々技術も進歩されてきて、建物の造り方もですね、本当に風が通るような、エアコンとかも要らないようなお家とかもできてきているような状況もあるので、そういった技術の進歩に伴ってこの事業の進め方というのも、やっぱりそれもまた考えていく必要があるのかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、62ページのサンゴ礁の保全再生についてです。この保全再生なんですけれども、事業の概要と実績をお願ひいたします。

○比嘉貢自然保護課長 お答えします。

このサンゴ礁の保全再生事業に関しては2つの事業から成り立っております。1つがサンゴ礁の保全再生地域モデル事業、もう一つがオニヒトデ対策普及促進事業となっております。

まずサンゴ礁の保全再生地域モデル事業、これも内容として2つに分かれておりました、1つがまずサンゴ種苗植付けに向けての低コスト生産技術の開発と、あと白化対策の調査研究というのを今進めているところであります。もう一つはモデル地域事業ということで、これは昨年から恩納村と久米島町をモデル地域として今設定しているところであります。その協議会のほうは漁協、観光協会、JAなどの団体が今連携して協議会を設立しております、今その活動内容に係る財源の確保などについて検討しております。将来的には各協議会が自立化できるよう、今それに向けた会議のですね、振興に向けての支援を行っているところであります。

また、もう一つのオニヒトデ対策普及促進事業につきましても、オニヒトデにつきましては、実はオニヒトデの子供、稚ヒトデが大体2年から3年かけて20センチから30センチに成長するということが前の事業で分かっております、この稚ヒトデの数を調べることによって、2年後、3年後の大量発生が予察できるというところまで出ておりますので、

今この予察できた案につきまして、さらなるその効果の検証ですね、これがどれぐらいできるかというところの検証作業と、また、技術の精度向上に係る調査、あと、このオニヒトデの栄養分になる植物プランクトン、比較的大型種のプランクトンを子供の頃よく食べる、それが成長につながるというのがありますので、そういったところの調査の研究、あと、オニヒトデのトラップ開発ということで、どういった形で誘引すればオニヒトデが捕れるかというような、そういったトラップの開発などを今、令和3年度までということで、今その調査を続けているところであります。

○島袋恵祐委員 ありがとうございます。

この県内海域におけるサンゴ礁の状況というのがすごく気になるんですけども、今どういう状態ですか。年々減少しているのか、それとも過去に比べてサンゴ礁が復活をしているのか、県の見解はどうでしょうか。

○比嘉貢自然保護課長 サンゴ礁につきまして、毎年環境省のほうで調査されておりました発表されておりますモニタリングサイト1000という形で毎年発表されておまして、その令和元年度の報告によりますと、県内のサンゴ礁につきましては、平均のサンゴ比では30%ということで、前平成30年度と同程度ということで、顕著な白化現象は確認されていないと報告されております。また、沖縄島の周辺離島につきましても、平均サンゴ比では昨年度より10ポイント増加して60%ということで、2016年—平成28年に確認された白化現象等による被害からも今回復活しつつあるというような形で報告されておりますので、県としてもそのような状況かと認識しております。

○島袋恵祐委員 分かりました。

サンゴ礁を守っていかなくちゃいけないということで、民間団体、また行政も一生懸命努力をされていると思うので、引き続きですね、またこの事業の取組を頑張っていただきたいなというふうに思います。私からは以上です。

○瑞慶覧功委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 お願いします。

報告書から質問いたします。最初に、43ページをお願いいたします。

環境課題解決を目的とした世界島しょ間ネットワークの推進からですが、先ほどの質疑の中で4地域が参加しているということが分かりました。その環境課題のために情報共有を行っているということですが、幾つか書かれていることについて詳しくお聞かせいただきたいと思います。

最初に、県も観光税の導入を進めているということがあったと思うんですが、このネットワークの中でどのように情報共有して、県としては今後どのように進めていくのかお聞かせください。

○多良間一弘環境政策課長 お答えいたします。

このグローバルグリーンアイランドサミット推進事業におきましては、平成30年8月に第1回のフォーラムが行われております。そういった中でいろいろ話合いが行われてきておるわけですが、その後、令和元年5月8日、本県におきましても今度は実務者会議というのを開いております。その中で、韓国の済州のほうからは入域税の導入を検討しているといった事例報告がありました。あるいは各地域の観光税の検討状況についても情報を交換しているところでもあります。沖縄県のほうからも入域税の話とかをしたんですけれども、本県におきましては、この観光税につきましては文化観光スポーツ部等におきまして検討が行われているというふうに承知しております。

○比嘉瑞己委員 皆さんは情報共有した上で、そういった各国の状況とかをどう県の施策に反映していくかというのが問われていくかと思うんですね。

部署は違うんですけども、こうした各国の学ぶべき点とかはどのように県庁内で共有していくんですか。

○多良間一弘環境政策課長 G G I Sフォーラムとかでいろいろ情報交流されたものにつきまして、当然県にとって有益な情報、必要であるというような情報は、当然のことながら県の施策に反映させていくべきだろうと考えております。ですから、そういった情報については適宜関係課、あるいは関係部局と情報共有を図っていくというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 よろしく申し上げます。

続いて、再生可能エネルギーについても議論されているようです。まさに環境部の所管になると思うんですが、先ほどから、県として今L N Gにも力を入れていると思うんですが、この4地域、他の3地域では、ほかに再生可能エネルギーについて導入状況はどうなっているのか、沖縄県が取り組めるような施策というのはありましたか。

○多良間一弘環境政策課長 これも令和元年5月の本県での実務者会議における情報になりますけれども、まずそういった各地域からの環境施策の取組状況の中でですね、ハワイ州のほうからは水素発電でありますとか、水素電池を活用したカーシェアリングの取組、それから韓国の済州のほうからは風力発

電、それから水素発電を活用したカーボンフリー政策、それから海南省のほうからは電気自動車の導入でありますとか原子力発電、水素発電の導入等の検討といったような報告があったところでございます。

本県のほうからは、再生可能エネルギーはなかなか普及していないという状況でありますとか、石炭、火力発電が主力になっているというような状況、あるいはエネルギーによる発電の普及に取り組んでいるといったような状況について取組を報告したというような状況でございます。

○比嘉瑞己委員 やっぱ地球温暖化問題、エネルギー政策が一番重要になると思うので、この議論は長くなるので今回やめておきますけれども、県内だと沖縄電力さんが主力として頑張っていますけど、その島嶼間の各地域では、どのような運営だったり公的な機関の関わり方があるのかもですね、ぜひ情報共有していただいて県政に反映させていただけたらと思います。

続いて45ページ、米軍施設の環境対策について伺います。この事業説明の中に、返還予定米軍基地で使用が想定され、法に環境基準の定めがない化学物質について整理して、沖縄における対応の必要性を検証すると書かれていますが、この法に定めがない、対象外となっている化学物質とはどういったものなのか、説明を求めます。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 よろしく申し上げます。

御質問の化学物質調査事業では、跡地利用推進法の支障除去の調査対象とならないP F O S等工業化学品物質や、D D T等農薬、殺虫剤などの残留性有機汚染物質を対象に調査を実施しております。

○比嘉瑞己委員 近年そのP F O Sとかは県民にも広く知られていると思うんですが、今、事前に説明を聞いて、化審法という法律があって、その中の有害な、人や環境に影響を及ぼすかもしれない科学物質がその対象になると思います。そういった危険な物質がP F O S以外にも在沖米軍基地から検出されているんですか。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 今回の事業ではですね、牧港補給地区を含む3つの基地周辺の地下水調査を実施しておりますけれども、その中で調査した29物質のうち16物質が検出されております。

○比嘉瑞己委員 その危険性についてですね、なかなか一般の私たちも分からないんですけれども、相当有害なものなのか、この16の物質というのはどういったものなのか、もう少し説明をお願いします。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 これは P O P s 条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約というのがございますけれども、その物質でありまして、どういったものかというところ、環境中ですね、残留性、生物貯蓄性、あるいは人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される P C B とか D D T 等の残留性有機汚染物質のことでございます。

○比嘉瑞己委員 その調査を今して、皆さんの目的としては、この米軍基地返還後、土地所有者の皆さんはそうした危険な土地になっていたら困るわけですね。それに対してちゃんと、本来であれば私はアメリカの責任で除去すべきだと思うんですが、今の跡地利用に関する特措法の中で、国が責任を持って除去するというふうになっていると思います。

ところが、この特措法がやがて期限を迎えるわけですが、皆さんのこの調査結果は今後どのように生かしていくんですか。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 本事業の調査結果についてはですね、今後例えば基地返還時に国が実施する支障除去措置の際に、今回検出された化学物質について調査対象とするよう働きかけるつもりで今委員がおっしゃるように跡地利用推進法というのは時限立法でございますので、今現在、企画部を中心として制度要望というのをやっているんですけども、その中でこの法律の延長とですね、P F O S など国内法で使用の禁止がなされている化学物質、いわゆる化審法の第一種特定化学物質なんですけれども、これについては調査対象物質へ追加するよう求めているところです。

○比嘉瑞己委員 最後、部長にお聞きしたいんですけども、やはりこれは返還を待ち望んでいる県民にとっては大変大きな問題だと思います。しっかりと特措法に盛り込めるように県として国に要請すべきだと思いますが、部長の見解をお聞かせください。

○松田了環境部長 環境部としてもその問題意識は非常に強く持っておりますので、国のほうにはきちんとこういった物質も調査をしてですね、必要な措置を行うよう引き続き申入れを行っていきたくと考えています。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

続いて、47ページの米軍航空騒音監視事業についてです。この説明によると、これまで騒音も測定していたけれども、この事業でカメラを取り付けたとありますが、この目的と成果はどのようになりますか。

○仲地健次環境保全課長 当該事業は、嘉手納飛行

場及び普天間飛行場周辺で騒音が発生した際の航空機を判別するため、既存の騒音監視システムに高感度のカメラを追加整備する事業であります。嘉手納飛行場周辺5地点でカメラを新たに10台、普天間飛行場周辺で3地点にカメラ3台を追加した整備となっております。成果についてですね、得られたデータについて、住民からの苦情への対応や米軍等に対する要請の際の資料として使っていきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 先ほども少し報告がありましたけど、もう少しですね、この騒音実態、測定の結果をお聞きしたいと思います。2つの基地が対象となっておりますが、まず最初に嘉手納基地の騒音結果について、より詳しい結果を御説明ください。

○仲地健次環境保全課長 この事業で整備したカメラについてはですね、年度末に整備されたものでして、ちょっとこの事業からの成果というのは、なかなか実態とのリンクというのはまだこれから先になるというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 それでは、普天間基地をお願いします。

○仲地健次環境保全課長 普天間基地についても年度末に整備したんですが、高感度のカメラではないんですが、平成28年度にカメラを設置しておりました、その中で騒音が発生した際の航空機を識別することができました。先ほど上里委員の質疑のやり取りの中で、普天間飛行場周辺で上大謝名局で最も高い124.5デシベルを観測したという事例を紹介したんですが、その際に、この以前整備したカメラでF35であることが分かりました。

○比嘉瑞己委員 外来機のF35が最大の音を出したというのが分かったというのも一つ成果だと思います。

もう少し聞きたいんですけども、1日当たりの騒音の回数だったり、あるいは早朝、夜間、この発生件数とかはどうなっていますか。

○仲地健次環境保全課長 深夜、早朝の騒音発生回数について報告したいと思います。嘉手納飛行場周辺では屋良A局で一月当たり63.9回、普天間飛行場周辺では上大謝名局で一月当たり24回というものが記録されております。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

この間、軍特委員会で普天間基地を視察したときに市長からも説明を受けました。その中で、オスプレイの被害なんですけど、騒音もさることながら独特の低周波についても被害がひどいんだというお話がありました。皆さんがカメラを設置したのは大変大

きな前進だと思うんですけども、やはり被害実態をしっかりと示すことが日米政府にですね、しっかりと改善を求める方法になると思います。この低周波の測定については、皆さん検討はありますか。

○仲地健次環境保全課長 県では、普天間飛行場周辺4地点の航空機騒音常時監視システムに、低周波音の自動測定機能を平成27年度に追加整備し、低周波音の測定を実施しております。

○比嘉瑞己委員 その結果で、オスプレイの被害というのは分かっているんですか。結果を教えてください。

○仲地健次環境保全課長 ちょっと被害とまではリンクはできないんですが、昨年度の調査の結果を紹介します。機種ごとの騒音を測定、集計しているんですが、同じ騒音、単発騒音レベルで比較すると、固定翼機、回転翼機、オスプレイの順で低周波の最大レベルが高くなる傾向が分かっております。

○比嘉瑞己委員 数値的に詳しく、どれぐらいの差が出てくるのか、数値で示していただけませんか。

○仲地健次環境保全課長 単発騒音レベル、例えば90で見ますと、固定翼機が大体70から80とか90の範囲で推移しております。オスプレイでいいますと、ざくっとですが、100デシベルから110デシベルといったようなところであります。

○比嘉瑞己委員 観測地域はどちらですか。

○仲地健次環境保全課長 先ほどのデータは、普天間周辺の新城局、野嵩局、宜野湾局、上大謝名局の4局のデータになります。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

こうしてですね、ちゃんと実態を数値的に示していくことが動かししていく力になると思いますので、引き続き頑張ってください。

続いて、51ページのジュゴンの保護対策事業について伺います。ジュゴンについては、一般質問等でも何回か取り上げさせていただきました。2月議会だったと思うんですが、IUCNのほうから絶滅に最も近い種になっているよということでありました。そのIUCNから、こうした調査をしたほうがいいんじゃないかというリサーチプランが示されて、皆さんも前向きに取り組むというような答弁をいただいたと思います。その実施状況はどうなりましたか。

○比嘉貢自然保護課長 IUCNの海牛類専門家グループが提案しているリサーチプランについてです。これで5つほど提案されておりますが、それに関連して県のジュゴン保護対策事業で行っている内容として、まず1つ目として、リサーチプランの中で漁業者の情報を基にジュゴンの生存が予想される地域

を探すというのがあります。これにつきましては、毎年漁業者やマリンレジャー関係者等を対象にアンケート調査を実施しているところでありまして、2つ目に、生存の可能性があれば多様な手法を確認する。あと、生存が判明したらその行動を把握する。また、南西諸島域の海草の生育地の状況把握というのがあります。これにつきましては、今この事業におきまして沖縄島周辺、主要7海域を定めまして、潜水やドローンを用いた形で藻場の調査や食み跡調査、さらに環境DNA調査を今年度から実施する予定であります。さらに、リサーチプランであります情報の広報と保護の重要性を広く周知するなどにつきましては、漁業者やマリンレジャー関係者を対象として、レスキュー講座や藻場の重要性を示す講習会を実施しておりますので、そういった中でやっております。こういった形で引き続き環境省とも連携しながら、このリサーチプランにも配慮したジュゴンの保護対策に今取り組んでいるところであります。

○比嘉瑞己委員 一方で、辺野古大浦湾のほうでジュゴンの鳴き声、鳴音が確認されています。国の環境監視等委員会のほうでも議論になっているわけですが、そこでの調査というものは私は必要だと思うんですが、環境部としてはどのように対応していきますか。

○比嘉貢自然保護課長 今、沖縄防衛局におきましては、埋立工事に関係して、辺野古沖はじめ沖縄本島周辺での様々な調査をされているのは我々も承知しております。我々、今ジュゴン保護対策事業におきましても、この辺野古の埋立工事のちょうど北側にあります嘉陽・安部地域のほうにつきましても、非常に藻場が発達していて主要7海域に含まれておりますので、その調査を毎年実施しているところでありまして、その周辺の調査の中で今後ジュゴンの生息状況等も確認していきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 沖縄防衛局が行った鳴音を確認できた、その音声データというのは大変重要なデータだと思うんですが、このデータを活用することでより保護対策が進むと思うんですけども、沖縄県としてこのデータを向こうに要求したことはないんですか。

○比嘉貢自然保護課長 まだ現時点では求めておりません。

○比嘉瑞己委員 この問題は大変大きな問題だと思うんですね。国としても環境対策をやるって言っているわけですから、これは沖縄県と共有して当たり前のデータだと思います。これをちゃんと求めるべきだと思いますが、いかがですか。

○松田了環境部長 今、我々のほうでは環境監視等委員会のほうに報告されたデータを入手してですね、それに基づいてジュゴンの生息の調査結果等を把握しているような状況でございます。我々もジュゴンの調査事業を全県的にやっておりますけれども、そういったものの参考になるかと思っておりますので、今御提案の件は今後検討していきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 頑張ってください。

最後に55ページ、赤土の流出防止対策についてお伺いします。モニタリング調査を行っているという報告なんですけど、この調査結果からですね、県が条例をつくっているわけですけども、この調査はどのように評価されていますか。

○仲地健次環境保全課長 当該事業では、海域の調査や河川の調査、陸域の調査、そして赤土流出防止活動の支援を行うための補助委託事業というのをやっております。条例の効果につきましては、平成7年10月に沖縄県赤土等流出防止条例を施行し、これまで流出防止対策に取り組んできているところですが、条例施行前の平成5年の赤土流出量は52万トンでしたが、平成28年度のデータによりますと27万トンと、約5割が削減されております。特に開発事業からの流出量は平成5年と比較すると、平成28年度は約85%と大幅に減少しており、条例の効果が現れているものと考えております。

○比嘉瑞己委員 開発行為による流出は大分抑えられてきたという報告だと思うんですけども、それでもやはりまだ被害は続いているわけですよね。

今のこの赤土流出の原因をどのように皆さんは分析しているのか、社会的要因という面から見ると、どういったことが言えるのかも含めて教えてください。

○仲地健次環境保全課長 平成28年度に県が実施した調査結果では、県全体の年間流出量の約84%が農地からの流出と推計されております。

○比嘉瑞己委員 やはり私も現場へ行くと、地域の方たちからそういう指摘を受けます。やはりそういった陸地の対策というのが今後も重要になってくると思うんですけど、農家の農地となるとまた部署も変わってくると思うんですけど、そういった意味で連携がですね、今後重要になってくると思うんですけども、この赤土対策の今後の取組についてお聞かせください。

○仲地健次環境保全課長 県では農地への対策として、平成25年度に赤土等流出対策基本計画を策定しております。この計画の下、農林水産部と連携して対策の推進に取り組んでいるところです。農林水産

部では、農地の土木的対策として勾配修正や排水路及び沈砂池等の整備を実施するとともに、グリーンベルトの植栽や緑肥の播種など営農的支援についても実施しており、環境部の調査結果を踏まえて実施市町村でそういった営農対策を推進しているというふう聞いております。

○比嘉瑞己委員 もう一つ、重点監視海域というものがあるみたいなんですけれども、これは今何か所なのか、これは今後増やす必要性はないのか教えてください。

○仲地健次環境保全課長 今選定しています重点海域は22海域となっております。現在、先ほどの基本計画が来年度に最終年度を迎えます。現在、その取りまとめに取り組んでいるところなんですけど、この重点海域の見直しについては、現行の計画の評価、課題を整理した上で検討したいと考えております。

○比嘉瑞己委員 今その取りまとめだと思うんですけども、この間も東村の被害が報道されましたけれども、近年特に赤土被害が著しい地域というのはどこがあるんでしょうか。

○仲地健次環境保全課長 悪化した地域でありますけど、昨年度の結果から悪化した地点を少し紹介したいと思います。先ほど、話にありました東村の平良港のところで赤土の堆積状況が悪化している状況が確認されております。また、今婦仁村の海岸のほうでも堆積状況が悪化しているというデータがございます。

○比嘉瑞己委員 引き続き頑張ってください。終わります。

○瑞慶覧功委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 環境部ばかりですので、まず企業局のほうから質疑させていただきます。

予算書の29ページの北谷浄水場粒状活性炭実験設計業務委託について、この内容について御答弁をお願いいたします。

○大城彰建設課長 お答えいたします。

北谷浄水場粒状活性炭吸着池機械設備工事（その8）につきましては、老朽化した設備の更新と併せまして耐震化のための施設整備を行い、安定供給を図るための改良工事となっております。粒状活性炭池16池あるうちの、今回その8では、4池に設置しておりますバルブ、そして配管類等の更新工事を行っております。なお、その9工事も行っておりまして、それにつきましてもその8同様、厚生労働省の補助を活用した事業なんですけれども、この工事につきましては、粒状活性炭の取替工事を3億円かけて実施しておりまして、その8同様の4池の活性炭の取

替えを行ったところでございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

粒状活性炭というのが、いわゆる北谷浄水場でPFOSが出ている場所でこの設備を設置したというふうに認識していますけれども、私の認識は間違っていないでしょうか。

○大城彰建設課長 北谷浄水場の機械設備工事のその8、その9工事につきましては、いわゆる更新工事、設備が老朽化したことによる更新工事となっております、それに対しての更新工事を行っていて、この粒状活性炭の取替えについても、更新工事と併せてもともと計画をしていた工事ということになっております。

○石新実企業技術統括監 よろしく申し上げます。

少々補足しますけれども、北谷浄水場の粒状活性炭設備というのは、そもそもの導入目的はPFOS対象ではなくて、トリハロメタン生成を除去のための施設、もともとトリハロメタンのために導入された施設になっております。

○玉城健一郎委員 それがたまたまPFOSとかPFOAの軽減につながっているということやっています、また、取り替えましたということやっていますか。

○石新実企業技術統括監 そのとおりでございます。

○玉城健一郎委員 ちょっと確認したいんですけども、この企業局の予算の中で、いわゆるPFOS、PFOAの除去のためにかかっている予算というのは、どれぐらいかかっているのか、御答弁をお願いします。

○上地安春配水管理課長 よろしく申し上げます。
お答えします。

令和元年度のPFOS等に係る対応策の一環として、PFOS等の処理に適した活性炭の仕様を決定するための粒状活性炭実施設計業務委託を令和元年の10月に契約しまして、令和2年12月までの期間となっております。委託費の総額につきましては約4399万円で、このうち令和元年度にかかった費用は約1785万円となっております。当該委託業務は防衛省の補助事業で実施しております、補助率は3分の2で、補助金の額は約2932万円、企業局が負担する額は約1466万円となります。

このうち令和元年度分につきましては、防衛省の補助が約1190万円、企業局の負担が約595万円となっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

防衛省の補助がついているということなんですけれども、やっぱりこれ自体、結局外部的な要因とい

うか、米軍があるがゆえに増えてきているものなので、国に対して予算をもっと措置していただけるように強く要求していったほうがいいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。28ページの座間味浄水場建設候補地詳細調査等業務委託の内容について御答弁をお願いします。

○大城彰建設課長 詳細調査の内容なんですけれども、調査業務につきましては阿真チジ、旧ごみ捨て場及び高月山の既存浄水場隣接地について現地測量を実施しまして、環境や景観に配慮した詳細な土地造成計画や施設配置計画等を立てまして、また、概算事業費を算出しまして、各候補地の比較検討をしたものでございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

この調査についてなんですけれども、私の記憶では、県議会の土木環境委員会の中で座間味浄水場の問題が出てきている中で実施調査するべきだということで調査を実施したというふうに記憶をしているんですけれども、この認識は間違っていないでしょうか、答弁をお願いします。

○石新実企業技術統括監 そういうことでございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

この調査、県議会から要請されてやってきたということなんですけれども、今回この調査の結果を受けて、県議会でも全会一致でこの高台案というものを推進するよということや、全会一致でやりました。その中で、今回高台になった経緯の説明と、また、この決断は誰が行ったのかということと、また、県議会での議決がこの決断に影響があったのかどうか、御答弁をお願いいたします。

○棚原憲実企業局長 従来は場所の選定につきましては、我々企業局としては高台のうち、既存浄水場用地と、下のほうですと阿真キャンプ場の案と、この2案に絞りまして、座間味村と調整の上、座間味村で住民の意見を取りまとめてくれということで従来お願いしてきたところなんです、これまでの議会での委員の意見ですとか、審査の内容等を含めまして、今年度の6月議会で全会一致で高台に建設したほうがいいという陳情に対する議決をいただきまして、企業局としては、そういう高台に建設を求める住民の意見と2件の陳情が全会一致で県議会にて採択されたことを非常に重く受け止めております。

それを踏まえて、その決断については地方公営企業法で企業局長に事業執行の権利はあるんですが、重要な案件ということで私のほうから知事、副知事

のほうにも相談させていただいて、総合的な観点から決断したという流れになっています。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

今回、この県議会の議決を受けて企業局が決断したことは大きなことですし、また、そのとき、6月議会の終了後ぐらいにはアンケートを実施するというものに対して、座間味の区長会、阿佐区長、座間味区長、阿真区長からも、アンケートの投票についてやるべきではないとか、あと、議員からもアンケートは実施するべきではないとの要望が座間味村長に出ていたんですね。今回、決断に関して住民投票が行われる前に県の方針を示したことについて、県議会でも議場でもいろいろ議論がありましたけれども、もう一度説明をお願いいたします。

○棚原憲実企業局長 まず1点ですね、区長さんから反対の御意見があったというお話なんですけど、我々のほうが役場のほうから頂いた文書を見せてもらったところでは、反対ということではなくて、正確な情報として言いますと、我々のほうの理解としましては、混乱を防ぐために、開票のときの立会いについては、この3区長さんが一緒に立会いさせてくれという要請だったと理解しております。この点についてははっきり言わせていただいて、今回のことについては、先ほど御説明しました、これまでの議会での議論ですとか住民説明会での住民の意見、そういうものを含めて、高台のほうに望む住民の意見が非常に強かったということと、先ほど申しましたように、さきの県議会において2件の高台に求める陳情が全会一致で採択されたことを我々として非常に重く受け止めて最終的に決断させていただいたということですが、その間にですね、7月28日に議決されたことと記憶しているんですけど、8月3日に村長さんからアンケートの実施について我々情報をいただいて、まだ1週間にもならなかったんですけど、そういう中で非常に短い期間で判断しないといけないということがありました。ただ、役場としてはアンケート調査に着手している状況でしたので、我々県のほうで企業局の判断が遅れたことは、座間味村に対して非常に申し訳なかったと、心からおわび申し上げます。判断が遅れてしまったことで、本当に住民の皆さんにも御迷惑をおかけしたことを、改めてこの場で述べさせていただきたいと思っております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

議会での議決というのを重く見たというのは、どうしても民主主義では仕方ないことですし、この判断というのは私は支持していますので、ぜひ頑張っ

ていただきたいと思います。今、この説明の中で村長が求めていた防災施設もしっかり考慮しながら造っていくということが議会でもありました。また、今後、村長との面談というのがまだ実現していないということなんですけれども、この点について、もう実現したのか御答弁をお願いいたします。

○棚原憲実企業局長 企業局としましても、より早く浄水場の建設を進めていきたいということで座間味村と調整してまいりましたが、コロナの影響ですとか台風の影響で延び延びになってしまいました。

ずっとその間も座間味村とは連絡を取り合いながら調整していたんですが、来週月曜日ですね、村長さんはじめ課長さんと副村長さんも日程が合いましたので、私はじめ企業局から行って今後の事業の進め方とか、住民への説明の在り方とかをちゃんと相談していきたいと考えています。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

議会の議決でこういった決断をしたということで、その中でやっぱり座間味村自体もなかなか、いろいろ混乱してきたところも否めないと思いますので、そこはぜひ企業局としても村長にしっかりと話をしながら理解をいただいて、前に進められるようにぜひ力を入れていってください。ありがとうございました。

次は環境のほうに移ります。主要施策のほうの米軍航空機騒音監視事業、先ほどほかの委員からお話があったんですが、これについて1点だけ確認なんですけど、私、一般質問でもこういった情報、県が持っている情報というのはなるべく公表すべきだというふうにお話をされていて、その中でシステムの改修の時期に合わせて検討していきたいという答弁があったんです。

この米軍航空機騒音監視事業について、映像があって、また音も取れるということで、とても詳細なデータだと思うんですけども、これにアクセスできる人たちというのはどういう人たちなのか、御答弁をお願いいたします。

○仲地健次環境保全課長 今回この事業で機能強化を図ったところですが、騒音が発生してからおおむね1時間後に関係市町村と騒音レベルとか画像を共有するような仕組みになっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

ぜひこちらのほうも、関係市町村だけでなく、広く県民がこういった情報にアクセスできることで、様々な研究が進んでいくということも期待できますので、ぜひこちらにも公表できるようにしていただきたいと思いますんですけども、御見解をお願いいたします。

○仲地健次環境保全課長 このデータ、全部公開するのは難しいと思うんですが、その一部でも公開できるように進めたいと思います。

○玉城健一郎委員 こちらはまた別の機会で質問します。ありがとうございます。

次の質問に移ります。ジュゴンの保護対策事業で51ページ。ほかの委員もお話がありました。こちら、事業内容と実績についてはお話しできたんですけども、ジュゴンの生息域での海砂利の採取というのが行われていて、これが識者から指摘されているんですけども、海砂利の採取がジュゴンに与える影響について、環境部としてどのようにお考えか御答弁お願いいたします。

○比嘉貢自然保護課長 ジュゴンにつきましては、一般的に水中音や振動に影響を受けるというふうに言われております。ただ、ジュゴンは回遊することや生態が不明な点が多いことから、生息域での海砂利採取での具体的な影響について把握することは困難であるかと考えているところであります。この海砂の件につきましては土木建築部が所管しております。そちらの沖縄県海砂利採取要綱の中におきまして、採取区域については海岸線及び公共の施設等から1キロメートル以上離れ、かつ水深が15メートル以上の区域であること、また、自然公園区域や自然環境保全区域地域等でないことというのを一つ原則として手続がされていると思います。

我々環境部としましては、ジュゴンの生息域での海砂利の採取に当たっては、先ほど申しましたようにその影響というのが、ジュゴンそのものの生態もよく分かりませぬので、やはり配慮する必要があるのではないかとというふうに考えております。

○玉城健一郎委員 ぜひこのように政策事業で行っていますし、絶滅危惧の種ですので、ぜひ保護に力を入れていただきたいと思います。

次の質問に移ります。マングース対策事業についてなんですけれども、事業内容と実績を御答弁お願いいたします。あわせて、現在の生息域と個体数をお願いします。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 よろしくをお願いいたします。

ヤンバルの稀少な野生生物を保護し、豊かな生態系を保全するため、環境省と連携して、平成12年度からマングースの捕獲を実施しております。大宜味村塩屋と東村の福地ダムを結ぶラインより北側のヤンバル地域では、令和元年度までに5734頭捕獲しております。目標年度である令和8年度にはヤンバル地域からのマングース完全排除を目指しており、引

き続き環境省と連携して取り組んでまいります。次に、現在の生息域等についてお答えいたします。

大宜味村塩屋と東村の福地ダムを結ぶ北側のヤンバル地域におけるマングース捕獲数は平成19年度の619頭をピークに年々減少傾向にあります。令和元年度には39頭まで減少しております。また、希少種回復状況調査の結果、ヤンバルクイナの推定生息範囲が回復傾向にあることも確認しております。このことから、マングースの生息範囲及び個体数は着実に低減されているものと考えております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

本当に皆様の努力で、環境部の努力でマングースの数が劇的に減っているというふうにも言ってもいいと思います。大分減っていて、また、その影響で県の天然記念物のヤンバルクイナが増えているというのはとてもいいことですので、ぜひこれからも取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。動物救護事業について、こちらの事業についての内容と今後の取組について御説明をお願いいたします。

○比嘉貢自然保護課長 予算事業としての動物救護事業につきましては、今動物愛護管理センターの犬猫の譲渡拠点施設として整備している譲渡推進棟を今仮供用しておりますけれども、そちらの運営に係るものが主な事業となっております。今後の取組等も含めてですが、犬猫殺処分数が一応令和元年度の速報値で644頭ということで、平成26年度に策定して沖縄県動物愛護管理推進計画の目標数は既に今達成しております。

それで、今課題でもあります野良猫の引取りが多いこと、引き取った犬猫の新たな飼い主になっていただける方が今少ないというところもありますので、こういったことにつきまして、今メディア等を活用した一生うちの子プロジェクトの実施、また、譲渡用の犬猫の不妊去勢手術やワクチン接種の拡充ということで、引き続き取り組んでいるところであります。先ほど説明したように、今仮供用しています譲渡拠点施設につきましても、こちらが今後犬猫の譲渡機会等の拡大のほか、動物愛護や適正飼養の普及啓発、学習の場などに、県民に広く親しまれる拠点として整備したいということで、令和4年度に本格的な供用開始を予定しておりますので、それに向けて取り組みながら、今後、今年度の4月に国のほうの基本指針が改定されました。それで今、年内をめどに、沖縄県の先ほど申し上げました動物愛護管理推進計画の改定に取り組んでいるところでありますので、この改定した計画に基づきまして犬猫

殺処分ゼロに向けた取組のさらなる強化を図っていききたいというところであります。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

犬猫殺処分ゼロというのはなかなか難しい事業であります。今現状として減ってはいるんですけども、これもやっぱり別のところに、ボランティアさんだったりとかの頑張りで実際殺処分に至らないという経緯がほとんどだと思います。

ぜひこれからも県として主体的に取り組むと同時に、ボランティアとの連携というのをしっかりしながら行っていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時31分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 よろしくお願ひいたします。

それではですね、主要施策の成果に関する報告書の中から質疑をさせていただきます。まず45、47ページからお願いいたします。また、重複しますけれども、少しばかりまたよろしくお願ひします。

県が今環境調査のほうで実施いたしましたPFOS等の環境汚染物質に対応したこの調査を、先ほど予算的なものはお聞きしたんですけども、調査がどれぐらいあったかなと思ひまして、その調査した件数についてよろしくお願ひします。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 午前中にも答弁しましたけれども、化学物質調査事業では牧港補給地区を含む3つの基地周辺の地下水調査を実施しており、調査した29物質のうち16物質が検出されております。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

このPFOSの問題で企業局もちょっと絡んでくると思うんですけども、そして今北谷浄水場のほうで処理して水道水のほうに使用しているということで、この水道水の水源をですね、止めると弊害があるということだったんですけども、このように今、渴水対策だとかなりの弊害が出てくると思うんですけども、こういうふうに止めることになると、どれぐらいの弊害が出てくるのか教えていただけますか。

○上地安春配水管理課長 お答えいたします。

PFOS等が検出されます、いわゆる中部水源ですね、比謝川、長田川、嘉手納井戸群、天願川からの取水を年間を通して停止した場合、ダムの貯水池

の状況等を踏まえると安定的な給水に影響が出るということが想定されております。比謝川等の中部水源は北谷浄水場の貴重な水源となっております、これら水源からの取水量を確保することが必要と考えているところでございます。

なお、企業局では、例年水事情が良好な時期につきましては、中部水源からの取水を抑制いたしまして、ダム水を増量する対応を行っておりまして、中部水源全体の取水量は、平成30年に比べますと、令和元年では約7割、令和2年度は約5割に抑制しているところでございます。企業局としましては、今後も引き続き関係機関等と協議を進める中で、水道水の安定的な供給と、あと加えまして、PFOSのさらなる低減に努めてまいります。

以上でございます。

○新垣光栄委員 この北谷浄水場からもですね、抑制しているということで、割合としてはどれぐらいになりますか。50%を今抑制しているということなんですけど、全体としての割合は、北谷浄水場から中部圏域に供給している割合はどれぐらいになりますか。

○上地安春配水管理課長 北谷浄水場の水源の割合としましては、福地ダムなどの北部の水源が32.9%、倉敷ダムが5.3%となっております、比謝川を含む中部水源は合計で約30%となっております。これは令和元年度のデータでございます。それを今、抑制していつているという状況でございます。

○新垣光栄委員 安全な水を提供するというところで、できればこういうPFOSを含んだ水はできるだけ抑えてほしいというのは県民の思いだと思いますので、頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。それに伴って、先ほども活性炭の施設が本来PFOSではなかったと、水銀等のものも含まれていたと思うんですけども、この活性炭の除去剤としてですね、そういう目的でつくられていたと思うんですけども、そのPFOSに関連して、本当に活性炭の除去は効果があるのかという、先生方の効果のないという情報も入るんですけど、どういうふうな認識でしょうか、よろしくお願ひします。

○上地安春配水管理課長 午前中にも答弁したところなんですけれども、この活性炭処理施設につきましては、本来オゾン処理施設とセットで高度浄水処理という位置づけで、それまで中部水源の汚濁が進んでいる中で、トリハロメタン等を抑えるためにですね、平成4年に導入された高度処理施設の一環の活性炭吸着池となっております。その後、PFOSの問題が明らかになった際にも、うちのほうで水質

管理をしている中で、PFOS等についてもこの活性炭で一定の低減効果があるというふうに確認ができておりまして、それによって低減を図っているというところがございます。除去効果なんですけれども、新しい活性炭の状況においてはほぼ100%ですね、PFOSも吸着されます。ただ、これがどんどん吸着していくと、飽和状態になってくると吸着のほう落ちてくるということで、定期的な取替えが必要になってくるであろうというふうな考えです。それまで活性炭については、トリハロメタンをターゲットにした運用では8年程度で取替えすればよかったですけれども、PFOSについてはもっと短い期間での取替えが必要になってくるということで、そのPFOSの除去に特化した活性炭の使用を今、実験等で検証しているというところがございます。

○新垣光栄委員 では、水銀を除去している施設、白川の施設とは別の施設でやっているという認識でよろしいですか。

○上地安春配水管理課長 白川につきましても同じ活性炭であるんですけれども、水銀の吸着という特性を持ったサルファ活性炭というまた別の種類の活性炭がございまして、北谷の活性炭とは異なる仕様となっております。

○新垣光栄委員 ぜひですね、先ほども費用の面でまだまだ県が負担しているということで、私もこの原因が米軍基地からのものであれば、この予算を国に求めてもいいのではないかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

そして、騒音のほうに移らせていただきます。

今ですね、騒音のほうの調査を新たなカメラをつけた映像が撮れるようにしたということなんですけれども、この関係市町村にどのような対応をしているか、そして、先ほど映像を関係市町村に提供しているということなんですけれども、中城村や北中城村もこの進入路になっているんですけれども、その辺にも提供しているのかどうかをお願いします。

○仲地健次環境保全課長 この事業で導入したカメラの映像なんですけど、県のオンラインシステムに接続している市町村に共有しております。これは今年の6月ぐらいから共有して御覧いただける状況にあります。ただ、中城村さんは航空機騒音のシステムに接続されていないかと思われます。

○新垣光栄委員 それでは、オンラインで接続されているところには供給できるということで認識してよろしいでしょうか。その認識の下で、また、今実施地点を、測定値があるんですけれども、測定局があったりですね、実態調査地点というふうにあるん

ですけれども、その区別はどういうふうに分けていますか。測定局と調査地点ということで分かれているんですけれども。

○仲地健次環境保全課長 通常、測定局と呼んでいる場所が、ちょっと言葉の使い方が一定していないところがあるかもしれないんですが、固定局、測定局でやっているデータを公開しているような状況があります。

○新垣光栄委員 ちょっと待ってください。調査地点というのと。

○仲地健次環境保全課長 県や関係市町村が航空機騒音の測定システムを導入しておりまして、その導入している箇所のことを測定局と呼んでいます。その測定局のことを調査地点と呼ぶこともあるというふうに認識しています。

○新垣光栄委員 それでは、局でなければ詳しい情報が入らないということで、データが取れないということで認識してよろしいですか。

○仲地健次環境保全課長 先ほどの測定局と調査地点の件なんですけど、もう一度。県や関係市町村が24時間365日常時監視しているものがあります。これのことは常時測定の測定局と通常呼んでおります。また、年間を通した調査以外にもですね、短期的な調査とかを実施することもありまして、そういったときは調査地点と言ったり、ちょっと混同した使い方をすることがあります。

○新垣光栄委員 その中で、私たち東側の市町村は、宜野湾市の沖縄国際大学で起きた米軍機の墜落事故を受けて、この大学上空を避けるために飛行ルートが変更されたんですけれども、中城村には2つ、大きな進入路があるんですけれども、これがもう完全に中城側に寄ってしまったんですけれども、この地点はどこどこになのかですね、何地点というのか。

○仲地健次環境保全課長 具体的な位置は今手元にはないんですけど、タンゴ・ポイントとかキロ・ポイントというポイントがあって、それを目指して米軍機が飛行場に向かって飛行するというふうに認識しています。

○新垣光栄委員 そうですね、キロとタンゴ・ポイントがですね、中城の久場方面、そして浜漁港を中心として入ってくるんですけれども、この中でやはり入ってくる時は高度が高いものですから、騒音とかはあまり感じないと思われるんですけど、やはり低周波だと結構感じるものでありまして、テレビの映りが悪くなったり。それで、そういう本当にルートになっている地区にもこういうカメラ等を設置していただかないと、今これが全くないと思うんです

よ。この測定局のほうが一そうしないと、実態のデータが取れないのではないかなと思っっているんですけども、その辺はどうでしょうか。

○仲地健次環境保全課長 まず、航空機騒音の測定はですね、県のほか宜野湾市や北中城村、浦添市などの市町村が行っております。一方、航空機騒音対策に係る市町村への支援を目的に平成29年度、30年度に可搬型の航空機測定器を整備しております、これまで那覇市に測定機器を貸与し、測定した実績がございます。今の中城村での状況の把握についてということですが、中城村からの要望に応じて機器の貸与や測定に係る技術的支援など、中城村と連携して対応していきたいと考えております。

○新垣光荣委員 本当にこの進入路—航空機のこの図を見ていると、本当に中城がメインになって今進入してきているものですから、ぜひですね、測定局を置いていただきたいと要望します。

次の質問に移ります。先ほど、環境部のほうの未済額—ちょっと通告しないで聞いてしまっているんですけども、2ページの収入未済額なんですけれども、雑入のほうで7700万円ぐらいあるんですけども、これは以前のタイヤの処理と聞いて、今回急遽質問させていただきまますけれども、どういう状況の未済額になっているのか。

○比嘉尚哉環境整備課長 お答えします。

このタイヤにつきましては、西原工業団地内に廃棄物処理業者がおりまして、この業者は中古タイヤを集めて海外に輸出していたんですけども、26年頃でしたか、市場の関係等、品質とかだと思われませんが、輸出ができなくなったことを契機に、大量にタイヤを貯留したという事案がございまして、県としては、その業者に許可取消し等行政処分をして、措置命令等を発出したんですけども、それが履行されなくてですね、平成29年度から31年度—令和元年度にかけて代執行によりタイヤの撤去をしたところがございます。この代執行については完了しまして、先ほどありました、タイヤの撤去にかかった費用を求償したんですけども、その支払いがなかったということで、この6880万円の費用が収入未済額として残ったところがございます。

以上です。

○新垣光荣委員 このように、やはりこの環境問題は米軍基地だけではないと思うんですけども、そこで私たち工業地帯にこういう民間の廃棄物場が結構建っているんですよ。これは、本当は工業専用地域のはずなのに、処理場がたくさん今集積し始めているものですから、その中で民間のそういう環境の

苦情というか、懸案としては今どれぐらいあるのかなと思っっているんですけども、どうでしょうか。

○松田了環境部長 廃棄物処理施設は、いわゆる特段の定めがない場合は、工業専用地域あるいは工業地域に立地することは可能となっております。今、我々のほうで工業地域の中で廃棄物処理施設について苦情があるという案件については何件か、例えばちょっと粉じんが飛んでくるとか、そういった案件は以前からございます。これについては所轄の保健所のほうで、その事業者のほうへ定期的に立入りしてですね、対策をするようにという指導を行っているような状況でございます。

○新垣光荣委員 そのように保健所のほうで対応してもらっているということなんですが、悪臭等に関しては各市町村が条例の条件移譲によって、市町村に任されている等々の説明で、なかなか相談に乗っていただけないという状況がありまして、今回もですね、このような準工業地帯に設置はできると思うんですけども、これはただし書条項を使いながら、許可を下ろしているわけですよ。そうすると、許可権者として、やはり対策までしっかりやらないといけないと思っっておりますけれども、そういう対策、そして許可を下ろした責任として、何かあったときに対応できるようなシステムをつくらないと、これからますますですね、この工業地帯が産業廃棄物等の集積地になってしまうと、本来の目的からただし書条項でどんどん外されていくと、ずれていると思っますが、その辺の認識はどうでしょうか。

○松田了環境部長 廃棄物処理施設に限らず、工場等を設置する場合には当然その周辺にですね、例えば悪臭なりあるいは粉じんなり、あるいは排水なり、迷惑をかけてはいけないわけですから、これは保健所、あるいは市町村と連携した形できちっと指導していきたいと考えております。

○新垣光荣委員 しっかりですね、許可権者として対応できるシステムをつくっていただいて、そして真摯に対応していただきたいと思っます。よろしくお願ひします。

それでは次に動物愛護のほうに行きます。今回、動物愛護の法令等の一部が改正されて、県の役割、自治体の役割が明確にされてきていると思うのですが、この辺はしっかり準備は整っているのか、もう既に終わっているのかどうかお聞きします。

○比嘉貢自然保護課長 今委員の御指摘のように昨年6月に動物愛護管理法が改正されました。

その中で、都道府県等の役割が法律の中で明記されたところである、動物愛護管理センターとしての

位置づけが法律で決められまして、それにつきましては、今年の2月定例会において条例を設置しなければなりませんので、その設置条例を法律に基づいて整備しております、今そういった形で準備をしながらですね、これまで取り組んでいる事業も引き続き強化する方向で今進めております。

○新垣光栄委員 ぜひですね、マイクロチップの挿入等も業者に求めないといけないとか、いろいろやらないといけないことがあるんですけども、ぜひ頑張りたいと思いますのでよろしく願います。

次に、自然エネルギーの活用、それから省エネ等に関する部分で12、16が一緒になると思うんですけども、56ページと61ページですね。今県はLNGに特化しているんですけども、この展望はどうでしょうか。私たち中城にも発電所があるものですから、ぜひ活用していただきたいんですけども、将来的にLNGの展望を、今水素が世界的に有利ではないと言われる中でどうでしょうか。

○久高直治環境再生課長 LNGは、委員おっしゃっているように、ほかの石油などの化石燃料に比べると3割ほど二酸化炭素を排出するという効果がございまして。それ以外にもメリットがございまして。ただですね、このエネルギーの導入の政策については商工労働部のほうが所管しておりますので、我々としてはその電力会社などと情報収集しながら、商工労働部とも提携しながら進めてまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 ぜひですね、このLNGで進めていただきたいと思いますが、割高だと、世界的には水素のほうが有望ではないかと言われている中で、私は日本周辺海域、また沖縄海域にもメタンハイドレートがあるので、そういうのも含めて商工労働部と連携して将来を見据えた形でやっていただきたいなと思っております。よろしく願います。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 では、質問をさせていただきます。

まず最初に、沖縄型の省エネ設備普及事業の件なんですけれども、この事業実績の説明の中に観光施設に対して4件の補助をしたということになっておりますけれども、これ、具体的に省エネ設備というのはどういう内容のものですか。

○久高直治環境再生課長 例えば、照明でいいますとLED照明とか、あとは給湯関係の省エネルギー型の給湯施設とか、そういったものになっております。ボイラーなどですね。

○金城勉委員 事業内容については10件程度補助するというふうになっているのが、実績としては4件というふうになっているんですけど、この差は何ですか。

○久高直治環境再生課長 これまでの事業者などのヒアリングなどからですね、そのような形で10件ほど来る予定になっていたんですけども、午前中にもお話をしましたが、やはり周知のほうが少し足りなかったのか結果的に4件になったというところがあります。

○金城勉委員 予算規模からすると97.5%の執行率になっているんですけども、もし10件のうち4件ということであれば、予算の組み方、数字が大分違う、10件の申込みがあったとしたら大分違う結果になったんじゃないかという気がするんですけど、この辺はどうですか。

○久高直治環境再生課長 そこにつきましては、いろんな施設とか設備とかがありますので、委員おっしゃるように少し精査が今後必要かなと思っております。

○金城勉委員 沖縄型の省エネ施設の普及事業ということですから、観光施設の数からいうとごく僅かであるんですけども、皆さんが目標とする省エネの事業というのはどういうところを目標にしておりますか。

○久高直治環境再生課長 この省エネ事業につきましてはソフト交付金を活用した事業でありまして、令和3年までということになっておりまして、特に100%とかですね、今は数値の目標設定しておりませんが、リーディング産業であるホテル、観光産業でもありますので、ぜひたくさんの方の事業者にご利用いただければと考えているところです。

○金城勉委員 数字的に見ると、これだけ県内数多くの観光施設がある中で、10件とか4件とかいう数字は極めて少ない印象を受けるんですけども。ということは、ほかの各観光施設というのはほとんど整っているというふうに理解していいですか。

○久高直治環境再生課長 その辺の普及率とかですね、設備の詳細についてはまだうちのほうでも全ては把握できてはいませんので、今後、どのような要望があるかというのも精査していきたいと考えております。

○金城勉委員 こういう事業を立ち上げるからには、ある程度の需要というものの見込みがあって初めて事業は成り立つわけで、ただやみくもに突っ込むということにはならないと思うんですけどね。だから、恐らく沖縄県内のそういう観光施設というのは何十、

何百とあるわけで、その中での10件、4件という数字というものは、極めて部分的なことになっているんですけども、そのギャップが私は理解できないんですけども、どうなんですか。

○松田了環境部長 この関連事業としまして、平成24年度からこの事業をやっております、24から28年までには約60件補助をしております。その後、まだ引き続き今やっているとあります、実績が4件だけということではありません。過去にもやっております、環境部としまして、なるべく広くですね、いろんな観光業者にこういう制度を使っただいて、設備投資をしていただいて、電気料金あるいは燃料の使用を減らして、温暖化対策と観光産業の振興、両立を図っていただきたいなと思っております。

○金城勉委員 ぜひ頑張っていたきたいなと思います。

60件にしても、実情からするとごく僅かのような印象を受けますので、その辺の情報の伝達、状況がどうなのかなという気がします。

それで、関連してですね、その省エネ、あるいはまた環境の保護、地球温暖化防止対策等々、これは1つのパッケージになる政策だと思うんですけども、一時期、太陽光発電、再生エネルギーという視点からかなり普及したんですけども、これは今ではもうほとんど止まってしまって、買取価格もほとんどゼロに近いような状況になってしまって、これはびたっと止まっているんですけども、素人考えからすると、なぜそうなっているのかなという気がするんですけども、その辺の背景は分かりませんか。

○久高直治環境再生課長 一つの要因としては固定買取制度というのがございましたが、それが終了しまして、非常に買取価格が下がったというのが一つの要因かと思えます。

○金城勉委員 いや、だから、そこに至るまでの、なぜそうなったかの背景よ。

○松田了環境部長 太陽光発電は、晴れているときに発電をしまして、曇りになると発電が止まります。そういうような特性がございます、特に夏場、非常に天気がいいときにはたくさん発電するというところなんですけれども、沖縄県内にも普及が進みまして、そういうたくさん太陽光発電が沖縄電力さんの電線網に今設置されております。

そうすると、例えば晴れのときにたくさん発電するんですけども、曇ったときに一時的に落ちてしまう。そうすると、その分ほかの電源でカバーしな

いといけないと、そういうふうな出力の変動が大きいということもございまして、ある一定以上入れますと沖縄電力さんとして安定的な電力の供給ができないといったような何か技術的な、やはり限界といえますか、制約条件があるというふうに聞いております。

○金城勉委員 そういう技術的なことはあるんでしょうけれども、これは、そういう価格の体系というのは沖縄だけではなくて、全国的な国の方針でもあるのか、そういうところなんだろうけれども、そういう環境保護の視点から見て再生可能エネルギーの普及というものはまだまだ叫ばれている中で、太陽光がこういう状況になっているというのがよく理解できないんですけどね。国全体的なそういう仕組みとしてはどうですか。

○松田了環境部長 やはり国は再生可能エネルギーの導入を進めるために、FIT制度ということで固定買取制度を今入れておまして、国のほうの御判断で、太陽光発電については一定程度、パネルの価格でありますとか設置の費用でありますとか、そういう初期投資の金額が下がってきたので買取価格も下げようという、そういうふうな背景があるというふうに聞いております。沖縄県でも今、導入のための技術的な制約もあるというふうに聞いておりますので、そういったものをどういうふうにしたら回避できるのか、あるいは蓄電池を入れて太陽光で発電したものを蓄電池で一旦ためると、そういったのができないかどうか、今我々として少し検討しているところでございます。

○金城勉委員 ぜひその辺の研究をお願いいたします。

それと、それに関連してですね、前にも質問したんですけども、気候非常事態宣言、これは今年度いっぱい宣言をするということで、その準備に鋭意頑張っているというふうに聞いておりますけれども、これは今どういう議論の状況にありますか。

○久高直治環境再生課長 気候非常事態宣言も含めまして今現在地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めるために、沖縄県の地球温暖化対策実行計画を策定しまして、自動車、航空機、運輸部門、発電、石油精製等のエネルギー転換部門、一般家庭、ホテル、病院など民生部門の各項目ごとにですね、目標を設定しまして取組を進めております。その中で、学識経験者とか事業者の代表者の皆様方と集まっていろいろな協議会を開いて、その中でこの気候非常事態宣言についても文面とか見ていただいて、今議

論をしているところでございます。

○金城勉委員 鋭意頑張っていたきたいと思うんですが、これは当然全庁的な分野にわたり関係することと思うんですけれども、その辺の県庁全体としての取組、認識はどうですか。

○久高直治環境再生課長 まず、県としましては、地球温暖化に関しまして率先実行計画というのがございまして、全庁的に取り組んでいるものもあります。そして、この地球温暖化対策につきましても、実行計画と一緒に適用計画、地球温暖化に対してどのように適用するかという適用計画というのが両輪として動いているんですけれども、その中にはですね、我々以外にも商工労働部とか農林水産部、保健医療部も含めて会議に加わっていただいております。

○金城勉委員 年度いっぱいはその気候非常事態宣言までたどり着いて、そしてそれを県民に広く知らせるということになるんでしょうけれども、その後の展開をどのように描いていますか。

○久高直治環境再生課長 今お話ししました実行計画とですね、適用計画というのは、それぞれまた時期を見ましてそれぞれ進捗状況を確認しながら進めてまいりますので、その中でまた専門家とかですね、関係の皆様方からも意見を聞きながら、また、幅広く県民からも意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

○金城勉委員 地球環境そのものが非常に今、非常事態と宣言せざるを得ないような状況にまで至っておりますのでね、近年は台風の勢力にしても、あるいはまた雨の降り方にしても干ばつにしても、様々な形で地球の仕組みそのものが揺らいできているので、だからこそ国連を中心にこういうことが出てきていると思いますので、ぜひその辺の意識を県民にもですね、広くPRできるような取組を期待したいと思います。

次にですね、外来植物の話が先ほどから出ていますけれども、私は今のお家を造ったのが30年ほどたつんですけれども、引っ越したときに周辺にこの県が植え込みをした植物があるんですね。そのときは気づかなかったんですけれども、最近これが外来植物だということが分かって、その土が流れ出るのを防ぐための表土を覆うような感じの横に広く伸びていくような性格の雑草なんですけれども、今気づくと、県が外来植物を率先してやったという印象を受けるんですけど、どうですか。

○比嘉貢自然保護課長 どのような代物かはちょっと分かりませんが、外来種問題というのは特に愛知で2010年でしたかね、あったときに、世界的にこの

外来種問題が大きく取り上げられて、各国で外来種対策を取り組もうという形で進んで、今非常に日本でも外来種対策が今進んでいるような状況があります。そういう中で、それ以前、大分前ですと非常に様々な形でそういった植物等も当然販売等で入っているものもあれば、そういった物に隠れて入るような形ですね、あるような形であったかと思います。

過去の経緯等はなかなか分かりませんが、今こういった問題が、非常に世界的な問題として今後さらに強化されると思いますので、そういった中で、やはりそれぞれ各国、そして各都道府県において必要な対策を今後やっていくべきかなと思っております。

○金城勉委員 これを実施したのは、植え込みをしたのは土建部だと思うんですけどね、地滑り対策の一つとしてやっていますから。そういう知識もない時期だったんでしょう、そういう外来種の植物を植えて、今では大変な迷惑を受けているんですけれども、毎月草刈りをしないととんでもないことになるような状況になっていましてね、そういうことが現にあります。最後にですね、自然史博物館の誘致、この取組はどんな状況ですか。

○比嘉貢自然保護課長 国立自然史博物館の設立に向けて、やはりその機運情勢が重要であるということで、我々これまでも国立沖縄自然史博物館の設立準備委員会の学術研究者と一緒に連携して取り組んでおります。その一環で、平成26年から毎年シンポジウム等を開催しながら、平成30年度に県のほうで基礎調査やパンフレットを作成してですね、こういったのを活用して今情報発信しております。その中で、昨年、令和元年度につきましてですけれども、7月に県議会各会派にもその取組の状況について御説明させていただいたところであります。その他、沖縄県商工会議所連合会に対する説明、そして、沖縄県経済同友会の環境エネルギー委員会においても講演会のほうをさせていただきました。そして、今年の1月に県主催でシンポジウムを開催するという形で、今機運醸成を図っているところでありますので、引き続き設立準備委員会の先生方と一緒に進んでですね、まずは県内の機運醸成を図っていきいたいというところで進めております。

○金城勉委員 経済団体、商工会議所等、そうした団体の皆さん方とのコミュニケーションをやったようなんですけれども、反応はどうですか。

○比嘉貢自然保護課長 まず、特に経済同友会の中で、先ほど言いましたように、その中の環境エネルギー委員会のほうと事前にいろいろお話しさせてい

ただきまして、講演会をいただく機会がありました。

昨年、この環境エネルギー委員会の中においてもこの国立沖縄自然史博物館について、中でちょっと調査しようというようなお話がちょうどありましたので、その一環の中で我々も設立準備委員会の先生方と講演会という形で、また、その後の意見交換という形をさせていただきましたので、そういった形でこれからも、今年度も、今後も引き続き経済界の方々にもお力をいただきたいということで進めていきたいと思っております。

○金城勉委員 これはうちの公明党の先輩の糸洲さんが肝煎りで、ぜひ沖縄にという熱い思いで最初に取り組んだテーマであるだけにですね、我々後輩としても後押しをしていきたいなと思っております。

また、沖縄に国立の自然史博物館が来ることによってアジア全域をカバーするような施設になるという期待がありますので、ぜひ実現できるように頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

○瑞慶覧功委員長

下地康教委員。

○下地康教委員 まず、主要施策に関する報告書の59ページですけれども、全島緑化県民運動推進事業ということで1230万円余り予算が執行されているということですが、その内容がですね、全島の緑化という話になっていますけど、これ、例えば離島においてそういう市町村との連携というか、そういうものはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○久高直治環境再生課長 本事業は、委員おっしゃるように地域における緑化活動の促進を図るための事業でありまして、当然離島も含めて全島、沖縄県全域で行っております。

○下地康教委員 これは何か、そういう連絡会議みたいな、そういう協議会みたいなものがあるんですかね。

○久高直治環境再生課長 国、県、市町村、関係団体、民間企業から成る沖縄県全島緑化県民運動推進会議を開催しております。

○下地康教委員 これ、年間の活動はどうなっていますか。

○久高直治環境再生課長 会議自体は年に1度行いますが、それぞれの事業がございまして、その中で、緑化機運を図るために様々な活動がありまして、例えばその中に花のゆりかご事業とか沖縄県CO₂吸収量認証制度など、各種緑化の施策を実施しているところなんです。それらが集まってですね、この中で話し

合われるというような内容になってございます。

○下地康教委員 緑化というのは非常に有意義なといいますか、目的のある事業だと思うんですけども、ただですね、地域によって大分その差があるというふうに思うんですね。なので、やはり全島でそれをしっかりと推進していく仕組みづくり、また、うまくいっているところ、そうでないところ、そういったものの互いの情報交換というんですかね、そういったものをしっかりとできるような仕組みづくりが私は必要だと思っておりますので、ぜひそれに関してもしっかりやっていたきたいなというふうに思っています。

次に、報告書の64ページでございますけれども、公共関与事業推進費ということで、これ、大分ボリュームがありますよね、12億円余り計上されているんですけども、その事業の内容を概略的に説明をしていただきたいと思えます。

○比嘉尚哉環境整備課長 午前中の質疑でもございましたけれども、この公共関与事業というのは、県内の民間業者が設置する管理型最終処分場の残余容量が逼迫していましたことから、県が中心となって第三セクターの沖縄県環境整備センター株式会社というのを設立しまして、産業廃棄物管理型最終処分場安和エコパークを建設するものであります。

昨年10月にこの工事が竣工しまして、この事業の内容は主に建設事業費ということになってございます。この安和エコパークというのは、容量が8.8万立米ございまして、また、屋根つきということで環境にも配慮しまして、周辺の地域にも安全・安心な施設として建設をした施設でございます。

○下地康教委員 令和2年度の10月に竣工を見たということですが、これはいつから始まっている事業でしょうか。それとまた、総額どのぐらいかかった事業なのか教えてください。

○比嘉尚哉環境整備課長 平成29年度から造成等を始めていまして、土地の造成を手始めに、処分場を30年度、令和元年度にかけて建設したと。総額につきましては34億5500万円の事業費となっております。

○下地康教委員 今年度ですね、2億1300万円の不用が出ていますけれども、その内容を聞かせてください。

○比嘉尚哉環境整備課長 施設の建設に当たりましては、この環境整備センター株式会社に補助金を交付しているんですが、その建設費が入札などで節減したものですから、その分の補助金の節減とですね、それから、地域振興でこの地域の集会所を建設するという事業がございましたけど、地域の調整が整わ

なかったことから、それについては繰越し不用として、今年からの事業として始めたものですから、その分が主な減額分となっております。

○下地康教委員 これは令和2年度に竣工ということなので、供用開始をしているというふうに見てよろしいでしょうか。

○比嘉尚哉環境整備課長 令和元年10月に竣工しまして、本格的に埋立てを開始したのが今年の2月です。令和2年2月に実際の受入れを始めてございます。

○下地康教委員 先ほどの不用額が当初の予算に比べて大分高いなど、大きいなというふうに見ておまして、これは今年度で事業が完了というふうに理解してよろしいですかね。

○比嘉尚哉環境整備課長 建設事業については完了してございます。

○下地康教委員 事業そのものはまだ続いているという理解ですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 事業そのものは、株式会社環境整備センターが実際にこの処分場を運営していくこととなります。その支援とですね、それから、この処分場を建設するに当たりまして地域の振興ということをお約束しておりますので、この地域の方と相談をしながらそういった事業を進めてまいります。

○下地康教委員 私が質問しているのは、整備事業は今年度で完了したのかどうか、それで運営を始めていくことになると思うんですけれども、その運営の管理費等をこれからまた県の交付金のようなものを入れていくのか、その辺の違いを聞いています。

○比嘉尚哉環境整備課長 建設事業については完了しております。それから、今後の運営についてですが、基本的にはですね、株式会社という、第三セクターでございまして、第三セクターがこの処分場の処分費用で運営を賄っていくという計画ではございます。

○下地康教委員 これは第三セクターなんですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 そうでございます。

○下地康教委員 それでは、その第三セクターに、今後ランニング費用といったものを県が交付金といいますか、補助といいますか、そのお金を入れていくということもあるんですか。

○松田了環境部長 基本的に独立採算をやっていたとということで株式会社を設立しております。この株式会社は、当然最終処分場ですので、そこに最終処分する廃棄物を持ってきた方々から料金を頂いて、その料金でこの施設の維持管理、あるいはそこ

で働いている方々の給料をお支払いするというところで、基本的に県のほうから管理に当たって費用を補助するということは考えておりません。

○下地康教委員 第三セクターということですが、これも、社長含めて役員といいますか、そういう方々がいらっしゃると思うんですけれども、これは県の関係者が入ることになっているんですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 今現在、役員が7名一取締役が7名おまして、代表取締役を沖縄県の副知事が務めてございます。

○下地康教委員 基本的に、第三セクターというのは今まで成功した例がほとんど少ない、そういう意味では非常に県の皆様方はそのあたりをしっかりと指導しながら、健全な運営をしていくようお願いしたいというふうに思います。

次にですね、水道事業の会計決算書の12ページの貸借対照表等関連のほうで、引当金の取崩しということで、退職給付引当金の取崩しで7653万9800円余り出ているんですけれども、これは令和2年度の退職金というふうに見てよろしいでしょうか。

○仲地之経理課長 よろしくお祈いします。

退職給付引当金7600万円は令和元年度に退職した方の退職金であります。

○下地康教委員 何名の退職金になるんですか、これ。

○仲地之経理課長 4名です。

○下地康教委員 ちなみにその4名の方は、勤続年数は大体どのぐらいでしょうか。

○仲地之経理課長 36年から38年です。

○下地康教委員 分かりました。

やはり特別会計ということで、そのあたりはしっかりと、県の職員と同等の退職金をやっていく必要があるというふうに思っていますので、そのあたりは適切に対応していただきたいというふうに思っています。

それと、13ページの新会計基準移行に係る経過措置として、会計基準変更時の差異ということで12億6900万円余りあるんですけれども、これの内容をちょっと教えてください。

○仲地之経理課長 平成26年度に公営企業の会計基準の見直しがありまして、全職員が退職した場合の退職金額を積み立てなければならないということになりましたので、そのときに12億円不足がありましたものですから、これを15年にわたって年間8000万円余り、現在も積み立てております。

○下地康教委員 これは、よく分からないね。

もう少し分かるように説明してもらえますか。

○大城清二参事兼総務企画課長 経理課長のほうから説明がございましたが、平成26年度に新会計基準への移行ということで、平成25年度決算時点で、その当時在職していた職員が全員退職した場合に必要な退職金、当時必要な額が18.1億円ということで試算しております。その25年度末時点で、実際企業局のほうで積立てしていた残額のほうが5.4億円、その差額が12.7億円不足していたと。

この13ページの説明にもございますが、経過措置といたしまして、その不足分12.7億円を15年かけて積み立てるとということで、12.7億円を15年で割って、単年度約8400万円、それを毎年積み立てていくというような形で、今その積立てを行っているというところがございます。

○下地康教委員 分かりました。

新しく会計のシステムが変わるので、その変わった時点でもし退職をするということを想定した場合は、それぐらいのお金を準備していかなきゃいけないですよという理解でよろしいですかね。

次にですね、26ページですけれども、海水淡水化センターの中央監視制御設備工事（その3）が、17億円余り計上されていますね。その内容をちょっとお聞かせください。

○大城彰建設課長 海水淡水化センターの中央監視制御設備工事（その3）につきましてですね、海淡施設につきましては、渇水等の気象条件に左右されない飲料水を安定的に生産できる施設として建設されまして、平成9年度供用開始以降、20年度以上が経過をしております。特に老朽化の著しい中央監視制御設備ですね、ユニット等を運転するための操作設備なんですけれども、それも含めまして、あと計装設備等がかなり老朽化しているため、平成28年度より更新工事に着手しております。

本工事につきましては、令和3年度に完了する予定となっております。

○下地康教委員 今回、その3というふうになっていきますけれども、その1、その2というのがあるんでしょうね。

○大城彰建設課長 その1、その2もあります。

○下地康教委員 その内容を手短かに説明してください。

○大城彰建設課長 その1につきましては、主に計装設備等の工事をやってまいりました。そして、その2からその4につきましては、中央監視制御設備を中心とした更新工事をやってきております。

○下地康教委員 それでは、その淡水化施設に関する今の事業というのは、老朽化対策というふうに見

てよろしいですかね。

○大城彰建設課長 老朽化に伴う更新工事ということで理解していただいてよろしいかと思えます。

○下地康教委員 それでは、その1からその3まで、また、その3で老朽化対策は終わると先ほど聞いていますけれども、その老朽化対策の費用というのは全体でどのぐらいでしょうか。

○大城彰建設課長 先ほど委員がその3までということでおっしゃっていましたが、その4まであります。

総事業費につきましては、約24億7070万円ということになっております。

○下地康教委員 分かりました。

淡水化に関しては非常に有望な事業だというふうを考えておりますので、これからは、宮古島もそうなんですけれどもね、だんだんいろいろな施設が増えていくと淡水化事業も進んできますので、そのあたりのノウハウもしっかりまた勉強していきたいというふうに思っています。

以上です。

○大城彰建設課長 すみません、訂正をお願いいたします。

先ほどの金額は令和元年までの事業費でありまして、総事業費につきましては44億7500万円ということをお願いしたいと思います。

すみませんでした。

○瑞慶覧功委員長 座波一委員。

○座波一委員 令和元年の工業用水会計はプラスとか、黒字ですね。

それですと、この工業用水について、今後の沖縄県の振興策の中で、どうしても大事なライフラインなんですけど、ハード整備部門なんですけどね、今年1月に総合事務局から説明会があって、工業用水の利用が制限されるというか、利用が難しいと、南部におきまして、そういう説明会があったと思いますけど、これは事実ですか。

○上地安春配水管理課長 委員おっしゃるように、今年1月にですね、総合事務局のほうから沖縄県の工業用水について説明してほしいという要望がございまして、企業局のほうでこの工業用水の現状について御説明してまいっているところでございます。

○座波一委員 企業局はその工業用水をもっと将来に向けて拡張すべきであるという考えはないんですか。

○大城清二参事兼総務企画課長 委員の御指摘のように、工業用水の用水量、給水量を増やすということでございますが、今委員の御指摘は、恐らく西原

浄水場以南の給水量について御質問かと思いますが、現在、西原浄水場以南の工業用水につきましては、契約水量が既に計画給水量を上回っているために、施設能力の面から、これ以上の供給が難しい状況にございます。

仮に給水量を増やすとした場合には新たな施設整備が必要となりますが、新たに施設を整備するに当たっては工事費、それから動力費等の維持管理費、そういった費用等がございますので、そういった採算の面から、現在新たな設備投資については難しいというふうに企業局としては考えているところでございます。

○座波一委員 そうなると、この沖縄の新たな振興という意味での、横断した連携した策がないと、こういうような方針で沖縄は大丈夫かと、沖縄県の政策は大丈夫ですかと思わざるを得ないんですよ。大事な整備すべき部分、今言っているお金がないからできないみたいな、こんなことではなくて、振興策として捉えて取り組むべきじゃないか。

もう一点問題があると言われているのが、土地利用の問題がままならないと、土地利用のね、そういう制限地域があって、そういうところが土地の確保もできないから工業用水が難しいという理由にしているみたいですよ。それも横の連携の問題でしょう。

そういうことも含めてやるべきじゃないかということをお願いしたいのですが、それについてお願いします。

○大城清二参事兼総務企画課長 委員の御指摘のところでございますが、実際、企業局は公営企業でございまして、その事業に係る経費につきましては、水道料金の収入をもって充てていくという独立採算を原則として運営しているところでございます。やはり採算性が厳しいとされる場合にはなかなか企業局単独で事業を行うのは難しい。

ただ一方でですね、委員の御指摘にございますように、工業用水事業につきましては県の政策と整合を図っておりますが、また、産業振興を図る目的から、現在も一般会計のほうから繰入金をいただいておりますので、そういった新たな施設を整備することにつきましては、商工労働部等の関係部局といろいろな意見交換等、調整を行って進めていくというように考えているところでございます。

○座波一委員 次に行きます。座間味浄水場の件なんですが、一言で言えば局長が判断すべきことを、当初座間味のほうに判断を委ねるとしながらも、知事が記者会見で発表して決断したという格好になったわけですがけれども、その経緯が非常に見えてこ

い。高台案につきましては環境負荷が高いわけですよ、大きいわけですよ。緑地を造成しないといけない、環境省の自然保護法の地区に入っていますから、そういう意味では非常にハードルが高いだろうということで、我々は当初反対したわけですね。割れたんですけどね。そういう意味では、それを乗り越えてやるという意味を示したわけですね。そういうふうなところがですね、知事がなぜここに判断したかというのがなかなか見えてこないんですね、理由が分からない。理由の一つとして、県議会が全会一致したからとか、この全会一致というのは議決ではなくて、陳情の採択なんですよ。陳情の採択をしたら知事がこれを決定するというのは、幾らでもありますよ、採択したものは。おかしいですよ。これは理由にならない。だから、何か理由があったのかということですよ。

ここでまた出てくるのが、SDGsの問題が絡んできたのかなど。そういうことで自然保護環境どうのこうのという名目でいうと、そういうことを判断するというふうに進言されたのかなと思っていますけど、どうでしょうか。

○棚原憲実企業局長 座間味の浄水場建設地につきましては、約3年間ほどかけまして議会でもいろいろ議論してまいりました。企業局としては、2案まで絞って、高台と阿真キャンプ場内とやってきた中で、それまでの本会議、土木環境委員会での委員の意見とかですね、そして、最終的にはやはり高台に建設を求める陳情が2件、全会一致で採択されたというのは非常に我々としては重く受け止めております。そういう状況の中で、確かに企業局の事業として浄水場は建設するんですが、こうやって議会でもいろんな意見の中で、地元でもいろんな意見がありましたので、社会的影響もありますので、私のほうから知事、副知事とも相談させていただいて、早急に方針だけは出さないといけないということで決定してきた経緯があります。

○座波一委員 委員長、この件に対してですね、やっぱり決定の根拠が非常に見えにくいし乏しいですので、要調査事項としてお願いします。

○瑞慶覧功委員長 座波委員、誰にどのような項目を確認するかをお願いいたします。

○座波一委員 この座間味浄水場の問題の決定の背景がですね、県知事は県議会の全会一致による採択が原因であると、原因というか決め手になったという説明ですが、それは根拠に非常に乏しいものだと考えております。これは議決ではなくて採択なんですよ。ですので、その決定根拠に乏しいという疑念

がまだ払拭できないので、知事からですね、しっかりとこれが決定した根拠を説明してほしいということで、要調査事項に上げたいと思っています。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の質疑終了後に協議いたします。

引き続き質疑を行います。

座波一委員。

○座波一委員 2点確認します。

先ほど玉城委員の質問で、県議会の要請で高台案を調査したというふうな答弁になっていたと思うんですけど、果たして県議会の要請があったのか。

○石新実企業技術統括監 よろしく願いいたします。

委員会での議論、それから地元住人からの要請等を踏まえて、再調査の声が大きかったということも踏まえて再調査を行ったというところでございます。

○座波一委員 議会は、委員会は一切再調査の要請はしていませんよ。私、当時委員ですから。

もう一回確認します。委員会がやったんですか、要請を。

○石新実企業技術統括監 再調査をなささいという委員会からの直接のそういった要請ではございませんけれども、委員会の場での議論を踏まえて、それから、住民たちからの再調査の要望も踏まえて再調査を行ったというところでございます。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、座波委員から、先ほどの玉城委員の質疑に対して、土木環境委員会の要請に基づき再調査をした旨答弁があったが、事実と異なることから後ほど訂正するよう指摘があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

座波一委員。

○座波一委員 続きまして、主要施策の成果報告書55ページの成果表の赤土の問題ですね、これは東村での赤土深刻被害ということで、最近も新聞に出ましたけど、深刻な被害がまだ続いているわけですね。これはよくなるどころか、全然よくなっていない。

私、何度かこの問題を取り上げて、毎回この報告書を見ても、一向にこの改善策があるのかないのか分からん、研究中とかね、そういうのがずっと続いていますけれども、この問題、あるいはそれと連動してサンゴ礁の保全問題、ジュゴン対策も含めてね、赤土の影響というのは物すごく大きいんですよ。赤土が実際は沖縄の海を駄目にしてしまうと過言ではないんですよ。そこで、毎回答弁ももらいま

すけれども、最大の原因である農地等の問題、農水部との連携を取っているいろいろ研究していきますと、検討していきますと言いつつも、何年たっていますか。それでも全然農水部との連携が取れていない、我々にはそういったものが全く見えないんですよ。やっているかもしれないけど、やっているんだったら説明してください。いかがでしょうか。

○仲地健次環境保全課長 赤土の流出防止海域モニタリング事業の調査結果は、関係部局と共有しております。

それで、農林水産部のほうでは、赤土流出防止対策を実施する各事業の事業計画の策定に際しまして、国庫要求のときの基礎資料や国との調整の際にこの調査結果を活用しております。農林水産部が実施するグリーンベルトの植栽や緑肥の播種などの営農対策についても、環境部の調査結果を踏まえまして、東村をはじめとする10市町村で対策を行っております。毎年効果を検証している5地域、この中には東村、久米島町、石垣市があるんですが、これらの地域における農地からの流出は、平成24年度から30年度までの土木的対策及び営農的対策によって2558トン、率にして15.6%削減されており、環境部が実施している海域の調査でも改善の傾向が見られております。

○座波一委員 改善しているという数字は出ているというのが、本当に現場として改善されているのかというのが本当に疑問ですね、このような新聞を見ている、あるいはもずく業者の被害とかを聞いているとですね、全く改善されていないですよ。

この新聞にも書かれていますけど、農家自体がですね、赤土流出防止には本当に協力的かどうかという疑問がまだあるわけですね。農家がですよ。だから、そういう状態では一向にこれはよくなりませんよ。農水部とのしっかりした連携を取って結果を出すというようなことはないのかということですよ。だから、その問題に幾ら金をつぎ込んでサンゴ保全をやったにしても、すぐ駄目になりますよ、サンゴだって。ジュゴンを保護するための事業費も毎年計上されている。いるかないか分からんジュゴンとは言っているけれども、赤土がぼんぼん流入していけば、それはいなくなりますよ、これは辺野古のせいじゃないですよ。そういうことを環境としてしっかり取り組むためには、環境部だけが取り組めばいいという問題じゃないわけですね。横断的に横の連携を取ってやる、それができていますかということも聞いているんですよ。部長、どうですか。

○松田了環境部長 課長からも若干ありましたけれ

ども、この調査結果は全庁的に会議を開きまして公表しております、土木建築部や農林水産部も環境部で行ったデータは共有しております。そういった結果に基づいて営農的な対策を農林水産部で重点的にやる地区を設定して、今10市町村で行われているというような形で調査結果が事業に生かされているというふうに考えております。また、市町村においてもですね、赤土の流出防止対策、特に農家に対して行ってございまして、そういった具体的な取組も含めて、技術的な支援等を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○座波一委員 いわゆるSDGsという素晴らしい理念があるような内容のものがですね、本来はこのようなものにもっともっと生かされなければいけませんよ、自然環境にもっとね。ですけど、沖縄県の場合はそういうものにやるどころか、埋立てに特化したようなものにしかSDGsが使われていないというふうにはしか見えませんよ。もっとこういうところにもSDGsの理念を持ってくるべきだと思って、今そういう意見をしております。

58ページの外来植物の駆除の問題ですね。私は、ギンネムの問題をですね、2年前から取り上げております。これの進捗状況をお願いいたします。

○久高直治環境再生課長 本事業の状況について御説明させていただきます。

令和元年度は外部有識者委員会を設置して、実証試験の計画等を検討した上で実証試験を開始しております。今年度は同委員会から指導、助言を受けまして、実証試験のモニタリング調査を継続し、効果の検証を行っているところでございます。

○座波一委員 まだ中間年ですけども、今本当にすごい勢いでギンネムが増えていっています。これは沖縄の在来種をかなり脅かしているし、海そのものも、そのおかげで非常に栄養度が不足してくると思います、最終的には、非常に急ぐべき課題ですから、これは研究を待って駆除が始まるのもいいけど、今現時点であるもの、生えているものを駆除していくという方法を取らなければいけないんじゃないかなど。要するに、毎年花が咲いて種がついて飛散して、繁殖していっていますよね。この繁殖前に、種ができる前に伐採をしていくというようなことをやるべきじゃないかなどと思っていますけど、いかがですか。

○久高直治環境再生課長 基本的には委員がおっしゃることもございまして、まず土地の所有者がですね、ギンネムの管理を行われるものと考えてございまして、特にギンネムは、委員からも

いろいろ御助言いただいているようにですね、やはり空き地とか耕作した後の傾斜地とか、そういったところにギンネムが生えるというところがありまして、いかにそういった場所を管理していくかというのが重要なかなど考えておりますので、このマニュアルを作成した上で、うちの以前からお話しているところでもありますけれども、マトリックス組織などを使ってですね、農林水産部などとも一緒に議論しながら検討して対策を講じていきたいと考えております。

○座波一委員 このギンネムが沖縄に入ってきたいきさつも考えたらですね、米軍が戦後の荒廃した沖縄を緑化するために植えた、あるいは一時は国の工事、県の工事でのり面にも使っていますよ。だから皆さんにも責任あるわけ。これをちゃんと予算化して対策を立てるということを考えないといけないと思いますけど、いかがですか。

○久高直治環境再生課長 先ほどと答弁が重なる部分があって申し訳ありませんが、委員おっしゃっているようにですね、いろんなマトリックス組織を活用しながら、どのようにして対策を取っていくかというのをまた検討して必要な対策を取っていききたいと考えております。

○座波一委員 米軍施設の環境対策の中で、ごみ処理問題について考え方を伺います。

米軍から出てくるごみ問題はですね、この市町村がやるべき事態になるのは、この計画を立てた場合には市町村がやりますよね。計画がない場合には米軍と民間が直接契約するわけですよ。そういうことですよね。だから、計画のない場合は、例えばこの間の委員会の話ですけどね、この北中のごみが沖縄市で処理されていると、米軍ごみが沖縄市のところで処理されていると、これは問題じゃないかと私は思っているんですけど、この点だけ教えてください。

○比嘉尚哉環境整備課長 この米軍ごみについては、これまでも何度かお話しさせていただいたんですけども、以前、この米軍が委託をしていた株式会社倉敷環境が許可取消処分になったということで、米軍ごみの処理をする手だてがなくなりました。それですね、米軍は廃棄物を処理するために、米軍の負担でこの民間の業者に分別を含めて収集運搬を委託して、中城村・北中城村清掃事業組合にその廃棄物の搬入を行ったということでございます。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、座波委員から米軍ごみの処理過程に関する資料要求があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 それではですね、主要施策の報告書の45ページから行きましょうね。非常に気になるところで、私も宜野湾なものですから、ちょっと午前中に聞きそびれてですね、大変失礼いたしました。今この主要施策の中でのこの部分で、PFOSのところが非常に気になっているんですよ。重複するかもしれませんが、もう一度御説明いただけませんか、どういう状況にあるのか。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 お答えします。

基地返還に係る環境対策事業は、一括交付金を財源とする3つの細事業から成る事業でございます。

まず1つ目がですね、カルテ情報収集事業、基地返還時の環境調査をよりの確に実施するため、米国立公文書館等から在沖米軍基地の環境情報に関する資料を収集するものです。2つ目が人材育成事業でございますけれども、これについては、基地環境問題について県民に分かりやすく伝えるためのコミュニケーション技術を学ぶ研修会と、地主等、県民向けセミナーを開催するものでございます。3つ目に化学物質調査事業でございますが、これは日本国内法に環境基準の定めがない化学物質による米国内での基地の汚染状況を把握することによって、沖縄におけるこれらの物質の環境調査の必要性を検証するものでございます。

以上です。

○呉屋宏委員 よく分からないんだけど、今の話では、例えば今、西普天間が返還されましたね、そこに僕の集落のチュンナーというのがあって、そこにチュンナーガーというのがあって、そこからかなりの濃度のPFOSが検出されたと言っている。これはどういう状況ですかと聞いています。

○仲地健次環境保全課長 お答えします。

ただいまのPFOSの調査につきましては、環境保全費の中の水質保全対策費の中の事業のことだと思いますが、そのことをお伝えしたいと思います。

県は平成28年度から普天間飛行場周辺の湧水のPFOS等の調査を実施し、高濃度で検出された地点については継続して調査を実施しております。令和元年度の調査結果では、23か所のうち20か所で環境省の暫定指針値50ナノグラムパーリッターを超過しております。なお、調査結果は環境保全課のホームページで公開しております。

以上です。

○呉屋宏委員 それは新聞にも載っていたので分かるんです。

実際に湧水は使っているんですよ、現在もね。これは皆さんの立場からすると、これはどうなの。

○仲地健次環境保全課長 今年6月だったかと思うんですけど、環境省のほうからPFOSの暫定指針値が示された際にですね、自治体のほうに手引というものが渡されました。この手引の中では暫定指針値を超えるような地下水だったり湧水については、飲み水として使わないように周知するということがございまして、それにつきましては、市町村を通じてそういった周知を行っているものと考えています。

○呉屋宏委員 湧水を飲んでいる人なんて今いませんよ。ところが、これで野菜の栽培をしたり車を洗うような水には使ったりね、そういうことをやっているわけですよ。それは人体に影響はないんですかと聞いている。どうなの。

○仲地健次環境保全課長 水に触れて吸収するというような情報は今のところございません。

○呉屋宏委員 じゃあ野菜等から吸い上がるということもないですか。

○仲地健次環境保全課長 その辺の情報についてはまだ情報収集しているところでございます。

○呉屋宏委員 しかし、皆さんのこれを読んでみたら、いろいろ、全部分かったというような書き方をされているんだけど、環境情報及び汚染化学物質の整理蓄積ができたって書いてあるんだよ。これは違うの。45ページの事業効果、課題の下から7行目。汚染化学物質の整理と蓄積ができたって書いてある。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 これはですね、基地返還された場合に、沖縄防衛局のほうで土壤汚染状況調査等を実施するんですけども、それに当たって、土地の利用状況調査、地歴調査というのをを行うんですけども、それがどういったものか、どういったところにどういった建物があったか、あるいは有害物質のそういった事故があったか、そういった情報の話であって、今仲地課長のほうから話したものはまた別の問題です。

○呉屋宏委員 普通に考えてこの書き方はおかしくないですか。普通に僕は誤解すると思うけど、違いますか。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 これについてはですね、環境カルテについては、県のホームページで適宜公開しております。

○呉屋宏委員 これは今のところ、皆さんの植物への影響だとかというのが出るのはいつ頃に分かるんですか。そこまでは理解していないと言うけど。

○松田了環境部長 PFOSが人体に及ぼす影響に

については、まだ各国で調査を行われておりますけれども、明確にこういうものだという状況がなかなか今ないというふうな状況です。植物への摂取がどのぐらいかとか、そういったものについてもなかなか情報がありませんので、我々のほうは鋭意そういった情報は入手するように努めておりますけれども、まだ先進的な調査がなかなかないので、我々のほうも情報を明確に、これですというのを御説明できないというような状況にあります。

○呉屋宏委員 宜野湾市の喜友名という集落はですね、その喜友名のチュンナーガーから水を引っ張って、高台まで持って行って、そこで自然流下で各集落に簡易水道事業ができていくわけ。今年度、この集落、いわゆる喜友名の自治会では、詰まり気味になっているものですから、これ、お金をかけて自主発注で水道事業をやろうとしている。だけど、PFOSがそこにあるのに大丈夫なのって言いたいんだけど、部長、今の話の中で、この水道事業が妥当かどうか、どう思いますか。

○松田了環境部長 PFOSについては先ほど暫定指針値で50、それから飲料水についても暫定目標値では50ナノグラム毎リットルという数値を国が示しております。それ以下であれば短期的な影響は出ないであろうと我々も考えております。それを超える部分についてはどうかと申しますと、やはりそういったものを飲料に使うというのは適切ではないというふうに考えております。

○呉屋宏委員 ですから、さっきも私は言ったんですけど、飲料で使うものではない。使わないですよ、誰もこの簡易水道を。せつかくちゃんとした水があるんだからわざわざそこを使うことはない。ところが、そこは野菜に散水をしたり、ほかの事業で使っているわけだから、これについての見解はどうですかと聞いているわけです。

○松田了環境部長 皮膚接触でどのぐらい体内に吸収されるのか、あるいは食物、野菜等にそれを使ったらどのぐらい食物の中に入って行くのかということについては、まだ研究が進んでおりませんで、我々のほうもなかなかこういう数字ですというのを今御説明できるような状況にはないというような状況であります。

○呉屋宏委員 この件、これ以上やってもしようがないと思いますが、もう一つだけ、ついでお聞きしたいんですけど、東村の、たしか慶佐次に60ヘクタールぐらいの米軍施設がありましたね。その後で返還されて、たしか海上保安庁かどこかの施設になったんですが、あそこの環境検査というのはやったんで

すか。

○松田了環境部長 やっております。

○呉屋宏委員 その結果はどうだったの。

○松田了環境部長 手元にデータがございませんので、詳細には今御説明できませんけれども、事業のほうは国のほうでやりまして、一部油分が土の中から出ましたので、その除去をする作業を行っております。それは県のほうも現場の確認はしております。

○呉屋宏委員 その返還地はもう全て除去されたという認識を持っていいんですか。

○松田了環境部長 基本的には、そのときの調査の結果では問題がなしというふうな結果になったかと思っております。

○呉屋宏委員 僕はあそこへ行ったんですよ、随分前ですけど、3年か4年前に入って全部視察をしたんですけど、南側のほうにね、随分ごみが捨てられているところがあるんですよ。そういうところに、通信基地か何かだったんですね。ですから、そこからすると、その周辺の部分は危なくないのかなと感じたんですけど、そういうふうには感じなかったですか。覚えているだけでいいよ。

○松田了環境部長 たしか廃棄物が一部出ておまして、そこは、その廃棄物を掘り起こして処理するというふうな作業を行いますというふうな予定だったかと覚えています。

○呉屋宏委員 あの地域はね、あの60ヘクタールというのがこれから使われようとするはずですよ。ただ、そこは今現在コロナ禍がされる前というのは、3万人の修学旅行生があつたヒルギの川をシーカヤックでやっていたんですね。これ、今回随分打撃があると思うんですけど、そこの連動式の形を取るという話も聞いていますから、しっかりとしたことをやるべきだと思いますね。これは提言にしておきますけれども、続けてやります。

あと、49ページの世界自然遺産登録推進事業の全体的なものが今どういうふうな感覚なのか、世界遺産登録がどうなっているのか説明いただけますか。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 お答えします。

世界自然遺産の登録の手續について、県及び国が行うべき作業は全て終えております。本年6月のユネスコ世界遺産委員会で遺産の登録の可否について審査される予定でしたが、新型コロナウイルスの世界的感染拡大の影響を受け、同委員会は開催が延期となっている状況が続いております。

○呉屋宏委員 全くめどがつかませんか、いつぐら

いになるか。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 今週も環境省に確認しましたが、現時点で委員会の新たな開催時期等についてはまだ未定ということで聞いております。

○呉屋宏委員 そしたら、次の50ページの中にあるんだけど、皆さんの対策の中の結果、6番のところに、ヤンバル地域においての犬猫の捕獲というのがあるんだけど、今これ、全部排除されたと考えてよろしいですか。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 今、駆除の途中であります。

○呉屋宏委員 別にこれ、いじわるで聞いているわけでも何でもなくて、犬だとか猫って、皆さんの想定の中ではどれぐらいいるの。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 世界遺産の森林の中にどれぐらいいるかというのはちょっと分からないんですが、その森林の中のほうで犬や猫の駆除作業を行っているという状況でございます。

○呉屋宏委員 私は安田によく行くんだけど、そこへ行っているとね、何年前か、三、四年前に安田方式という、子供たちが野猫を捕まえた犬猫を殺さないでというところから、動物病院を中心として、それはたしか避妊治療をして戻したというような話も聞くんですね。これは独自のNPO法人であるヤンバル動物病院と皆さんとの関係というのはどうなっているの。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 集落で放し飼いをされているという猫の場合は各村でその作業を対応しております。我々の場合は、森林とかに入って、野猫の状態になったものについて駆除の作業をしていて、その委託先が動物病院ということになっております。

○呉屋宏委員 皆さんが捕ってきたものを動物病院に委託をしている。そこはそういう対策を全部やっているということですか。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 捕獲した野猫は、飼い主がいないかだとか、あとはもらい手がいないかだとかという場合までしばらく収容しております。それを過ぎると、今は引き取るNPO団体のほうにこの野猫を渡しているという状況であります。

○呉屋宏委員 村がやっている集落内のものについては、ほとんどそこを歩いていても、犬が、猫が、その集落内を普通に歩いていることはないんですね、ほとんど見られない。ですから、完全にコントロー

ルしているんでしょうね。そこにどれだけのものができるか、次の8番のところなんですけど、森林内のパトロール、あるいは林内の夜間通行止めについて詳しく説明してもらえませんか。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 答えします。

ヤンバル地域の貴重な野生動植物を密猟者から守るための取組といたしまして、これまで環境省を中心に普及活動や林道のパトロールに取り組んできました。これに加え、県では昨年度からですね、森林内のパトロールや夏の期間中の林道夜間通行止めの実証実験により、密猟対策を強化しているところがあります。

○呉屋宏委員 これは具体的に皆さんがどこかに委託をして、その夜間パトロールをしているの。それとも、まさか皆さんが直接行っているわけじゃないでしょう。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 環境省が行っている林道のパトロールと我々が行っている森林内のパトロールですね、実態は国頭の森林組合のほうにお願いして作業してもらっております。

○呉屋宏委員 そうなんですよ、実はね、たしかここには僕が認識しているだけで4名から5名の環境省から来ている人がいて、夜の森林内に入っていくんですよ、女性たちがね。この子供たちが一生懸命やっているんだけど、村の人もよく見えるんだけど、県は何しているのという感覚でいたんだよね、今まで。

だから、それが今本当に、ヤンバルの中って、夜ってこの密猟、ヤンバルテナガゴガネなんかを捕るといって夜中に入っていく。これがね、何ていうのかな、そばから聞いている中では、ネットでの売買で25万円とか30万円とかで売り買いされているというわさも聞くしね。これはね、みんなそうなったらどんどん入って行って稀少動物を捕るんですよ。そこをどれだけ対策ができるかというのは非常に大きい。だから、確かに通行止めすればそれでいいということではなくて、そこから中にどれぐらいいるのかというところが非常に心配なところがあるので、そこのところはしっかり頑張ってほしいし、県が見えるようなね、そういうものがないかな、寂しい思いをしているんだよね。村と国はいるけど県はいないというふうに、周りはそう思っているんだけど、感想を聞かせていただけないですか。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 環境省のほうは実際ヤンバルに事務所がありまして、委員のおっしゃられたとおりのパトロールとかによく行っているという話をよく聞きます。我々ですね、

またもう一つ名護警察署と連携した合同パトロールも実施しております。このときには、当然森林組合の方だとか名護警察署、我々ですね、あと環境省、みんな一緒になって、先月、今月と夜間のパトロールを実施したところであります。このときには、当然怪しい車両とかはありませんでしたが、この取組を今後もどういう状況で実施するかというのを、関係者と連携しながら引き続き努めていきたいと考えております。

○呉屋宏委員 最後になりますけれども、52ページ、通告はしていなかったけど、皆さんだったらすぐ分かるだろうと思うんだけど、このマングース対策事業って効果は出ているんですか。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 ヤンバルの稀少な野生生物を保護し、豊かな生態系を保護するため、環境省と連携して平成12年度から実施しております。先ほど、午前中説明しましたが、大宜味村塩屋と東村の福地ダムを結ぶライン北側のヤンバル地域では、令和元年度までに5734頭を捕獲しているところであります。

○呉屋宏委員 分かりました。これは引き続きね、外来種ですからしっかりと対策をしていただきたいということと、もう一つね、私はあれだけヤンバルへ行っていてとても感じているのが、皆さんが一般に言う、これは提言ですよ、質問ではありませんから、普通にハブだとか、ヒメハブだとか、そういう人間に危害を加えそうな部分があるのは分かっている。ところがね、ほとんどの人が分からないのが、そこにオレンジ色のハイというハブがいるんだよね、神経毒を持っていてコブラに近い。だからこれは血清がないんですよ。これがヤンバルのほうにいます。だけどこれ、沖縄の人にこの絵を見せてもほとんど分からない。これが危険動植物という認識をね、もっと表に出すべきではないのかなという感じがするので。恐らくここの中でハイを見た人っていないと思うよ。50センチぐらいのハブだけどね、これはもう神経毒だから。だから、そういうのを一つ一つ喚起を促すということが必要で、これが僕は希少動物に入っているのかどうかも分からない。ところが、ハイというのは久米島にもクメジマハイというのがある。だから、こういうのが沖縄の人が沖縄にいるものの認識をしていないということ自体がね、我々は少し周りに恥じなくてはいけないと思う。これは普通に、絵本じゃないけれども写真集に載っていたりするから、見たほうがいいと思います。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 先ほど座波委員の質疑に対する

答弁で、環境保全課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

仲地健次環境保全課長。

○仲地健次環境保全課長 先ほど答弁の中で、毎年効果を検証している5地域、3市町村における農地からの流出量について答弁したところですが、3市町村が間違っておりました。正しくは、宜野座村、久米島町、石垣市です。

この場を借りておわび申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 もう一件、先ほど玉城委員の質疑に対する答弁で、企業技術統括監から答弁を訂正したいの申出がありますので、発言を許します。

石新実企業技術統括監。

○石新実企業技術統括監 よろしく申し上げます。

先ほどの玉城健一郎委員の御質問の中の座間味浄水場の再調査につきまして、土木環境委員会からの要請に基づいて実施したのかという趣旨の御質問がございまして、そのとおりであるというふうに答弁いたしましたけれども、事実は異なっておりまして、正しくは住民からの陳情要請及びこの委員会での議論を踏まえて再調査を実施したというところが正しいところですので、訂正させていただきます。

どうもすみませんでした。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時49分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 よろしく申し上げます。

座間味の浄水場建設ですね、この前の意思決定からの今の対応ですけどね、村長との面談というのがまだできていないようですけど、これはどういうことですか。

○棚原憲実企業局長 今回の件につきまして、今後の浄水場の建設を円滑に進めるためには、村の御理解、御協力がぜひ必要ですので、我々としては早めにお会いして、いろいろ今後の進め方を調整していきたいということで考えていきましたが、ちょうどその頃、新型コロナウイルスの拡大がありまして、離島への移動制限、その後、台風が2度来まして、お互いの日程調整がなかなか都合がつかなかったというのがございます。その後も引き続き日程調整をお願いしていたところですが、来週月曜日ですね、ちょうど日程、都合を合わせていただきましたので、私のほうからちゃんと言いまして、今後の相談をしていきたいと考えているところです。

○照屋守之委員 これ、意思決定はいつでしたか。何月何日ですか。

○棚原憲実企業局長 8月5日に私のほうから、高台のほうに建設を進めていきたいという旨を座間味村の宮里村長に電話でお伝えしたところです。

○照屋守之委員 8月5日は県知事ですか。県知事が表明したのはいつですか。

○棚原憲実企業局長 知事のほうからちょうどマスコミ公表の日程がありましたので、そのとき—8月7日に知事のほうから公表していただきました。

○照屋守之委員 8月5日、7日。今日は10月の16日。こういう仕事をやるとですね、信頼関係が壊れているのに、信頼関係を回復するどころか余計溝ができています。先ほど、沖縄県職員の職務行動規範というのをあげたでしょう。

これですね、どういうことが起こっているか、皆さん方、分かっていないでしょう。皆様方は、県企業局、沖縄県知事、県職員としての仕事だからこう決めればよいという話でしょう。どういう経緯で来て、座間味村にどのぐらい迷惑かけて、村長としての立場、権限をどのぐらい損なっているかというのを皆様方は気づいていないわけでしょう。本来は、そこからこれは直していかないと。

場所は決まったんですか。座間味村誘致は決まったの、建設場所は。

○棚原憲実企業局長 委員おっしゃるように、ちょっと時間がたち過ぎて、今それは私どもも認識しています。先ほど言いましたように、ぜひ村長に直接お会いして、これまでの経緯と今後の進め方、早めに相談したいと思っておりましたが、先ほど言いました諸般の事情により、延び延びになってしまいました。座間味村が今回の件について、今まで企業局と一緒に協力して取り組んできたものをいきなりという形で企業局のほうの方針を決定したということで、座間味村には多大な御迷惑をおかけしたのは深く反省しています。座間味村と、ぜひですね、しっかり話し合いをして、円滑に事業を進めていけるようにやっていきたいと考えています。

○照屋守之委員 ですから、行政はですね、皆さん方はどう思っているかは分かりませんが、皆さん方は140万人県民の県政、向こうは小さい、人数的にはね、でも村長。立場は同等ですよ、同等の立場。同等の立場だけど、実態は違うんですよ。皆様方のほうのはるかに大きい力を持っているんですよ。

村長が皆様方にそういうことをされたらですね、冗談じゃないよって話ですよ。相当の怒りでしたよ、あの当時はね。皆様方はこれまで、何をするか、コ

ロナがどうの、台風がどうの、こんな言い訳をしているから、じゃあコロナのときには皆さんは仕事しなかったんですか、船は出なかったんですか。そういうふうに相手に対して迷惑をかけた、これをまず払拭するのが先だという、その気持ちが皆様方になりから、いまだかつてきちっと座間味に渡ってそういう後始末ができていないわけですよ。何で後始末ができていないのにこれから先のことができるの。あなた方が勝手に決めてですね、そこの了解も得ないのに、向こうの感情を害しているのをきちっと整理しないで、次の仕事ができますか。どうですか。

○棚原憲実企業局長 我々としても、しっかり座間味村と早急に話し合いをしたいということはずっとお伝えしてきました。お互いの日程がなかなか、かみ合わなかったというのが事実であります。今後、この事業を進めていく上では、委員おっしゃるようにしっかりと話し合いを進めていくしかないと思っておりますし、何とか座間味村の御協力を得ないとこれは進みませんので、今後の住民説明の在り方も含めてしっかりやっていきたいと考えています。

○照屋守之委員 この事業ですね、先ほど県議会の陳情を全会一致で採択したものの、何か我々が採択したから、自分たちが決め切れないものを、県議会県議会と言ってですね、こんな自信のないやり方をした。皆さん方の仕事は、我々の県議会の意思でやるんですかと、こういう話ですよ。こんな自信のないような議案というのをつくってですね、だから3000万円もかけて、途中で金かけてやったんでしょう。あの3000万円かけた理由は何でしたか。どういうことで3000万円かけて再調査したんですか。

○石新実企業技術統括監 先ほど答弁を訂正させていただきましたけれども、住民からの陳情、それから、この委員会での議論を踏まえて再調査を実施したということでございます。

○照屋守之委員 自分たちが計画したものを、県民から一つ一つこうしろあしろと言ったら、またお金かけてやるんですか。公営企業でしょう。行政って何ですか。経費をかければいいんですか。3000万円でしょう、3000万円かけなくたって今の案は決められたんじゃないですか。ですから、そういうことも含めて皆様方がもっと自信を持ってやってくださいよ、仕事は。反対だったら反対を押し切ってもやり切るぐらいの、そういう理論武装してしっかり持ってやらないと、何か言われました、再調査します、3000万円かかります、これはどういうことか分かりますか、時間がかかるんですよ。時間はお金では買えませんからね。3年余り延びるんですよ。

当初の計画より3年は延びるんじゃないですか。そういうことを含めて、今座間味村は、皆様方が座間味村にやったその対応とですね、そういう感情的な部分と、今の座間味村が抱えている問題と、この座間味村が先にそういうふうな浄水場を造って、今村が管理している浄水場、これを県がやってもらうという、そういうふうなものも含めてですね、もう怒り心頭じゃないですか。

それをあのぐだぐだのそういうふうなものもきちっと整理できなくて、その次の展開に行けますか。座間味村はいいですよと、使ってください、どうぞやってくださいと協力しますか。できないと思いますよ。どう思いますか。局長が座間味の村長だったら本当にどうなりますか。いかがですか。

○棚原憲実企業局長 浄水場は座間味島にとって非常に重要なものですから、しっかりとですね、座間味村長をはじめ、話合いをして、より早く施設を造っていきたくて考えていますので、これは今後どうなるかじゃなくて、今後建設に向けてどうしていくかという話合いをしっかりとやっていきたいと考えています。

○照屋守之委員 要調査をお願いします。

○瑞慶覧功委員長 照屋守之委員、誰にどのような項目を確認するのか、よろしく願いいたします。

○照屋守之委員 玉城知事にですね、この建設場所を決定した責任者として座間味村長に直接面談をして、これは向こうの要望、あるいは悩み等も含めてですね、その建設場所に当然理解を求める、これはもう意思決定をした玉城知事にぜひお願いするしかないなというふうに思っております。

その件です、よろしく申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 ただいまの提起にありました要調査事項の取扱いについては、本日の質疑終了後に協議いたします。

引き続き質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 うるま市の山城の土地改良区で、企業局のほうでやると思いますが、山盛りになっております。その件、昨日、局長には伝えてありますけれども、確認を取っているようですから、御説明をお願いできますか。

○上地安春配水管理課長 今、委員がおっしゃっているものにつきましては、各浄水場で凝集沈殿により発生する発生土のことだろうと思われま。各浄水場では原水に含まれる濁質分などを沈殿処理で分離しまして、それを濃縮脱水することによって浄水発生土が生じます。浄水発生土は、平成3年度まで

は産業廃棄物で処理していたものを、平成4年からは業者へ販売を行っております、有効利用を図っております。搬出された発生土は客土材、グラウンド用の土、緑化基盤材、園芸用土、表土流出防止材等の原材料となっております。平成25年の12月からはゆいくる材としても認定されておまして、環境に優しい土壌としてリサイクルの活用をされている状況でございます。石川楚南に置かれている発生土につきましては、売買契約を行っている業者の仮置き用のヤードで利用しております、今年度、年間の総量として、見込みですけれども約3176トン、1日当たりで申しますと、1日当たり約8.7トンが運び込まれている見込みでございます。各浄水場の発生土につきましては、定期的に含有試験、溶出試験を行っております、土壌の環境基準や土壌汚染対策法などの基準も満たされておまして、安全性についても確認しているところです。あくまでも仮置き場のヤードとしまして、一旦置いた後にまたそれを搬出するというもので、ずっとたまっていくという性質のものではございません。

説明は以上になります。

○照屋守之委員 仮置場ということで、これは8月8日に写真を撮ってきました。市議会議員がですね、こういうことになっているけど、これは農地開発地域ですよ、農地開発事業で昭和56年から62年、旧石川市の頃にされていますね。ここはですね、土地改良されていて、この土を盛ったら、石炭みたいながありますよね、活性炭ですか。これ、排水とかそういうのは一切されていませんよ。こういうふうなものは、ちゃんと保健所に何か届出をするんですか。そういう手続はされているんですか、どんなですか。

○上地安春配水管理課長 保健所の手続についてはちょっとまだ確認できていない状況です。あくまでも仮置場としてですね、発生土を一時的に保管する場所という位置づけですので、確認はいたしますけれども、特にそういったような施設は必要ないのかなというふうに考えております。

○照屋守之委員 これは活性炭とかいうことになると、例のPFOSがどうのこうのとかいうことも含めて、そこの周辺は農業をやっていますから、農業をやっている方々は心配していますよ。普通はこういうふうなものはきちっと、そういう土壌汚染しないとかというふうなものをやりながらやるわけでしょう。仮置場っていつからですか、仮置場というのはいつから始まっていますか、これは。

○上地安春配水管理課長 当該販売はですね、平成

4年から開始しております。その間、同じ業者と契約しております。ヤードにつきましては、適宜その時点時点で変更もあろうかと思いますが、この場所については結構長期間使用しているものと思われます。あと、発生土につきましては先ほども申しましたように、含有試験、溶出試験等を行っております。全ての浄水場の発生土について、PFOSにつきましてもですね、平成28年度からの含有試験を行っております。PFOS等含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項という指針がございますが、これに基づく含有量以下であることを確認しております。

先ほども申しましたが、安全性についても確認しているというところでございます。

○照屋守之委員 だから、それは誰も分かりませんって、今のは。あそこの現場へ行ったら、仮置場じゃないですって、これ。環境部もちょっと調べてみてください、現状を。これはうるま市役所の環境のところにも確認しているはずですよ。その前に連絡あったんでしょ、皆さん方には。これ、本当にそういう対策は取られていますか、きちっと。

○上地安春配水管理課長 一般の工事現場等の汚泥流出対策とは違う利用方法がございまして、あくまでも発生土というのは、安定した土を持って行って、そこで保管して乾燥させたり混ぜたりして、それをまた運び出すというような位置づけでございまして、その状況については再度確認いたしますが、特にそういった施設対策等は必要ないのかなというふうに考えております。あと、設置状況についても今般いろいろ問合せ等もあったということもありますので、今後目的とか趣旨等については、掲示するなり、そういった対策のほうは考えていきたいというふうに考えております。

○照屋守之委員 この場所はね、さっき言ったように農林水産省の補助事業で、団体営農地開発事業ですよ、これ。そこの一画ですよ。ここにこういうふうに、仮置きだろが何置きだろが、きちっとそういうような形で整えてしかるべき手続をして、環境だったら環境のそういうふうな検査も受けるとかいうような形でやれば、そこは農業をやっている方々も安心ですよ。

今のように仮置きだからこれでいいと言ったら、じゃあいつからいつまで仮置きなのという話ですよ。こんなやり方をして、地域住民は不安を持っている。これ、あまり公にするなという形なんです。ここで作った農作物が、これまたこういうふうな環境どうのこうので売れなくなったら困るとかいうのを生

産者は心配しているわけよ。環境も含めてすぐ対応してみてください、いかがですか。

○上地安春配水管理課長 我々も排出者として管理とか指導とかする義務がございますので、いま一度、管理状況等についても確認した上で、あとは法令等についても照らし合わせた上でですね、適切に管理してまいりたいと考えております。

○照屋守之委員 環境部長、お願いします。

○松田了環境部長 保健所を通じてですね、企業局と連携して現場の調査を行って、必要な指導を行いたいと思います。

以上でございます。

○照屋守之委員 すぐやってくださいね。

これ、いいですか、8月8日に現場を見てきました。私は直接確認しないで、議員がうるま市の調整をするから、あれも調整するからって、うるま市でいろいろ環境部とやり合っています。それでどうなったのと聞いたら、こうこうだと言うから、じゃあ委員会があるからそこで確認してみようねという、そういう段階です。ぜひ、まず現場を見てください。8月8日はこういう状況です。これから減っているのか。こういう活性炭のほうが増えているのかどうか、あれはほとんど地ならししてしまっていたからね。それはお願いします。

次、沖縄市のごみ山の改善です。部長、これ、協定書をもらいましたけど、これをどうするんですか、今後、この協定は。

○比嘉尚哉環境整備課長 この基本合意書といいますが、旧倉敷環境が焼却施設を本稼働して8年以内にごみ山を改善しますという内容の書面でございます。これにつきましては、同社が不許可になったということから、この合意どおりの改善が進まないという状況でございます。そのため同社からは、同社の関連会社である株式会社倉敷の協力を得て改善する計画が示されておまして、現在、地元自治会や県、市、同社等で構成する協議会で内容を協議しているところでございます。また、平成30年度から有識者の助言を得ながら最終処分場及びその周辺で地下水調査などを実施した上、積み上げた廃棄物の改善方策及び地下水保全対策の検討を進めておまして、それらを基に同社を指導していくこととしております。

以上でございます。

○照屋守之委員 業を取り消したのは沖縄県ですよ。沖縄県が取り消しました。この問題があるというのは分かっています。協定書の合意書の責任は沖縄県です。ですから8年でできませんでした。沖縄県は

どう責任を取るかという話ですよ。いかがですか。

○松田了環境部長 取り消しました理由は、倉敷環境が不法投棄をしたからでございます。不法投棄をしますと営業の許可は取消しを行うことになっておりますので、法律違反をしたことがその取消しの原因でございます。今、このごみ山の改善につきましては、関連会社と協力してやっていきたいというふうなお話もいただいておりますので、それがうまくいくように、必要な指導監督を今後も行っていくことを考えております。

○瑞慶覧功委員長 以上で、環境部及び企業局関係決算に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後4時14分休憩

午後4時21分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項を提起しようとする委員から改めて、提起する理由の御説明をお願いいたします。

なお、説明の順番につきましては、お手元に配付してあります要調査事項（委員会協議用）の順番でお願いいたします。

下地康教委員。

○下地康教委員 私は、那覇港管理組合の意識調査の内容と、その再開時期についてということで、知事の要調査事項をお願いしているんですけども、今現在、その意識調査が中止、停止かな、中断だね。中断というふうになっておりますので、その再開の時期についてを確認をしたいと。それとまた、現在の意識調査の内容では適切ではないというふうに私理解しておりますので、その再開をする場合の調査内容をしっかりとお聞きしたいと。

これは、なぜ知事かといいますのは、港湾管理組合の管理者である知事に直接その内容を確認したいということでございます。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 座波一委員。

○座波一委員 辺野古埋立事業における許認可業務に係る埋立設計変更申請に対してですね、海岸防災課が埋立てを阻止するために意見書を公募する窓口になっています。そのSNSなどでの呼びかけ人が万国津梁会議のメンバーであり、またSDGsの理念で埋立てを反対するように県民に呼びかけています。また、那覇軍港の浦添移設問題においても、これまでの移設決定に至る経緯や協議を覆し、民港整

備を優先させるような意識調査を行い、常任委員会で意識調査は初期段階の調査であるとの説明があった。さらに、管理組合の参事監は新聞に投稿し、これまでの基本構想案の見直しを進めるためにSDGsの観点を反映させるために意識調査に参加するように呼びかけている。以上のことから、沖縄県の土木行政が、万国津梁会議が提唱するSDGsの理念として米軍基地建設に反対するために埋立事業を見直そうとする動きとなることは、従来の行政の在り方からあってはならないことであり、今後の沖縄県の土木行政の根幹を揺るがすものである。常任委員会の答弁で、SDGsの理念と行政事務との整合性の明確な説明になっておらず、知事が公約で掲げたSDGsを全ての事業に反映した場合、従来の方針が変わる可能性があるため、知事からSDGsへの取組と従来の方針との整合性を確認する必要があるという意味で要請します。

座間味については、企業局長が座間味村の判断に委ねるとしながらも、本来水道事務事業は企業局の範疇でありながら、知事が決断しました。高台案はですね、SDGsの理念から環境問題においては非常に負荷が高い環境保全地区であるため、ハードルが高いはずなのに、なぜ知事が決断したのか。その決断理由として、県知事のほうはですね、県議会の議決が全会一致であったというふうに決断の理由を言っていますが、それだけでは決断の根拠に乏しいと判断して疑念が残るために、県知事を呼ぶ必要があると考えております。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 照屋守之委員。

○照屋守之委員 1つ目ですね、せんだって知事が就任2年間の評価で0点と。0点では仕事をしていないことになるから50点と、これを公表されております。私ども、今、前年度の決算をやっておりますから、そうすると前年度、知事は0点か50点の仕事しかしていないということになるとですね、これは大変なことだと思っております。ですから、この知事の就任2年間の評価と決算との関係も含めてですね、真意をしっかりと確認しないと県民に対しても大変なことだという思いがしております。

2つ目は、首里城再建のために政策調整監を任命しております。

ところが、土建部の説明も含めて、この特命事項で政策調整監に任命していると私は認識をしておりますけど、説明では何か一部のような感じがするんですね。ですから、そこは任命した知事に改めてですね、この首里城再建のための政策調整監を任命し

たこと、どういう目的で任命して、今現状どのようなことを把握しているのか、そこは首里城の再建に関することですからね、確認をしたいと。

3つ目は、これは那覇港湾の整備事業に係ることですけれども、国の移設協議会で確認した事項、これは、実は防衛施設庁、内閣府、国土交通省、沖縄県、浦添市、那覇市、那覇港管理組合のそれぞれの代表が出ていってですね、第4回の協議会をやっておりますけれども、そこで確認された要旨の決定したことと、今の県の意識というか、民港が軍港に優先することが決まったという、それが何か県の考え方ですけれども、実際にこの協議会で確認されたことと、今の県の認識がどうなのか。これはですね、やっぱり知事にトップとしてどう捉えているのかしっかりと確認をする必要があるということですね。これは全てこの協議会の確認事項が今の県民の意識調査とかも含めて影響しますから、これが根本になりますから、これは重要だと思っております。

次に、8月に富川副知事が港湾整備計画を持った方と面談をしております、この時期とですね、県民意識調査のスタート、この辺が大体合っているんですよ。ですから、何で那覇港管理組合がこういうふうに進めているときに、またそういうふうなことをやっているときに、民間のそういう具体的なプランを持ってですね、そういう方と会って、それを県ぐるみでまたそこに、組合に反映させようというふうなことなのかどうかも含めて、ここはタイミングがタイミングなだけにこれを確認する必要があるということですね。

5つ目は、辺野古埋立事業というのは、土建部に確認したように行政手続で進められている。土建部の職員も知事も、そのように行政手続が進められていると思っておりますということを言っていますから、これは改めて御本人に辺野古の埋立事業というのが行政手続で進められている、これはもう今の玉城県政の共通認識ですねということを確認したいということですね。

6つ目、万国津梁会議の委員が変更承認申請に反対意見を寄せるように呼びかけたことについて、これはもうまさに玉城知事が目玉の公約として万国津梁会議が設置されました。この万国津梁会議の委員は玉城知事が任命しました。この万国津梁会議の委員がですね、事もあろうに辺野古のそういう変更申請に対して反対のそういうふうな意見を寄せるような、そういうふうな呼びかけをしている。このことについては、外から見ても県も一緒にそういうことをやっているんじゃないのというおそれがあるも

のですから、そこはやっぱり任命された知事に直接ですね、どういうふうなことでそうなっているのかということをお明らかにしたいということで、知事をお願いをしたいと。

7つ目の座間味浄水場建設候補地です。先ほどもありましたように、まだ県の企業局長も村長にお会いしていません。ですから、ここはこれまで決定をしていくときの座間味村とのいろんな、お互いでどうしよう、ああしよう、座間味村にお願いしますというふうなことはほごにされて座間味村長は今苦しい立場にありますから、そこは意思決定をした責任者として、知事が直接座間味村長と向かい合ってくださいね、対応をしていくことが一番いいのだろうというふうに思っておりますから、そのことを知事に直接確認をしたいということですね。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 以上で、要調査事項を提起しようとする委員の説明は終わりました。

次に、要調査事項として報告することについて反対の意見がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 下地委員からありました要調査事項、那覇港管理組合の意識調査の内容、再開時期についてなんですが、那覇港管理組合に関する事項については沖縄県の所管ではないことから、総括質疑にはなじまないと考えます。また、御指摘の内容ですが、今回の決算審議の中でも那覇市、浦添市の理解を得て再開したいと答弁がありました。そして、本会議の代表質問、一般質問でも説明は尽くされているので、要調査事項に基づく総括質疑は必要ないと考えます。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 上里善清委員。

○上里善清委員 私も、下地委員のですね、この再調査といいますか、管理組合が所管することですので、これをわざわざやるというのはちょっといかがなものかと思えます。あと、座波委員、照屋守之委員のですね、この指摘というか、私たちはちょっと地方議員を経験しているもので、ちょっと違和感があるんですよ。決算に関するものであればそれは質問していいんですが、それぞれ見たら決算には何ら関わりのない話になるので、こういったことをやるというのはちょっと、私は反対ですね。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 ほかに意見はありませんか。
新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 私は守之委員の1番ですね、知事就任2年の評価で0点、50点と評価したことについて、これは知事の個人的な見解であってですね、知事の所感に関することは、ここではなくて、ここは土木環境委員会でありますので、総括質疑にはなじまないと考えていてですね、そういうのは一般質問や代表質問、所管の総務企画委員会等で問うものだと思います。よって、この総括質疑にはそぐわないのではないかと考えています。そして2番ですね、首里城再建のために島袋調整監を任命したことについて、これは知事の特命事項に関する人事は、これも同じように土木環境委員会の所管ではないことから、総括質疑にはなじまないのではないかと考えています。そして、島袋調整監においては、沖縄市の副市長時代にすばらしい行政実績を残しておりますし、私たちも何度かお世話になりました。沖縄県の物産公社の代表として、物産公社の立て直し等の実績もあってですね、本当にすばらしい人材だと思っています。その方が今関わっている政策に関して、いろいろあると思うんですけども、そういうのも横断的に関われる人物ではないかと、適任だと考えておまして、そういうことも踏まえてこれに関してはなじまないのではないかと考えております。そして6番目ですね、この件も万国津梁の委員が変更承認申請に反対する意見を寄せる呼びかけについて、これも土木環境委員会の所管ではないのではないかと考えていて、総括質疑にはなじまないのではないかと考えております。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 私からも反対の意見として、座波一委員の3番目の座間味浄水場建設候補地を高台に決定した件についてなんですけれども、私も質疑しましたが、企業局長からも先ほど答弁もございました。そしてまた本会議の中でも、新垣淑豊議員の質疑に対して企業局長及び知事がしっかり答えるということで議論は尽くされたと思っています。内容としてはしっかり尽くされていると思いますので、私はこれは総括質疑になじまないというふうに考えています。また、照屋守之委員の7番の座間味浄水場建設候補地を高台に決定した責任者として、座間味村長と面談することについてということなんですけれども、これ先ほど、そもそもなんですけれども、この事業の実施自体は企業局長が行うので、企業局長の責任としてやるべきだと、面談をするべきだというふうに、そもそも論としてそうだと思いますし、また、先ほどの答弁からございましたけれども、来

週の月曜日に企業局長が座間味村に出向いて村長にしっかり説明と、これから円滑に進むように行っていくということもございますから、総括質疑にはなじまないというふうに考えています。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 私のほうからは座波委員の2番目について、那覇港管理組合の意識調査とSDGsの理念について知事に確認したいとのことですが、先ほどもありましたけど、そもそもの意識調査の実施主体是那覇港管理組合でありますので、この土木の決算の総括質疑にはなじまないと考えます。また、加えて言うなれば、委員会審査の中でも、このSDGsの理念について部長のほうでしっかりとですね、土木建築行政とSDGsの考えは相反するものではないと明確に答えておりますので、総括質疑は必要ありません。次に、照屋守之委員の3番目の項目ですが、県の考えと那覇港湾移設協議会の考えが一致していないとの指摘ですが、この移設協議会については知事公室の所管でありますので、この土木環境委員会の総括にはなじまないと思います。また、本会議の代表質問、一般質問でもこの問題は十分議論はされたと思いますので、総括質疑は必要ないと考えます。

よろしくお願ひします。

○瑞慶覧功委員長 次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 私のほうからも、まず下地委員の那覇港管理組合の意識調査なんですけれども、この意識調査についてもですね、これは我々が今決算審査しているのは令和元年度の決算審査であって、これは、意識調査というのはやはり先月ですね、行われたものということもあって、ましてやこれに関しては、調査実施主体というのは那覇港管理組合ということもあって、やはり私もですね、これは総括質疑にはなじまないというふうに思います。そして、座波委員の埋立申請について、万国津梁会議の意見書提出のものも含めた土木行政のSDGsのほうもそうなんですけれども、この意見書提出というのもですね、やはりこれは昨年、令和元年度の決算審査で、どこの決算資料、名称、また、どの事業名等に直接関わってくるのかということがやはり私は不明だと思っていますので、これも総括質疑にはなじまないというふうに思います。そして、照屋守之委員の8月に富川副知事が港湾整備計画を持った方と面談したことについてというのもですね、これもやはり決算審査のほうにはなじまないんじゃないかなと。ましてや、これは私もネットとかですね、後で拝見した

んですけれども、これは港湾整備計画ということではなくて、やはりキャンプ・キンザー跡地に関する事項であって、これはやはり土木建築部ではなくて、企画部所管ではないかなというふうに思います。また、副知事もですね、これは、この県民の意見を幅広く聞くということは、むしろ逆に当然だろうというふうに思いますので、総括質疑にはなじまないというふうに思っております。そして、辺野古埋立事業についてなんですけれども、行政手続に基づき進められているということについてなんですけれども、これは土木建築部のほうはしっかりとその手続内容については十分説明していて、総括質疑にはふさわしくないというふうに考えます。最後ですね、万国津梁会議の委員が変更申請に反対意見を寄せるように呼びかけたことについても、これも令和元年度決算事項、審査するような内容ではなくて、これは今年度実施された調査というか、変更承認申請に対する反対意見ということですので、これも令和元年度の決算審査の総括質疑にはなじまないというふうに考えます。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 以上で、要調査事項として報告することへの反対意見の表明を終結いたします。

次に、要調査事項に係る決算特別委員会における調査の必要性及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、要調査事項の必要性及び整理等について協議した結果、那覇港管理組合の意識調査の内容、再開時期について外10件を報告することで意見の一致を見た。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり報告することといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から特記事項について説明を行った。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、特記事項についての御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 提案なしと認めます。

以上で、特記事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を含み決算調査報告書の作成等につきましては、委員

長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月21日 水曜日 午前9時までに決算特別委員に配付されることになっています。

また、決算特別委員が調査報告書に関して常任委員長に対し質疑を行う場合には、21日 水曜日の午後3時までに政務調査課に通告することになっています。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功

令和2年第6回
 沖縄県議会（定例会）
 閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和2年10月22日（木曜日）
 開会 午前11時52分
 散会 午後4時2分
 場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 要調査事項及び特記事項の取扱いについて
- 2 総括質疑の取扱いについて
- 3 審査日程の変更について（追加議題）
- 4 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県水道事業会計
未処分利益剰余金の処分につ
乙第15号議案 て（追加議題）
- 5 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県工業用水道事
業会計未処分利益剰余金の処分
乙第16号議案 について（追加議題）
- 6 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県一般会計決算
の認定について（追加議題）
認定第1号
- 7 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県農業改良資金
特別会計決算の認定について
認定第2号 （追加議題）
- 8 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県小規模企業者
等設備導入資金特別会計決算の
認定について（追加議題）
認定第3号
- 9 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県中小企業振興
資金特別会計決算の認定につ
いて（追加議題）
認定第4号
- 10 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県下地島空港特
別会計決算の認定について（追
加議題）
認定第5号
- 11 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県母子父子寡婦
福祉資金特別会計決算の認定に
ついて（追加議題）
認定第6号
- 12 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県下水道事業特
別会計決算の認定について（追
加議題）
認定第7号
- 13 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県所有者不明土
地管理特別会計決算の認定につ
いて（追加議題）
認定第8号
- 14 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県沿岸漁業改善

- 第6回議会 資金特別会計決算の認定につ
いて（追加議題）
認定第9号
- 15 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県中央卸売市場
事業特別会計決算の認定につ
いて（追加議題）
認定第10号
- 16 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県林業・木材産
業改善資金特別会計決算の認定
について（追加議題）
認定第11号
- 17 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県中城湾港（新
港地区）臨海部土地造成事業特
別会計決算の認定について（追
加議題）
認定第12号
- 18 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県宜野湾港整備
事業特別会計決算の認定につ
いて（追加議題）
認定第13号
- 19 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県国際物流拠点
産業集積地域那覇地区特別会計
決算の認定について（追加議題）
認定第14号
- 20 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県産業振興基金
特別会計決算の認定について
認定第15号 （追加議題）
- 21 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県中城湾港（新
港地区）整備事業特別会計決算
の認定について（追加議題）
認定第16号
- 22 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県中城湾港マリ
ン・タウン特別会計決算の認定
について（追加議題）
認定第17号
- 23 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県駐車場事業特
別会計決算の認定について（追
加議題）
認定第18号
- 24 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県中城湾港（泡
瀬地区）臨海部土地造成事業特
別会計決算の認定について（追
加議題）
認定第19号
- 25 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県公債管理特別
会計決算の認定について（追加
議題）
認定第20号
- 26 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県国民健康保険
事業特別会計決算の認定につ
いて（追加議題）
認定第21号
- 27 令和2年第6回議会 令和元年度沖縄県病院事業会計

- 第6回議会 決算の認定について(追加議題)
認定第22号
- 28 令和2年 令和元年度沖縄県水道事業会計
第6回議会 決算の認定について(追加議題)
認定第23号
- 29 令和2年 令和元年度沖縄県工業用水道事
第6回議会 業会計決算の認定について(追
認定第24号 加議題)

出席委員

委員	次呂久 成 崇君	照 屋 大 河君
	仲宗根 悟君	瀬 長 美佐雄君
	比 嘉 瑞 己君	翁 長 雄 治君
	山 里 将 雄君	新 垣 光 栄君
	金 城 勉君	大 城 憲 幸君

欠席委員

委員長	座 波 一君	
副委員長	新 垣 淑 豊君	
委員	仲 里 全 孝君	花 城 大 輔君
	又 吉 清 義君	末 松 文 信君
	島 袋 大君	

(開会前に、座波一委員長に発熱がありPCR検査を受けたこと、行動を共にしていた新垣淑豊副委員長も同様な症状があり本日の委員会に出席することができないため、年長委員である金城勉委員が委員長の職務を代行する旨が説明された。)

○金城勉年長委員 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

本日は、要調査事項及び特記事項の取扱いについて並びに総括質疑の取扱いについて協議する予定ですが、先ほど説明したような状況であります。休憩いたします。

(休憩中に、事務局から議員における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応指針の内容及び座波委員長以下の沖縄・自民党所属の決算特別委員の状況について報告があった。また、本日の議事進行について協議した結果、座波委員長等の検査結果が判明した段階で委員会を再開して対応を協議することで意見の一致を見た。)

○金城勉年長委員 再開します。

本日の委員会については、検査結果が判明次第再開し、要調査事項及び特記事項の取扱い並びに総括

質疑の取扱いについて協議することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金城勉年長委員 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後3時6分再開

(再開前に、金城勉年長委員から、座波委員長のPCR検査結果が陽性であったこと及び沖縄・自民党から同会派所属委員は本日の委員会に出席できないが、残りの委員で委員会を開催し進行して構わないとの申出があったことが報告された。)

○金城勉年長委員 再開いたします。

要調査事項、特記事項及び総括質疑の取扱いについてを議題といたします。

ちなみに、常任委員長への質疑の通告はありませんでした。

各常任委員長からの決算調査報告書につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日タブレットへ掲載しております。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から要調査事項及び特記事項の取扱いについて説明があった。)

○金城勉年長委員 再開いたします。

まず、知事等の出席を求め総括質疑を行うかどうかについての御協議をお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から委員長、副委員長及び理事1名が出席できないため理事会の開催ができないことが説明された後、知事等の出席を求め総括質疑を行うかどうかについて出席委員で協議を行った結果、行わないことで意見の一致を見た。)

○金城勉年長委員 再開いたします。

お諮りいたします。

知事等の出席を求めての総括質疑は行わないことに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金城勉年長委員 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、特記事項の取扱いについて協議した結果、議案の採決後に附帯決議として採決に付すとすることで意見の一致を見た。また、付託された議案を本日採決するため

に再開後日程追加について採決することで意見の一致を見た。）

午後 3 時30分休憩

午後 3 時45分再開

○金城勉年長委員 再開いたします。

これより、付託された議案について本日採決するため、審査日程の変更を議題に追加することについて採決しますが、その前に意見・討論等はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 無所属の会大城ですけれども、少し休憩中に申し上げましたので簡潔に申し上げます。

今回コロナで自民党会派が緊急事態になって参加できないということでありました。それで、本人たちの意思もあろうかと思えますけれども、私は休憩中に言ったように、令和元年度一般会計で約8000億円、特別会計で2600億円、1兆円余るこの税金の使い道、それを総括をして、次年度の予算に生かしていくと、そういう趣旨でこの特別委員会は17名の議員で各会派の代表を設置されております。そういうことからすると、やっぱり最後の採決の部分は17名そろそろべきだし、そんな理想の中で7名もいないというところで採決を行うのは反対ですので、この日程変更は何とか先送りしてほしい、次に回してほしい、そういう思いで、日程追加については反対をいたします。

○金城勉年長委員 ほかに、意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○金城勉年長委員 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、付託された議案について本日採決するため、審査日程の変更を議題に追加することについて採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○金城勉年長委員 挙手多数であります。

よって、付託された議案について本日採決するため審査日程の変更を議題に追加することは可決されました。

審査日程の変更についてを議題といたします。

10月1日の委員会において決定した審査日程では、今回は10月23日 金曜日の午前10時に本委員会は開催することとしておりますが、先ほど総括質疑を行

わないことに決定したため、10月23日の日程は採決のみとなります。

よって、この際日程を繰り上げ、本日採決を行うこととし、審査日程を変更の上、本日の議題に令和2年第6回議会乙第15号議案及び乙第16号議案の議決議案2件並びに令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を追加したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金城勉年長委員 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま決定いたしました令和2年第6回議会乙第15号議案及び乙第16号議案の議決議案2件並びに令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を追加して議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序及び方法等について協議)

○金城勉年長委員 再開いたします。

これより、令和2年第6回議会乙第15号議案令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び同乙第16号議案令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金城勉年長委員 御異議なしと認めます。

よって、令和2年第6回議会乙第15号議案及び同乙第16号議案の議決議案2件は可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、大城憲幸委員から採決に加われない旨の表明があり、同委員が退席した。)

○金城勉年長委員 再開いたします。

次に、令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算24件は認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金城勉年長委員 御異議なしと認めます。

よって、令和2年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件は認定されました。

休憩します。

(休憩中に、大城憲幸委員が入室した。また、附帯決議案の文案について協議した結果、

案のとおりで意見の一致を見た。)

○金城勉年長委員 再開いたします。

ただいま認定されました令和2年第6回議会認定第1号令和元年度沖縄県一般会計決算の認定についてに対する附帯決議案について採決いたします。

お諮りいたします。

本附帯決議案は、休憩中に御協議したとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金城勉年長委員 御異議なしと認めます。

よって、本附帯決議案は可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金城勉年長委員 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆様には、連日、熱心に審査に当たっていただきまして大変御苦勞さまでございました。

これをもって、委員会を散会いたします。

決算特別委員会議案処理一覧表

議案番号	議 案 名	議決の結果
令和2年 第6回議会 乙第15号議案	令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	全会一致 可 決
令和2年 第6回議会 乙第16号議案	令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃

決算特別委員会決算処理一覧表

認定番号	決 算 名	議決の結果
令和2年第6回議会認定第1号	令和元年度沖縄県一般会計決算の認定について	全会一致 認 定
令和2年第6回議会認定第2号	令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第3号	令和元年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第4号	令和元年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第5号	令和元年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第6号	令和元年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第7号	令和元年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第8号	令和元年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第9号	令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第10号	令和元年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第11号	令和元年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第12号	令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	〃

認定番号	決 算 名	議決の結果
令和2年第6回議会認定第13号	令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	全会一致 認 定
令和2年第6回議会認定第14号	令和元年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第15号	令和元年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第16号	令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第17号	令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第18号	令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第19号	令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第20号	令和元年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第21号	令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第22号	令和元年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第23号	令和元年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	〃
令和2年第6回議会認定第24号	令和元年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	〃

令和2年第6回議会認定第1号「令和元年度沖縄県一般会計決算
の認定について」に対する附帯決議

令和元年度沖縄県一般会計決算の認定に当たっては、下記の事項に留意し、今後の事務執行に努めること。

記

豚熱発生に伴う移動制限区域内の68農家については、国の補助対象とならなかった場合には養豚業の存続に関わることから、県においては豚熱に係る手当金等評価チームの算定状況の推移を踏まえ、しっかりと支援に取り組むこと。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

決算特別委員長職務代行者 金城 勉

○総務企画委員会

令和2年10月20日

決算特別委員長
座波 一 殿

総務企画委員長
又吉 清 義

決 算 調 査 報 告 書

10月1日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙1のとおり
- 2 要調査事項
別紙2のとおり
- 3 特記事項
特になし

別紙1（総務企画委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【知事公室】

問) 消防防災ヘリ導入推進事業について、市町村との協議会が設立できない理由や課題について聞きたい。また、市町村に求める人員や費用負担に係る調整はどうなっているのか。

答) 同事業の課題としては4点あるが、①防災ヘリの活動範囲については、離島まで行けるのかという懸念、②航空隊設置のため市町村から消防職員の派遣を求める点、③県と市町村間の費用負担の問題、④市町村間の負担按分への懸念があり、これらの懸念に関し残りの5団体と個別協議を実施しているところである。

市町村の人員や費用の負担については、人員ローテーションのサンプルを基にした費用負担のベースや、沖縄県消防指令センターの運営状況を基に試算した按分の割合等を提示しながら、各市町村への説明を進めているところである。

問) ワシントン事務所の活動に係る効果、課題に対する変化の有無及び情報発信の在り方について聞きたい。また、決算額の内訳について、及び費用対効果の観点から人件費の内容について聞きたい。

答) ワシントン事務所は、連邦議会議員補佐官等との面談や公聴会等を通じて現地における情報収集、情報発信を精力的に行っており、平成27年の設置以降5年間で1372名の関係者への面談を実施した。昨年10月も知事訪米で直接10名の連邦議会議員等へ沖縄の基地問題の実情を発信し、その後も継続的なフォローアップなどの取組を進めた結果、今年6月の下院軍事委員会即応力小委員会の国防権限法案に関する書面に、辺野古新基地建設予定地の地下の強度の検証結果等に関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記されるなど、大変意義のある成果を上げている。沖縄の基地問題の解決を図る観点からは、沖縄の正確な情報を米国政府や連邦議会関係者等に伝え、沖縄の実情等について理解を深めてもらうことが重要である。このため、出張等で年数回対応するだけではなく、現地に滞在して、様々な対象者に丁寧に関わり強く沖縄の実情を訴えていくことが重要であると考えている。

また、決算額の内訳としては特別旅費が256万6905円、委託料が6680万1195円で委託料のうちワシントン駐在の運営支援が3370万7526円、駐在員の活動支援として3393万669円となっている。当該事務所の職員体制としては、所長と職員1名で県職員が2名、さらに現地採用職員が1名の合計3名であるが、人件費については個人情報保護の観点から公表は差し控えていただきたい。

問) 辺野古新基地建設問題対策事業に関し、知事のトークキャラバンの提案者は誰か。また、具体的な実施状況と、どのように国民的な機運を醸成しどのように解決に導こうとしているのか聞きたい。

答) 令和元年度当初は、辺野古新基地建設問題に

関する米国でのシンポジウムを計画していたが、訪米活動を効果的に行うにはまず国内に向けて機運を醸成する必要があるということで、知事公室内において知事とも調整した結果、トークキャラバンに振り替えて実施したものである。

具体的には、令和元年6月の東京でのキックオフシンポジウムに始まり、各地で知事の講演会やパネルディスカッション等を行い、東京で165名、名古屋で780名、大阪で300名、札幌で1100名の参加があった。また、各地での地元メディアの取材対応により、テレビ、ラジオ、全国紙、地元紙で報道されるなど、広く発信し国民的議論の契機とすることができたと考えている。本事業を通じて、普天間飛行場や沖縄の過重な基地負担の軽減について、まずは全国の皆様に共有し考えていただく中で、何らかの形で解決の糸口を探りたいということから、機運醸成を求めてトークキャラバンを実施しているところである。

そのほか、不発弾等対策に係る補助事業の周知促進の取組、不発弾処理に伴う避難等による経済的損失の算出及び国の全額負担の可能性、米軍関係の事件・事故及び爆音被害等の状況、災害情報発信におけるコミュニティ放送局の活用可能性、国際災害救援センター（仮称）設置事業の内容などについて質疑があった。

【総務部】

問) 不用額が前年度より増加しているが、縮減に向けた対応策について聞きたい。

答) 令和元年度一般会計の不用額の総額は177億7000万円とかなり多くなっている。主な内容として、教職員給与費について臨時的任用職員に係る費用等で約13億円、災害復旧費で災害が見込みより少なかったことで約12億円、沖縄振興特別推進交付金の市町村事業などでも7億円近い不用が出ており、特に推進交付金の実績減や入札残、年度途中の予期せぬ事情などやむを得ないものもある。

不用額の圧縮に向けた県全体の取組としては、まずは、予算編成に当たって、社会情勢やその後の事業の熟度、必要性等について検討を行っていきたい。また、執行に関しても年度当初に予算編成の執行方針を定めて、事業の早期着手と進行管理の徹底を通知している。今後とも、

引き続き予算計上時における所要額の見積りの精度を高め、事業の進捗状況を各部署での確に把握して効率的な執行に努め、不用額の削減、圧縮に取り組んでいきたい。

問) 米軍関係の自動車税の減免に係る経緯と内容について聞きたい。また、改善に向けて県としてどのように取り組んでいるのか。

答) 米軍構成員等の私有自動車に対する自動車税は、日米地位協定の規定に基づき日米合同委員会で合意された税率により、昭和47年の復帰当時から課税されている。令和元年度における当該調停額は2万4367件の3億8万9000円で、地方税法に定める標準税率で課税した場合の税額で算出すると9億6645万円とその差額は6億6636万円となり、現在までの48年間の差額累計総額は約291億5670万円となっている。

これらについては、いわゆる国内と同一の税率で課税するように渉外知事会とも連携しながら取り組んでおり、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会などでもそのような要請を行っているところである。

問) 所有者不明土地管理費事業について、県民の財産としての有効活用が図られるよう国に求めていくとされているが、具体的にはどのような内容か。

答) これまで県としては、沖縄戦に起因する所有者不明土地については、真の所有者への返還及び市町村への所有権の帰属により解決されるべきものと考え、制度提言や要望を行ってきたところである。平成30年度から内閣府の有識者会議で議論されている中で、令和元年に成立した新たな表題部所有者不明土地法の仕組みにより解決しようと国は考えているようだが、これは土地所有権を証する書類または証人等の確保が困難な場合には解決に至らないものである。そのため、県または市町村が所有権の帰属を受けて、それを県民のために有効活用することを含めた新たな法律を制定できないか、国へ要望しているところである。

そのほか、職員定数及び障害者雇用率の現状と今後の取組、自主財源増の主な理由、県税の収入未済額の増加要因、自動車税の収入未済額の内容、デジタルアーカイブ事業の実績と今後の継続の見通しなどについて質疑が

あった。

【企画部】

問) 過疎地域自立促進特別措置法が果たしてきた役割についての認識を聞きたい。また、新たな過疎法の適用条件等が厳しくなることも想定されるが、これに対して今後どのように取り組んでいくのか。

答) 現行の過疎法に基づく過疎債は極めて有利な財政上の制度として、本県の過疎地域における小中学校や市町村道の整備等のハード事業、診療所の運営や地場産業振興の補助等のソフト事業まで様々な事業に活用されてきたところであり、引き続き必要なものであると認識している。

これまでの取組として、昨年度は過疎市町村も含めた様々な勉強会を開催しながら要請活動も行ってきた。また、今年7月末に知事そして過疎市町村で構成される過疎振興協議会と連携し国政与党に要請活動を行ったところである。その中で、過疎法の適用が本土に比べて10年遅れた点や、財政基盤が非常に脆弱な小規模の離島や町村が多い等の沖縄の特殊事情を説明し、一定の理解を得られたと考えてはいるが、過疎法は全国制度であるため、他の地域にもある程度説明し得る理屈が必要との指摘も受けているところである。厳しい状況ではあるが、新たな要件が固まる前に改めて要請することを計画しており、可能な限り知事で対応したいと考えている。

問) 鉄軌道の導入に向けては費用便益比の認識の違いが壁になっていると思うが、国との調整状況と今後の取組について聞きたい。

答) 県の全体的な調査においては、事業採算性については全国新幹線鉄道整備法を参考とした上下分離方式による事業スキームを想定し、費用便益比についてはこれまでの実績を踏まえ将来の観光客数を1200万人から1400万人を想定し、また貨物車に係る便益等を見込む形で検討したものである。国としては、県自ら実施した検討結果等に基づき沖縄県としての考え方が示されれば、これを受け止めつつ国におけるこれまでの調査結果や総点検の結果を踏まえて今後の方向性を検討・判断していくという見解を示している。

今後の取組としては、鉄軌道についても新た

な沖縄振興に必要な制度の中にしっかりと盛り込みながら、戦後、沖縄は国鉄や新幹線の恩恵を受けてこなかったという事情も踏まえ、国に特例制度の創設も含めた具体的な議論を加速させていきたいと考えている。

問) 沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業の具体的な成果について聞きたい。また、これまでの十数年で約2000億円以上の予算をかけてきたO I S Tの役割についてはどう考えているか。

答) この事業は、産官連携の共同研究に対し支援を行うものであり、県内大学との共同研究について平成27年度から令和2年度までの累計で58件を支援している。令和元年度における主な成果として、企業が有する素材と沖縄高専の有する技術を組み合わせて、人間の健康に寄与する機能性商品の研究開発を支援しているところであり、具体的には炎症性腸疾患の炎症抑制効果を通じた生活の質の改善を目指した商品の開発などを目指している。事業の内訳としては県内の各大学や沖縄高専等がメインであるが、O I S Tが参画している共同研究も3件ある。

O I S Tでは、昨今のコロナ禍にあってPCR検査や抗体検査を実施するなど、連携の取れた取組がなされている。今後のO I S Tとの連携については、今あるベンチャー系企業とのマッチングを図る必要があるが、現在起業家支援のアクセラレーター・プログラムを実施しており、本来、コロナでなければ今年度2件の外国企業の支援ができるところであった。この取組にあっては県単の補助事業を実施しており、県内に企業が定着するような取組をどんどん進めて、少しずつではあるが裾野を広げていきたいと考えている。

そのほか、不用額の内訳及びその理由、移住定住促進事業の内容及び島嶼地域等における人口減少等の現状、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の内容及び実績内訳及び離島出身者の帰省等への補助の可能性、離島のガソリン価格差の解消に向けた施策の在り方、沖縄・奄美連携交流促進事業の内容及び職員受入れの現状などについて質疑があった。

【公安委員会】

問) サイバーセキュリティ策に関し実際のサイバー犯罪の発生及び摘発状況等を聞きたい。また、対応に当たる組織体制や人材育成等についてはどうなっているか。

答) 令和2年7月末現在の県内のサイバー犯罪の検挙件数は暫定値で65件、前年同時期比で14件、27.5%の増加となっている。罪種別の内訳は、沖縄県青少年保護育成条例違反が23件、次いで児童買春・児童ポルノ法違反が19件、詐欺が6件などとなっている。

県警の体制としては、平成29年に警察本部の生活安全部にサイバー犯罪対策課を設置し、22名体制でサイバー犯罪の被害防止及び検挙対策を推進しており、専属の課等はないが各警察署でも事案の内容に応じて対応している。また、サイバー犯罪に関し、変化の著しいIT技術に対応した捜査や防犯対策を推進するために、最新高度のIT技術を習得することを目的に、平成30年度から最先端技術を有する企業等へ県警の職員を毎年1名派遣し、3か月間程度の研修を行っている。

問) 安全なまちづくりの推進事業に関し、ちゅらさん運動の推進状況について聞きたい。

答) ちゅらさん運動については、平成16年に施行されたうちなー安全まちづくり条例に基づいて推進しているところである。具体的な普及の取組として、テレビやラジオ、ポスター掲示による広報、また県警が運用している安心ゆいメールやSNS、LINEやツイッター等による情報発信、県内のスーパーマーケット等における広報といった各種媒体を活用し促進を図っている。また、ちゅらさん運動の事業として行う防犯ボランティアに対する物品の支援や、構成員に対する研修会の開催、地域安全マップづくりや公共施設の安全点検、防犯モデルマンションや駐車場の登録などの各種取組を通して、県民に対してちゅらさん運動の周知を図っているところであり、刑法犯認知件数はここ十数年連続で減少していることから、当該取組により一定の成果が上がっているものと認識している。

問) 少年犯罪全般の現状と対策の内容について聞きたい。また、青少年の薬物乱用への防止策はどうなっているか。

答) 令和元年度の刑法犯少年の検挙・補導数は

521名で、前年比208名、34.8%の減少となっており、内訳としては窃盗犯が381名、粗暴犯66名、風俗犯13名、知能犯10名、凶悪犯7名、その他44名である。検挙・補導数は過去最多となる平成17年の2313名から減少を続け、令和元年には531名となり、ピーク時から1792名、77.5%の減少となっている。対策としては、従来の街頭補導活動に加え、補導された中学生を対象に複数回の面接及び指導等を行うなど再発防止対策を推進し、規範意識の向上を目的とした非行防止教室や少年警察ボランティアと連携した居場所づくりなどの立ち直り支援を行っている。

また、青少年の薬物乱用防止のために、学校等の関係機関と連携し、県教育長から委嘱を受けた警察官を安全学習支援隊として学校に派遣し、薬物乱用防止教室を開催して薬物の有害性や依存性等を認識させる指導啓発の取組を行っており、薬物事犯の取締りの徹底とともに、関係機関と連携した広報啓発等を推進していく。

そのほか、県内における刑法犯及び米軍関係の犯罪、DV相談件数等の推移及び緊急避難先の確保状況、ストーカー被害への対策、信号機の設置及び横断歩道の補修に係る考え方、警察使用料や警察手数料及び過料の内容などについて質疑があった。

【出納事務局】

質疑なし

【監査委員事務局】

事業に係る精算及び返納手続の在り方について質疑があった。

【人事委員会事務局】

人事委員会で扱う相談内容及び処理件数について質疑があった。

【議会事務局】

質疑なし

○経済労働委員会

令和2年10月20日

決算特別委員長
座 波 一 殿

経済労働委員長
西 銘 啓史郎

決 算 調 査 報 告 書

10月1日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙1のとおり
- 2 要調査事項
別紙2のとおり
- 3 特記事項
別紙2のとおり

別紙1（経済労働委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【農林水産部】

問) 農林水産物流通条件不利性解消事業の効果について、補助実績も含めて拡大しているという評価になっているのか。

答) 令和元年度の補助実績は約26億2000万円となっている。県外出荷量は平成25年の約5万トンから約6万2000トンへ増加するなど、農林漁業者の経営安定に寄与していると考えている。また、本事業の平成30年度の実績に基づく経済効果については、約189億6000万円と積算している。

補助対象事業者に聞き取り調査をしたところ、取引先及び県外出荷量の増加、品質の向上、作付面積が増加したなどの回答があり、県外出荷の促進に対して一定の成果が得られているものと考えている。

問) 豚熱発生に伴い制限を受けた10キロ圏内の68農家に対する支援について、国が補助対象外と判断した農家に対する県の対応を伺う。

答) 移動制限区域内の68農家に対する支援は、国・県の2分の1の補助事業のため、その要件に沿った形での算定にはなるが、やはり防疫対策

の一環として捉えたものについては、例えば全てということではなく、個別、個別にしっかり確認した上で、妥当なものについては評価し、何らかの検討をしなければいけないと思っている。

問) 仮に、沖縄振興特別措置法が延長されない場合や一括交付金が廃止された場合、農林水産部関連事業にどのような影響があると考えているか。

答) 農林水産部の主要事業は一括交付金を財源として構成されているウエートが高く、平成24年度以降、一括交付金を活用した農業産出額も含めて成果が上がっている。今の制度がなくなれば、当然財源をどう確保するかという課題が生じてくる。我々としては成果を上げてきていると思っているので、必要だという部分をしっかりと訴え要請していくことが重要だと考える。

そのほか、農林水産物の地産地消上位5品目の割合、県内の農業所得の平均額と全国との比較、沖縄型レンタル農場設置事業の内容と実施場所、肉用牛の父子不一致事案の調査の状況、パラオ共和国との漁業に関係する人材交流事業の展開などについて質疑があった。

【商工労働部】

問) 県産品拡大展開総合支援事業の昨年度の実績とわしたショップや百貨店・量販店等での売上げや取組状況はどうなっているか。また、今年のコロナの影響について伺いたい。

答) 昨年度、県外のスーパー等において沖縄フェアを延べ45回、1910店舗で開催し、事業費4800万円に対して、6億5000万円を売り上げたところである。また、主要百貨店でも沖縄物産展を開催し、事業費1300万円に対して、売上げが5億6000万円となっており昨年度はすごく好調であった。これらの沖縄フェア、物産展の事業費に対する売上げの費用対効果については、全体で約20倍という高い効果を示している。

今年度は、コロナの影響による観光客の減少、

県内産土産品の売上げが大幅に減少している厳しい状況の中、この事業を活用し、県外の量販店等で沖縄フェアを実施したところである。工夫を凝らした点は、知事のビデオメッセージと沖縄の魅力を伝えるためのプロモーションビデオを大型モニター等を用いて催事場等で放映することによって、沖縄に行けない方々や沖縄に行きたい方々に訴求したところである。これにより前年比約120%の売上げを達成したことから、企業からも感謝のメッセージを頂いたところである。

問) 国際物流関連ビジネスモデル創出事業による成果はどうなっているか。また、沖縄を経由して輸出する必然性を備えたビジネスモデルとはどのようなものか。

答) 当該事業を開始する前の平成27年度は、沖縄から輸出された中古車は18台で金額にして約390万円であったが、その後、平成28年度は391台で6億5590万円、平成29年度は475台で4億4940万円、平成30年には721台で7億79万6000円となっており、着実に増えている状況である。

ビジネスモデルについては、沖縄を経由することで、早く輸出できるというタイムパフォーマンスモデルや沖縄に一定の在庫を置いて、ここからアジア等へ輸出する海外ストックモデル等を想定している。

問) 沖縄県庁全体の障害の雇用状況について法定雇用率を上回っているかどうか伺う。

答) 障害者の法定雇用率は、民間企業の場合は2.2%、自治体は2.5%となっており、自治体は民間企業よりも高めに設定されている。

令和2年6月1日時点での任命状況は、知事部局は対象となる職員が5402人、障害者の人数が119人で実雇用率が2.2%となっており、法定雇用率の達成には16人不足している状況である。

そのほか、情報通信産業関連の企業立地数や雇用者数の推移、リゾテック沖縄国際IT見本市の取組状況、工芸産業パワーアップ事業の対

象となる組合数と事業者数、航空関連産業クラスター形成及び集積へのコロナによる影響の有無、沖縄国際物流拠点の現状と今後の施設の活用方法などについて質疑があった。

【文化観光スポーツ部】

問) 観光振興財源確保検討事業、いわゆる観光目的税について、業界からはこのコロナの時期で厳しいのではないかとといった声もある中で、この税金の使途目的及び税収見込みについて伺う。

答) 現在検討されている内容としては、2万円以上の宿泊については500円、2万円未満については200円、また宿泊数に応じて課税をしていくという仕組みにしており40億円の税収を見込んでいる。

税金の使途については、沖縄観光の振興施策に必要な財源として観光客へのサービスとして提供していくということで、例えばインバウンド客であれば、観光案内サインのさらなる充実等に充てていくことを想定している。

問) 万国津梁会議において、SDGsを新たな振興計画に入れることについて議論されているが重要な課題の掘り下げが非常に不十分だと思っている。これについてはどう考えるか。

答) SDGsについては、まず国がかなり積極的に推進しているという実態があり、その中で地方自治体の役割として、各計画の策定や改定の際にSDGsの要素を最大限反映するようにとの方向性も示されていることから、新たな振興計画の策定の中では国の実施方針も踏まえ、SDGsの要素を反映させたいということが県の考え方の一つである。

もう一つは、沖縄県振興審議会からの答申の中でも、新たな振興計画において、このSDGsは非常に重要であり、こういったところも視点に入れながら検討するようという方向性も示されたことから、新たな振興計画の検討の中で、SDGsというところも一つの要素として検討の中に入れていく。

問) 大型MICE施設については、一括交付金を断念せざるを得なかったということで課題整理を進めており、PPPの導入で事業スキームの

調査をしているが、コロナ禍以前の事業スキームでは、基本的計画の見直し等々をやるとしても、この計画自体の妥当性を検証する必要もあるかと思うが、いかがか。

答) 新型コロナウイルス感染症の影響で人々の働き方も変化しており、MICEについてもオンラインとライブを融合したハイブリッド型を模索していく動きが見られるということで、新しい生活様式に合わせたMICE施設の在り方を慎重に見極めながら検討する必要があると考えている。

そのため、多様な働き方に対応するリモートワークやワーケーション機能の導入、環境への配慮、データや新技術などを活用したスマートシティーを検討するなどウィズコロナ、アフターコロナの中でも、ビジネス旅行者に選ばれるエリアとなるよう、施設の整備だけではなく、今、民間事業者、専門家、地域住民、市町村、自治体と対話を続けているところである。

そのほか、「まいにちおきなわ」ECサイトの運営状況、観光客1人当たりの消費額を引き上げるための取組状況、空手の首里・泊手系以外の流派の有無などについて質疑があった。

【労働委員会事務局】

質疑なし

別紙2（経済労働委員会）

特 記 事 項

- 1 豚熱発生に伴う移動制限区域内の68農家については、国の補助対象とならなかった場合には養豚業の存続に関わることから、県においては豚熱に係る手当金等評価チームの算定状況の推移を踏まえ、しっかりと支援に取り組むこと。

○文教厚生委員会

令和2年10月20日

決算特別委員長
座 波 一 殿

文教厚生委員長
末 松 文 信

決 算 調 査 報 告 書

10月1日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙1のとおり
- 2 要調査事項
特になし
- 3 特記事項
特になし

別紙1（文教厚生委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【子ども生活福祉部】

問) 待機児童解消について、待機児童解消支援基金事業と保育所等の整備事業を活用することでどれくらいの保育所が整備され、その結果、待機児童が何名解消できたか。また、認可保育施設と公立保育園での定員割れはどれくらいか。

答) 待機児童解消支援基金事業等により令和元度、市町村が実施する保育所等の整備への支援を行ったことで24施設の増と保育定員にして3540名の増が図られた。

また、令和2年4月1日時点の待機児童数は1365人となっており、前年と比較して337人減少している。認可保育園等の定員割れの状況は、令和2年4月1日時点で4900人、公立保育園については令和2年8月1日時点で64か所、1119人となっている。

問) 母子父子寡婦福祉資金の貸付金の利用状況はどうか。また、この貸付金には、ほかにどのような用途があるのか。

答) 母子福祉資金の令和元年度貸付実績は、貸付件数は268件、貸付金額は約1億5800万円となっており、対前年度比では貸付件数が55件、17%の減であり、貸付金額は3700万円、19.3%の減となっている。

減少した主な要因は、給付型奨学金や授業料等の減免のある高等教育の就学支援制度が令和2年度から開始しており、貸付事業の約9割を占める子供たちの修学資金や修学支度資金の利用が減少したことによるものと考えている。

また、この貸付金の用途は技能習得を目的とした資金、生活資金や結婚資金、住宅転居に必要な貸付金など12種類の貸付金が用意されている。

問) 沖縄子供の貧困緊急対策事業や沖縄県子どもの貧困対策推進基金などを活用して子供の貧困対策に取り組んでいるが、令和元年度の指標及び目標値の達成状況と令和3年度の目標達成に向けての取組を伺う。

答) 県では子どもの貧困対策計画に基づき、子供のライフステージに即した切れ目のない総合的な施策に取り組んでいる。同計画を着実かつ効果的に推進するため毎年度、施策の点検・評価を実施しており、令和元年度に実施した点検・評価においては41指標中30指標が改善している状況である。

また、沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用して、支援員が29市町村に118名、子供の居場所が26市町村で148か所設置されるなど、着実に子供たちへの支援が広がっている。

計画については令和3年までの終期となっているので、子供の貧困対策を一過性のものとせず、継続的な取組として推進していくことが重要と考えており、今後、次期計画の策定についても取り組んでいく。

そのほか、戦没者遺骨収集事業における収集状況と事業終期、就学援助の受給件数と今後の拡充計画、平和の思い発信・交流・継承事業の開催時期及び期間、ひとり親家庭生活支援モデル事業のこれまでの成果、児童虐待の相談件数と児童養護施設の入居状況などについて質疑があった。

【保健医療部】

問) 医学臨床研修事業の単独事業と交付金事業の違いは何か。また効果として養成した医師が離島・僻地に貢献しているとあるが、具体的にどこに配置しているのか。

答) 単独事業は主として県立の離島診療所で勤務する専攻医を養成するものであり、交付金事業は県立の北部、宮古、八重山病院で勤務する専攻医を養成する事業という形で分かれている。

また、養成した医師20名の配置先は、県立北部病院に4名、県立宮古病院に7名、県立八重山病院に7名、伊是名診療所に1名及び南大東診療所に1名となっている。

問) 特定不妊治療費助成事業について、実績や利用状況、また適用条件はどうなっているか。

答) 当該事業は、平成17年度から不妊治療の経費負担の軽減を図ることを目的として、高額な医療費のかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精について、年齢、所得、助成回数の制限を設けて治療に要した経費の一部を助成するものであり、令和元年度の実績は、夫婦798組に1336件の助成を行っている。

また、要件は次のとおり5つあり、全ての要件を満たしていることが必要である。

法律上の婚姻関係にある夫婦であること、夫婦の双方または一方が沖縄県に住所を有していること、夫婦の合計所得が730万円未満であること、指定医療機関で治療を終えていること及び治療開始時点で配偶者の年齢が43歳未満であることの5つの条件である。

問) 母子健康包括支援センターの設置状況について聞きたい。また、今後のさらなる設置の推進に向け実施している研修や調査・検討事項の内容についても確認したい。

答) 母子健康包括支援センターについては、令和2年9月末現在、16市町村で設置している。

また、平成28年度から、妊娠期からのつながるしくみ調査検討事業を実施しており、那覇市、沖縄市及びうるま市の3市をモデル市として検討委員会を開催し、先進地視察や保健、医療、福祉の各分野の職員を対象に基礎的な研修会や意見交換などを行い、母子保健、子供の貧困、子育て支援及び児童虐待防止などにわたる沖縄県の現状を把握して、沖縄県の抱える課題を明確にして共有している。

そのほか、北部基幹病院整備推進事業の現状と今後のスケジュール、みんなのヘルスアクション創出事業における県内中小零細企業への健康経営の支援方法、国民健康保険事業の前期高齢者交付金が少ない理由、ドクターヘリ事業とメッシュサポートの連携の予定、子供医療費無料化への調整状況と実現の見通しなどについて質疑があった。

【病院事業局】

問) 5年ぶりに経常収支が黒字になっているが、その要因についてどのような分析をしているのか聞きたい。

答) 令和元年度の沖縄県病院事業会計の決算において、5年ぶりに4億3446万6643円の黒字を計上している。その要因としては、各県立病院における民間医療機関からの紹介患者の受入拡大のほか、施設基準の取得や手術件数の増など、各県立病院の収益確保の取組が功を奏したことや一般会計繰入金が増が経常収支の黒字化につながったものと考えている。

問) 新型コロナウイルス対策の対応に係る影響で4月から7月までの間に23億5400万円の減収と確認しているが、8月以降の状況と、これらに対しどのような対応を行うのか聞きたい。

答) 令和2年8月分の収益については、前年同月比で入院収益が約2億8400万円の減収、外来収益については8100万円の減収になっており、合計で3億6500万円の減収となっている。令和2年度の累積値、4月から8月までの5か月の累積は前年度と比較して入院、外来収益で合計27億2000万円の減収、割合にして13.1%のマイナスになっている。このような状況の中、県では、空床確保の補助や協力金なども含め、120億円を超える予算を確保しているが、執行率はゼロである。現在4月から6月分の実績に対する補助金交付手続を行っており申請書が提出され次第順次交付の手続を進めている。7月以降の分についても国の交付金を活用し、早急に作業を進めていく考えである。

問) 医師、看護師及びコメディカルの定数に対する配置状況及び今後の配置計画について聞きたい。

答) 病院事業局における令和2年9月1日現在の職員配置状況は、医師が配置定数448名、現員数が397名で充足率は88.6%、現員数に常勤派遣医師数16名を加えると充足率は92.2%となる。看護師は配置定数が1881名、現員が1843名で充足率98%、コメディカルは配置定数472名に対し現員数は459名で充足率97.2%となっている。

今後の計画は、医師に関し多くの欠員が生じているので、看護師も含め病院現場と連携しながら、できるだけ早いタイミングで補充できるよう取り組んでいく。

そのほか、病院経営計画の目標値に対する達成度、病院施設内における病院互助会の在り方、6 県立病院の現状と今後の病院経営の在り方、離島・僻地の医療従事者の確保に関する北部、宮古、八重山病院長の評価及び課題などについて質疑があった。

国教育交流研修及び高校生海外雄飛プログラムの 3 事業の中止が決まったが、中止になった事業も 4 月からスタートしており、選考業務や事前研修等に要した経費がある。

【教育委員会】

問) 県外大学への進学を支援する給付型奨学金制度の実施件数、金額及びその成果を聞きたい。また、今後の課題についても伺いたい。

答) これまでの実績として、平成29年度進学者が25名で約2700万円、平成30年度が25名で約4800万円、令和元年度が25名で約6600万円となっており、さらなる大学等の進学率の向上にもつながっていると考えている。

また、今後の課題としては、国の就学支援新制度が始まり、その内容が低所得層への手厚い支援となっていることから、本事業についてもいろいろ検討する必要があると考えている。

問) 就職活動キックオフ推進事業について、事業の効果と課題を聞きたい。また、県内と県外の離職率はどれくらいか。

答) 令和2年3月卒の就職内定率は、厚生労働省の調べでは過去最高の98.0%で、同事業がスタートした平成26年度の88.4%と比較して9.6ポイント上昇しており、早期離職に関しても改善が図られている。

平成28年3月卒業の県内就職者の3年以内の離職率は、沖縄労働局によると50.4%となっており県外の39.2%と比較しても高い状況にあることから、県内の子供たちの離職率については課題として認識している。

問) グローバル・リーダー育成海外短期研修事業について、研修生の選考方法と3事業が派遣中止となっている中、執行率が81.9%と高い理由は何か。

答) 選考方法については、各高等学校長により提出された推薦書並びに学校生活状況、評定、生徒の応募動機等により書類選考を1次選考としている。2次選考では日本語、外国語による面接やプレゼンテーション等を実施している。

また、6事業全て派遣予定で事業を進めていたが、派遣直前で海外サイエンス体験短期研修、中

○土木環境委員会

令和2年10月20日

決算特別委員長
座 波 一 殿

土木環境委員長
瑞慶覧 功

決 算 調 査 報 告 書

10月1日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙1のとおり
- 2 要調査事項
別紙2のとおり
- 3 特記事項
特になし

別紙1（総務企画委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【土木建築部】

問) 那覇港管理組合が実施した意識調査はどのような位置づけか。また、中断されている意識調査は再開する予定があるのか。再開するとすればいつ頃になるのか。

答) 今回の調査は、那覇港管理組合が港湾管理者の立場で独自に実施しているものであり、那覇港の現状、将来展開について市民や県民からの幅広い意見を聴取して、港湾計画の方向性を導き出す際の基礎資料を作成する目的で実施しているもので、初期段階の調査である。

また、那覇港管理組合としては、意識調査の再開については県、那覇市、浦添市の理解が必要と考えており、構成団体と協議の上、再開したいとのことであるが、那覇港管理組合からはその時期について回答は得ていない。

問) 県が正式な手続に沿って進めてきたはずの埋立事業に万国津梁会議が提唱するSDGsが大きく影響してきていると考えるが、今後の土木行政が変わっていくのか。また、那覇港の整備についてもSDGsの観点を反映させるとして、意識調査を呼びかけたとされているがこれまでの行政方針をSDGsが変えることができるのか。

答) SDGsの考え方というのは持続可能な開発ということで、これは尊重されるべきものだろうと考える。

公有水面埋立法に基づいて埋立ての計画というのは審査をし、許可または承認されるべきものである。また、那覇港管理組合が実施している浦添埠頭地区の検討についても計画策定中であるが、それも港湾計画策定後に公有水面埋立法に基づく手続が行われることであり、必要な埋立てというのは今後とも必要性があれば行われるものだろうということで、SDGsの考え方とは相反するものではないと考える。

問) 首里城再建について、政策調整監の役割はどうなっているのか。一元化されていないのか。

答) 政策調整監は知事が特に命じる重要事項を処理するために、部等に属しない職として、高度な政治判断及び対外折衝を要する重要な政策課題について、庁内や国等関係機関との調整など、調整機能の強化を図ることを目的として設置されており、首里城復興の基本計画の策定など部局をまたがる総合調整を行っているところである。

そのほか、公営住宅整備事業における入札の不調・不落の現状とその対策、中城湾港新港地区物流拠点化推進に係る定期船就航実証実験の内容と事業効果、無電柱化推進事業の進捗率と今後の計画の優先順位、沖縄都市モノレール延長整備に伴う利用実績と交通渋滞への影響及び今後の延伸計画、宜野湾マリーナ並びに与那原マリーナの管理費の補正理由と宜野湾マリーナ施設使用料の徴収方法などについて質疑があった。

【環境部】

問) 米軍航空機騒音監視事業の目的と成果、騒音の状況はどうなっているか。また、得られたデータの情報共有はどうなっているか。

答) 米軍航空機騒音監視事業は、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺で騒音が発生した際の航空機を判別するため、既存の騒音監視システムに高感度のカメラを追加整備する事業であり、嘉手納飛行場周辺5地点でカメラを新たに10台、普天間飛行場周辺3地点にカメラを3台追加した。成果については、得られたデータについて、住人からの

苦情への対応や米軍等に対する要請の際の資料として使っていきたい。

嘉手納飛行場周辺の平成元年度の航空機騒音測定結果では、嘉手納飛行場周辺21地点中6地点で、普天間飛行場周辺15地点中2地点が環境基準値を超過している。また、得られたデータは、騒音が発生してからおおむね1時間後に関係市町村に騒音レベルや画像を共有できる仕組みになっている。

問) おきなわ型省エネ設備等普及事業の概要及び効果について伺う。また、アジェンダ21に記載されている二酸化炭素の削減目標を達成できる対策になっているのか。

答) おきなわ型省エネ設備等普及事業は、本県のリーディング産業である観光業に対して、県内の二酸化炭素の削減を図るために、観光関連施設における省エネ設備等の導入に要する費用の一部を補助するものであり、令和元年度は4件のホテルに対して補助を行っており、高効率空調の設備や給湯設備などを設置して、年間約310トンの二酸化炭素の排出量を削減している。

また、沖縄県で二酸化炭素の排出量は、温室効果ガスでいうと約1%ずつぐらいの割合で下がっている状況で、2030年とか2050年に向けていくと、非常に厳しい状況であるが、低燃費な車も造られ、家電製品も非常に低電力化が進んでいるので、こういったところを併せて、さらにまた革新的な技術や新しい再エネの技術を取り入れながら達成していきたい。

問) 外来植物防除対策事業の概要と実績を伺う。また、ギンネムが沖縄に入ってきた経緯、駆除試験の内容について伺う。

答) 外来植物防除対策事業は、外来植物のギンネムを拡散防止する駆除技術を確立して、防除対策マニュアルを策定する事業で、令和元年度から始まっており、令和元年度に委員会を立ち上げて、現在その対策に向けて検討を行っているところである。

文献によると、ギンネムが最初に入ってきたのは、明治43年に国頭農学校が緑肥作物としてスリランカから導入したのが始まりだとされている。

駆除試験の内容としては、ギンネムは非常に光を好む植物であり、それを遮るために防草シートをどれぐらい伸ばせばこのギンネムに効果がある

のか、例えば伐採した際に切り株にテープを貼って効果があるのか、切り株に薬剤を注入するのとどれぐらい効果の違いがあるのか、単純に散布薬剤をした場合どうなるかといった試験を実施している。その中でも切り株を伐採した後に薬剤を注入する方法が非常に有効であることが分かっている。

そのほか、世界自然遺産登録の現状状況、ジュゴン保護対策事業におけるIUCNリサーチプランの実施状況及びジュゴン生息域での海砂採取の影響、赤土等の流出防止対策のモニタリング調査の評価、気候非常事態宣言の現状及び今後の展開、全島緑化県民運動推進事業における市町村との連携の状況などについて質疑があった。

【企業局】

問) 座間味浄水場建設候補地は本来企業局長が判断すべきであり、それを座間味村に判断を委ねたにもかかわらず、その後、知事が記者会見で建設候補地を発表して決断した格好になったが、その経緯が見えない。そのような判断をした理由は何か。

答) 座間味浄水場建設地については、約3年間ほどかけて議会でもいろいろ議論されてきた。企業局としては、高台と阿真キャンプ場内の2案まで絞って決めた中で、それまでの本会議での議論や土木環境委員会での委員の意見、そして最終的には高台に建設を求める陳情2件が全会一致で採択されたということについては企業局として非常に重く受け止めた。そういう状況の中で、地元でもいろいろな意見があり、社会的影響もあることから、知事、副知事にも相談し、早急に方針だけは出さないといけないということで決定した。

問) 座間味浄水場建設地の意思決定後、村長との面談がまだ実現できていない理由は何か。また、今後はどう進めていく考えか。

答) 浄水場の建設を円滑に進めるためには、村の協力が必要なことから、早めにお会いして、今後の進め方をいろいろ調整していきたいと考えていたが、ちょうどその頃に新型コロナウイルスの拡大による離島への移動制限や2度にわたる台風により、お互いの日程調整がなかなかつかなかった。その後、日程調整をしたところ、来週月曜日に都

合がついたので、今後の相談をしていきたいと考えている。

問) 企業局はPFOS、PFOAの除去のためにどれくらいの費用を負担しているのか。

答) 令和元年度のPFOS等に係る対応策の一環として、PFOS等の処理に適した活性炭の仕様を決定するための粒状活性炭実施設計業務委託を令和元年の10月に契約しており、委託費の総額は約4399万円で、このうち令和元年度にかかった費用は約1785万円となっている。当該委託業務は防衛省の補助事業で実施しており、補助率は3分の2で、補助金の額は約2932万円、企業局が負担する額は約1466万円である。このうち令和元年度分については、防衛省の補助が約1190万円、企業局の負担が約595万円となっている。

そのほか、西原町以南への工業用水の供給の現状及び今後の計画、北谷浄水場の水源の割合などについて質疑があった。